別記様式第２号（その１の２）

（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

基 本 計 画 書

基本計画		
事項	記入欄	備考
計画の区分	研究科の専攻の設置（国際連携専攻）	
フリガナ 設置者	ｺｸﾘﾂﾀﾞｲｶﾞｸﾎｳｼﾞﾝ ｷｭｳｼｭｳﾀﾞｲｶﾞｸ 国立大学法人　九州大学	【連携外国大学の設置者】 ベルギー王国アントワープ大学
フリガナ 大学の名称	ｷｭｳｼｭｳﾀﾞｲｶﾞｸﾀﾞｲｶﾞｸｲﾝ 九州大学大学院（Graduate School, Kyushu University）	【連携外国大学の名称】 University of Antwerp (Universiteit Antwerpen)
大学本部の位置	福岡県福岡市西区元岡744	【連携外国大学の本部の位置】 Prinsstraat 13 2000 Antwerp, Belgium
大学の目的	九州大学は、教育基本法（平成18年度法律第120号）の精神に則り、学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。	
新設研究科等の目的	20世紀後半からの世界的な人口増加や経済発展、化石燃料の枯渇等により、地球的規模の環境・エネルギー問題が深刻化しており、これらを解決し、持続可能な国際社会を実現することが求められている。このような環境・エネルギー問題解決の有効な手段の一つとして、脱炭素化社会の実現に向けたナノ材料・ナノ科学に基づく新エネルギーの創生や貯蔵、水素利用、環境浄化等に資する革新的物質・材料の研究・開発があり、当該分野において国や地域を越えた科学技術の変革を先導する優れた研究人材の育成が求められている。 加えて、我が国においては、国際頭脳循環を推進し、次世代を牽引するトップ研究者の育成が急務となっているが、これらは、新たな教育・研究の枠組みの下で海外の最先端科学の現場において実践的な研究に取り組むことによって達成されると考えられる。 このような状況に鑑み、九州大学大学院総合理工学府とアントワープ大学理学部が、これまでの交流実績を発展させ、両大学が国際的なリーダーシップを発揮している電子顕微鏡に関連する優れた人的及び教育・研究資源を核として、ナノ材料・ナノ科学を基盤として地球的規模の環境・エネルギー問題を解決し、持続可能な国際社会の実現に資する革新的物質・材料の研究・開発を牽引する国際性豊かな理工系リーダーを育成することを目的とする。	

新設研究科等の概要

新設研究科等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位	学位の分野	開設時期及び開設年次	所在地	備考
	年	人	年次 人	人			年　月 第　年次		
九州大学・アントワープ大学総合理工学国際連携専攻 (International Joint Degree Doctoral Program for Interdisciplinary Science)	3	2 〈62〉	−	6 〈186〉	博士（理学） (Doctor of Science)	理学関係	令和7年4月 第1年次	福岡県福岡市西区元岡744	【基礎となる学部】 理学部 【連携外国大学の学部等名および所在地】 Faculty of Science, University of Antwerp Prinsstraat 13 2000 Antwerp, Belgium
計		2	−	6					

事項	記入欄	備考
同一設置者内における変更状況 （定員の移行，名称の変更等）	人文情報連係学府 修士課程　（　６）（令和６年４月事前相談） システム情報科学府 情報理工学専攻 修士課程　〔定員増〕　（　３０）（令和７年４月） 電気電子工学専攻 修士課程〔定員増〕　（　３０）（令和７年４月） 総合理工学府 総合理工学専攻 博士後期課程〔定員減〕　（△２）（令和７年４月）	

教育課程

新設研究科等の名称	開設する授業科目の総数：講義	演習	実験・実習	計	修了要件単位数
九州大学・アントワープ大学総合理工学国際連携専攻	0 科目	0 科目	0 科目	0 科目	0 単位

区分	研究科等の名称	専任教員：教授	准教授	講師	助教	計	助手	専任教員以外の教員（助手を除く）	備考
新設分	九州大学・アントワープ大学総合理工学国際連携専攻	4人 (4)	5人 (5)	0人 (0)	1人 (1)	10人 (10)	0人 (0)	0人 (0)	
新設分	計	4人 (4)	5人 (5)	0人 (0)	1人 (1)	10人 (10)	0人 (0)	0人 (0)	
既設分	人文科学府 人文基礎専攻　修士課程	8 (8)	8 (8)	2 (2)	0 (0)	18 (18)	0 (0)	7 (7)	【連携外国大学と調整を行う専任教員の状況等】 人数：1名 職名：准教授 所属：九州大学・アントワープ大学総合理工学国際連携専攻
既設分	人文基礎専攻　博士後期課程	8 (8)	8 (8)	2 (2)	0 (0)	18 (18)	0 (0)	0 (0)	
既設分	歴史空間論専攻　修士課程	5 (5)	8 (8)	1 (1)	0 (0)	14 (14)	0 (0)	10 (10)	
既設分	歴史空間論専攻　博士後期課程	5 (5)	8 (8)	1 (1)	0 (0)	14 (14)	0 (0)	0 (0)	
既設分	言語・文学専攻　修士課程	10 (10)	6 (6)	2 (2)	0 (0)	18 (18)	0 (0)	10 (10)	
既設分	言語・文学専攻　博士後期課程	11 (11)	6 (6)	2 (2)	0 (0)	19 (19)	0 (0)	0 (0)	
既設分	地球社会統合科学府 地球社会統合科学専攻 修士課程	31 (31)	22 (22)	8 (8)	4 (4)	65 (65)	0 (0)	8 (8)	

地球社会統合科学専攻　博士後期課程	28 (28)	27 (27)	8 (8)	0 (0)	63 (63)	0 (0)	4 (4)
人間環境学府							
都市共生デザイン専攻　修士課程	4 (4)	2 (2)	0 (0)	2 (2)	8 (8)	0 (0)	10 (10)
都市共生デザイン専攻　博士後期課程	4 (4)	2 (2)	0 (0)	2 (2)	8 (8)	0 (0)	2 (2)
人間共生システム専攻　修士課程	4 (4)	3 (3)	2 (2)	0 (0)	9 (9)	0 (0)	2 (2)
人間共生システム専攻　博士後期課程	5 (5)	6 (6)	2 (2)	0 (0)	13 (13)	0 (0)	0 (0)
行動システム専攻　修士課程	3 (3)	11 (11)	1 (1)	0 (0)	15 (15)	0 (0)	2 (2)
行動システム専攻　博士後期課程	4 (4)	11 (11)	0 (0)	0 (0)	15 (15)	0 (0)	0 (0)
教育システム専攻　修士課程	11 (11)	11 (11)	1 (1)	0 (0)	23 (23)	0 (0)	1 (1)
教育システム専攻　博士後期課程	9 (9)	9 (9)	1 (1)	0 (0)	19 (19)	0 (0)	0 (0)
空間システム専攻　修士課程	6 (6)	7 (7)	0 (0)	4 (4)	17 (17)	0 (0)	6 (6)
空間システム専攻　博士後期課程	6 (6)	8 (8)	0 (0)	4 (4)	18 (18)	0 (0)	0 (0)
九州大学・釜山大学校都市・国際連携専攻	3 (3)	3 (3)	0 (0)	2 (2)	8 (8)	0 (0)	0 (0)
実践臨床心理学専攻　専門職学位課程	3 (3)	3 (3)	1 (1)	0 (0)	7 (7)	0 (0)	3 (3)
法学府							
法政理論専攻　修士課程	26 (26)	16 (16)	1 (1)	1 (1)	44 (44)	0 (0)	21 (21)
法政理論専攻　博士後期課程	34 (34)	17 (17)	0 (0)	0 (0)	51 (51)	0 (0)	5 (5)
法務学府							
実務法学専攻　専門職学位課程	11 (11)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	13 (13)	1 (1)	43 (43)
経済学府							
経済工学専攻　修士課程	9 (9)	9 (9)	0 (0)	1 (1)	19 (19)	0 (0)	8 (8)
経済工学専攻　博士後期課程	9 (9)	9 (9)	0 (0)	1 (1)	19 (19)	0 (0)	8 (8)
経済システム専攻　修士課程	11 (11)	9 (9)	1 (1)	0 (0)	21 (21)	0 (0)	8 (8)
経済システム専攻　博士後期課程	12 (12)	10 (10)	1 (1)	0 (0)	23 (23)	0 (0)	6 (6)
産業マネジメント専攻　専門職学位課程	7 (7)	4 (4)	1 (1)	2 (2)	14 (14)	0 (0)	7 (7)
理学府							
物理学専攻　修士課程	14 (14)	18 (18)	1 (1)	12 (12)	45 (45)	0 (0)	6 (6)
物理学専攻　博士後期課程	14 (14)	18 (18)	1 (1)	12 (12)	45 (45)	0 (0)	0 (0)
化学専攻　修士課程	15 (15)	17 (17)	1 (1)	14 (14)	47 (47)	0 (0)	7 (7)
化学専攻　博士後期課程	15 (15)	17 (17)	1 (1)	14 (14)	47 (47)	0 (0)	0 (0)
地球惑星科学専攻　修士課程	15 (15)	14 (14)	0 (0)	8 (8)	37 (37)	0 (0)	6 (6)
地球惑星科学専攻　博士後期課程	15 (15)	14 (14)	0 (0)	8 (8)	37 (37)	0 (0)	0 (0)
数理学府							
数理学専攻　修士課程	32 (32)	25 (25)	0 (0)	18 (18)	75 (75)	0 (0)	13 (13)
数理学専攻　博士後期課程	32 (32)	25 (25)	0 (0)	18 (18)	75 (75)	0 (0)	0 (0)
システム生命科学府							
システム生命科学専攻　博士課程	31 (31)	21 (21)	6 (6)	30 (30)	88 (88)	0 (0)	19 (19)
医学系学府							
医学専攻　博士課程	53 (53)	33 (33)	11 (11)	4 (4)	101 (101)	0 (0)	7 (7)
医科学専攻　修士課程	45 (45)	36 (36)	10 (10)	4 (4)	95 (95)	0 (0)	1 (1)
保健学専攻　修士課程	16 (16)	6 (6)	9 (9)	5 (5)	36 (36)	0 (0)	55 (55)
保健学専攻　博士後期課程	15 (15)	5 (5)	5 (5)	2 (2)	27 (27)	0 (0)	0 (0)
医療経営・管理学専攻　専門職学位課程	16 (16)	1 (1)	0 (0)	6 (6)	23 (23)	0 (0)	5 (5)
歯学府							
歯学専攻　博士課程	19 (19)	8 (8)	16 (16)	35 (35)	78 (78)	0 (0)	47 (47)
口腔科学専攻　修士課程	19 (19)	8 (8)	13 (13)	21 (21)	61 (61)	0 (0)	0 (0)
薬学府							
創薬科学専攻　修士課程	15 (15)	5 (5)	1 (1)	0 (0)	21 (21)	0 (0)	22 (22)
創薬科学専攻　博士後期課程	6 (6)	1 (1)	0 (0)	4 (4)	11 (11)	0 (0)	0 (0)

臨床薬学専攻　博士課程	9 (9)	4 (4)	3 (3)	1 (1)	17 (17)	0 (0)	0 (0)
工学府							
材料工学専攻　修士課程	9 (9)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	15 (15)	0 (0)	4 (4)
材料工学専攻　博士後期課程	9 (9)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	15 (15)	0 (0)	8 (8)
応用化学専攻　修士課程	15 (15)	21 (21)	0 (0)	9 (9)	45 (45)	0 (0)	8 (8)
応用化学専攻　博士後期課程	14 (14)	19 (19)	0 (0)	9 (9)	42 (42)	0 (0)	12 (12)
化学工学専攻　修士課程	7 (7)	5 (5)	0 (0)	9 (9)	21 (21)	0 (0)	4 (4)
化学工学専攻　博士後期課程	6 (6)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	11 (11)	0 (0)	0 (0)
機械工学専攻　修士課程	20 (20)	13 (13)	0 (0)	14 (14)	47 (47)	0 (0)	8 (8)
機械工学専攻　博士後期課程	18 (18)	13 (13)	0 (0)	13 (13)	44 (44)	0 (0)	0 (0)
水素エネルギーシステム専攻　修士課程	9 (9)	4 (4)	0 (0)	5 (5)	18 (18)	0 (0)	18 (18)
水素エネルギーシステム専攻　博士後期課程	9 (9)	4 (4)	0 (0)	5 (5)	18 (18)	0 (0)	15 (15)
航空宇宙工学専攻　修士課程	7 (7)	5 (5)	0 (0)	8 (8)	20 (20)	0 (0)	9 (9)
航空宇宙工学専攻　博士後期課程	7 (7)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	11 (11)	0 (0)	0 (0)
量子物理工学専攻　修士課程	9 (9)	8 (8)	0 (0)	10 (10)	27 (27)	0 (0)	10 (10)
量子物理工学専攻　博士後期課程	8 (8)	7 (7)	0 (0)	0 (0)	15 (15)	0 (0)	2 (2)
船舶海洋工学専攻　修士課程	6 (6)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	10 (10)	0 (0)	2 (2)
船舶海洋工学専攻　博士後期課程	6 (6)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	10 (10)	0 (0)	0 (0)
地球資源システム工学専攻　修士課程	3 (3)	5 (5)	0 (0)	6 (6)	14 (14)	0 (0)	4 (4)
地球資源システム工学専攻　博士後期課程	6 (6)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	11 (11)	0 (0)	0 (0)
共同資源工学専攻　修士課程	3 (3)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	1 (1)
土木工学専攻　修士課程	12 (12)	15 (15)	0 (0)	10 (10)	37 (37)	0 (0)	3 (3)
土木工学専攻　博士後期課程	12 (12)	14 (14)	0 (0)	0 (0)	26 (26)	0 (0)	0 (0)
芸術工学府							
芸術工学専攻　修士課程	27 (27)	38 (38)	2 (2)	20 (20)	87 (87)	0 (0)	22 (22)
芸術工学専攻　博士後期課程	28 (28)	38 (38)	2 (2)	16 (16)	84 (84)	0 (0)	5 (5)
システム情報科学府							
情報理工学専攻　修士課程	27 (27)	24 (24)	0 (0)	19 (19)	70 (70)	0 (0)	22 (22)
情報理工学専攻　博士後期課程	25 (25)	24 (24)	0 (0)	19 (19)	68 (68)	0 (0)	0 (0)
電気電子工学専攻　修士課程	18 (18)	18 (18)	0 (0)	12 (12)	48 (48)	0 (0)	28 (28)
電気電子工学専攻　博士後期課程	17 (17)	17 (17)	0 (0)	12 (12)	46 (46)	0 (0)	3 (3)
総合理工学府							
総合理工学専攻　修士課程	50 (50)	53 (53)	0 (0)	30 (30)	133 (133)	0 (0)	30 (30)
総合理工学専攻　博士後期課程	50 (50)	53 (53)	0 (0)	30 (30)	133 (133)	0 (0)	2 (2)
生物資源環境科学府							
資源生物科学専攻　修士課程	21 (21)	22 (22)	0 (0)	16 (16)	59 (59)	0 (0)	0 (0)
資源生物科学専攻　博士後期課程	20 (20)	20 (20)	0 (0)	16 (16)	56 (56)	0 (0)	0 (0)
環境農学専攻　修士課程	17 (17)	19 (19)	0 (0)	14 (14)	50 (50)	0 (0)	0 (0)
環境農学専攻　博士後期課程	17 (17)	19 (19)	0 (0)	14 (14)	50 (50)	0 (0)	0 (0)
農業資源経済学専攻　修士課程	4 (4)	4 (4)	0 (0)	3 (3)	11 (11)	0 (0)	0 (0)
農業資源経済学専攻　博士後期課程	4 (4)	4 (4)	0 (0)	3 (3)	11 (11)	0 (0)	0 (0)
生命機能科学専攻　修士課程	17 (17)	16 (16)	0 (0)	17 (17)	50 (50)	0 (0)	0 (0)
生命機能科学専攻　博士後期課程	16 (16)	13 (13)	0 (0)	14 (14)	43 (43)	0 (0)	3 (3)
統合新領域学府							
ユーザー感性スタディーズ専攻　修士課程	5 (5)	2 (2)	0 (0)	2 (2)	9 (9)	0 (0)	15 (15)
ユーザー感性スタディーズ専攻　博士後期課程	3 (3)	2 (2)	0 (0)	2 (2)	7 (7)	0 (0)	0 (0)
オートモーティブサイエンス専攻　修士課程	11 (11)	7 (7)	0 (0)	0 (0)	18 (18)	0 (0)	46 (46)

オートモーティブサイエンス専攻　博士後期課程	12 (12)	8 (8)	0 (0)	0 (0)	20 (20)	0 (0)	6 (6)
ライブラリーサイエンス専攻　修士課程	4 (4)	7 (7)	0 (0)	0 (0)	11 (11)	0 (0)	14 (14)
ライブラリーサイエンス専攻　博士後期課程	4 (4)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	9 (9)	0 (0)	0 (0)
マス・フォア・イノベーション連係学府 博士前期課程	28 (28)	17 (17)	0 (0)	4 (4)	49 (49)	0 (0)	142 (142)
博士後期課程	28 (28)	17 (17)	0 (0)	4 (4)	49 (49)	0 (0)	136 (136)
計	1,331 (1,331)	1,137 (1,137)	120 (120)	604 (604)	3,192 (3,192)	1 (1)	941 (941)
合　　計	1,335 (1,335)	1,142 (1,142)	120 (120)	605 (605)	3,202 (3,202)	1 (1)	941 (941)

職　　種	専　属	その他	計
	人	人	人
事　務　職　員	1,204 (1,204)	0 (0)	1,204 (1,204)
技　術　職　員	2,071 (2,071)	0 (0)	2,071 (2,071)
図　書　館　職　員	67 (67)	0 (0)	67 (67)
そ　の　他　の　職　員	45 (45)	0 (0)	45 (45)
指　導　補　助　者	688 (688)	0 (0)	688 (688)
計	4,075 (4,075)	0 (0)	4,075 (4,075)

校地等	区　分	専　用	共　用	共用する他の学校等の専用	計
	校　舎　敷　地	2,273,413㎡	0㎡	0㎡	2,273,413㎡
	そ　の　他	73,632,002㎡	0㎡	0㎡	73,632,002㎡
	合　計	75,905,415㎡	0㎡	0㎡	75,905,415㎡

校　舎	専　用	共　用	共用する他の学校等の専用	計
	648,535㎡ (648,535㎡)	0㎡ (0㎡)	0㎡ (0㎡)	648,535㎡ (648,535㎡)

講義室等・新設研究科等の専任教員研究室	講義室	実験・実習室	演習室	新設研究科等の専任教員研究室
	346室	114室	359室	10室

図書・設備	新設研究科等の名称	図書〔うち外国書〕冊	電子図書〔うち外国書〕	学術雑誌〔うち外国書〕種	電子ジャーナル〔うち外国書〕	機械・器具 点	標本 点
	大学全体	4,314,083〔1,837,428〕 (4,314,083〔1,837,428〕)	79,963〔67,275〕 (79,963〔67,275〕)	116,855〔72,393〕 (116,855〔72,393〕)	40,049〔38,482〕 (40,049〔38,482〕)	70 (70)	7,434,882 (7,432,882)
	計	4,314,083〔1,837,428〕 (4,314,083〔1,837,428〕)	79,963〔67,275〕 (79,963〔67,275〕)	116,855〔72,393〕 (116,855〔72,393〕)	40,049〔38,482〕 (40,049〔38,482〕)	70 (70)	7,434,882 (7,432,882)

経費の見積り及び維持方法の概要	区　分	開設前年度	第１年次	第２年次	第３年次	第４年次	第５年次
経費の見積り	教員１人当り研究費等		－ 千円	－ 千円	－ 千円	－ 千円	－ 千円
	共同研究費等		－ 千円	－ 千円	－ 千円	－ 千円	－ 千円
	図書購入費	－ 千円	－ 千円	－ 千円	－ 千円	－ 千円	－ 千円
	設備購入費	－ 千円	－ 千円	－ 千円	－ 千円	－ 千円	－ 千円
	学生１人当り納付金		第１年次 － 千円	第２年次 － 千円	第３年次 － 千円	第４年次 － 千円	第５年次 － 千円
	学生納付金以外の維持方法の概要	－					

大　学　等　の　名　称　九州大学 (Kyushu University)

学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度	所在地
	年	人	年次人	人		倍		
【学部】								
共創学部			－		学士(学術)		平成30年度	福岡県福岡市
共創学科	4	105		420		1.04		西区元岡744
文学部			－		学士(文学)		平成12年度	同上
人文学科	4	151		604		1.10		
教育学部	4	46	－	184	学士(教育学)	1.09	昭和24年度	同上
法学部	4	189	－	756	学士(法学)	1.05	昭和24年度	同上
経済学部			3年次		学士(経済学)	1.07		同上
経済・経営学科	4	141	－	564		1.06	平成12年度	
経済工学科	4	85	10	360		1.09	昭和52年度	
理学部					学士(理学)	1.09		同上
物理学科	4	55		220		1.13	昭和24年度	
化学科	4	62		248		1.07	昭和24年度	
地球惑星科学科	4	45		180		1.08	平成2年度	
			3年次					
数学科	4	50	5	210		1.08	昭和24年度	
生物学科	4	46		184		1.07	昭和24年度	
医学部			－			1.04		福岡県福岡市東区
医学科	6	105		651	学士(医学)	1.06	昭和24年度	馬出3丁目1番1号
生命科学科	4	12		48	学士(生命医科学)	1.15	平成19年度	

保健学科	4	134		536	学士(保健学) 学士(看護学)	1.03	平成14年度	
歯学部			−		学士(歯学)			同上
歯学科	6	53		318		0.97	昭和42年度	
薬学部			−			1.04		同上
創薬科学科	4	49		196	学士(創薬科学)	1.05	平成18年度	
臨床薬学科	6	30		180	学士(薬学)	1.03	平成18年度	
工学部			−		学士(工学)	1.03		福岡県福岡市
電気情報工学科	4	153		612		1.02	令和3年度	西区元岡744
材料工学科	4	53		212		1.00	令和3年度	
応用化学科	4	72		288		1.10	令和3年度	
化学工学科	4	38		152		1.01	令和3年度	
			3年次					
融合基礎工学科	4	57	20	268		0.99	令和3年度	
機械工学科	4	135		540		1.04	令和3年度	
航空宇宙工学科	4	29		116		1.04	令和3年度	
量子物理工学科	4	38		152		0.99	令和3年度	
船舶海洋工学科	4	34		136		0.97	令和3年度	
地球資源システム工学科	4	34		136		0.98	令和3年度	
土木工学科	4	77		308		1.06	令和3年度	
建築学科	4	58		232		1.03	令和3年度	
芸術工学部			−		学士(芸術工学)			福岡県福岡市南区
芸術工学科	4	187		748		1.09	令和2年度	塩原4丁目9番1号
農学部			−		学士(農学)			福岡県福岡市
生物資源環境学科	4	226		904		1.07	平成10年度	西区元岡744
【大学院】								
人文科学府			−		修士(文学) 博士(文学)			福岡県福岡市
人文基礎専攻							平成12年度	西区元岡744
修士課程	2	16		32		0.94		
博士後期課程	3	7		21		0.99		
歴史空間論専攻							平成12年度	
修士課程	2	20		40		0.60		
博士後期課程	3	9		27		0.65		
言語・文学専攻							平成12年度	
修士課程	2	20		40		0.79		
博士後期課程	3	9		27		1.49		
地球社会統合科学府			−		修士(学術) 修士(理学) 博士(学術)			同上
地球社会統合科学専攻							平成26年度	
修士課程	2	60		120	博士(理学)	0.71		
博士後期課程	3	35		105		0.80		
人間環境学府			−		修士(人間環境学) 修士(文学) 修士(教育学)			同上
都市共生デザイン専攻							平成12年度	
修士課程	2	20		40	修士(心理学)	1.45		
博士後期課程	3	5		14	修士(工学) 博士(人間環境学)	1.61		
人間共生システム専攻					博士(文学) 博士(教育学)		平成12年度	
修士課程	2	11		22	博士(心理学)	1.09		
博士後期課程	3	9		27	博士(工学)	0.83		
行動システム専攻							平成12年度	
修士課程	2	17		34		1.24		
博士後期課程	3	10		30		1.44		
教育システム専攻							平成17年度	
修士課程	2	19		38		0.82		
博士後期課程	3	9		27		0.73		
空間システム専攻							平成12年度	
修士課程	2	28		56		1.57		
博士後期課程	3	7		20		1.29		
九州大学・釜山大学校								
都市・建築学国際連携							令和5年度	
専攻								
博士後期課程	3	2		2		1.00		
実践臨床心理学専攻					臨床心理修士 (専門職)		平成17年度	
専門職学位課程	2	30		60		1.00		
法学府			−		修士(法学) 博士(法学)			同上
法政理論専攻							平成22年度	
修士課程	2	72		134		0.67		
博士後期課程	3	17		51		0.33		
法務学府			−		法務博士(専門職)			福岡県福岡市
実務法学専攻							平成16年度	中央区六本松4-2-1
専門職学位課程	3	45		135		0.79		
経済学府			−					福岡県福岡市
経済工学専攻					修士(経済学) 博士(経済学)		平成12年度	西区元岡744
修士課程	2	20		40		1.30		
(マス・フォア・イノベーション連係学府の内数とする入学定員数)		【1】		【2】				
博士後期課程	3	10		30		0.77		
(マス・フォア・イノベーション連係学府の内数とする入学定員数)		【1】		【3】				
経済システム専攻							平成15年度	
修士課程	2	27		54		1.00		
博士後期課程	3	14		42		0.68		
産業マネジメント専攻					経営修士(専門職)		平成15年度	
専門職学位課程	2	45		90		1.01		

既設大学等の状況	理学府			−		修士(理学) 博士(理学)			同上
	物理学専攻							平成20年度	
	修士課程	2	41		82		1.26		
	博士後期課程	3	14		42		0.57		
	化学専攻							平成20年度	
	修士課程	2	62		124		1.01		
	博士後期課程	3	19		57		0.68		
	地球惑星科学専攻							平成12年度	
	修士課程	2	41		82		1.09		
	博士後期課程	3	14		42		0.71		
	数理学府			−		修士(数理学) 修士(技術数理学)			同上
	数理学専攻					博士(数理学)		平成12年度	
	修士課程	2	54		108	博士(機能数理学)	1.04		
	（マス・フォア・イノベーション連係学府の内数とする入学定員数）		【8】		【16】				
	博士後期課程	3	20		60		1.03		
	（マス・フォア・イノベーション連係学府の内数とする入学定員数）		【9】		【27】				
	システム生命科学府			−					同上
	システム生命科学専攻					修士(ｼｽﾃﾑ生命科学)		平成15年度	
	博士課程	5	54		270	修士(理学) 修士(工学) 修士(情報科学) 博士(ｼｽﾃﾑ生命科学) 博士(理学) 博士(工学) 博士(情報科学)	0.93		
	医学系学府			−					福岡県福岡市東区
	医学専攻					博士(医学)		平成20年度	馬出3丁目1番1号
	博士課程	4	107		428		1.18		
	医科学専攻					修士(医科学)		平成15年度	
	修士課程	2	20		40		0.73		
	保健学専攻					修士(看護学) 修士(保健学)			
	修士課程	2	27		54	博士(看護学) 博士(保健学)	0.98	平成19年度	
	博士後期課程	3	10		30		1.03	平成21年度	
	医療経営・管理学専攻					医療経営・管理学修士(専門職)		平成13年度	
	専門職学位課程	2	20		40		1.11		
	歯学府			−		博士(歯学) 博士(臨床歯学)			同上
	歯学専攻					博士(学術)		平成12年度	
	博士課程	4	43		172		1.01		
	口腔科学専攻					修士（口腔科学）		令和5年度	
	修士課程	2	6		12		0.69		
	薬学府			−					同上
	創薬科学専攻					修士(創薬科学) 博士(創薬科学)			
	修士課程	2	55		110		0.99	平成22年度	
	博士後期課程	3	12		36		1.61	平成24年度	
	臨床薬学専攻					博士(臨床薬学)			
	博士課程	4	5		20		0.75	平成24年度	
	工学府			−		修士(工学) 博士(工学)			福岡県福岡市
	材料工学専攻							令和3年度	西区元岡744
	修士課程	2	43		86		1.07		
	博士後期課程	3	10		30		0.85		
	応用化学専攻							令和3年度	
	修士課程	2	68		136		1.11		
	博士後期課程	3	18		54		1.68		
	化学工学専攻							令和3年度	
	修士課程	2	30		60		0.98		
	博士後期課程	3	8		24		1.04		
	機械工学専攻							平成22年度	
	修士課程	2	73		146		1.33		
	博士後期課程	3	16		48		1.00		
	水素エネルギーシステム専攻							平成22年度	
	修士課程	2	35		70		1.04		
	博士後期課程	3	9		27		1.00		
	航空宇宙工学専攻							平成12年度	
	修士課程	2	30		60		1.17		
	博士後期課程	3	10		30		0.98		
	量子物理工学専攻							令和3年度	
	修士課程	2	30		60		1.03		
	博士後期課程	3	10		30		0.70		
	船舶海洋工学専攻							令和3年度	
	修士課程	2	25		50		1.10		
	博士後期課程	3	8		24		0.90		
	地球資源システム工学専攻							平成12年度	
	修士課程	2	20		40		1.45		
	博士後期課程	3	8		24		2.11		
	共同資源工学専攻							平成29年度	
	修士課程	2	10		20		1.55		
	土木工学専攻							令和3年度	
	修士課程	2	52		104		1.43		
	博士後期課程	3	16		48		1.38		

芸術工学府 芸術工学専攻 修士課程 博士後期課程	 2 3	 120 30	－ 	 240 90	修士(芸術工学) 修士(ﾃﾞｻﾞｲﾝｽﾄﾗﾃｼﾞｰ) 博士(芸術工学) 博士(工学)	 1.32 0.68	 令和4年度 	福岡県福岡市南区 塩原4丁目9番1号
システム情報科学府 情報理工学専攻 修士課程 （マス・フォア・イノベーション連係学府の内数とする入学定員数） 博士後期課程 （マス・フォア・イノベーション連係学府の内数とする入学定員数） 電気電子工学専攻 修士課程 （マス・フォア・イノベーション連係学府の内数とする入学定員数） 博士後期課程 （マス・フォア・イノベーション連係学府の内数とする入学定員数）	 2 3 2 3 	 105 【2】 29 【3】 65 【1】 16 【1】	－ 	 210 【4】 87 【9】 130 【2】 48 【3】	修士(情報科学) 修士（理学） 修士（工学） 修士（学術） 博士(情報科学) 博士（理学） 博士（工学） 博士（学術）	 1.28 1.14 1.32 1.06 	 令和3年度 令和3年度 	福岡県福岡市 西区元岡744
総合理工学府 総合理工学専攻 修士課程 博士後期課程	 2 3	 172 62	－ 	 344 186	修士（理学） 修士（工学） 修士（学術） 博士（理学） 博士（工学） 博士（学術）	 1.28 1.03	 令和3年度 	福岡県春日市 春日公園6丁目1番地
生物資源環境科学府 資源生物科学専攻 修士課程 博士後期課程 環境農学専攻 修士課程 博士後期課程 農業資源経済学専攻 修士課程 博士後期課程 生命機能科学専攻 修士課程 博士後期課程	 2 3 2 3 2 3 2 3	 66 26 66 21 13 5 99 25	－ 	 132 78 132 63 26 15 198 75	修士(農学) 博士(農学)	 1.42 0.73 0.99 0.83 0.62 0.90 1.04 0.81	 平成22年度 平成22年度 平成22年度 平成22年度 	福岡県福岡市 西区元岡744
統合新領域学府 ユーザー感性 スタディーズ専攻 修士課程 博士後期課程 オートモーティブ サイエンス専攻 修士課程 博士後期課程 ライブラリー サイエンス専攻 修士課程 博士後期課程	 2 3 2 3 2 3	 10 3 21 7 10 3	－ 	 20 10 42 21 20 9	修士(感性学) 修士(芸術工学) 修士(工学) 修士(ｵｰﾄﾓｰﾃｨﾌﾞｻｲｴﾝｽ) 修士(ﾗｲﾌﾞﾗﾘｰｻｲｴﾝｽ) 修士(学術) 博士(感性学) 博士(芸術工学) 博士(工学) 博士(ｵｰﾄﾓｰﾃｨﾌﾞｻｲｴﾝｽ) 博士(ﾗｲﾌﾞﾗﾘｰｻｲｴﾝｽ) 博士(学術)	 1.42 0.60 1.00 1.05 0.49 0.84	 平成21年度 平成23年度 平成21年度 平成23年度 平成25年度	同上
マス・フォア・イノベーション連係学府 博士前期課程 博士後期課程	 2 3	 【12】 【14】	－ 	 【24】 【42】	修士(数理学) 修士(技術数理学) 修士(情報科学) 修士(理学) 修士(工学) 修士(学術) 修士(経済学) 博士(数理学) 博士(機能数理学) 博士(情報科学) 博士(理学) 博士(工学) 博士(学術) 博士(経済学)	 － －	令和4年度 	同上

附属施設の概要	○附属病院 名　　称：九州大学病院 目　　的：患者の診療を通じて医学、歯学の教育と研究を行うこと。 所 在 地：福岡市東区馬出3-1-1 設置年月：昭和24年5月 規 模 等：土地面積311,239㎡ （病院地区：九州大学病院、医学部、歯学部、薬学部、生体防御医学研究所） 校舎等敷地81,625㎡（九州大学病院） 病床数1,252床、診療科41科 ○農場 名　　称：九州大学農学部附属農場 目　　的：農学に関する教育と研究を行うこと。 所 在 地：(農学部附属農場)福岡県福岡市西区元岡744番地 (高原農業実験実習場)大分県竹田市久住町久住字4045-4 設置年月：大正10年4月 規 模 等：土地面積196,533㎡(高原農業実験実習場を含む。) ○演習林 名　　称：九州大学農学部附属演習林 目　　的：林学及び林産学に関する教育と研究を行うこと。 所 在 地：(福岡演習林)福岡県糟屋郡篠栗町津波黒394 (宮崎演習林)宮崎県東臼杵郡椎葉村大河内949 (北海道演習林)北海道足寄郡足寄町北五条1-85 設置年月：大正11年5月 規 模 等：土地面積（全演習林の合計）70,925,746㎡ ○薬草園 名　　称：九州大学大学院薬学府附属薬用植物園 目　　的：薬学に関する教育と研究を行うこと。 所 在 地：福岡県福岡市東区馬出3-1-1（九州大学馬出地区内） 設置年月：昭和49年4月設置 規 模 等：2,400㎡	

（注）
1　共同教育課程の認可の申請及び届出の場合，「計画の区分」，「新設研究科等の目的」，「新設研究科等の概要」，「教育課程」及び「新設分」の欄に記入せず，斜線を引くこと。
2　「既設分」については，共同教育課程に係る数を除いたものとすること。
3　私立の大学院の研究科の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は，「教育課程」，「講義室等・新設研究科等の専任教員研究室」，及び「図書・設備」の欄に記入せず，斜線を引くこと。
4　大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は，「教育課程」，「校地等」，「校舎」，「講義室等・新設研究科等の専任教員研究室」，「図書・設備」及び「経費の見積もり及び維持方法の概要」の欄に記入せず，斜線を引くこと。
5　「教育課程」の欄の「実験・実習」には，実技も含むこと。
6　空欄には，「－」又は「該当なし」と記入すること。

国立大学法人九州大学　設置申請等に関わる組織の移行表

令和6年度	入学定員	編入学定員	収容定員	令和7年度	入学定員	編入学定員	収容定員	変更の事由
九州大学				九州大学				
共創学部				共創学部				
共創学科	105	―	420	共創学科	105	―	420	
文学部				文学部				
人文学科	151	―	604	人文学科	151	―	604	
教育学部	46	―	184	教育学部	46	―	184	
法学部	189		756	法学部	189		756	
経済学部		3年次		経済学部		3年次		
経済・経営学科	141	―	564	経済・経営学科	141	―	564	
経済工学科	85	10	360	経済工学科	85	10	360	
理学部		3年次		理学部		3年次		
物理学科	55	―	220	物理学科	55	―	220	
化学科	62	―	248	化学科	62	―	248	
地球惑星科学科	45	―	180	地球惑星科学科	45	―	180	
数学科	50	5	210	数学科	50	5	210	
生物科学科	46	―	184	生物科学科	46	―	184	
医学部				医学部				
医学科	105	―	630	医学科	105	―	630	
生命科学科	12	―	48	生命科学科	12	―	48	
保健学科	134	―	536	保健学科	134	―	536	
歯学部				歯学部				
歯学科	53	―	318	歯学科	53	―	318	
薬学部				薬学部				
創薬科学科	49	―	196	創薬科学科	49	―	196	
臨床薬学科	30	―	180	臨床薬学科	30	―	180	
工学部		3年次		工学部		3年次		
電気情報工学科	153	―	612	電気情報工学科	153	―	612	
材料工学科	53	―	212	材料工学科	53	―	212	
応用化学科	72	―	288	応用化学科	72	―	288	
化学工学科	38	―	152	化学工学科	38	―	152	
融合基礎工学科	57	20	268	融合基礎工学科	57	20	268	
機械工学科	135	―	540	機械工学科	135	―	540	
航空宇宙工学科	29	―	116	航空宇宙工学科	29	―	116	
量子物理工学科	38	―	152	量子物理工学科	38	―	152	
船舶海洋工学科	34	―	136	船舶海洋工学科	34	―	136	
地球資源システム工学科	34	―	136	地球資源システム工学科	34	―	136	
土木工学科	77	―	308	土木工学科	77	―	308	
建築学科	58	―	232	建築学科	58	―	232	
芸術工学部				芸術工学部				
芸術工学科	187	―	748	芸術工学科	187	―	748	
農学部				農学部				
生物資源環境学科	226	―	904	生物資源環境学科	226	―	904	
計	2,549	35	10,642	計	2,549	35	10,642	
【大学院】				【大学院】				
人文科学府				人文科学府				
人文基礎専攻				人文基礎専攻				
修士課程	16	―	32	修士課程	16	―	32	
				（うち、研究科等連係課程実施基本組織に割り当てる定員数）	(1)		(2)	
博士後期課程	7	―	21	博士後期課程	7	―	21	
歴史空間論専攻				歴史空間論専攻				
修士課程	20	―	40	修士課程	20	―	40	
				（うち、研究科等連係課程実施基本組織に割り当てる定員数）	(2)		(4)	
博士後期課程	9	―	27	博士後期課程	9	―	27	
言語・文学専攻				言語・文学専攻				
修士課程	20	―	40	修士課程	20	―	40	
				（うち、研究科等連係課程実施基本組織に割り当てる定員数）	(1)		(2)	
博士後期課程	9	―	27	博士後期課程	9	―	27	

地球社会統合科学府			
地球社会統合科学専攻			
修士課程	60	―	120
博士後期課程	35	―	105
人間環境学府			
都市共生デザイン専攻			
修士課程	20	―	40
博士後期課程	4	―	12
人間共生システム専攻			
修士課程	11	―	22
博士後期課程	9	―	27
行動システム専攻			
修士課程	17	―	34
博士後期課程	10	―	30
教育システム専攻			
修士課程	19	―	38
博士後期課程	9	―	27
空間システム専攻			
修士課程	28	―	56
博士後期課程	6	―	18
九州大学・釜山大学校都市・建築学国際連携専攻			
博士後期課程	2	－	6
実践臨床心理学専攻			
専門職学位課程	30	―	60
法学府			
法政理論専攻			
修士課程	72	―	134
博士後期課程	17	―	51
法務学府			
実務法学専攻			
専門職学位課程	45	―	135
経済学府			
経済工学専攻			
修士課程	20	―	40
（うち、研究科等連係課程実施基本組織に割り当てる定員数）	(1)		(2)
博士後期課程	10	―	30
（うち、研究科等連係課程実施基本組織に割り当てる定員数）	(1)		(3)
経済システム専攻			
修士課程	27	―	54
博士後期課程	14	―	42
産業マネジメント専攻			
専門職学位課程	45	―	90
理学府			
物理学専攻			
修士課程	41	―	82
博士後期課程	14	―	42
化学専攻			
修士課程	62	―	124
博士後期課程	19	―	57
地球惑星科学専攻			
修士課程	41	―	82
博士後期課程	14	―	42
数理学府			
数理学専攻			
修士課程	54	―	108
（うち、研究科等連係課程実施基本組織に割り当てる定員数）	(8)		(16)
博士後期課程	20	―	60
（うち、研究科等連係課程実施基本組織に割り当てる定員数）	(9)		(27)
システム生命科学府			
システム生命科学専攻			
博士課程	54	―	270
医学系学府			
医学専攻			
博士課程	107	―	428
医科学専攻			
修士課程	20	―	40
保健学専攻			
修士課程	27	―	54
博士後期課程	10	―	30
医療経営・管理学専攻			
専門職学位課程	20	―	40
歯学府			
口腔科学専攻			
修士課程	6	－	12
歯学専攻			
博士課程	43	―	172

地球社会統合科学府			
地球社会統合科学専攻			
修士課程	60	―	120
博士後期課程	35	―	105
人間環境学府			
都市共生デザイン専攻			
修士課程	20	―	40
博士後期課程	4	―	12
人間共生システム専攻			
修士課程	11	―	22
博士後期課程	9	―	27
行動システム専攻			
修士課程	17	―	34
博士後期課程	10	―	30
教育システム専攻			
修士課程	19	―	38
博士後期課程	9	―	27
空間システム専攻			
修士課程	28	―	56
博士後期課程	6	―	18
九州大学・釜山大学校都市・建築学国際連携専攻			
博士後期課程	2	－	6
実践臨床心理学専攻			
専門職学位課程	30	―	60
法学府		―	
法政理論専攻			
修士課程	72	―	134
博士後期課程	17	―	51
法務学府			
実務法学専攻			
専門職学位課程	45	―	135
経済学府		―	
経済工学専攻			
修士課程	20	―	40
（うち、研究科等連係課程実施基本組織に割り当てる定員数）	(1)		(2)
博士後期課程	10	―	30
（うち、研究科等連係課程実施基本組織に割り当てる定員数）	(1)		(3)
経済システム専攻			
修士課程	27	―	54
博士後期課程	14	―	42
産業マネジメント専攻			
専門職学位課程	45	―	90
理学府			
物理学専攻			
修士課程	41	―	82
博士後期課程	14	―	42
化学専攻			
修士課程	62	―	124
博士後期課程	19	―	57
地球惑星科学専攻			
修士課程	41	―	82
博士後期課程	14	―	42
数理学府			
数理学専攻			
修士課程	54	―	108
（うち、研究科等連係課程実施基本組織に割り当てる定員数）	(8)		(16)
博士後期課程	20	―	60
（うち、研究科等連係課程実施基本組織に割り当てる定員数）	(9)		(27)
システム生命科学府			
システム生命科学専攻			
博士課程	54	―	270
医学系学府			
医学専攻			
博士課程	107	―	428
医科学専攻			
修士課程	20	―	40
保健学専攻			
修士課程	27	―	54
博士後期課程	10	―	30
医療経営・管理学専攻			
専門職学位課程	20	―	40
歯学府			
口腔科学専攻			
修士課程	6	－	12
歯学専攻			
博士課程	43	―	172

薬学府				
創薬科学専攻				
修士課程	55	―	110	
博士後期課程	12	―	36	
臨床薬学専攻				
博士課程	5	―	20	
工学府				
材料工学専攻				
修士課程	43	―	86	
博士後期課程	10	―	30	
応用化学専攻				
修士課程	68	―	136	
博士後期課程	18	―	54	
化学工学専攻				
修士課程	30	―	60	
博士後期課程	8	―	24	
機械工学専攻				
修士課程	73	―	146	
博士後期課程	16	―	48	
水素エネルギーシステム専攻				
修士課程	35	―	70	
博士後期課程	9	―	27	
航空宇宙工学専攻				
修士課程	30	―	60	
博士後期課程	10	―	30	
量子物理工学専攻				
修士課程	30	―	60	
博士後期課程	10	―	30	
船舶海洋工学専攻				
修士課程	25	―	50	
博士後期課程	8	―	24	
地球資源システム工学専攻				
修士課程	20	―	40	
博士後期課程	8	―	24	
共同資源工学専攻				
修士課程	10	―	20	
土木工学専攻				
修士課程	52	―	104	
博士後期課程	16	―	48	
芸術工学府				
芸術工学専攻				
修士課程	120	―	240	
博士後期課程	30	―	90	
システム情報科学府				
情報理工学専攻				
修士課程	105	―	210	
（うち、研究科等連係課程実施基本組織に割り当てる定員数）	(2)		(4)	
博士後期課程	29	―	87	
（うち、研究科等連係課程実施基本組織に割り当てる定員数）	(3)		(9)	
電気電子工学専攻				
修士課程	65	―	130	
（うち、研究科等連係課程実施基本組織に割り当てる定員数）	(1)		(2)	
博士後期課程	16	―	48	
（うち、研究科等連係課程実施基本組織に割り当てる定員数）	(1)		(3)	
総合理工学府				
総合理工学専攻				
修士課程	172	―	344	
博士後期課程	62	―	186	
生物資源環境科学府				
資源生物科学専攻				
修士課程	66	―	132	
博士後期課程	26	―	78	
環境農学専攻				
修士課程	66	―	132	
博士後期課程	21	―	63	
農業資源経済学専攻				
修士課程	13	―	26	
博士後期課程	5	―	15	
生命機能科学専攻				
修士課程	99	―	198	
博士後期課程	25	―	75	
統合新領域学府				
ユーザー感性スタディーズ専攻				
修士課程	10	―	20	
博士後期課程	3	―	9	
オートモーティブサイエンス専攻				
修士課程	21	―	42	
博士後期課程	7	―	21	

薬学府				
創薬科学専攻				
修士課程	55	―	110	
博士後期課程	12	―	36	
臨床薬学専攻				
博士課程	5	―	20	
工学府				
材料工学専攻				
修士課程	43	―	86	
博士後期課程	10	―	30	
応用化学専攻				
修士課程	68	―	136	
博士後期課程	18	―	54	
化学工学専攻				
修士課程	30	―	60	
博士後期課程	8	―	24	
機械工学専攻				
修士課程	73	―	146	
博士後期課程	16	―	48	
水素エネルギーシステム専攻				
修士課程	35	―	70	
博士後期課程	9	―	27	
航空宇宙工学専攻				
修士課程	30	―	60	
博士後期課程	10	―	30	
量子物理工学専攻				
修士課程	30	―	60	
博士後期課程	10	―	30	
船舶海洋工学専攻				
修士課程	25	―	50	
博士後期課程	8	―	24	
地球資源システム工学専攻				
修士課程	20	―	40	
博士後期課程	8	―	24	
共同資源工学専攻				
修士課程	10	―	20	
土木工学専攻				
修士課程	52	―	104	
博士後期課程	16	―	48	
芸術工学府				
芸術工学専攻				
修士課程	120	―	240	
博士後期課程	30	―	90	
システム情報科学府				
情報理工学専攻				
修士課程	135	―	270	定員変更（＋30）
（うち、研究科等連係課程実施基本組織に割り当てる定員数）	(2)		(4)	
博士後期課程	29	―	87	
（うち、研究科等連係課程実施基本組織に割り当てる定員数）	(3)		(9)	
電気電子工学専攻				
修士課程	95	―	190	定員変更（＋30）
（うち、研究科等連係課程実施基本組織に割り当てる定員数）	(1)		(2)	
博士後期課程	16	―	48	
（うち、研究科等連係課程実施基本組織に割り当てる定員数）	(1)		(3)	
総合理工学府				
総合理工学専攻				
修士課程	172	―	344	
博士後期課程	60	―	180	定員変更（△2）
九州大学・アントワープ大学総合理工学国際連携専攻				
博士後期課程	2	－	6	設置届出（専攻）
生物資源環境科学府				
資源生物科学専攻				
修士課程	66	―	132	
博士後期課程	26	―	78	
環境農学専攻				
修士課程	66	―	132	
博士後期課程	21	―	63	
農業資源経済学専攻				
修士課程	13	―	26	
博士後期課程	5	―	15	
生命機能科学専攻				
修士課程	99	―	198	
博士後期課程	25	―	75	
統合新領域学府				
ユーザー感性スタディーズ専攻				
修士課程	10	―	20	
博士後期課程	3	―	9	
オートモーティブサイエンス専攻				
修士課程	21	―	42	
博士後期課程	7	―	21	

ライブラリーサイエンス専攻			
修士課程	10	―	20
博士後期課程	3	―	9
マス・フォア・イノベーション連係学府			
博士前期課程	〈12〉	―	〈24〉
博士後期課程	〈14〉	―	〈42〉
計	2,718	―	6,513
	〈26〉	―	〈66〉

ライブラリーサイエンス専攻				
修士課程	10	―	20	
（うち、研究科等連係課程実施基本組織に割り当てる定員数）	（2）		（4）	
博士後期課程	3	―	9	
マス・フォア・イノベーション連係学府				
博士前期課程	〈12〉	―	〈24〉	
博士後期課程	〈14〉	―	〈42〉	
人文情報連係学府				
修士課程	〈6〉	―	〈12〉	設置届出
計	2,778	―	6,633	
	〈32〉	―	〈78〉	

※ 〈 〉は、研究科等連係課程実施基本組織の定員数であり、各連係協力学府の定員の内数

別記様式第２号・別添１

（用紙　日本産業規格A4縦型）

設置の前後における学位等及び専任教員の所属の状況

届出時における状況						新設学部等の学年進行終了時における状況					
学部等の名称	授与する学位等		異動先	専任教員		学部等の名称	授与する学位等		異動元	専任教員	
	学位又は称号	学位又は学科の分野		助教以上	うち教授		学位又は称号	学位又は学科の分野		助教以上	うち教授
大学院総合理工学府 総合理工学専攻	博士（理学） 博士（工学） 博士（学術）	理学関係 工学関係	九州大学・アントワープ大学・総合理工学国際連携専攻	10	4	九州大学・アントワープ大学・総合理工学国際連携専攻	博士（理学）	理学関係	九州大学・アントワープ大学・総合理工学国際連携専攻	10	4
			総合理工学府総合理工学専攻	123	46						
			計	133	50				計	10	4
						大学院総合理工学府 総合理工学専攻	博士（理学） 博士（工学） 博士（学術）	理学関係 工学関係	総合理工学府総合理工学専攻	123	46
									計	123	46
			計						計	0	0
			計								

別記様式第２号・別添２

（用紙　日本産業規格A4縦型）

基　礎　と　な　る　学　部　等　の　改　編　状　況

開設又は改編時期	改　編　内　容　等	学　位　又　は　学　科　の　分　野	手続きの区分
昭和54年4月	大学院総合理工学研究科　材料開発工学専攻　設置	工学 理学	設置認可（研究科）
	大学院総合理工学研究科　分子工学専攻　設置		
	大学院総合理工学研究科　エネルギー変換工学専攻　設置		
	大学院総合理工学研究科　情報システム学専攻　設置		
昭和59年4月	大学院総合理工学研究科　高エネルギー物質科学専攻　設置	工学 理学	設置届出（専攻）
昭和61年4月	大学院総合理工学研究科　熱エネルギーシステム工学専攻　設置	工学 理学	設置届出（専攻）
平成2年4月	大学院総合理工学研究科　大気海洋環境システム学専攻　設置	工学 理学	設置届出（専攻）
平成2年4月	大学院総合理工学研究科　情報システム学専攻の学生募集停止	―	学生募集停止（専攻）
平成10年4月	大学院総合理工学研究科　量子プロセス理工学専攻　設置	工学 理学	設置届出（専攻）
	大学院総合理工学研究科　物質理工学専攻　設置		
	大学院総合理工学研究科　先端エネルギー理工学専攻　設置		
	大学院総合理工学研究科　環境エネルギー工学専攻　設置		
平成10年4月	大学院総合理工学研究科　材料開発工学専攻の学生募集停止	―	学生募集停止（専攻）
	大学院総合理工学研究科　分子工学専攻の学生募集停止	―	
	大学院総合理工学研究科　高エネルギー物質科学専攻の学生募集停止	―	
	大学院総合理工学研究科　エネルギー変換工学専攻の学生募集停止	―	
	大学院総合理工学研究科　熱エネルギーシステム工学専攻の学生募集停止	―	
平成12年4月	学府・研究院制度創設により大学院総合理工学研究科が大学院総合理工学府となる	―	―
令和3年4月	大学院総合理工学府　総合理工学専攻　設置	工学 理学	設置届出（専攻）
令和3年4月	大学院総合理工学府　量子プロセス理工学専攻の学生募集停止	―	学生募集停止（専攻）
	大学院総合理工学府　物質理工学専攻の学生募集停止		
	大学院総合理工学府　先端エネルギー理工学専攻の学生募集停止		
	大学院総合理工学府　環境エネルギー工学専攻の学生募集停止		
	大学院総合理工学府　大気海洋環境システム学専攻の学生募集停止		
令和7年4月	大学院総合理工学府　九州大学・アントワープ大学総合理工学国際連携専攻　設置	理学	設置届出（専攻）

別記様式第２号（その２の３）

（用紙　日本産業規格Ａ４横型）

教育課程等の概要（国際連携学科等）

（九州大学・アントワープ大学　総合理工学国際連携専攻）

科目区分	授業科目の名称	共同開設科目	配当年次	主要授業科目	開設大学	単位数 必修	単位数 選択	単位数 自由	授業形態 講義	授業形態 演習	授業形態 実験・実習	基幹教員等の配置 申請大学 教授	准教授	講師	助教	助手	小計	連携外国大学 教授に相当する教員	准教授に相当する教員	講師に相当する教員	助教に相当する教員	助手に相当する教員	小計	合計	備考
研究指導	（研究指導）	—	1～3通		九州大学・アントワープ大学	—	—	—	—	—	—	4	5		1		10	9					9	19	
合計（１科目）		—	—	—		—	—	—	—			4	5		1		10	9					9	19	

学位	博士（理学）	学位の分野	理学関係

卒業・修了要件及び履修方法	開設大学等	開設単位数（必修）	授業期間等	
【修了要件】 本専攻に３年以上在学し、かつ、両大学の研究指導の下で行う国際共同研究（相手側大学で原則６か月以上の研究を含む）に参画し、博士論文の審査及び最終試験に合格すること。	九州大学	—	１学年の学期区分	—
	アントワープ大学	—	１学期の授業期間	—
	共同開設科目	—	１時限の授業の標準時間	—

別記様式第２号（その２の３）

（用紙　日本産業規格Ａ４横型）

教育課程等の概要（国際連携学科等）

（九州大学・アントワープ大学　総合理工学国際連携専攻）（九州大学）

科目区分	授業科目の名称	共同開設科目	配当年次	主要授業科目	開設大学	単位数			授業形態			基幹教員等の配置													備考
												申請大学						連携外国大学							
						必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	小計	教授に相当する教員	准教授に相当する教員	講師に相当する教員	助教に相当する教員	助手に相当する教員	小計	合計	
研究指導	（研究指導）	—	1～3通	／	九州大学	—	—	—	—	—	—	4	5		1		10							10	
合計（１科目）		—	—	—		—	—	—	—			4	5		1		10							10	

学位	博士（理学）	学位の分野	理学関係

卒業・修了要件及び履修方法	開設大学等	開設単位数（必修）	授業期間等	
【修了要件】 本専攻に３年以上在学し、かつ、両大学の研究指導の下で行う国際共同研究（相手側大学で原則６か月以上の研究を含む）に参画し、博士論文の審査及び最終試験に合格すること。	九州大学	—	１学年の学期区分	—
	—	—	１学期の授業期間	—
	共同開設科目	—	１時限の授業の標準時間	—

別記様式第２号（その２の３）

（用紙　日本産業規格Ａ４横型）

教育課程等の概要（国際連携学科等）

（九州大学・アントワープ大学　総合理工学国際連携専攻）（アントワープ大学）

科目区分	授業科目の名称	共同開設科目	配当年次	主要授業科目	開設大学	単位数			授業形態			基幹教員等の配置													備考
												申請大学						連携外国大学							
						必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	小計	教授に相当する教員	准教授に相当する教員	講師に相当する教員	助教に相当する教員	助手に相当する教員	小計	合計	
研究指導	（研究指導）	—	1～3通		アントワープ大学	—	—	—	—	—	—							9					9	9	
合計（１科目）		—	—	—		—	—	—	—									9					9	9	

学位	博士（理学）	学位の分野	理学関係

卒業・修了要件及び履修方法	開設大学等	開設単位数（必修）	授業期間等	
【修了要件】 本専攻に３年以上在学し、かつ、両大学の研究指導の下で行う国際共同研究（相手側大学で原則６か月以上の研究を含む）に参画し、博士論文の審査及び最終試験に合格すること。	—	—	１学年の学期区分	—
	アントワープ大学	—	１学期の授業期間	—
	共同開設科目	—	１時限の授業の標準時間	—

別記様式第２号（その２の１）

（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

教　育　課　程　等　の　概　要

（総合理工学府 総合理工学専攻（博士後期））

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	
講究科目	総合理工学特別講究第一 (Tutorials on Advanced Engineering Sciences I)	1通	4			○			52	48				
	総合理工学特別講究第二 (Tutorials on Advanced Engineering Sciences Ⅱ)	2通		4		○			52	48				
	小計（2科目）	－	4	4		－			52	48				
博士論文演習科目	総合理工学博士論文演習 (Tutorial Exercises on Advanced Engineering Sciences)	2後③	2				○		52	48				
	研究指導演習 (Research Guidance Exercises)	3前①～②		2			○		52	48				
	Exercise for Journal Paper Writing （研究論文執筆演習）	3前①～②		2			○		52	48				
	小計（3科目）	－	2	4		－			52	48				
産学・国際連携力強化科目	国内研究インターンシップD (Internship Research D)	1後③		2				○	5					
	国際研究インターンシップD (International Internship Research D)	1後③		2				○	5					
	Fundamentals on Green Engineering （グリーンエンジニアリング基礎）	1後③～④		2		○				1				
	Exercise of Project Management （プロジェクトマネジメント演習）	2前②		1			○		3	2				
	Conference Design & Organizing （国際会議企画・組織・運営実習）	2後③		1				○	3	1				
	International Collaborative Research （国際共同研究演習）	1～3通		1			○		52	48				
	Industrial Structure of Japan （日本産業論）	1前①		1		○			1					
	Fundamentals of Japanese Communication （日本語基礎）	1後③		1		○			1					
	Practical Internship I （実践的インターンシップ I）	2前①		1				○	3	2				
	Practical Internship II （実践的インターンシップ II）	2後④		1				○	3	2				
	Advanced Course on Energy and Environmental Science and Engineering Ⅲ （エネルギー・環境理工学特論 Ⅲ）	1前①		1		○			1					
	Advanced Course on Energy and Environmental Science and Engineering Ⅳ （エネルギー・環境理工学特論 Ⅳ）	1前①		1		○			1					
	Advanced Course on Energy and Environmental Science and Engineering Ⅴ （エネルギー・環境理工学特論 Ⅴ）	1前①		1		○			1					
	Advanced Course on Energy and Environmental Science and Engineering Ⅵ （エネルギー・環境理工学特論 Ⅵ）	1前①		1		○			1					
	Advanced Seminar on Energy and Environmental Science and Engineering Ⅲ （エネルギー・環境理工学演習 Ⅲ）	1前①		1			○		1					
	Advanced Seminar on Energy and Environmental Science and Engineering Ⅳ （エネルギー・環境理工学演習 Ⅳ）	1前①		1			○		1					
	IGSES Career Development （総合理工学キャリア形成演習）	1後③		1			○		1					
	小計（17科目）	－	0	20		－			52	48				
合計（22科目）		－	6	28		－			52	48				

学位又は称号	博士（工学） 博士（理学） 博士（学術）	学位又は学科の分野	工学関係 理学関係

卒業要件及び履修方法	授業期間等	
（修了要件）博士後期課程に３年以上在学し、授業科目について１０単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。 ただし、総長が認めるときは、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士後期課程に１年以上在学すれば足りるものとする。 （履修方法）授業科目の履修に当たっては、次の条件を満たすものとする。 講究科目で実施される必修４単位。 博士論文演習科目で実施される必修２単位。 各学期の始めに、履修しようとする授業科目を、メンターの指示に従って選定すること。	１学年の学期区分	2学期
<<Green Asia教育プログラム>> （修了要件）［上記に同じ。］ （履修方法）授業科目の履修に当たっては、満たすべき条件として次が追加される。 本教育プログラムの指定する２種類の選択必修（GA選択必修C、および、GA選択必修D）科目各２単位づつ、合計４単位以上。 「GA選択必修C」の科目は以下のとおり。 研究指導演習（Research Guidance Exercises） Exercise for Journal Paper Writing（研究論文執筆演習） 「GA選択必修D」の科目は以下のとおり。 国内研究インターンシップD（Internship Reserch D） 国際研究インターンシップD（International Internship Reserch D）	１学期の授業期間	15週
<<IEI教育プログラム>> （修了要件）博士後期課程に３年以上在学し、授業科目について１５単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、総長が認めるときは、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士後期課程に１年以上在学すれば足りるものとする。 （履修方法）授業科目の履修に当たっては、満たすべき条件として次が追加される。 本教育プログラムの指定する必修（IEI必修）科目４単位 本教育プログラムの指定する選択必修（IEI選択必修）科目３単位以上 「IEI必修」の科目は以下のとおり。 Fundamentals on Green Engineering（グリーンエンジニアリング基礎） Exercise of Project Management（プロジェクトマネジメント演習） Conference Design & Organizing（国際会議企画・組織・運営実習） International Collaborative Research（国際共同研究演習） 「IEI選択必修」の科目は以下のとおり。 Industrial Structure of Japan（日本産業論） Fundamentals of Japanese Communication（日本語基礎） Practical Internship I （実践的インターンシップ I） Practical Internship II （実践的インターンシップ II）	１時限の授業時間	90分

別記様式第２号（その３の３）

（用紙　日本工業規格Ａ４縦型）

授 業 科 目 の 概 要 （ 国 際 連 携 学 科 等 ）

（総合理工学府 九州大学・アントワープ大学総合理工学国際連携専攻）

科目区分	開設大学	授業科目の名称	主要授業科目	講義等の内容	備考
研究指導	九州大学	（研究指導）		（概要）博士論文研究推進のため、研究指導教員が指導を行い、研究の深化を図る。 具体的な指導内容は以下のとおり。 (1)個々の学生ごとに設置される研究指導委員会との議論や委員会からの助言や指導に基づく研究計画書の作成と学会等への研究発表、博士論文の作成の指導。 (2)相手側大学に滞在し遂行する「リサーチワーク」型の国際共同研究の実施。 (3)国際共同研究の成果の国際会議、国際学術誌等への公表及びそれに伴う助言・指導。 (1 波多 聰) 金属および超伝導材料の微細組織解析、合金の相変態、電子線トモグラフィーに関連した研究 (2 吾郷 浩樹) グラフェンや六方晶窒化ホウ素などの二次元物質の成長とエレクトロニクスへの応用に関連した研究 (3 飯久保 智) 第一原理計算と計算状態図を活用した新物質探索、金属組織制御法の開発に関連した研究 (4 吉武 剛) ナノダイヤモンド膜の創製と硬質被膜、インプラント、NVセンター、ダイヤモンドデバイスへの応用に関連した研究 (5 光原 昌寿) 構造用金属材料、力学特性、クリープ変形とその強化、転位論、電子顕微鏡による微細組織評価に関連した研究 (6 斉藤 光) 電子顕微鏡 / 電子線分光に関連した研究 (7 辻 雄太) 計算化学、量子化学、理論化学、表面科学に関連した研究 (8 山本 圭介) IV族半導体材料・デバイス化技術・評価技術に関連した研究 (9 石田　洋平) 微細構造材料解析・イノベーションに関連した研究 (10 赤嶺 大志) 合金の相変態、形状記憶合金、磁性材料、電子顕微鏡による微細組織評価に関連した研究（演習、実験及び指導補助）	
研究指導	アントワープ大学	（研究指導）		（概要）博士論文研究推進のため、研究指導教員が指導を行い、研究の深化を図る。 具体的な指導内容は以下のとおり。 (1)個々の学生ごとに設置される研究指導委員会との議論や委員会からの助言や指導に基づく研究計画書の作成と学会等への研究発表、博士論文の作成の指導。 (2)相手側大学に滞在し遂行する「リサーチワーク」型の国際共同研究の実施。 (3)国際共同研究の成果の国際会議、国際学術誌等への公表及びそれに伴う助言・指導。 (1 Sara BALS) 先端ナノ構造材料へのin-situを含む電子線トモグラフィーの応用と開発に関連した研究 (2 Sandra VAN AERT) 原子位置、原子タイプ、化学濃度の定量的測定を可能な限り高精度で行うことを目的としたモデルベース電子顕微鏡の分野における新たな展開に関連した研究 (3 Johan VERBEECK) 電子ビームを用いた新しい測定スキームの開発電子ビームを用いた補償光学電子エネルギー損失分光法に関連した研究 (4 Joke HADERMANN) 電子線結晶学による材料（特にペロブスカイト系材料とリチウム電池正極材料）の結晶構造解析に関連した研究 (5 Dirk LAMOEN) 第一原理（量子力学的）電子構造計算による、物質の構造、電子、光学、磁気特性の評価。半導体や絶縁体における欠陥や不純物の影響の評価。に関連した研究 (6 Milorad MILOSEVIC) 材料物理問題のための高性能計算 特定の電子的、磁気的、光学的性能のために原子レベルで設計された機能性材料における量子効果の記述、機能性材料における量子効果の記述新しい機能性材料に基づく電子デバイスの設計、エンジニアリング、特性評価に関連した研究 (7 Bart PARTOENS) 第一原理（量子力学的）電子構造計算を用いた物質の構造、電子、光学、磁気特性の評価(量子力学的な）電子構造計算による物質の構造・電子・光学・磁気特性の評価。半導体や絶縁体における欠陥や不純物の影響の評価に関連した研究 (8 Annemie BOGAERTS) 様々なアプリケーションのためのプラズマとプラズマ表面相互作用の実験的・計算的研究に関連した研究 (9 Erik NEYTS) 原子スケールシミュレーション、分子動力学とモンテカルロ法、長時間スケール動力学、プラズマ-表面相互作用の密度汎関数理論、カーボンナノチューブを含む計算技術。プラズマ-表面相互作用、カーボンナノチューブとグラフェン、プラズマ触媒、ナノクラスターとPECVDに関連した研究	

別記様式第２号（その３の３）

（用紙　日本工業規格Ａ４縦型）

授 業 科 目 の 概 要 （ 国 際 連 携 学 科 等 ）

（総合理工学府 九州大学・アントワープ大学総合理工学国際連携専攻）（九州大学）

科目区分	開設大学	授業科目の名称	主要授業科目	講義等の内容	備考
研究指導	九州大学	（研究指導）		（概要）博士論文研究推進のため、研究指導教員が指導を行い、研究の深化を図る。 具体的な指導内容は以下のとおり。 (1)個々の学生ごとに設置される研究指導委員会との議論や委員会からの助言や指導に基づく研究計画書の作成と学会等への研究発表、博士論文の作成の指導。 (2)相手側大学に滞在し遂行する「リサーチワーク」型の国際共同研究の実施。 (3)国際共同研究の成果の国際会議、国際学術誌等への公表及びそれに伴う助言・指導。 (1 波多 聰) 金属および超伝導材料の微細組織解析、合金の相変態、電子線トモグラフィーに関連した研究 (2 吾郷 浩樹) グラフェンや六方晶窒化ホウ素などの二次元物質の成長とエレクトロニクスへの応用に関連した研究 (3 飯久保 智) 第一原理計算と計算状態図を活用した新物質探索、金属組織制御法の開発に関連した研究 (4 吉武 剛) ナノダイヤモンド膜の創製と硬質被膜、インプラント、NVセンター、ダイヤモンドデバイスへの応用に関連した研究 (5 光原 昌寿) 構造用金属材料、力学特性、クリープ変形とその強化、転位論、電子顕微鏡による微細組織評価に関連した研究 (6 斉藤 光) 電子顕微鏡 / 電子線分光に関連した研究 (7 辻 雄太) 計算化学、量子化学、理論化学、表面科学に関連した研究 (8 山本 圭介) IV族半導体材料・デバイス化技術・評価技術に関連した研究 (9 石田　洋平) 微細構造材料解析・イノベーションに関連した研究 (10 赤嶺 大志) 合金の相変態、形状記憶合金、磁性材料、電子顕微鏡による微細組織評価に関連した研究（演習、実験及び指導補助）	

別記様式第２号（その３の３）

（用紙　日本工業規格Ａ４縦型）

授 業 科 目 の 概 要 （ 国 際 連 携 学 科 等 ）

（総合理工学府 九州大学・アントワープ大学総合理工学国際連携専攻）（アントワープ大学）

科目区分	開設大学	授業科目の名称	主要授業科目	講義等の内容	備考
研究指導	アントワープ大学	(研究指導)		(概要) 博士論文研究推進のため、研究指導教員が指導を行い、研究の深化を図る。 具体的な指導内容は以下のとおり。 (1)個々の学生ごとに設置される研究指導委員会との議論や委員会からの助言や指導に基づく研究計画書の作成と学会等への研究発表、博士論文の作成の指導。 (2)相手側大学に滞在し遂行する「リサーチワーク」型の国際共同研究の実施。 (3)国際共同研究の成果の国際会議、国際学術誌等への公表及びそれに伴う助言・指導。 (1 Sara BALS) 先端ナノ構造材料へのin-situを含む電子線トモグラフィーの応用と開発に関連した研究 (2 Sandra VAN AERT) 原子位置、原子タイプ、化学濃度の定量的測定を可能な限り高精度で行うことを目的としたモデルベース電子顕微鏡の分野における新たな展開に関連した研究 (3 Johan VERBEECK) 電子ビームを用いた新しい測定スキームの開発電子ビームを用いた補償光学電子エネルギー損失分光法に関連した研究 (4 Joke HADERMANN) 電子線結晶学による材料（特にペロブスカイト系材料とリチウム電池正極材料）の結晶構造解析に関連した研究 (5 Dirk LAMOEN) 第一原理（量子力学的）電子構造計算による、物質の構造、電子、光学、磁気特性の評価。半導体や絶縁体における欠陥や不純物の影響の評価。に関連した研究 (6 Milorad MILOSEVIC) 材料物理問題のための高性能計算 特定の電子的、磁気的、光学的性能のために原子レベルで設計された機能性材料における量子効果の記述、機能性材料における量子効果の記述新しい機能性材料に基づく電子デバイスの設計、エンジニアリング、特性評価に関連した研究 (7 Bart PARTOENS) 第一原理（量子力学的）電子構造計算を用いた物質の構造、電子、光学、磁気特性の評価(量子力学的な）電子構造計算による物質の構造・電子・光学・磁気特性の評価。半導体や絶縁体における欠陥や不純物の影響の評価に関連した研究 (8 Annemie BOGAERTS) 様々なアプリケーションのためのプラズマとプラズマ表面相互作用の実験的・計算的研究に関連した研究 (9 Erik NEYTS) 原子スケールシミュレーション、分子動力学とモンテカルロ法、長時間スケール動力学、プラズマ-表面相互作用の密度汎関数理論、カーボンナノチューブを含む計算技術。プラズマ-表面相互作用、カーボンナノチューブとグラフェン、プラズマ触媒、ナノクラスターとPECVDに関連した研究	

県内案内図

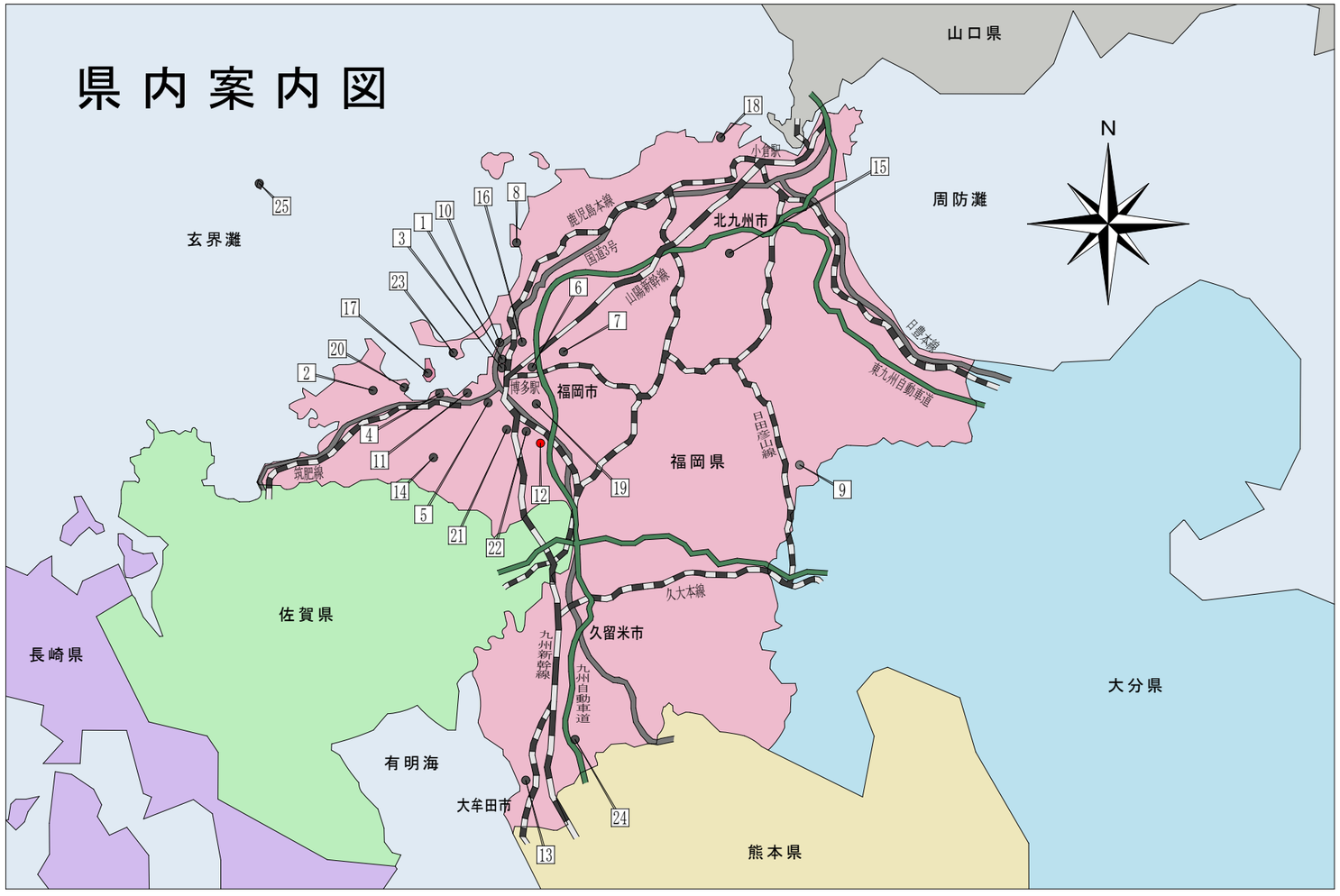

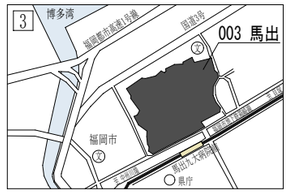

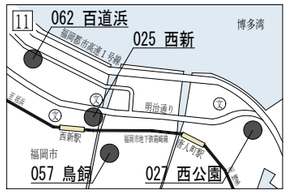

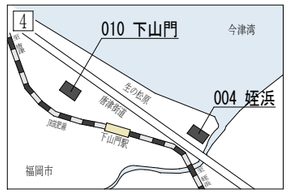

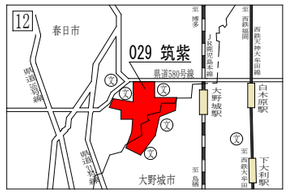

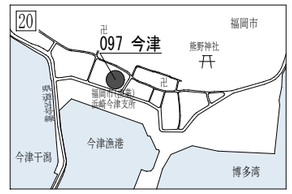

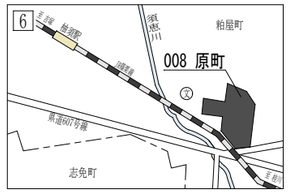

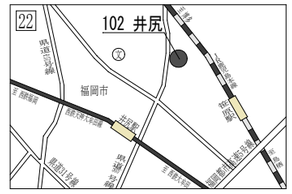

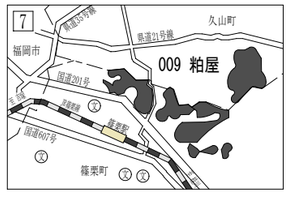

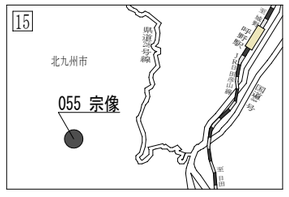

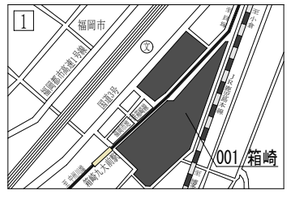

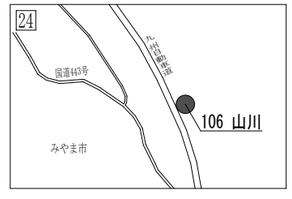

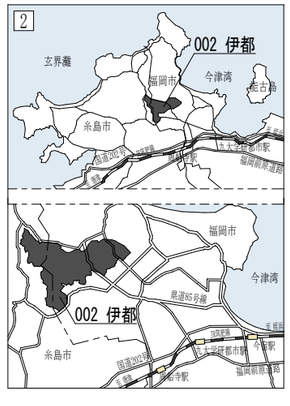

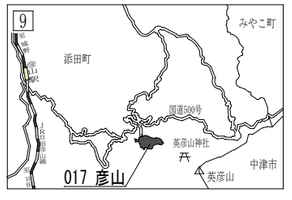

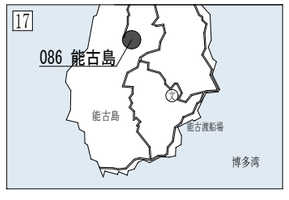

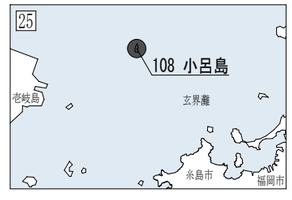

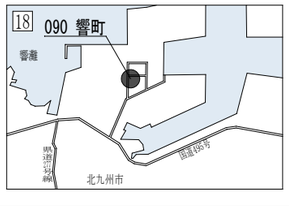

番号	団地番号	団 地 名	所 在 地	交 通 ア ク セ ス
1	001	箱崎	福岡市東区箱崎6丁目10番1号	
2	002	伊都	福岡市西区大字元岡744番地	ＪＲ筑肥線 九大学研都市駅より5.1Km　昭和バスにて15分
3	003	馬出	福岡市東区馬出3丁目1番1号	
4	004	姪の浜	福岡市西区小戸5丁目	
	010	下山門	福岡市西区生の松原1丁目23	
5	006	田島	福岡市城南区田島1丁目1番	
	088	六本松	福岡市中央区六本松4丁目300番15	
6	008	原町	福岡県糟屋郡粕屋町大字原町111	
7	009	粕屋	福岡県糟屋郡篠栗町津波黒394	
8	016	津屋崎水産	福岡県福津市津屋崎2506	
9	017	彦山	福岡県田川郡添田町大字英彦山1326	
10	020	名島	福岡市東区名島1丁目2736-21	
11	025	西新	福岡市早良区西新2丁目16番23号	
	027	西公園	福岡市中央区西公園253-1	
	057	鳥飼	福岡市中央区鳥飼3丁目12番21	
	062	百道浜	福岡市早良区百道浜3丁目8番34号	
12	029	筑紫	福岡県春日市春日公園6丁目1番地	
13	035	大牟田	福岡県大牟田市岬492番4内	
14	051	背振	福岡県糸島市瑞梅寺139-61	
15	055	宗像	北九州市小倉南区頂吉字頂吉山国有林3077ろ2林小班	

番号	団地番号	団 地 名	所 在 地
16	061	多々良	福岡市東区水谷1丁目2755番
17	086	能古島	福岡市西区能古島
18	090	響町	福岡県北九州市若松区響町3-19-1
19	092	東平尾公園	福岡市博多区東平尾公園1丁目
20	097	今津	福岡県福岡市西区今津83-2, 3, 4
21	101	大橋	福岡市南区塩原4丁目9番1号
22	102	井尻	福岡市南区井尻2丁目36番40号
23	103	西戸崎	福岡市東区西戸崎5丁目21番6号
24	106	山川	福岡県みやま市山川町甲田字南松233-3
25	108	小呂島	福岡市西区大字小田1375-2, 1376-1

篠崎キャンパス
総合理工学府に係る建物配置図

（連携外国大学所在地）

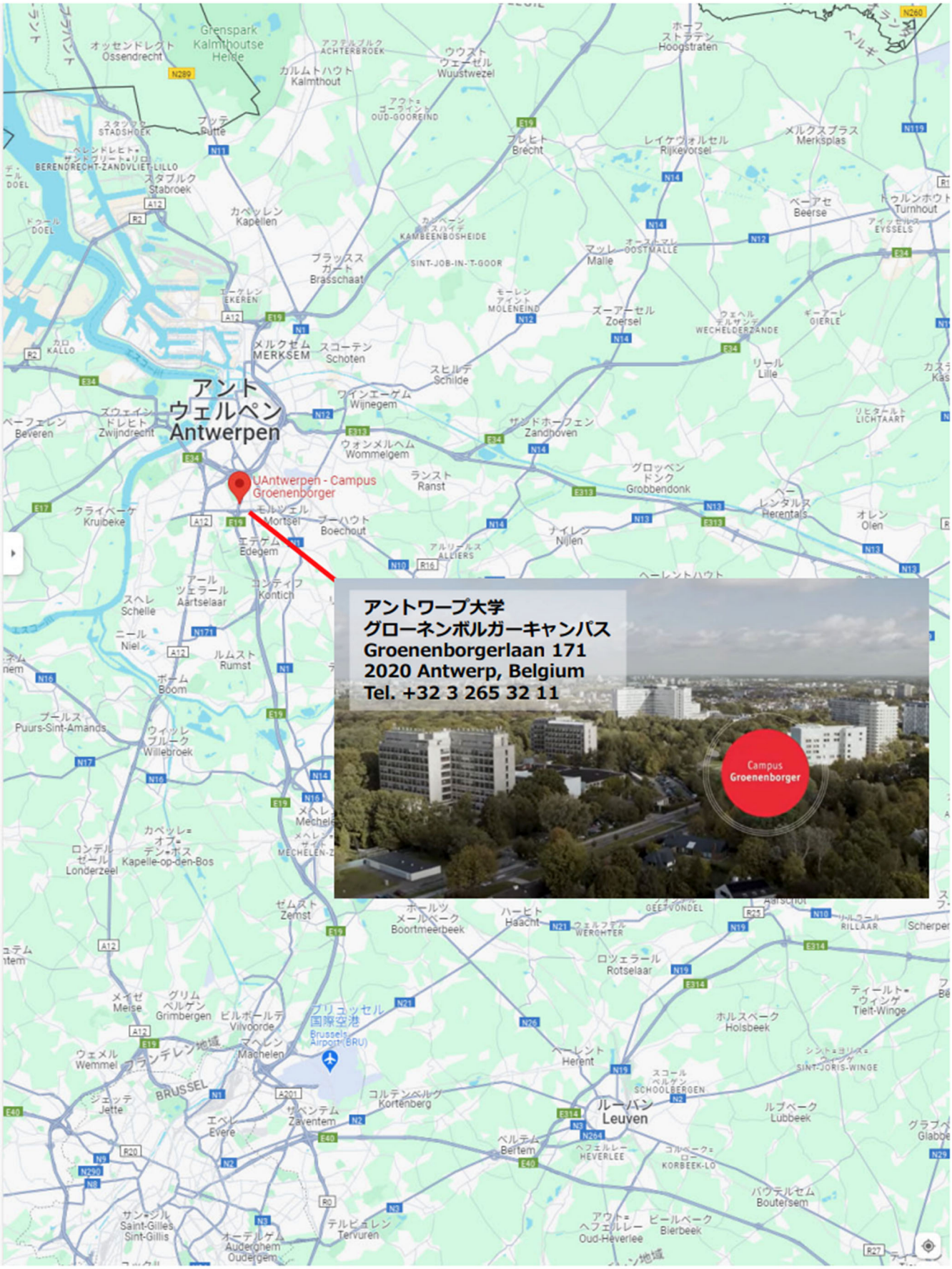

図面-25

Campus Groenenborger グローネンボルガーキャンパス

Faculty of Science 理学部
- G.T - Dean's office
- G.S - Tutoring
- G.U - Department of Biology
- G.V - Department of Bioscience Engineering
- G.T, G.V - Department of Chemistry 化学専攻
- G.U, G.X - Department of Physics 物理専攻

Faculty of Applied Engineering
- G.T - Dean's office
- G.S - Tutoring
- G.T - Chemistry
- G.V - Electronics-ICT
- G.Z - Engineering
- G.Z - Electromechanics

University of Antwerp

- G.T - Reception
- G.M - Infrastructure Department
- G.S - Campus library 図書館
- G.T - Student Administration 学生窓口
- G.T - Student and Study programme Counsellors 学生相談
- G.T - Jan Cox meeting room
- G.T - Aula Lucien Massart
- G.T - New Media Office
- G.U - Course services
- G.Y - komida

G.S, T, U, US, V, Z Classrooms, Laboratories 講義室、研究室

Bicycle racks -Students
Bicycle racks - Staff
E-bike charging station

九州大学学則（案）

平成１６年度九大規則第１号
制　　定：平成１６年　４月　１日
最終改正：令和　７年　　月　　日
（令和６年度九大規則第　　号）

目次

第１章　総則（第１条～第２条の２）
第２章　組織等（第３条～第１７条の２）
第３章　役員、職員等（第１８条～第２６条）
第４章　役員会、経営協議会、教育研究評議会及び総長選考・監察会議（第２７条～第３０条）
第５章　教授会（第３１条）
第６章　雑則（第３２条）
附則

第１章　総則

（目的等）

第１条　九州大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（平成１８年法律第１２０号）の精神に則り、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。【学教法第８３条】

２　本学は、前項の目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

（自己評価等）

第２条　本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。【学教法第１０９条】

２　本学は、前項の自己点検・評価及び第三者評価等多様な評価の結果を本学の目標・計画に反映させ、不断の改革に努めるものとする。

（教育研究活動状況の公表）

第２条の２　本学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。【学教法第１１３条】

第２章　組織等

（学部）

第３条　本学に、次の表に掲げるとおり、学部及び学科を置く。【学教法第８５条】【大学設置基準第４条】

学　部	学　科
共創学部	共創学科
文学部	人文学科
教育学部	
法学部	
経済学部	経済・経営学科、経済工学科
理学部	物理学科、化学科、地球惑星科学科、数学科、生物学科

医学部	医学科、生命科学科、保健学科
歯学部	歯学科
薬学部	創薬科学科、臨床薬学科
工学部	電気情報工学科、材料工学科、応用化学科、化学工学科、融合基礎工学科、機械工学科、航空宇宙工学科、量子物理工学科、船舶海洋工学科、地球資源システム工学科、土木工学科、建築学科
芸術工学部	芸術工学科
農学部	生物資源環境学科

２　学部又は学科ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別に規則で定める。【大学設置基準第２条】

３　学部又は学科ごとの卒業認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針は、別に定める。

４　学部の教育研究上の目的を達成するため、その規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる組織を編制するものとする。【大学設置基準第７条】

５　前項に定める組織の編制に当たっては、学部の教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にするものとする。【大学設置基準第７条】

６　前２項に基づき編制する組織のうち各学部の教員組織の編制その他必要な事項は、別に規則で定める。

７　学部の修業年限、教育課程、学生の入学、退学、卒業その他の学生の修学上必要な事項は、九州大学学部通則（平成１６年度九大規則第２号）で定める。

（大学院）

第４条　本学に、九州大学大学院（以下「本大学院」という。）を置く。【学教法第９７条】

２　本大学院は、本学の目的に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。【学教法第９９条】

３　本大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。【学教法第９９条】

第５条　本大学院に、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１００条ただし書に規定する研究科以外の教育研究上の基本となる組織として、教育上の目的に応じて組織する学府（大学院設置基準（昭和４９年文部省令第２８号。以下「大学院設置基準」という。）第３０条の２第１項で定める研究科等連係課程実施基本組織として置く連係学府を含む。以下同じ。）及び研究上の目的に応じ、かつ、教育上の必要性を考慮して組織する研究院を置く。【学教法第１００条】

第６条　前条の本大学院に置く学府は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、当該学府にそれぞれ同表の右欄に掲げる専攻を置く。【大学院設置基準第６条】

学　　府	専　　攻
人文科学府	人文基礎専攻、歴史空間論専攻、言語・文学専攻

地球社会統合科学府	地球社会統合科学専攻
人間環境学府	都市共生デザイン専攻、人間共生システム専攻、行動システム専攻、教育システム専攻、空間システム専攻、実践臨床心理学専攻、九州大学・釜山大学校都市・建築学国際連携専攻
法学府	法政理論専攻
法務学府	実務法学専攻
経済学府	経済工学専攻、経済システム専攻、産業マネジメント専攻
理学府	物理学専攻、化学専攻、地球惑星科学専攻
数理学府	数理学専攻
システム生命科学府	システム生命科学専攻
医学系学府	医学専攻、医科学専攻、保健学専攻、医療経営・管理学専攻
歯学府	歯学専攻、口腔科学専攻
薬学府	創薬科学専攻、臨床薬学専攻
工学府	材料工学専攻、応用化学専攻、化学工学専攻、機械工学専攻、水素エネルギーシステム専攻、航空宇宙工学専攻、量子物理工学専攻、船舶海洋工学専攻、地球資源システム工学専攻、共同資源工学専攻、土木工学専攻
芸術工学府	芸術工学専攻
システム情報科学府	情報理工学専攻、電気電子工学専攻
総合理工学府	総合理工学専攻、九州大学・アントワープ大学総合理工学国際連携専攻
生物資源環境科学府	資源生物科学専攻、環境農学専攻、農業資源経済学専攻、生命機能科学専攻
統合新領域学府	ユーザー感性スタディーズ専攻、オートモーティブサイエンス専攻、ライブラリーサイエンス専攻
マス・フォア・イノベーション連係学府	
人文情報連係学府	

備考
1　各学府（備考２～４を除く。）は、博士課程とする。
2　工学府共同資源工学専攻、医学系学府医科学専攻~~及び~~、歯学府口腔科学専攻及び人文情報連係学府は、修士課程とする。
3　人間環境学府九州大学・釜山大学校都市・建築学国際連携専攻及び総合理工学府九州大学・アントワープ大学総合理工学国際連携専攻は、大学院設置基準第３５条第１項に定める国際連携専攻とし、博士後期課程とする。
4　人間環境学府実践心理学専攻、法務学府実務法学専攻、経済学府産業マネジメント専攻及び医学系学府医療経営・管理学専攻は、専門職学位課程（第４条第３項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）とし、そのうち法務学府実務法学専攻は法科大学院とする。

2　学府又は専攻ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別に規則で定める。【大学院設置基準第１条の２】
3　学府又は専攻ごとの修了認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針は、別に定める。
4　博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。【大学院設置基準第４条第１項】
5　修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。【大学院設置基準第３条第１項】
6　専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とし、そのうち法科大学院にあっては、専ら法曹養成のための教育を行うことをその目的とする。【専門職大学院設置基準第２条第１項、第１８条】
7　学府の教育研究上の目的を達成するため、学府及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる組織を編制するものとする。【大学院設置基準第８条】【専門職大学院設置基準第４条】
8　学府の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。【大学院設置基準第８条】
9　前２項に基づき編制する組織のうち各学府の教員組織の編制その他必要な事項は、別に規則で定める。
１０　学府の修業年限、教育方法、学生の入学、退学、修了その他の学生の修学上必要な事項は、九州大学大学院通則（平成１６年度九大規則第３号）で定める。

第７条　第５条の本大学院に置く研究院は、次に掲げるとおりとする。
(1)　人文科学研究院
(2)　比較社会文化研究院
(3)　人間環境学研究院
(4)　法学研究院
(5)　経済学研究院
(6)　言語文化研究院
(7)　理学研究院
(8)　数理学研究院
(9)　医学研究院
(10)　歯学研究院
(11)　薬学研究院
(12)　工学研究院
(13)　芸術工学研究院

（14）システム情報科学研究院
（15）総合理工学研究院
（16）農学研究院
（基幹教育院）
第７条の２　本学に、本学の学生として共通に期待される学びの基幹を育成するための全学組織として、基幹教育院を置く。
２　基幹教育院の内部組織その他必要な事項は、別に定める。
（高等研究院）
第７条の３　本学に、高度な研究活動の推進と展開を通じて人材を育成し、その研究成果を広く社会に還元するための全学的組織として、高等研究院を置く。
２　高等研究院の内部組織その他必要な事項は、別に定める。
（附置研究所）
第８条　本学に、研究所を附置する。
２　前項の研究所（以下「附置研究所」という。）は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、当該附置研究所の目的は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。　【学教法第９６条】

附置研究所	目　　的
生体防御医学研究所	生体防御医学に関する学理及びその応用の研究
応用力学研究所	力学に関する学理及びその応用の研究
先導物質化学研究所	物質化学に関する先導的な総合研究
マス・フォア・インダストリ研究所	数学の産業応用及びその学理研究

３　各附置研究所の内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。
（国際研究所）
第８条の２　本学に、カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所を置く。
２　カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所は、カーボンニュートラル・エネルギー研究に関する基礎科学を創出するとともに、環境調和型で持続可能な社会の実現に向けた課題の解決に貢献することを目的とする。
３　カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所の内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。
（病院）
第９条　医学部及び歯学部に、これらに附属する共用の教育研究施設として、医学部・歯学部附属病院を置き、九州大学病院（以下「病院」という。）と称する。　【大学設置基準第３９条】
２　病院の内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。
（附属図書館）
第１０条　本学に、附属図書館を置く。　【大学設置基準第３６条】
２　附属図書館の内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。
第１１条　削除
（情報基盤研究開発センター）
第１２条　本学に、研究、教育等に係る情報化を推進するための実践的調査研究、基盤となる設備等の整備及び提供その他専門的業務を行う全国共同利用施設として、情報基盤研究開発センターを置く。
２　情報基盤研究開発センターは、前項の業務のほか、本学における情報基盤に係るシステム開

発を行う。
３　情報基盤研究開発センターの内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。
（教育関係共同利用拠点）
第１２条の２　第７条の２に規定する基幹教育院は、学校教育法施行規則（昭和２２年文部省令第１１号。以下「学教法施行規則」という。）第１４３条の２第２項の規定により、文部科学　大臣の認定を受けた教育関係共同利用拠点として他大学の利用に供するものとする。
（共同利用・共同研究拠点）
第１２条の３　次の表に掲げる附置研究所等は、学教法施行規則第１４３条の３第２項の規定により、文部科学大臣の認定を受けた共同利用・共同研究拠点としてそれぞれ学術研究の発展に資するものとする。

附置研究所等	共同利用・共同研究拠点	認定期間
生体防御医学研究所	多階層生体防御システム研究拠点	令和４年４月１日～令和１０年３月３１日
応用力学研究所	応用力学共同研究拠点	令和４年４月１日～令和１０年３月３１日
先導物質化学研究所	物質・デバイス領域共同研究拠点	令和４年４月１日～令和１０年３月３１日
マス・フォア・インダストリ研究所	産業数学の先進的・基礎的共同研究拠点	令和４年４月１日～令和１０年３月３１日
情報基盤研究開発センター	学際大規模情報基盤共同利用・共同研究拠点	令和４年４月１日～令和１０年３月３１日

（エネルギー研究教育機構）
第１２条の４　本学に、エネルギー分野における高度な研究及び教育活動を推進するための全学的組織として、エネルギー研究教育機構を置く。
２　エネルギー研究教育機構の内部組織その他必要な事項は、別に定める。
（アジア・オセアニア研究教育機構）
第１２条の５　本学に、アジア・オセアニア地域における社会的課題の解決、課題の発掘及び提示に向けた研究教育活動を推進するための全学的組織として、アジア・オセアニア研究教育機構を置く。
２　アジア・オセアニア研究教育機構の内部組織その他必要な事項は、別に定める。
（学内共同教育研究センター）
第１３条　本学に、次に掲げるいずれかの機能を担い、本学の教員その他の者が共同して教育研究活動を行う組織として、学内共同教育研究センターを置く。　【学教法第９６条】
(1)　主に教育又は研究活動を支援すること。
(2)　主に教育又は研究を推進すること。
(3)　その他全学業務を推進すること。
２　学内共同教育研究センターは、次の表の左欄に掲げるとおりとし、そのうち設置期間を定める学内共同教育研究センターの当該設置期間の満了する日は、それぞれ同表右欄のとおりとする。

学内共同教育研究センター	設置期間の満了する日
実験生物環境制御センター	
熱帯農学研究センター	
アイソトープ統合安全管理センター	
中央分析センター	
留学生センター	
総合研究博物館	
システムＬＳＩ研究センター	令和１３年３月３１日
国際宇宙惑星環境研究センター	令和１４年３月３１日
韓国研究センター	
医療系統合教育研究センター	
超伝導システム科学研究センター	令和１５年３月３１日
未来デザイン学センター	
超顕微解析研究センター	
環境安全センター	
西部地区自然災害資料センター	
大学文書館	
ロバート・ファン／アントレプレナーシップ・センター	
アドミッションセンター	
水素エネルギー国際研究センター	
未来化学創造センター	令和７年３月３１日
鉄鋼リサーチセンター	令和７年３月３１日
低温センター	
加速器・ビーム応用科学センター	

グリーンテクノロジー研究教育センター	令和１０年３月３１日
シンクロトロン光利用研究センター	
先端医療オープンイノベーションセンター	令和７年３月３１日
極限プラズマ研究連携センター	令和１１年３月３１日
有体物管理センター	
分子システム科学センター	令和１０年３月３１日
日本エジプト科学技術連携センター	令和１１年３月３１日
プラズマナノ界面工学センター	令和１１年３月３１日
ＥＵセンター	令和１１年３月３１日
環境発達医学研究センター	令和１３年３月３１日
ユヌス＆椎木ソーシャル・ビジネス研究センター	令和６年９月３０日
医用生体工学研究センター	令和８年３月３１日
次世代燃料電池産学連携研究センター	令和１４年３月３１日
科学技術イノベーション政策教育研究センター	令和８年３月３１日
先端素粒子物理研究センター	令和１５年３月３１日
水素材料先端科学研究センター	令和１０年３月３１日
アジア埋蔵文化財研究センター	令和１０年３月３１日
キャンパスライフ・健康支援センター	
五感応用デバイス研究開発センター	令和１０年１０月３１日
サイバーセキュリティセンター	
数理・データサイエンス教育研究センター	令和１０年３月３１日
植物フロンティア研究センター	令和１０年３月３１日
最先端有機光エレクトロニクス研究センター	令和１１年３月３１日
都市研究センター	令和１１年３月３１日

次世代接着技術研究センター	令和１１年３月３１日
先進電気推進飛行体研究センター	令和１２年３月３１日
ネガティブエミッションテクノロジー研究センター	令和８年３月３１日
ラーニングアナリティクスセンター	令和８年３月３１日
洋上風力研究教育センター	令和９年３月３１日
感染症創薬研究センター	令和１０年３月３１日
国際教育ナビゲーションセンター	令和１１年３月３１日

３　各学内共同教育研究センターの内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。

（学部等の附属施設）

第１４条　次の表の左欄に掲げる学部、学府、研究院、附置研究所等に、それぞれ同表の右欄に掲げる附属の教育施設又は研究施設を置く。【大学設置基準第３９条】

学　部　等	附　　属　　施　　設
理学部	天草臨海実験所
工学部	高専連携教育推進センター
農学部	農場、演習林
人間環境学府	総合臨床心理センター
工学府	ものづくり工学教育研究センター
システム情報科学府	電気エネルギーシステム教育研究センター、価値創造型半導体人材育成センター
薬学府	薬用植物園
生物資源環境科学府	水産実験所
比較社会文化研究院	浅海底フロンティア研究センター
人間環境学研究院	環境建築Ｒ＆Ｅセンター
理学研究院	地震火山観測研究センター
医学研究院	胸部疾患研究施設、心臓血管研究施設、脳神経病研究施設、ヒト疾患モデル研究センター、総合コホートセンター、プレシジョンメディシン研

	究センター
歯学研究院	オーラルヘルス・ブレインヘルス・トータルヘルス研究センター、歯科発生再生研究センター
薬学研究院	産学官連携創薬育薬センター、グリーンファルマ構造解析センター
工学研究院	環境工学研究教育センター、アジア防災研究センター、小分子エネルギーセンター、次世代蓄エネルギーデバイス研究センター、次世代経皮薬物送達研究センター
芸術工学研究院	応用知覚科学研究センター、応用生理人類学研究センター、環境設計グローバル・ハブ、ＳＤＧｓデザインユニット、社会包摂デザイン・イニシアティブ、デザイン基礎学研究センター
システム情報科学研究院	光・量子プロセス研究開発センター、量子コンピューティングシステム研究センター
農学研究院	生物的防除研究施設、遺伝子資源開発研究センター、国際農業教育・研究推進センター、イノベーティブバイオアーキテクチャーセンター、昆虫科学・新産業創生研究センター、アクアバイオリソース創出センター
生体防御医学研究所	高深度オミクスサイエンスセンター、システム免疫学統合研究センター
応用力学研究所	大気海洋環境研究センター、高温プラズマ理工学研究センター、海洋プラスチック研究センター、再生可能流体エネルギー研究センター
カーボンニュートラル･エネルギー国際研究所	次世代冷媒物性評価研究センター、三井化学カーボンニュートラル研究センター、エネルギーシステムデザイン研究センター
情報基盤研究開発センター	汎オミクス計測・計算科学センター

２　各附属施設の内部組織その他必要な事項は、当該学部等の長が、別に定める。

（情報統括本部）

第１５条　本学に、全学的な情報支援を行うための組織として、情報統括本部を置く。

２　情報統括本部の目的は、次に掲げるとおりとする。

(1)　全学的な情報基盤の整備

(2) 情報技術を用いた教育研究及び大学運営に関わる業務の総合的な支援

３　情報統括本部の構成その他必要な事項は、別に規則で定める。

（統合移転推進本部）

第１５条の２　本学に、統合移転事業及び伊都キャンパスの整備計画を推進するための組織として、統合移転推進本部を置く。

２　統合移転推進本部の構成その他必要な事項は、別に規則で定める。

（基金本部）

第１５条の３　本学に、九州大学基金による支援助成事業及び基金強化事業（以下「基金事業」という。）を推進するための組織として、基金本部を置く。
２　基金本部の構成その他必要な事項は、別に規則で定める。
（広報本部）
第１５条の４　本学に、広報戦略の策定及び広報活動の推進を図るための組織として、広報本部を置く。
２　広報本部の構成その他必要な事項は、別に規則で定める。
（グローバル化推進本部）
第１５条の５　本学に、全学的なグローバル化を推進するための組織として、グローバル化推進本部を置く。
２　グローバル化推進本部の構成その他必要な事項は、別に規則で定める。
（学術研究・産学官連携本部）
第１５条の６　本学に、全学の学術研究及び産学官連携を推進するための組織として、学術研究・産学官連携本部を置く。
２　学術研究・産学官連携本部の構成その他必要な事項は、別に規則で定める。
（未来社会デザイン統括本部）
第１５条の７　本学に、全学的な社会的課題解決の取組を推進するための組織として、未来社会デザイン統括本部を置く。
２　未来社会デザイン統括本部の構成その他必要な事項は、別に規則で定める。
（データ駆動イノベーション推進本部）
第１５条の８　本学に、全学的なデータ駆動型活動の推進及び新たなデジタル社会のあるべき姿を研究するための組織として、データ駆動イノベーション推進本部を置く。
２　データ駆動イノベーション推進本部の構成その他必要な事項は、別に規則で定める。
（未来人材育成機構）
第１５条の９　本学に、博士課程をはじめとする全学の教育改革及び教育の質の向上を推進するための組織として、未来人材育成機構を置く。
２　未来人材育成機構の構成その他必要な事項は、別に規則で定める。
（推進室等）
第１６条　本学に、特定の重要事項を企画、推進又は支援する組織として、推進室等を置く。
２　前項の推進室等は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、当該推進室等の目的は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

推進室等	目　　的
社会連携推進室	社会連携（産学官連携を除く。）の推進を支援すること。
国際戦略企画室	国際化に資する戦略的な取組に関する企画・立案・推進を行うこと。
ＳＨＡＲＥオフィス	全学的なグローバル化の推進を支援すること。
インスティテューショナル・リサーチ室	大学運営の基礎となる情報の調査・収集・分析及び提供により、大学の意思決定を支援すること。
キャンパス計画室	キャンパス計画の推進を支援すること。
環境安全衛生推進室	安全衛生の推進を支援すること。
ハラスメント対策推進室	ハラスメントの防止及び対策の推進を支援すること。

男女共同参画推進室	男女共同参画の推進を支援すること。
情報環境整備推進室	情報環境整備の推進を支援すること。
統合移転事業推進室	統合移転事業及び伊都キャンパスの整備計画に係る企画・立案を行うこと。
法務統括室	法務機能の強化に係る企画・立案を行うこと。
基金事業推進室	九州大学基金に係るファンドレイジング（本学が行う寄附獲得のための活動をいう。）に関すること。
同窓生連携推進室	同窓生との連携に関すること。
広報戦略推進室	広報戦略に基づく広報活動の推進を支援すること。
跡地処分統括室	移転跡地処分のリスクマネジメントに係る企画・立案等を行うこと。
総長支援室	総長の指示に基づく大学全体の戦略等に係る企画・立案・調整・情報収集を行うこと。
危機管理室	危機管理及び危機発生時の対応に関すること。
研究戦略企画室	本学の研究戦略に基づき大学全体の研究力強化に向けた取組等に係る具体的な企画・立案及び制度設計を行うこと。
財務戦略室	寄附金をはじめ外部資金獲得の渉外活動に係る情報収集、調査分析、全学的な計画策定、評価改善及び人材育成に関すること。

３　前項の各推進室等の内部組織その他必要な事項は、別に定める。

（伊都診療所）

第１６条の２　本学に、伊都診療所（以下「診療所」という。）を置く。

２　診療所の内部組織その他必要な事項は、別に定める。

（事務組織）

第１７条　本学に、庶務、会計、施設及び学生の厚生補導等に関する事務を行うため事務局を置く。

２　本学の学部、学府等に、その事務を行うため事務部を置く。ただし、必要がある場合は、数個の学部等の事務を併せて行う事務部を置く。

３　前２項に規定する事務組織のほか、本学に、内部監査を実施させるとともに、監事監査の事務を補助させるため監査・コンプライアンス室を置く。

４　前３項の事務組織の内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。

【大学設置基準第７条】

（統括技術部及び技術部）

第１７条の２　本学に、教育研究のための技術支援に関する全学的組織として、統括技術部を置く。

２　本学の学部、学府、研究院、基幹教育院、附置研究所等に、教育研究に関する技術的な支援を行わせるため、技術部を置くことができる。

３　第１項の統括技術部及び前項の技術部の内部組織その他必要な事項は、別に定める。

第３章　役員、職員等

（役員）

第１８条　国立大学法人法（平成１５年法律第１１２号。以下「法人法」という。）第１０条の規定に基づき、本学に、役員として、学長（「総長」と称する。）、理事１０人以内（１人以上の非常勤の理事（その任命の際現に本学の役員又は職員でない者（以下「学外者」という。）に限る。）を置く場合にあっては、１１人以内）及び監事２人を置く。

２　前項の理事のうち２人以上（学外者が総長に任命されている場合は１人以上）は、学外者とする。

３　第１項の監事のうち少なくとも１人は、常勤とする。

【法人法第１０条】

第１９条　総長は、校務をつかさどり、所属職員を統督するとともに、本学を代表し、その業務を総理する。【学教法第９２条】【法人法第１１条】

２　総長は、この規則その他の総長が定める規則等において理事又は職員に委任する業務について報告を求め、必要な措置を命じ、又はその措置を自ら行うことができる。

第２０条　理事は、総長の定めるところにより、総長を補佐して本学の業務を掌理し、総長に事故があるときはその職務を代理し、総長が欠員のときはその職務を行う。【法人法第１１条】

第２１条　監事は、本学の業務を監査する。この場合において、監事は、監査報告を作成しなければならない。

２　監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は本学の業務及び財産の状況を調査することができる。【法人法第１１条】

（職員）

第２２条　本学に、教員、事務職員、技術職員、高度専門職員その他必要な職員を置く。

２　前項の教員は、教授、准教授、講師、助教、准助教及び助手（「教務助手」と称する。）とする。

３　教授、准教授、講師、助教及び教務助手の職務は学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第９２条の定めるところによるものとし、准助教の職務は教授及び准教授の職務を助けることとする。【学教法第９２条】

（副学長）

第２３条　本学に、総長の定めるところにより、総長を助け、命を受けて校務をつかさどるため、副学長若干人を置く。

２　副学長は、理事のうちから総長が指名する者が兼ねる。

３　前項の規定にかかわらず、総長が特に必要と認めた場合は、職員のうちから総長が指名する者が副学長を兼ねることができるものとする。【学教法第９２条】

（副理事）

第２４条　本学に、総長の定めるところにより、理事の職務を助けるため、副理事若干人を置く。

２　副理事は、教授その他の職員のうちから総長が指名する。

（総長補佐）

第２４条の２　本学に、総長の定めるところにより、総長が命ずる特定の事項を担当し、総長を助けるため、総長補佐若干人を置くことができる。

２　総長補佐は、教授その他の職員のうちから総長が指名する。

（部局長等）

第２５条　学部、学府、研究院、基幹教育院、附置研究所、カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所、病院、附属図書館及び情報基盤研究開発センター（以下「部局」という。）に長（以下「部局長」という。）を置く。

２　部局長は、当該部局の業務を掌理する。

３　各部局に、副部局長を置くことができる。

４　副部局長は、部局長の定めるところにより、部局長を補佐して部局の業務を処理し、部局長に事故があるときはその職務を代理し、部局長が欠員のときはその職務を行う。

５　部局長及び副部局長の任命手続その他必要な事項は、別に規則で定める。
６　学科及び専攻に、それぞれ学科長又は専攻長を置くことができる。
７　学科長及び専攻長の任命手続その他必要な事項は、別に定めるものとする。
（センター長等）
第２６条　学内共同教育研究センターに長（以下「センター長」という。）を置く。
２　センター長は、当該学内共同教育研究センターの業務を掌理する。
３　各学内共同教育研究センターに、副センター長を置くことができる。
４　副センター長は、センター長の定めるところにより、センター長を補佐して当該学内共同教育研究センターの業務を処理し、センター長に事故があるときはその職務を代理し、センター長が欠員のときはその職務を行う。
５　センター長及び副センター長の任命手続その他必要な事項は、別に規則で定める。
第２６条の２　（削除）
（所長）
第２６条の３　診療所に、所長を置く。
２　所長は、診療所の業務を掌理する。
３　所長は、本学の教員のうちから総長が指名する。
第４章　役員会、経営協議会、教育研究評議会及び総長選考・監察会議
（役員会）
第２７条　本学に、法人法第１１条第３項各号に規定する事項を審議するため、総長及び理事で構成する役員会を置く。【法人法第１１条】
２　役員会の議事の手続その他必要な事項は、別に規則で定める。
（経営協議会）
第２８条　本学に、法人法第２０条の規定に基づき、本学の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営協議会を置く。【法人法第２０条】
２　経営協議会の議事の手続その他必要な事項は、別に規則で定める。
（教育研究評議会）
第２９条　本学に、法人法第２１条の規定に基づき、本学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。【法人法第２１条】
２　教育研究評議会の議事の手続その他必要な事項は、別に規則で定める。
（総長選考・監察会議）
第３０条　本学に、法人法第１２条第２項から第５項までの規定に基づき、学長選考・監察会議（「総長選考・監察会議」と称する。以下「選考会議」という。）を置く。【法人法第１２条】
２　選考会議の組織に関し必要な事項は、別に規則で定める。
第５章　教授会
第３１条　部局（病院及び附属図書館を除く。）に、教授会を置く。【学教法第９３条】
２　教授会の組織、審議事項、議事の手続その他必要な事項は、九州大学教授会通則（平成１６年度九大規則第８号）で定める。
第６章　雑則
（雑則）
第３２条　この規則に定めるもののほか、本学の目的を達成するために必要な事項は、別に規則で定める。
附　則
１　この規則は、平成１６年４月１日から施行する。
２　法人法附則第１６条第１項の規定に基づき本学に置かれる九州大学医療技術短期大学部（以下「短期大学部」という。）は、平成１６年４月１日に短期大学部に在学する学生が短期大学部に在学しなくなる日において、廃止する。
３　前項の短期大学部に在学する学生の教育課程の履修その他当該学生の教育に必要な事項については、九州大学医療技術短期大学部学則（昭和４６年４月８日施行）等の規定によるものとする。

4　法人法附則第１７条の規定に基づき、平成１５年９月３０日に当該大学に在学する者が在学しなくなる日までの間存続するものとされた九州芸術工科大学に在学する者（以下「在学者」という。）の卒業又は大学院の課程修了のため必要となる教育は、九州大学芸術工学部（以下「芸術工学部」という。）又は九州大学大学院芸術工学府（以下「芸術工学府」という。）において行うものとする。
5　前項の在学者の教育課程の履修その他当該学生の教育に必要な事項については、九州芸術工科大学学則（平成５年４月１日施行）等の規定によるものとする。ただし、これによることができない事項については、総長又は芸術工学部若しくは芸術工学府の教授会が定めるところによる。
6　第１２条の３に規定する附置研究所等は、文部科学大臣の認定期間である平成３４年３月３１日までの間存続するものとする。
7　第１３条第１項に規定する宙空環境研究センターは、平成２４年３月３１日まで存続するものとする。
8　第１４条第１項に規定する工学研究院附属の環境システム科学研究センターは平成２０年３月３１日まで、生体防御医学研究所附属の感染防御研究センターは平成２３年３月３１日まで、応用力学研究所附属の力学シミュレーション研究センター及び炉心理工学研究センターは平成１９年３月３１日まで存続するものとする。
9　法人法等関係法令又はこの学則等に基づき定める諸規則等のほか、承継的、定型的又は簡易な事項で総長が必要と認めるものについては、当分の間、総長が定めるところにより、廃止前の国立学校設置法（昭和２４年法律第１５０号）に基づき設置された九州大学の諸規則等の規定を適用又は準用するものとする。

附　則（平成１６年度九大規則第１９３号）

1　この規則は、平成１７年４月１日から施行する。
2　人間環境学府発達・社会システム専攻は、改正後の第６条第１項の規定にかかわらず、平成１７年３月３１日に当該専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間､存続するものとする。

附　則（平成１７年度九大規則第４号）

1　この規則は、平成１７年７月１５日から施行し、平成１７年７月１日から適用する。
2　改正後の第１３条第１項に規定するデジタルメディシン・イニシアティブ及びアジア総合政策センターは、平成２２年６月３０日まで存続するものとする。

附　則（平成１７年度九大規則第２３号）

この規則は、平成１７年１１月７日から施行する。

附　則（平成１７年度九大規則第３０号）

1　この規則は、平成１８年４月１日から施行する。
2　薬学部総合薬学科は、改正後の第３条第１項の規定にかかわらず、平成１８年３月３１日に当該学科に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附　則（平成１８年度九大規則第２号）

この規則は、平成１８年６月１日から施行する。

附　則（平成１８年度九大規則第２５号）

この規則は、平成１８年１０月１日から施行する。

附　則（平成１８年度九大規則第３７号）

1　この規則は、平成１９年４月１日から施行する。
2　改正後の第１４条第１項に規定する応用力学研究所附属の東アジア海洋大気環境研究センター及び高温プラズマ力学研究センターは、平成２９年３月３１日まで存続するものとする。
3　改正後の第２２条第２項に規定する准助教の職種は、平成１９年４月１日に当該職に在職する者が在職しなくなる日において、廃止する。

附　則（平成１９年度九大規則第２７号）

この規則は、平成１９年１１月１日から施行する。

附　則（平成１９年度九大規則第３１号）

この規則は、平成１９年１２月２６日から施行する。

附　則（平成１９年度九大規則第５８号）

1　この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

2　理学府基礎粒子系科学専攻、分子科学専攻、凝縮系科学専攻及び生物科学専攻並びに医学系学府機能制御医学専攻、生殖発達医学専攻、病態医学専攻、臓器機能医学専攻、分子常態医学専攻及び環境社会医学専攻は、改正後の九州大学学則（以下「新規則」という。）第６条第１項の規定にかかわらず、平成２０年３月３１日に当該専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

3　新規則第１４条第１項に規定する工学研究院附属の循環型社会システム工学研究センターは、平成３０年３月３１日まで存続するものとする。

附　則（平成２０年度九大規則第１号）

この規則は、平成２０年４月１７日から施行し、平成２０年４月１日から適用する。

附　則（平成２０年度九大規則第９号）

この規則は、平成２０年１０月１日から施行する。

附　則（平成２０年度九大規則第３７号）

1　この規則は、平成２１年４月１日から施行する。

2　システム情報科学府情報理学専攻、知能システム学専攻、情報工学専攻、電気電子システム工学専攻及び電子デバイス工学専攻は、この規則による改正後の九州大学学則（以下「新学則」という。）第６条第１項の規定にかかわらず、平成２１年３月３１日に当該専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附　則（平成２１年度九大規則第１号）

この規則は、平成２１年５月１日から施行する。

附　則（平成２１年度九大規則第５号）

この規則は、平成２１年６月１日から施行する。

附　則（平成２１年度九大規則第１２号）

この規則は、平成２１年８月１日から施行し、第１３条第１項にシンクロトロン光利用研究センターを加える改正規定は、平成２１年７月１日から適用する。

附　則（平成２１年度九大規則第２０号）

1　この規則は、平成２１年１０月１日から施行する。

2　この規則による改正後の九州大学学則第３６条の６の規定は、平成２１年９月１日から適用する。

附　則（平成２１年度九大規則第３３号）

この規則は、平成２１年１１月１日から施行する。

附　則（平成２１年度九大規則第４９号）

1　この規則は、平成２２年４月１日から施行する。

2　法学府基礎法学専攻、公法・社会法学専攻、民刑事法学専攻、国際関係法学専攻及び政治学専攻並びに薬学府医療薬科学専攻（修士課程）及び創薬科学専攻（修士課程）並びに工学府機械科学専攻及び知能機械システム専攻並びに生物資源環境科学府生物資源開発管理学専攻、植物資源科学専攻、生物機能科学専攻、動物資源科学専攻、農業資源経済学専攻、生産環境科学専攻、森林資源科学専攻及び遺伝子資源工学専攻は、この規則による改正後の九州大学学則（以下「新規則」という。）第６条第１項の規定にかかわらず、平成２２年３月３１日に当該専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

3　九州大学学則（平成１６年度九大規則第１号）附則第６項の規定にかかわらず、生体防御医学研究所附属の感染防御研究センターは、廃止する。

附　則（平成２２年度九大規則第１号）

この規則は、平成２２年４月２８日から施行し、平成２２年４月１日から適用する。

附　則（平成２２年度九大規則第６号）

この規則は、平成２２年７月１日から施行する。

附　則（平成２２年度九大規則第１２号）

1　この規則は、平成２２年８月１日から施行する。ただし、第１３条第１項に応用知覚研究セ

ンターを加える改正規定は同年９月１日から施行する。
２　この規則による改正後の九州大学学則第１３条第１項に規定する応用知覚研究センターは、平成２４年３月３１日まで存続するものとする。

附　則（平成２２年度九大規則第３０号）

この規則は、平成２２年１０月１日から施行する。

附　則（平成２２年度九大規則第４５号）

この規則は、平成２２年１２月１日から施行する。

附　則（平成２２年度九大規則第４７号）

この規則は、平成２２年１２月１日から施行する。

附　則（平成２２年度九大規則第７４号）

この規則は、平成２３年１月１日から施行する。

附　則（平成２２年度九大規則第７８号）

この規則は、平成２３年２月１日から施行する。

附　則（平成２２年度九大規則第８１号）

この規則は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則（平成２３年度九大規則第１号）

この規則は、平成２３年５月１日から施行する。

附　則（平成２３年度九大規則第４号）

この規則は、平成２３年６月１日から施行する。

附　則（平成２３年度九大規則第８号）

１　この規則は、平成２３年７月１日から施行する。
２　この規則による改正後の九州大学学則第１４条第１項に規定するシステム情報科学府附属の高度ＩＣＴ人材教育開発センターは、平成３２年３月３１日まで存続するものとする。

附　則（平成２３年度九大規則第１０号）

この規則は、平成２３年８月１日から施行する。

附　則（平成２３年度九大規則第１２号）

この規則は、平成２３年１０月１日から施行する。

附　則（平成２３年度九大規則第６８号）

この規則は、平成２３年１１月１日から施行する。

附　則（平成２３年度九大規則第７２号）

この規則は、平成２４年１月１日から施行する。

附　則（平成２３年度九大規則第８０号）

１　この規則は、平成２４年４月１日から施行する。
２　この規則の施行前に設置された薬学府医療薬科学専攻（博士後期課程）及び創薬科学専攻（博士後期課程）は、この規則による改正後の九州大学学則第６条第１項の規定にかかわらず、平成２４年３月３１日に当該専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附　則（平成２４年度九大規則第１１号）

この規則は、平成２４年１０月１日から施行する。

附　則（平成２４年度九大規則第２９号）

この規則は、平成２４年１２月１日から施行する。ただし、第２５条に係る改正規定は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則（平成２４年度九大規則第３６号）

この規則は、平成２５年１月１日から施行する。

附　則（平成２４年度九大規則第３７号）

この規則は、平成２５年２月１日から施行する。

附　則（平成２４年度九大規則第４２号）

この規則は、平成２５年３月１日から施行する。

附　則（平成２４年度九大規則第４５号）

１　この規則は、平成２５年４月１日から施行する。
２　この規則による改正後の九州大学学則第１４条第１項に規定する自然エネルギー統合利用センターは、平成３５年３月３１日まで存続するものとする。

附　則（平成２５年度九大規則第２号）

この規則は、平成２５年５月１日から施行する。

附　則（平成２５年度九大規則第８号）

この規則は、平成２５年６月３日から施行し、平成２５年４月１日から適用する。

附　則（平成２５年度九大規則第１０号）

この規則は、平成２５年７月１日から施行する。

附　則（平成２５年度九大規則第１６号）

この規則は、平成２５年８月１日から施行する。ただし、知的財産本部の名称及び目的に係る改正規定は、平成２５年９月１日から施行する。

附　則（平成２５年度九大規則第４０号）

この規則は、平成２５年１１月１日から施行する。

附　則（平成２５年度九大規則第４７号）

この規則は、平成２５年１２月１日から施行する。ただし、第１４条第１項の表に薬学研究院の項を加える改正規定は、平成２６年１月１日から施行する。

附　則（平成２５年度九大規則第５１号）

この規則は、平成２６年１月１日から施行する。

附　則（平成２５年度九大規則第７６号）

この規則は、平成２６年１月２７日から施行する。

附　則（平成２５年度九大規則第７８号）

この規則は、平成２６年３月１日から施行する。

附　則（平成２５年度九大規則第８３号）

１　この規則は、平成２６年４月１日から施行する。
２　比較社会文化学府は、この規則による改正後の九州大学学則第６条第１項の規定にかかわらず、平成２６年３月３１日に当該学府に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附　則（平成２６年度九大規則第２号）

この規則は、平成２６年４月３０日から施行し、この規則による改正後の九州大学学則の規定は、平成２６年４月１日から適用する。

附　則（平成２６年度九大規則第６号）

この規則は、平成２６年８月１日から施行する。

附　則（平成２６年度九大規則第１１号）

この規則は、平成２６年１０月１日から施行する。ただし、第１３条第１項の表に係る改正規定は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（平成２６年度九大規則第６０号）

この規則は、平成２６年１２月１日から施行する。

附　則（平成２６年度九大規則第７０号）

この規則は、平成２７年１月２２日から施行する。

附　則（平成２６年度九大規則第７６号）

１　この規則は、平成２７年４月１日から施行する。
２　九州大学高等教育機構規則（平成１８年度九大規則第３号）は、廃止する。

附　則（平成２６年度九大規則第７７号）

この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（平成２６年度九大規則第１２０号）

この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（平成２７年度九大規則第２号）

この規則は、平成２７年６月１日から施行する。

附　則（平成２７年度九大規則第９号）
この規則は、平成２７年１０月１日から施行する。
附　則（平成２７年度九大規則第２１号）
この規則は、平成２７年１２月１日から施行する。
附　則（平成２７年度九大規則第２３号）
この規則は、平成２８年１月１日から施行する。
附　則（平成２７年度九大規則第２６号）
この規則は、平成２８年２月１日から施行する。
附　則（平成２７年度九大規則第３１号）
この規則は、平成２８年３月１日から施行する。
附　則（平成２７年度九大規則第３４号）
１　この規則は、平成２８年４月１日から施行する。
２　この規則による改正後の九州大学学則第１４条第１項に規定する次世代冷媒物性評価研究センターは、平成３３年３月３１日まで存続するものとする。
附　則（平成２８年度九大規則第３号）
この規則は、平成２８年６月１日から施行する。
附　則（平成２８年度九大規則第８号）
この規則は、平成２８年７月１日から施行する。
附　則（平成２８年度九大規則第１４号）
この規則は、平成２８年７月２９日から施行する。
附　則（平成２８年度九大規則第２０号）
この規則は、平成２８年１０月１日から施行する。
附　則（平成２８年度九大規則第６５号）
この規則は、平成２８年１２月１日から施行する。
附　則（平成２８年度九大規則第６９号）
この規則は、平成２９年１月１日から施行する。
附　則（平成２８年度九大規則第７６号）
この規則は、平成２９年２月１日から施行する。
附　則（平成２８年度九大規則第８１号）
この規則は、平成２９年３月１日から施行する。
附　則（平成２８年度九大規則第８５号）
この規則は、平成２９年４月１日から施行する。ただし、第１４条第１項の表中のオーラルヘルス・ブレインヘルス・トータルヘルス研究センターを加える規定は、平成２８年４月１日から適用する。
附　則（平成２９年度九大規則第１号）
この規則は、平成２９年５月１日から施行する。
附　則（平成２９年度九大規則第５号）
この規則は、平成３０年４月１日から施行する。
附　則（平成２９年度九大規則第８号）
この規則は、平成２９年１０月１日から施行する。
附　則（平成２９年度九大規則第２３号）
この規則は、平成２９年１１月１日から施行する。
附　則（平成２９年度九大規則第４０号）
この規則は、平成３０年１月１日から施行する。
附　則（平成２９年度九大規則第４８号）
この規則は、平成３０年２月１日から施行する。
附　則（平成２９年度九大規則第６７号）
１　この規則は、平成３０年４月１日から施行する。
２　生物資源環境科学府生物産業創成専攻は、この規則による改正後の九州大学学則第６条第１

項の規定にかかわらず、平成３０年３月３１日に当該専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附　則（平成３０年度九大規則第１号）

この規則は、平成３０年５月１日から施行し、平成３０年４月１日から適用する。

附　則（平成３０年度九大規則第１１号）

この規則は、平成３０年７月１日から施行する。ただし、第１３条の２の規定は、平成３０年４月１日から適用する。

附　則（平成３０年度九大規則第１８号）

この規則は、平成３０年１１月１日から施行する。

附　則（平成３０年度九大規則第２２号）

この規則は、平成３０年１０月１日から施行する。

附　則（平成３０年度九大規則第４９号）

この規則は、平成３１年１月１日から施行する。

附　則（平成３０年度九大規則第６０号）

この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則（令和元年度九大規則第２号）

この規則は、令和元年８月１日から施行する。

附　則（令和元年度九大規則第４号）

この規則は、令和元年１０月１日から施行する。

附　則（令和元年度九大規則第１９号）

この規則は、令和元年１１月１日から施行する。

附　則（令和元年度九大規則第２４号）

１　この規則は、令和２年４月１日から施行する。

２　芸術工学部環境設計学科、工業設計学科、画像設計学科、音響設計学科及び芸術情報設計学科は、この規則による改正後の九州大学学則第３条第１項の規定にかかわらず、令和２年３月３１日に当該学科に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附　則（令和２年度九大規則第５号）

この規則は、令和２年８月１日から施行する。

附　則（令和２年度九大規則第１７号）

この規則は、令和２年１０月２６日から施行し、令和２年１０月１日から適用する。

附　則（令和２年度九大規則第３５号）

この規則は、令和２年１２月１日から施行する。

附　則（令和２年度九大規則第４１号）

１　この規則は、令和３年４月１日から施行する。

２　工学部建築学科、電気情報工学科、物質科学工学科、地球環境工学科、エネルギー科学科及び機械航空工学科、工学府物質創造工学専攻、物質プロセス工学専攻、材料物性工学専攻、化学システム工学専攻、建設システム工学専攻、都市環境システム工学専攻、海洋システム工学専攻及びエネルギー量子工学専攻、システム情報科学府情報学専攻、情報知能工学専攻及び電気電子工学専攻並びに総合理工学府量子プロセス理工学専攻、物質理工学専攻、先端エネルギー理工学専攻、環境エネルギー工学専攻及び大気海洋環境システム学専攻は、この規則による改正後の九州大学学則第３条第１項及び第６条第１項の規定にかかわらず、令和３年３月３１日に当該学科又は専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附　則（令和３年度九大規則第１号）

この規則は、令和３年５月１日から施行する。

附　則（令和３年度九大規則第５０号）

この規則は、令和３年１０月１日から施行する。

附　則（令和３年度九大規則第５５号）

この規則は、令和３年１１月１日から施行する。

附　則（令和３年度九大規則第６０号）

この規則は、令和４年１月１日から施行する。

附　則（令和３年度九大規則第６２号）

この規則は、令和４年３月１日から施行する。

附　則（令和３年度九大規則第６７号）

１　この規則は、令和４年４月１日から施行する。

２　芸術工学府芸術工学専攻及びデザインストラテジー専攻は、この規則による改正後の九州大学学則第６条第１項の規定にかかわらず、令和４年３月３１日に当該専攻に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附　則（令和４年度九大規則第４号）

この規則は、令和４年７月１日から施行する。

附　則（令和４年度九大規則第２０号）

この規則は、令和４年１１月１日から施行する。

附　則（令和４年度九大規則第２４号）

１　この規則は、令和５年４月１日から施行する。

２　統合新領域学府ユーザー感性学専攻は、この規則による改正後の九州大学学則第６条第１項の規定にかかわらず、令和５年３月３１日に当該専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

３　九州大学先導的研究センター規則（平成２６年度九大規則第９３号）は、廃止する。

附　則（令和５年度九大規則第２号）

この規則は、令和５年６月１日から施行する。

附　則（令和５年度九大規則第３号）

この規則は、令和５年６月１日から施行する。

附　則（令和５年度九大規則第４号）

この規則は、令和５年７月１日から施行する。

附　則（令和５年度九大規則第６号）

この規則は、令和５年１０月１日から施行する。

附　則（令和５年度九大規則第２０号）

この規則は、令和５年１１月１日から施行する。

附　則（令和５年度九大規則第２２号）

この規則は、令和６年１月１日から施行する。

附　則（令和５年度九大規則第３２号）

１　この規則は、令和６年４月１日から施行する。

２　この規則による改正後の九州大学学則第２６条の２の規定は、令和５年４月１日から適用する。

附　則（令和６年度九大規則第　　号）

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

九州大学学則の一部を改正する規則（案）

令和６年度九大規則第　　号
制　　定：令和　７年　　月　　日

大学院総合理工学府に九州大学・アントワープ大学総合理工学国際連携専攻を設置すること及び人文情報連係学府を設置することに伴い、九州大学学則（平成１６年度九大規則第１号）の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th>（新）</th><th>（旧）</th></tr>
<tr><td>（略）
第５条　本大学院に、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１００条ただし書に規定する研究科以外の教育研究上の基本となる組織として、教育上の目的に応じて組織する学府（大学院設置基準（昭和４９年文部省令第２８号。以下「大学院設置基準」という。）第３０条の２第１項で定める研究科等連係課程実施基本組織として置く連係学府を含む。以下同じ。）及び研究上の目的に応じ、かつ、教育上の必要性を考慮して組織する研究院を置く。
第６条　前条の本大学院に置く学府は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、当該学府にそれぞれ同表の右欄に掲げる専攻を置く。</td><td>（略）
第５条　（同左）
第６条　（同左）</td></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><th>学　府</th><th>専　攻</th></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>総合理工学府</td><td>総合理工学専攻、九州大学・アントワープ大学総合理工学国際連携専攻</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>マス・フォア・イノベーション連係学府</td><td></td></tr>
<tr><td>人文情報連係学府</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考
１　（略）
２　工学府共同資源工学専攻、医学系学府医科学専攻、歯学府口腔科学専攻及び人文情報連係学府は、修士課程とする。
３　人間環境学府九州大学・釜山大学校都市・建築学国際連携専攻及び総合理工学</td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><th>学　府</th><th>専　攻</th></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>総合理工学府</td><td>総合理工学専攻</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>マス・フォア・イノベーション連係学府</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考
１　（略）
２　工学府共同資源工学専攻、医学系学府医科学専攻及び歯学府口腔科学専攻は、修士課程とする。
３　人間環境学府九州大学・釜山大学校都市・建築学国際連携専攻は、大学院設置</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

府九州大学・アントワープ大学総合理工学国際連携専攻は、大学院設置基準第３５条第１項に定める国際連携専攻とし、博士後期課程とする。 ４　（略） ２～１０　（略） （略）	基準第３５条第１項に定める国際連携専攻とし、博士後期課程とする。 ４　（略） ２～１０　（略） （略）

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

九州大学大学院通則（案）

平成１６年度九大規則第３号
制　　定：平成１６年　４月　１日
最終改正：令和　７年　　月　　日
（令和６年度九大規則第　　号）

目次

第１章　総則（第１条～第８条）
第２章　入学、再入学、転学及び編入学等（第９条～第１７条の３）
第３章　教育方法等（第１７条の４～第２６条）
第４章　修了要件及び学位授与（第２７条～第３２条）
第５章　退学、留学及び休学（第３３条～第３６条）
第６章　表彰、除籍及び懲戒（第３７条～第４０条）
第７章　検定料、入学料、授業料及び寄宿料（第４１条～第４５条）
第８章　科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生及び特別研究学生（第４６条～第５１条）
第９章　専門職大学院の教育方法等（第５２条～第５８条）
第１０章　国際連携専攻（第５９条～第６３条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規則は、九州大学学則（平成１６年度九大規則第１号）第６条第１０項の規定に基づき、学府の修業年限、教育方法、学生の入学、退学、修了その他の学生の修学上必要な事項を定めるものとする。

（修業年限等）

第２条　博士課程（医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程を除く。）の標準修業年限は、５年とする。

【大学院設置基準第４条】

２　医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程の標準修業年限は、４年とする。

【大学院設置基準第４４条】

３　後期３年の課程のみの博士課程（以下「後期のみの博士課程」という。）の標準修業年限は、３年とする。

【大学院設置基準第４条】

４　博士課程（医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程を除く。）は、これを前期２年及び後期３年の課程に区分し、前期２年の課程は、修士課程として取り扱うものとする。

【大学院設置基準第４条】

５　前項の規定にかかわらず、システム生命科学府の博士課程にあっては、この区分を設けないものとする。

６　第４項の前期２年及び後期３年の課程並びに前項の課程は、それぞれ「修士課程」（マス・フォア・イノベーション連係学府にあっては、「博士前期課程」と称する。）及び「博士後期課程」並びに「一貫制博士課程」という。

７　修士課程の標準修業年限は、２年とする。

【大学院設置基準第３条】

８　前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他の特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、各学府規則の定めるところにより、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を１年以上２年未満とすることができる。

【大学院設置基準第３条】

第３条　専門職学位課程（法務学府実務法学専攻（以下「法科大学院」という。）を除く。）の標

準修業年限は、２年とする。　【専門職大学院設置基準第２条】
２　法科大学院の標準修業年限は、３年とする。　【専門職大学院設置基準第１８条】

（在学期間の限度）

第４条　九州大学大学院（以下「本大学院」という。）における同一学府の在学期間の限度は、修士課程は４年、博士後期課程及び後期のみの博士課程は６年、一貫制博士課程は１０年とする。
２　医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程は、８年とする。
第５条　専門職学位課程（法科大学院を除く。）における在学期間の限度は４年とし、法科大学院における在学期間の限度は６年とする。

（定員）

第６条　各学府の学生の定員は、別表第１、別表第２及び別表第３のとおりとする。

（学年及び学期）

第７条　学年は４月１日に始まり、翌年３月３１日に終る。　【学教法規則第１６３条】
２　学期の区分は、各学府規則において定める。
３　前項に定める各学期は、２つの授業期間に区分することができる。
【大学院設置基準第１５条、大学設置基準第２３条】

（休業日）

第８条　休業日（授業を行わない日）は、次のとおりとする。
日曜日及び土曜日
国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日
九州大学記念日　５月１１日
別に定める春季、夏季及び冬季の各休業日
２　臨時の休業日は、その都度定める。
３　前２項の休業日において、特に必要がある場合には、授業を行うことがある。

第２章　入学、再入学、転学及び編入学等

（入学の時期）

第９条　学生の入学の時期は、学年の始めとする。ただし、特に必要があり、かつ、教育上支障がないと認めるときは、学期の始めに入学させることができる。
２　国際連携専攻の入学時期は、前項の規定にかかわらず、別に定めることができる。
【学教法規則第１６３条】

（修士課程、一貫制博士課程及び専門職学位課程の入学資格）

第１０条　修士課程、一貫制博士課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
(1)　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第８３条に定める大学を卒業した者
(2)　学校教育法第１０４条第７項の規定により学士の学位を授与された者
(3)　外国において学校教育における１６年の課程を修了した者
(4)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における１６年の課程を修了した者
(5)　我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における１６年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者
(6)　外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が３年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者

(7)　専修学校の専門課程（修業年限が４年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
(8)　文部科学大臣の指定した者
(9)　学校教育法第１０２条第２項の規定により大学院に入学した者であって、本大学院の学府において、本大学院の学府における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
(10) 本大学院の学府において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、２２歳に達したもの　【学教法第１０２条、学教法規則第１５５条】

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本大学院の学府の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、修士課程、一貫制博士課程及び専門職学位課程に入学させることができる。
(1)　学校教育法第８３条に定める大学に３年以上在学した者
(2)　外国において学校教育における１５年の課程を修了した者
(3)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における１５年の課程を修了した者
(4)　我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における１５年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者
【学教法第１０２条、学教法規則第１５９条、第１６０条】

（博士後期課程及び後期のみの博士課程の入学資格）
第１１条　博士後期課程及び後期のみの博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
(1)　修士の学位又は専門職学位を有する者
(2)　外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
(3)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
(4)　我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
(5)　国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和５１年法律第７２号）第１条第２項に規定する１９７２年１２月１１日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
(6)　外国の学校、第４号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、第２７条の２に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
(7)　文部科学大臣の指定した者
(8)　本大学院の学府において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、２４歳に達したもの
【学教法第１０２条、学教法規則第１５６条】

（医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程の入学資格）
第１２条　医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
(1)　大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者
(2)　外国において学校教育における１８年の課程を修了した者
(3)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における１８年の課程を修了した者

(4)　我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における１８年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者
(5)　外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が５年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
(6)　文部科学大臣の指定した者
(7)　学校教育法第１０２条第２項の規定により大学院に入学した者であって、本大学院の学府において、本大学院の学府における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
(8)　本大学院の学府において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、２４歳に達したもの　【学教法第１０２条、学教法規則第１５５条】

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本大学院の学府の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程に入学させることができる。
(1)　大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に４年以上在学した者
(2)　外国において学校教育における１６年の課程を修了した者
(3)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における１６年の課程を修了した者
(4)　我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における１６年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者
【学教法第１０２条、学教法規則第１５９条、第１６０条】

（入学資格審査）
第１３条　第１０条第１項第１０号、第１１条第８号及び前条第１項第８号の入学資格審査の実施方法等については、学府教授会の議を経て各学府長が別に定める。

（入学の出願）
第１３条の２　入学を志願する者は、所定の期日までに、入学志願票、所定の入学検定料その他別に定める書類を添えて願い出なければならない。

（入学者選抜）
第１４条　前条の入学を志願する者については、入学者選抜を行う。
２　入学者選抜の細部については、学府教授会の議を経て各学府長が別に定める。
第１４条の２　本大学院の学府の修士課程を修了し、引き続き博士後期課程及び後期のみの博士課程へ進学を志願する者については前条の規定を準用するものとする。

（入学の手続及び許可）
第１４条の３　総長は、第１４条第１項の入学者選抜の結果合格した者で、所定の期日までに入学料の納付（入学料の全部若しくは一部の免除又は徴収猶予を受けようとする者にあっては、当該免除又は徴収猶予に係る申請）及び所定の書類の提出を完了したものに入学を許可する。

（再入学）
第１４条の４　第３３条の規定により退学した後、再び同一学府に入学を志願する者については、選考の上、再入学を許可することがある。

（転学）
第１５条　次の各号のいずれかに該当する者が、本大学院に転学を願い出たときは、学期の始めに限り、考査の上、転学を許可することがある。

(1)　他の大学院に在学する者
(2)　我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学した者（学校教育法第１０２条第１項に規定する者に限る。）及び国際連合大学の課程に在学した者
２　前項の転学願は、当該大学長又は所属研究科等の長の紹介状を添えて、志望する本大学院の学府の長に提出するものとする。
３　第１項により転学を許可された者が既に履修した授業科目及び修得した単位並びに在学年数の認否は、学府教授会の議を経て学府長がその都度決定する。
第１６条　本大学院の学府の学生が、他大学の大学院に転学しようとするときは、学府長を経て、総長に転学願を提出するものとする。
２　総長は、転学の事由が適当であると認めたときは、その転学を許可する。
（転学府及び専攻の変更）
第１７条　本大学院の学府に在学する者が、本大学院の他の学府に転学府を願い出たときは、当該他の学府の学府長は、学期の始めに限り、考査の上、許可することがある。
２　前項の規定により本大学院の学府の学生が、他の学府に転学府しようとするときは、指導教員を経て、学府長に転学府願を提出し、当該学府長の許可を得るものとする。
３　第１項により転学府を許可された者が既に履修した授業科目及び修得した単位並びに在学年数の認否は、学府教授会の議を経て学府長がその都度決定する。
４　前項の規定は、専攻を変更する場合に準用する。
（編入学）
第１７条の２　第１１条各号のいずれかに該当する者が、本大学院の一貫制博士課程を置く学府の第３年次に編入学を願い出たときは、考査の上、許可することがある。
２　前項の編入学について必要な事項は、当該学府規則において別に定める。
（再入学等の手続及び許可）
第１７条の３　再入学、転学（第１６条の転学を除く。）及び編入学（以下「再入学等」という。）に係る手続及び許可については、第１４条の３の規定を準用する。
第３章　教育方法等
（教育課程の編成方針）
第１７条の４　総長は、本大学院の学府（専門職大学院を除く。）において、学校教育法施行規則（昭和２２年文部省令第１１号。以下「学校教育法施行規則」という。）第１６５条の２第１項第１号及び第２号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定させ、体系的に教育課程を編成するものとする。
２　教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。
【大学院設置基準第１１条】
（大学院基幹教育）
第１７条の５　本大学院に、学府ごとに編成する教育課程のほか、学府共通の課程を置く。
２　前項の課程を大学院基幹教育と称し、当該課程に関し必要な事項は、別に定める。
（卓越大学院プログラム）
第１７条の６　本大学院に、卓越大学院プログラムを置く。
２　卓越大学院プログラムに関し必要な事項は、別に定める。
（未来共創リーダー育成プログラム）
第１７条の７　本大学院に、未来共創リーダー育成プログラムを置く。
２　未来共創リーダー育成プログラムに関し必要な事項は、別に定める。
（未来創造コース）

第１７条の８　本大学院に、学府ごとに編成する教育課程のほか、学府共通の課程を置く。
２　前項の課程を未来創造コースと称し、当該課程に関し必要な事項は、別に定める。
（授業及び研究指導）
第１８条　本大学院の学府の教育は、授業科目の授業及び研究指導（専門職大学院にあっては、授業科目の授業。以下同じ。）によって行うものとする。【大学院設置基準第１２条】
２　本大学院（専門職大学院を除く。）の学府は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の学府が定める者に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、当該授業科目を担当する教員以外の教員に授業の一部を分担させることができる。
【大学院設置基準第１２条】
３　本大学院の学府は、前項の授業科目の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
【大学院設置基準第１５条、大学設置基準第２５条】
４　本大学院の学府は、第１項の授業科目の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。【大学院設置基準第１５条、大学設置基準第２５条】
５　本大学院の学府の教育に必要な授業科目、単位、研究指導等については、この規則に定めるもののほか、各学府規則において定める。
（単位の計算方法）
第１８条の２　各授業科目の単位数は、１単位の授業科目を４５時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね１５時間から４５時間までの範囲で各学府規則に定める時間の授業をもって１単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、当該学府規則に定める時間の授業をもって１単位とすることができる。
【大学院設置基準第１５条、大学設置基準第２１条】
２　前項の規定にかかわらず、学位論文等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認める場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。【大学院設置基準第１５条、大学設置基準第２１条】
（成績評価基準等の明示等）
第１８条の３　学府長は、学生に対して、授業科目の授業及び研究指導の方法及び内容並びに１年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。
２　学修の成果及び学位論文（専門職大学院にあっては、学修の成果）に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。
【大学院設置基準第１４条の２】
（組織的な研修等）
第１８条の４　学府長は、学生に対する教育の充実を図るため、当該学府の授業及び研究指導の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。
【大学院設置基準第９条の３、専門職大学院設置基準第５条の２】
２　学府長は、第１８条第２項の規定により授業科目について補助する者（教員を除く。）に対し、必要な研修を行うものとする。
【大学院設置基準第９条の３】
（授業科目の選定等）
第１９条　履修する授業科目の選定は、指導教員の指示に従うものとする。
２　各学府規則で定めるところにより、教育上有益と認めるときは、他の専攻若しくは大学院基幹教育若しくは学府又は学部の課程による授業科目及び単位を指定して、履修させることができる。

３　前項により修得した単位は、第２７条から第２９条まで、又は第５６条の課程修了の要件となる単位に充当することができる。

（試験）

第２０条　履修した各授業科目の合格又は不合格は、試験又は研究報告によって認定する。

２　前項の試験は、毎学期末又は毎学年末に行うものとする。ただし、病気その他やむを得ない事由のため、受験できなかった者に対しては、追試験を行うことがある。

（成績）

第２１条　各授業科目の成績は、Ｓ、Ａ、Ｂ、Ｃ及びＦの５種の評語をもってあらわし、Ｓ、Ａ、Ｂ及びＣを合格とし、Ｆを不合格とする。

２　合格した授業科目については、所定の単位を与える。

３　不合格の授業科目については、再試験を受けさせることができる。

（他の大学院における授業科目の履修等）

第２２条　学府長は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、本大学院の学府における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。　【大学院設置基準第１５条、大学設置基準２８条】

２　前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学の教育課程の授業科目を履修する場合について準用する。

【大学院設置基準第１５条、大学設置基準２８条】

３　学府長は、教育上有益と認めるときは、他の大学院等との協議に基づき、学生が他の大学院等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受けさせる期間は、１年を超えないものとする。

【大学院設置基準第１３条】

（休学期間中の外国の大学院における授業科目の履修）

第２３条　学府長は、教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に外国の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、本大学院の学府における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

（他の大学院における授業科目の履修により修得した単位の上限）

第２４条　前２条の規定により本大学院の学府において修得したものとみなすことのできる単位数は、第１５条、第１７条及び第１７条の２に規定する転学等の場合を除き、合わせて１５単位を超えないものとする。　【大学院設置基準第１５条、大学設置基準２８条】

（入学前の既修得単位の認定）

第２５条　学府長は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学院の学府に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（大学院設置基準（昭和４９年文部省令第２８号）第１５条の規定により科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本大学院の学府に入学した後本大学院の学府における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。　【大学院設置基準第１５条、大学設置基準３０条】

２　前項の規定は、第２２条第２項の場合に準用する。

【大学院設置基準第１５条、大学設置基準第３０条】

３　前２項の規定により、各学府において、修得したものとみなすことのできる単位数は、第１５条、第１７条及び第１７条の２に規定する転学等の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、１５単位を超えないものとする。

【大学院設置基準第１５条、大学設置基準３０条】

（本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる単位の上限）

第２５条の２　前２条の規定により本大学院の学府において修得したものとみなすことのできる

単位数は、合わせて２０単位を超えないものとする。

【大学院設置基準第１５条、大学設置基準３０条】

（長期にわたる教育課程の履修）

第２６条　学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を学府長に申し出たときは、学府教授会の議を経て学府長が定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

【大学院設置基準第１５条、大学設置基準第３０条の２】

第４章　修了要件及び学位授与

（修士課程の修了要件）

第２７条　修士課程の修了要件は、修士課程に２年（２年以外の標準修業年限を定める専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限）以上在学し、各学府規則で定められた授業科目を履修し、３０単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、総長が認めるときは、優れた業績を上げた者については、修士課程に１年以上在学すれば足りるものとする。

【大学院設置基準第１６条】

第２７条の２　第２条第４項の規定により修士課程として取り扱うものとする博士課程の前期の課程の修了の要件は、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、各学府規則で定めるところにより、前条に規定する修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することに代えて、次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。

(1)　専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該前期の課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験

(2)　博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期の課程において修得すべきものについての審査

【大学院設置基準第１６条の２】

（博士課程の修了要件）

第２８条　博士課程（医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程を除く。以下本条において同じ。）の修了要件は、博士課程に５年（修士課程に２年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における２年の在学期間を含む。）以上在学し、各学府規則で定めるところにより、所定の授業科目を履修し、３０単位以上の所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、総長が認めるときは、優れた研究業績を上げた者については、博士課程に３年（修士課程に２年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における２年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

【大学院設置基準第１７条】

２　第２条第８項の規定により標準修業年限を１年以上２年未満とした修士課程を修了した者及び第２７条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了要件については、前項中「５年（修士課程に２年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における２年の在学期間を含む。）」とあるのは「修士課程における在学期間に３年を加えた期間」と、「３年（修士課程に２年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における２年の在学期間を含む。）」とあるのは「３年（修士課程における在学期間を含む。）」と読み替えて、同項の規定を適用する。

【大学院設置基準第１７条】

３　第１項及び第２項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則第１５６条の規定により本大学院の学府への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了要件は、博士後期課程に３年（法科大学院の課程を修了した者にあっては、２年）以上

在学し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、総長が認めるときは、優れた研究　業績を上げた者については、博士後期課程に１年（標準修業年限が１年以上２年未満の専門職　学位課程を修了した者にあっては、３年から当該１年以上２年未満の期間を減じた期間）以上　在学すれば足りるものとする。【大学院設置基準第１７条】

４　各学府規則で定めるところにより、前項の修了要件として、更に所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得することを加えることができる。

（医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程の修了要件）

第２９条　医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程の修了要件は、医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程に４年以上在学し、各学府規則で定めるところにより、所定の授業科目を履修し、３０単位以上の所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、総長が認めるときは、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程に３年以上在学すれば足りるものとする。

【大学院設置基準４４条】

（大学院における在学期間の短縮）

第２９条の２　第２５条の規定により学生が本大学院の学府に入学する前に修得した単位（学校教育法第１０２条第１項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を本大学院の学府において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本大学院の修士課程又は博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における後期の課程を除く。）の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して１年を超えない範囲で本大学院の学府が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程については、当該課程に少なくとも１年以上在学するものとする。【大学院設置基準１８条】

２　前項の規定は、修士課程を修了した者の第２８条第１項（第２８条第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する博士課程における在学期間（第２８条第１項の規定により博士課程における在学期間に含む修士課程における在学期間を除く。）については、適用しない。【大学院設置基準１８条】

（後期のみの博士課程の修了要件）

第２９条の３　後期のみの博士課程の修了要件は、後期のみの博士課程に３年以上在学し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、総長が認めるときは、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げたものについては、後期のみの博士課程に１年（第２７条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者にあっては、当該課程における在学期間を含めて３年）以上在学すれば足りるものとする。

２　各学府規則で定めるところにより、前項の修了要件として、更に所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得することを加えることができる。

（学位論文等及び最終試験）

第３０条　第２７条から前条までの最終試験は、学位論文又は特定の課題についての研究の成果（以下「学位論文等」という。）を中心とし、これに関連のある授業科目について、行うものとする。

第３１条　学位論文等及び最終試験の合格又は不合格は、学府教授会において審査する。

２　論文審査及び最終試験の細部については、別に定める。

（学位の授与）

第３２条　修士課程、博士課程又は専門職学位課程を修了した者には、九州大学学位規則（平成１６年度九大規則第８６号）の定めるところにより、学位を授与するものとする。

【学教法第１０４条、学位規則第２条】

２　前項に規定するもののほか、一貫制博士課程において、第２７条及び第２７条の２に規定する修了要件を満たした者にも、修士の学位を授与することができる。

第５章　退学、留学及び休学

（退学）

第３３条　学生が退学しようとするときは、学府長を経て総長に退学許可願を提出し、その許可を受けなければならない。

（留学）

第３４条　外国の大学院等に留学を志願する学生は、学府長に留学願を提出し、その許可を受けなければならない。

２　前項の許可を得て留学した期間は、第２７条から第２９条まで、又は第５６条の課程修了の要件としての在学期間に通算することができる。

（休学）

第３５条　疾病又は経済的理由のため２月以上修学できない学生は、学府長の許可を得て、その学年の終りまで休学することができる。

２　前項のほか、特別の事情があると認められたときは、学府長は、休学を許可することができる。

３　疾病のため修学が不適当と認められる学生に対しては、学府長は、休学を命ずることができる。

４　休学期間中に、その事由が消滅したときは、学府長の許可を得て、復学することができる。

５　休学した期間は、在学期間に算入しない。

６　休学期間は、修士課程においては２年を、博士後期課程及び後期のみの博士課程においては３年を、一貫制博士課程においては５年を超えることができない。

７　医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程における休学期間は４年を超えることができない。

第３６条　専門職学位課程（法科大学院を除く。）における休学期間は２年を超えることができない。

２　法科大学院における休学期間は３年を超えることができない。

第６章　表彰、除籍及び懲戒

（表彰）

第３７条　学生に表彰に価する行為があったときは、総長がこれを表彰することがある。

２　表彰に関し必要な事項は、別に定める。

（除籍）

第３８条　総長は、学府長の報告により学生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該学生を除籍する。

(1)　欠席が長期にわたるとき。

(2)　成業の見込みがないとき。

(3)　長期間にわたり行方不明のとき。

(4)　第４条又は第５条に規定する在学期間の限度を超えたとき。

(5)　第３５条第６項若しくは第７項又は第３６条に規定する休学期間の限度を超えてなお復学できないとき。

第３９条　総長は、学生が次の各号のいずれかに該当するときは、当該学生を除籍する。

(1)　入学料の一部を免除された者若しくは免除を不許可とされた者又は入学料の徴収を猶予された者若しくは徴収の猶予を不許可とされた者が、所定の期日までに入学料を納付しないとき。

(2)　授業料の納付を怠り、督促を受けてなお納付しないとき。

（懲戒）

第４０条　総長は、学生が九州大学（以下「本学」という。）の規則に違反し、又はその本分に反

する行為があったときは、当該学生を懲戒する。
２　前項の場合における懲戒は、訓告、停学及び退学とする。
３　懲戒の手続その他懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第７章　検定料、入学料、授業料及び寄宿料

（検定料）
第４１条　入学及び再入学等を志願する者は、検定料を納付しなければならない。
２　前項の規定にかかわらず、特別の事情があると認められる者については、検定料を免除することができる。
３　前項の検定料の免除に関し必要な事項は、別に定める。
（入学料）
第４２条　入学及び再入学等に当たっては、入学料を納付しなければならない。
２　入学料の納付が困難な者又は特別の事情があると認められる者に対し、その全部若しくは一部を免除し、又は徴収猶予することができる。
３　前項の入学料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。
（授業料）
第４３条　各年度に係る授業料は、次の表に掲げる納付区分ごとに、それぞれ授業料の年額の２分の１に相当する額を同表に掲げる納期に納付しなければならない。ただし、当該期の授業料の免除、徴収猶予又は月割分納を申請した者の納期については、この限りでない。

納　付　区　分	納　期
前期（４月１日から９月３０日まで）	５月３１日まで
後期（１０月１日から３月３１日まで）	１１月３０日まで

２　休学が前項に定めた授業料納付区分の全期間である場合は、その期間分の授業料を免除する。
３　経済的理由により授業料を納付することが困難であると認められ、かつ、学業が優秀と認められる者その他特別の事情があると認められる者については、授業料の全部若しくは一部を免除し、徴収猶予し、又は月割分納を許可することができる。
４　前項の授業料の免除、徴収猶予及び月割分納に関し必要な事項は、別に定める。
（寄宿料）
第４４条　寄宿舎に入居した者は、所定の期日までに、寄宿料を納付しなければならない。
２　前項の規定にかかわらず、特別の事情があると認められる者については、寄宿料を免除することができる。
（検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額等）
第４５条　検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額、徴収方法その他の必要な事項については、国立大学法人九州大学における授業料その他の費用に関する規程（平成１６年度九大会規第１２号。以下「費用規程」という。）に定める。

第８章　科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生及び特別研究学生

（科目等履修生）
第４６条　本学の学生以外の者で、学府の授業科目のうち一又は複数を履修することを志願する者があるときは、科目等履修生として入学を許可することがある。
【大学院設置基準第１５条、大学設置基準３１条】
２　科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。
（聴講生）
第４７条　本学において、学府又は第１７条の５第２項に定める大学院基幹教育で開講する特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、教育研究上支障がない場合に限り、選

考の上、聴講生として入学を許可することがある。
２　聴講生に関し必要な事項は、別に定める。
（特別聴講学生）
第４８条　他の大学院又は外国の大学院の学生で、本学において、学府の開講する特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他の大学院又は外国の大学院との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。
２　特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。
（研究生）
第４９条　学府において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、当該学府の教育研究上支障がない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。
２　研究生に関し必要な事項は、別に定める。
（特別研究学生）
第５０条　他の大学院又は外国の大学院の学生で、本学の学府又は研究所等において、研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該他の大学院又は外国の大学院との協議に基づき、特別研究学生として研究指導を受けることを認めることがある。
２　特別研究学生に関し必要な事項は、別に定める。
（授業料等）
第５１条　科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生及び特別研究学生の検定料、入学料及び授業料の額、徴収方法その他の必要な事項については、費用規程に定める。

第９章　専門職大学院の教育方法等

（教育課程）
第５２条　総長は、専門職大学院において、学校教育法施行規則第１６５条の２第１項第１号及び第２号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を、産業界等と連携しつつ開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。
【専門職大学院設置基準第６条】
（教育課程連携協議会）
第５２条の２　専門職大学院に、産業界等との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を置く。
２　教育課程連携協議会の任務、組織その他必要な事項は、別に定める。
（授業の方法等）
第５３条　専門職大学院においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うものとする。【専門職大学院設置基準第８条】
２　第１８条第３項の規定により多様なメディアを高度に利用して授業を行う教室等以外の場所で履修させることは、これによって十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業について、行うことができるものとする。【専門職大学院設置基準第８条】
（履修科目の登録の上限）
第５４条　専門職大学院は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が１年間又は１学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。
【専門職大学院設置基準第１２条】
（専門職大学院において修得したものとみなすことのできる単位数の限度）
第５５条　第２２条（第３項を除く。）、第２３条及び第２５条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定により専門職大学院において修得したものとみなすことのできる単位数は、第２４条及び第２５条第３項の規定にかかわらず、第１５条及び第１７条の規定の転学等の場合を除き、合わせて専門職大学院が修了要件として定める３０単位以上の単位数の２分の１を超えないものとする。

【専門職大学院設置基準第１３条、第１４条】

２　前項の規定にかかわらず、第２２条（第３項を除く。）、第２３条、第２５条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）及び第５８条第１項の規定により法科大学院において修得したものとみなすことのできる単位数は、第２４条及び第２５条第３項の規定にかかわらず、第１５条及び第１７条の規定の転学等の場合を除き、合わせて３３単位を超えないものとする。ただし、認定連携法曹基礎課程を修了して法科大学院に入学した者又はこれらの者と同等の学識を有すると法科大学院が認める者について法科大学院において修得したものとみなすことのできる単位数は、合わせて４９単位を超えないものとする。

【専門職大学院設置基準第２１条、第２２条】

（専門職学位課程の修了要件）

第５６条　専門職学位課程（法科大学院を除く。）の修了の要件は、専門職学位課程に２年以上在学し、当該学府規則で定められた授業科目を履修し、３０単位以上の修得その他の教育課程の履修により課程を修了することとする。

【専門職大学院設置基準第１５条】

２　法科大学院の修了の要件は、法科大学院に３年以上在学し、当該大学院規則で定められた授業科目を履修し、９３単位以上の所定の単位を修得することとする。

【専門職大学院設置基準第２３条】

３　専門職大学院において、必要と認めるときは、前２項の修了要件としての単位数に、更に単位数を加えることができる。

（専門職学位課程の在学期間の短縮）

第５７条　専門職大学院は、第２５条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定により、専門職大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第１０２条第１項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を専門職大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該専門職大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して１年を超えない範囲で専門職大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

【専門職大学院設置基準第１６条】

（法科大学院の法学既修者）

第５８条　法科大学院は、法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関しては、第５６条第２項に規定する在学期間については１年を超えない範囲で法科大学院が認める期間在学し、同項に規定する単位については、法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。

【専門職大学院設置基準第２５条】

２　前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、前条の規定により在学したものとみなす期間と合わせて１年を超えないものとする。

【専門職大学院設置基準第２５条】

第１０章　国際連携専攻

（国際連携教育課程の編成）

第５９条　総長は、第１７条の４の規定にかかわらず、国際連携専攻において連携して教育研究を実施する一以上の外国の大学院（以下「連携外国大学院」という。）が開設する授業科目を当該学府の教育課程の一部とみなして、当該連携外国大学院と連携した教育課程（以下「国際連携教育課程」という。）を編成するものとする。

【大学院設置基準第３６条】

（国際連携教育課程の共同開設科目）

第６０条　総長は、第１７条の４の規定にかかわらず、連携外国大学院と共同して授業科目を開設することができる。

２　国際連携専攻の学生が前項の授業科目（以下この項において「共同開設科目」という。）の履修により修得した単位は、７単位を超えない範囲で、当該学府又は連携外国大学院のいずれ

かにおいて修得した単位とすることができる。ただし、当該学府及び連携外国大学院において修得した単位数が、第６２条第１項の規定により当該学府及びそれぞれの連携外国大学院において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を当該学府及び連携外国大学院において修得した単位とすることはできない。

【大学院設置基準第３７条】

（国際連携教育課程に係る単位の認定等）

第６１条　国際連携専攻を設ける学府は、学生が連携外国大学院において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

２　国際連携専攻を設ける学府は、学生が連携外国大学院において受けた国際連携教育課程に係る研究指導を、当該国際連携教育課程に係るものとみなすものとする。

【大学院設置基準第３８条】

（国際連携専攻に係る修了要件）

第６２条　国際連携教育課程である博士課程の修了の要件は、第２８条に定めるもののほか、国際連携専攻を設ける学府及びそれぞれの連携外国大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により、当該国際連携専攻を設ける学府規則に定める単位以上を修得することとする。

２　前項により国際連携専攻を設ける学府及びそれぞれの連携外国大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第２２条第１項 及び第２５条第１項の規定により修得したものとしてみなすことができる単位を含まないものとする。ただし、第２５条第１項の規定により修得したものとみなす単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない。

【大学院設置基準第３９条】

（国際連携専攻の特例）

第６３条　国際連携専攻の入学資格審査、入学の出願、入学者選抜並びに入学の手続き及び許可については、第１３条から第１４条の３までの規定にかかわらず、連携外国大学院との協議の上、別に定めるところによる。

２　前項に定めるもののほか、国際連携専攻において、国際連携専攻を設ける学府と連携外国大学院との協議により、この規則と異なる取扱いをする場合は、当該連携外国大学院と締結する協定書等の定めるところによる。

附　則

１　この規則は、平成１６年４月１日から施行する。

２　平成１６年３月３１日に本大学院に在学し、平成１６年４月１日以降も引き続き在学する者の教育課程の履修その他当該学生の教育に必要な事項については、九州大学大学院学則（昭和５０年５月２０日施行）等の規定によるものとする。

附　則（平成１６年度九大規則第１９５号）

この規則は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則（平成１７年度九大規則第３２号）

この規則は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則（平成１８年度九大規則第３９号）

この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平成１９年度九大規則第３３号）

この規則は、平成１９年１２月２６日から施行する。

附　則（平成１９年度九大規則第６０号）

この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則（平成２０年度九大規則第３９号）

この規則は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則（平成２１年度九大規則第５１号）

この規則は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成２２年度九大規則第８４号）

この規則は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則（平成２３年度九大規則第８２号）

この規則は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則（平成２４年度九大規則第１号）

この規則は、平成２４年５月１日から施行し、平成２４年３月１４日から適用する。

附　則（平成２４年度九大規則第３０号）

この規則は、平成２４年１２月１日から施行する。

附　則（平成２４年度九大規則第４８号）

この規則は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則（平成２５年度九大規則第８５号）

１　この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

２　この規則による改正後の九州大学大学院通則第５５条第２項の規定は、平成２６年４月１日に九州大学法務学府実務法学専攻に入学する者から適用し、同年３月３１日に同専攻に在学し、同年４月１日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附　則（平成２６年度九大規則第７９号）

この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（平成２７年度九大規則第３７号）

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年度九大規則第４号）

この規則は、平成２８年６月１日から施行し、平成２８年４月１日から適用する。

附　則（平成２８年度九大規則第８７号）

この規則は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則（平成２９年度九大規則第６９号）

この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年度九大規則第６２号）

この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則（令和元年度九大規則第２６号）

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和２年度九大規則第６号）

１　この規則は、令和２年１０月１日から施行する。

２　この規則による改正後の九州大学大学院通則（以下「新規則」という。）第１０条第１項第２号の規定は、平成３１年４月１日から適用する。

３　新規則第２４条、第２５条、第２５条の２、第２９条の２の規定は、令和２年６月３０日から適用する。

附　則（令和２年度九大規則第３８号）

この規則は、令和３年１月１日から施行する。

附　則（令和２年度九大規則第４３号）

１　この規則は、令和３年４月１日から施行する。

２　この規則による改正後の九州大学大学院通則第２１条及び第５６条の規定は、令和３年４月１日に本学に入学する者から適用し、同年３月３１日に本学に在学し、同年４月１日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附　則（令和３年度九大規則第５２号）

この規則は、令和３年１０月１日から施行する。

附　則（令和３年度九大規則第６９号）

１　この規則は、令和４年４月１日から施行する。

２　この規則による改正後の九州大学大学院通則第５５条の規定は、令和４年４月１日に本学に入学する者から適用し、同年３月３１日に本学に在学し、同年４月１日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附　則（令和４年度九大規則第２６号）

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和５年度九大規則第３４号）

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和６年度九大規則第　　号）

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

別表第１（第６条関係）（修士課程及び博士後期課程）

学府名	専攻名	学生定員					収容定員
		修士課程		博士後期課程			
		１年次	２年次	１年次	２年次	３年次	
人文科学府	人文基礎専攻	16 《1》	16	7	7	7	187 《4》 うち修士課程 112 《4》 博士後期課程 75
	歴史空間論専攻	20 《2》	20	9	9	9	
	言語・文学専攻	20 《1》	20	9	9	9	
	計	56 《4》	56	25	25	25	
地球社会統合科学府	地球社会統合科学専攻	60	60	35	35	35	225 うち修士課程 120 博士後期課程 105
人間環境学府	都市共生デザイン専攻	20	20	4	4	5	310 うち修士課程 190 博士後期課程 120
	人間共生システム専攻	11	11	9	9	9	
	行動システム専攻	17	17	10	10	10	
	教育システム専攻	19	19	9	9	9	
	空間システム専攻	28	28	6	6	7	
	九州大学・釜山大学校都市・建築学国際連携専攻	―	―	2	2	―	
	計	95	95	40	40	40	
法学府	法政理論専攻	72	62	17	17	17	185 うち修士課程 134 博士後期課程 51

経済学府	経済工学専攻	20 【1】	20 【1】	10 【1】	10 【1】	10 【1】	166 【5】
	経済システム専攻	27	27	14	14	14	うち修士課程 94 【2】
	計	47 【1】	47 【1】	24 【1】	24 【1】	24 【1】	博士後期課程 72 【3】
理学府	物理学専攻	41	41	14	14	14	429
	化学専攻	62	62	19	19	19	うち修士課程 288
	地球惑星科学専攻	41	41	14	14	14	博士後期課程 141
	計	144	144	47	47	47	
数理学府	数理学専攻	54 【8】	54 【8】	20 【9】	20 【9】	20 【9】	168 【43】 うち修士課程 108 【16】 博士後期課程 60 【27】
医学系学府	医科学専攻	20	20	－	－	－	124
	保健学専攻	27	27	10	10	10	うち修士課程 94
	計	47	47	10	10	10	博士後期課程 30
歯学府	口腔科学専攻	6	6	－	－	－	12
薬学府	創薬科学専攻	55	55	12	12	12	146 うち修士課程 110 博士後期課程 36
工学府	材料工学専攻	43	43	10	10	10	※1,191 1,171
	応用化学専攻	68	68	18	18	18	うち修士課程
	化学工学専攻	30	30	8	8	8	※852 832
							博士後期課程

	機械工学専攻	73	73	16	16	16	339
	水素エネルギーシステム専攻	35	35	9	9	9	
	航空宇宙工学専攻	30	30	10	10	10	
	量子物理工学専攻	30	30	10	10	10	
	船舶海洋工学専攻	25	25	8	8	8	
	地球資源システム工学専攻	20	20	8	8	8	
	共同資源工学専攻	※2010	※2010	―	―	―	
	土木工学専攻	52	52	16	16	16	
	計	※426 416	※426 416	113	113	113	
芸術工学府	芸術工学専攻	120	120	30	30	30	330 うち修士課程 240 博士後期課程 90
システム情報科学府	情報理工学専攻	105 【2】	105 【2】	29 【3】	29 【3】	29 【3】	475 【18】 うち修士課程 340 【6】 博士後期課程 135 【12】
	電気電子工学専攻	65 【1】	65 【1】	16 【1】	16 【1】	16 【1】	
	計	170 【3】	170 【3】	45 【4】	45 【4】	45 【4】	
総合理工学府	総合理工学専攻	172	172	60	62	62	530 うち修士課程 344 博士後期課程 186
	九州大学・アントワープ大学総合理工学国際連携専攻	―	―	2	―	―	
	計	172	172	62	62	62	
生物資源環境科学府	資源生物科学専攻	66	66	26	26	26	719 うち修士課程

	環境農学専攻	66	66	21	21	21	488 博士後期課程 231
	農業資源経済学専攻	13	13	5	5	5	
	生命機能科学専攻	99	99	25	25	25	
	計	244	244	77	77	77	
統合新領域学府	ユーザー感性スタディーズ専攻	10	10	3	3	3	121 うち修士課程 82 博士後期課程 39
	オートモーティブサイエンス専攻	21	21	7	7	7	
	ライブラリーサイエンス専攻	10 《2》	10	3	3	3	
	計	41	41	13	13	13	
人文情報連係学府		〈6〉	―	―	―	―	〈12〉
マス・フォア・イノベーション連係学府		博士前期課程		博士後期課程			〈66〉 うち 博士前期課程 〈24〉 博士後期課程 〈42〉
		〈12〉	〈12〉	〈14〉	〈14〉	〈14〉	
総計		※1,809 1,799	※1,799 1,789	570	570	570	※5,318 5,298 うち修士課程 ※3,608 3,588 博士後期課程 1,710

(備考)

1　（ ）を付した専攻は、学府の改組により、学生募集を停止したものである。

2　外国人である学生は、定員外とすることができる（国際連携専攻を除く。）。

3　工学府共同資源工学専攻及び総計の※付きの数字は、本学及び北海道大学の合計数である。

4　〈 〉を付した数字は連係学府の定員数であり、各連係協力学府の定員数の内数である。

5　【 】を付した数字は経済学府、数理学府及びシステム情報科学府からマス・フォア・

イノベーション連係学府に割り当てる定員数で、かつ、経済学府、数理学府及びシステム情報科学府の定員数の内数である。

6　《　》を付した数字は人文科学府及び統合新領域学府ライブラリーサイエンス専攻から人文情報連係学府に割り当てる定員数で、かつ、人文科学府及び統合新領域学府ライブラリーサイエンス専攻の定員数の内数である。

別表第２（第６条関係）

（一貫制博士課程並びに医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程）

学府名	専攻名	学生定員					収容定員
		博士課程					
		１年次	２年次	３年次	４年次	５年次	
システム生命科学府	システム生命科学専攻	54	54	54	54	54	270
医学系学府	医学専攻	107	107	107	107	－	428
歯学府	歯学専攻	43	43	43	43	－	172
薬学府	臨床薬学専攻	5	5	5	5	－	20
総計		209	209	209	209	54	890

（備考）　外国人である学生は、定員外とすることができる。

別表第３（第６条関係）（専門職学位課程）

学 府 名	専　　攻　　名	学生定員			収容定員
		専門職学位課程			
		１年次	２年次	３年次	
人間環境学府	実践臨床心理学専攻	30	30	－	60
法務学府	実務法学専攻	45	45	45	135
経済学府	産業マネジメント専攻	45	45	－	90
医学系学府	医療経営・管理学専攻	20	20	－	40
総　　計		140	140	45	325

（備考）　外国人である学生は、定員外とすることができる。

九州大学大学院通則の一部を改正する規則

令和６年度九大規則第　号
制　　定：令和　７年　　月　　日

大学院総合理工学府に九州大学・アントワープ大学総合理工学国際連携専攻を設置すること及び人文情報連係学府を設置することに伴い、九州大学大学院通則（平成１６年度九大規則第３号）の一部を次のように改正する。

（新）	（旧）
（略）	（略）
（修業年限等）	（修業年限等）
第２条　博士課程（医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程を除く。）の標準修業年限は、５年とする。 【大学院設置基準第４条】	第２条　（同左）
２・３　（略）	２・３　（略）
４　博士課程（医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程を除く。）は、これを前期２年及び後期３年の課程に区分し、前期２年の課程は、修士課程として取り扱うものとする。 【大学院設置基準第４条】	４　（同左）
５　（略）	５　（略）
６　第４項の前期２年及び後期３年の課程並びに前項の課程は、それぞれ「修士課程」（マス・フォア・イノベーション連係学府にあっては、「博士前期課程」と称する。）及び「博士後期課程」並びに「一貫制博士課程」という。	６　第４項の前期２年及び後期３年の課程並びに前項の課程は、それぞれ「修士課程」（連係学府にあっては、「博士前期課程」と称する。）及び「博士後期課程」並びに「一貫制博士課程」という。
７・８　（略）	７・８　（略）
（略）	（略）
（定員）	（定員）
第６条　各学府の学生の定員は、別表第１、別表第２及び別表第３のとおりとする。	第６条　（同左）
（略）	（略）
別表第１　（別紙のとおり）	別表第１　（別紙のとおり）
別表第２・３　（略）	別表第２・３　（略）

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

（別紙）

新

別表第１（第６条関係）（修士課程及び博士後期課程）

学府名	専攻名	学生定員					収容定員
		修士課程		博士後期課程			
		１年次	２年次	１年次	２年次	３年次	
人文科学府	人文基礎専攻	16 《1》	16	7	7	7	187 《4》 うち修士課程 112 《4》 博士後期課程 75
	歴史空間論専攻	20 《2》	20	9	9	9	
	言語・文学専攻	20 《1》	20	9	9	9	
	計	56 《4》	56	25	25	25	
（略）							
人間環境学府	都市共生デザイン専攻	20	20	4	4	5	310 うち修士課程 190 博士後期課程 120
	人間共生システム専攻	11	11	9	9	9	
	行動システム専攻	17	17	10	10	10	
	教育システム専攻	19	19	9	9	9	
	空間システム専攻	28	28	6	6	7	
	九州大学・釜山大学校都市・建築学国際連携専攻	－	－	2	2	－	
	計	95	95	40	40	40	
（略）							
総合理工学府	総合理工学専攻	172	172	60	62	62	530 うち修士課程 344 博士後期課程 186
	九州大学・アントワープ大学総合理工学国際連携専攻	－	－	2	－	－	
	計	172	172	62	62	62	
（略）							

統合新領域学府	ユーザー感性スタディーズ専攻	10	10	3	3	3	121 うち修士課程 82 博士後期課程 39
	オートモーティブサイエンス専攻	21	21	7	7	7	
	ライブラリーサイエンス専攻	10 《2》	10	3	3	3	
	計	41	41	13	13	13	
人文情報連係学府		〈6〉	－	－	－	－	〈12〉
（略）							
総計		※1,809 1,799	※1,799 1,789	570	570	570	※5,318 5,298 うち修士課程 ※3,608 3,588 博士後期課程 1,710

（備考）

１～４　（略）

５　【　】を付した数字は経済学府、数理学府及びシステム情報科学府からマス・フォア・イノベーション連係学府に割り当てる定員数で、かつ、経済学府、数理学府及びシステム情報科学府の定員数の内数である。

６　《　》を付した数字は人文科学府及び統合新領域学府ライブラリーサイエンス専攻から人文情報連係学府に割り当てる定員数で、かつ、人文科学府及び統合新領域学府ライブラリーサイエンス専攻の定員数の内数である。

旧

別表第１（第６条関係）（修士課程及び博士後期課程）

学府名	専攻名	学生定員					収容定員
		修士課程		博士後期課程			
		１年次	２年次	１年次	２年次	３年次	
人文科学府	人文基礎専攻	16	16	7	7	7	187 うち修士課程 112 博士後期課程 75
	歴史空間論専攻	20	20	9	9	9	
	言語・文学専攻	20	20	9	9	9	
	計	56	56	25	25	25	
（略）							
人間環境学府	都市共生デザイン専攻	20	20	4	5	5	310 うち修士課程 190 博士後期課程 120
	人間共生システム専攻	11	11	9	9	9	
	行動システム専攻	17	17	10	10	10	
	教育システム専攻	19	19	9	9	9	
	空間システム専攻	28	28	6	7	7	
	九州大学・釜山大学校都市・建築学国際連携専攻	－	－	2	－	－	
	計	95	95	40	40	40	
（略）							
総合理工学府	総合理工学専攻	172	172	62	62	62	530 うち修士課程 344 博士後期課程 186
（略）							

統合新領域学府	ユーザー感性スタディーズ専攻	10	10	3	3	―	122 うち修士課程 82 博士後期課程 40
	オートモーティブサイエンス専攻	21	21	7	7	7	
	ライブラリーサイエンス専攻	10	10	3	3	3	
	（ユーザー感性学専攻）	―	―	―	―	4	
	計	41	41	13	13	14	
（略）							
総計		※1,809 1,799	※1,799 1,789	570	570	571	※5,319 5,299 うち修士課程 ※3,608 3,588 博士後期課程 1,711

（備考）

１～４　（略）

５　【 】を付した数字は連係協力学府から連係学府に割り当てる定員数で、かつ、連係協力学府の定員数の内数である。

九州大学大学院総合理工学府規則（案）

平成１６年度九大規則第１３３号
制　　定：平成１６年　４月　１日
最終改正：令和　７年　　月　　日
（令和６年度九大規則第　　号）

（趣旨）

第１条　この規則は、九州大学大学院通則（平成１６年度九大規則第３号。以下「通則」という。）及び九州大学学位規則（平成１６年度九大規則第８６号）により各学府規則において定めるように規定されている事項その他総合理工学府（以下「本学府」という。）の教育に関し必要と認める事項について定めるものとする。

（教育研究上の目的）

第１条の２　本学府は、物質、エネルギー、環境及びその融合分野における環境共生型科学技術に関する高度の専門知識と課題探求・解決能力を持ち、持続発展社会の構築のためにグローバルに活躍できる技術者や研究者となる人材を養成する。

（専門分野）

第２条　本学府の次の表の左欄に掲げる専攻に、それぞれ右欄に掲げる専門分野（以下「メジャー」という。）を置く。

専攻	メジャー
総合理工学専攻	材料理工学 化学・物質理工学 デバイス理工学 プラズマ・量子理工学 機械・システム理工学 地球環境理工学
九州大学・アントワープ大学総合理工学国際連携専攻	―

（国際コース）

第２条の２　本学府の修士課程に、国際コース（英語による授業等により学位取得可能な教育課程をいう。以下同じ。）を置く。

２　本学府の博士後期課程に、国際コースとして、ＩＥＩ教育プログラムを置く。

（Green Asia 教育プログラム）

第２条の３　本学府に、経済成長と資源効率向上を両立したアジアの実現に資する理工系リーダーの養成を行うため、Green Asia 教育プログラムを置く。

２　Green Asia 教育プログラムは、修士課程から博士後期課程までの一貫した学位プログラムとする。

（Campus Asia 教育プログラム）

第２条の４　本学府に、高度な専門知識と国際的な応用展開力を備えたグローバルに活躍できる高度技術者及び研究者の育成を行うために、Campus Asia 教育プログラム（以下この条において「本プログラム」という。）を置く。

２　本プログラムを修了した者には、本プログラムの修了証を授与するものとする。

（国際連携教育課程）

第２条の５　本学府九州大学・アントワープ大学総合理工学国際連携専攻（以下「国際連携専攻」という。）は、「九州大学とアントワープ大学（ベルギー）間のジョイント・ディグリー・プログラム開設に関する協定書」（以下単に「協定書」という。）に基づき、アントワープ大学と国際連携教育課程を編成し、実施する。

２　国際連携専攻において、この規則と異なる取扱いをする場合は、協定書の定めるところによる。

（入学考査）

第３条　入学を志願する者に対する考査は、学力検査、出身大学の成績証明書その他本学府の定める資料によって行うものとする。

（学期）

第４条　１学年を次の２学期に分ける。

前期　４月１日から９月３０日まで

後期　１０月１日から翌年３月３１日まで

２　前項に定める各学期の授業期間は、別に定める。

（授業及び研究指導）

第５条　本学府の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

（授業科目、単位、履修方法及び試験等）

第６条　本学府（国際連携専攻を除く。）の授業科目、単位及び履修方法は、別表のとおりとする。

２　前項に定めるもののほか、本学府教授会の議を経て、臨時に授業科目を開設することがある。

３　単位計算の基準は、おおむね１５時間から４５時間までの範囲で定める時間の授業をもって１単位とする。

第７条　学生は、各学期の始めに、履修しようとする授業科目を、指導教員の指示に従って選定し、総合理工学府長（以下「本学府長」という。）に届け出なければならない。

２　学府において、教育上有益と認めるときは、大学院基幹教育又は他の学府の課程による授業科目及び単位を指定して履修させることができる。

３　前項の規定により修得した単位は、本学府教授会の議を経て、本学府長が特に必要があると認めるときは、課程修了の要件となる単位として認定することができる。

第８条　試験は、履修した各授業科目につき、その授業科目の授業終了の学期末又は学年末に行うものとする。

第８条の２　各授業科目の成績は、Ｓ、Ａ、Ｂ、Ｃ及びＦの５種のいずれかの評語をもってあらわし、Ｓ、Ａ、Ｂ及びＣを合格とし、Ｆを不合格とする。

第９条　単位修得の認定は、本学府教授会の議を経て、本学府長がこれを行う。

（他の大学院における授業科目の履修等）

第１０条　指導教員が教育上有益と認めるときは、本学府が指定する他の大学の大学院の授業科目を履修させることができる。

２　前項の規定により修得した単位は、本学府教授会の議を経て、１５単位を限度として課程修了の要件となる単位として認定することができる。

３　教育上有益と認めるときは、本学府教授会の議を経て、他の大学の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受けさせる期間は、１年を超えないものとする。

４　第１項又は第３項の規定により授業科目を履修し、又は必要な研究指導を受けようとする学生は、本学府長の許可を得なければならない。

第１１条　外国の大学院（本学府教授会の議を経て承認された大学院に限る。）に留学した期間は、修士課程及び博士後期課程を通して、１年間を限度として課程修了の要件となる在学期間として取り扱うことができる。

２　前項の外国の大学院において修得した単位は、本学府教授会の議を経て、１５単位を限度として課程修了の要件となる単位として認定することができる。

第１２条　第１０条第２項及び前条第２項の規定により課程修了の要件として認定できる単位数は、通則第１５条、第１７条及び第１７条の２に規定する転学等の場合を除き、合わせて１５単位を超えることができない。

（長期にわたる教育課程の履修）

第１２条の２　本学府の学生が、通則第２６条の規定に基づき、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を本学府長に申し出たときは、本学府教授会の議を経て本学府長が定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

（修士課程の修了要件）

第１３条　本学府の修士課程（Green Asia 教育プログラムを除く。）の修了要件は、修士課程に２年以上在学し、第６条第１項に定める授業科目について３０単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本学府教授会の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、総長が認めるときは、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、修士課程に１年以上在学すれば足りるものとする。

２　前項の規定による特定の課題についての研究の成果の審査に合格することを修了要件とすることができるのは、本学府教授会の議を経て、本学府長が特に必要と認めた場合に限るものとする。

第１３条の２　本学府の修士課程（Green Asia 教育プログラム）の修了要件は、修士課程に２年以上在学し、第６条第１項に定める授業科目について３０単位以上を修得し、かつ、次に掲げる試験及び審査に合格することとする。ただし、総長が認めるときは、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、修士課程に１年以上在学すれば足りるものとする。

(1)　メジャーに関する高度の専門的知識及び能力並びに当該メジャーに関連する分野の基礎的素養であって当該前期の課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験

(2)　博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期の課程において修得すべきものについての審査

（博士課程の修了要件）

第１４条　本学府（国際連携専攻を除く。）の博士課程の修了要件は、博士課程に５年（修士課程に２年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における２年の在学期間を含む。）以上在学し、第６条第１項に定める授業科目について４０単位以上（ＩＥＩ教育プログラムにあっては４５単位以上）を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、総長が認めるときは、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士課程に３年（修士課程に２年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における２年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

２　大学院設置基準第３条第３項の規定により標準修業年限を１年以上２年未満とした修士課程を修了した者及び前条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了要件については、前項中「５年（修士課程に２年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における２年の在学期間を含む。）」とあるのは「修士課程における在学期間に３年を加えた期間」と、「３年（修士課程に２年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における２年の在学期間を含む。）」とあるのは「３年（修士課程における在学期間を含む。）」と読み替えて、前項の規定を適用する。

３　前２項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則（昭和２２年文部省令第１１号）第１５６条の規定により大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了要件は、博士後期課程に３年（法科大学院の課程を修了した者にあっては、２年）以上在学し、第６条第１項に定める授業科目について１０単位以上（ＩＥＩ教育プログラムにあっては１５単位以上）を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、総長が認めるときは、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士後期課程に１年（標準修業年限が１年以上２年未満の専門職学位課程を修了した者にあっては、３年から当該１年以上２年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。

（国際連携教育課程の修了要件）
第１４条の２　本学府の国際連携教育課程の修了要件は、国際連携教育課程に３年以上在学し、かつ、両大学の研究指導の下で行う国際共同研究（相手方大学における原則６か月以上の研究を含む。）に参画し、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。
（学位論文及び最終試験）
第１５条　修士論文は、在学期間中、本学府の定める期日までに、指導教員を経て、本学府長に提出するものとする。
第１６条　博士論文は、博士後期課程に２年以上在学し、必要な研究指導を受け、かつ、本学府教授会の議を経て、本学府長の承認を得て提出するものとする。この場合において、専攻ごとに別に定める単位数を修得しておかなければならない。
２　前項前段の規定にかかわらず、博士後期課程に在学する者で優れた研究業績を上げたと本学府教授会の議を経て、本学府長が認めるものは、在学期間が２年に満たなくても論文を提出することができる。
３　国際連携専攻に在学する学生の学位論文の審査及び最終試験を行う期日は、別に定めるところによる。
第１７条　最終試験は、学位論文を提出した者について行うものとする。
（科目等履修生）
第１８条　科目等履修生として入学を志願できる者は、九州大学科目等履修生等規則（平成１６年度九大規則第９１号）第２条第２項に定めるところによる。
第１９条　科目等履修生として入学を志願する者は、所定の願書に履修しようとする授業科目名を記載し、履歴書及び検定料を添えて、本学府長に願い出なければならない。
２　本学府長は、学生の授業に支障がないときは、前項の願い出があった者について選考の上、学年又は学期の始めに入学を許可することができる。
第２０条　科目等履修生の履修した授業科目については、試験により所定の単位を与える。
２　前項の単位の授与については、第８条及び第９条の規定を準用する。
第２１条　本学府長は、科目等履修生の修得した単位について、所要の証明書を交付することができる。
（聴講生）
第２２条　別表の授業科目について聴講を志願する者があるときは、聴講生として聴講を許可することがある。
第２３条　聴講を志願できる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者とする。
第２４条　聴講を志願する者は、所定の願書に履歴書及び検定料を添えて本学府長に提出しなければならない。
第２５条　聴講を志願する者に対する選考方法については、本学府教授会の議を経て本学府長が定める。
（雑則）
第２６条　この規則その他の規則等に定めるもののほか本学府の校務について必要な事項は、本学府教授会の議を経て、本学府長が別に定める。

附　則

この規則は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則（平成１６年度九大規則第２２５号）

１　この規則は、平成１７年４月１日から施行する。
２　改正後の九州大学大学院総合理工学府規則の規定は、平成１７年度の本学府に入学する者から適用し、平成１７年３月３１日に本学府に在学し、同年４月１日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附　則（平成１７年度九大規則第２０号）

この規則は、平成１７年１０月１日から施行する。

附　則（平成１７年度九大規則第８６号）

1　この規則は、平成１８年４月１日から施行する。
2　改正後の九州大学大学院総合理工学府規則別表第１の規定（インターンシップ科目に係る規定を除く。）は、平成１８年４月に本学府に入学する者から適用し、平成１８年３月３１日に本学府に在学し、同年４月１日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附　則（平成１９年度九大規則第１５２号）

1　この規則は、平成１９年４月１日から施行する。
2　改正後の九州大学大学院総合理工学府規則は、平成１９年度に本学府に入学する者から適用し、平成１９年３月３１日に本学府に在学し、同年４月１日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附　則（平成１９年度九大規則第２３号）

この規則は、平成１９年１０月１日から施行する。

附　則（平成１９年度九大規則第５１号）

この規則は、平成１９年１２月２６日から施行する。

附　則（平成１９年度九大規則第１０２号）

1　この規則は、平成２０年４月１日から施行する。
2　改正後の九州大学大学院総合理工学府規則は、平成２０年度に本学府に入学又は進学する者から適用し、平成２０年３月３１日に本学府に在学し、同年４月１日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附　則（平成２０年度九大規則第１０１号）

1　この規則は、平成２１年４月１日から施行する。
2　改正後の九州大学総合理工学府規則は、平成２１年度に本学府に入学する者から適用し、平成２１年３月３１日に本学府に在学し、同年４月１日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附　則（平成２２年度九大規則第１０３号）

1　この規則は、平成２２年４月１日から施行する。
2　この規則による改正後の九州大学大学院総合理工学府規則は、平成２２年度に本学府に入学する者から適用し、平成２２年３月３１日に本学府に在学し、同年４月１日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附　則（平成２２年度九大規則第１１８号）

1　この規則は、平成２３年４月１日から施行する。
2　この規則による改正後の九州大学大学院総合理工学府規則は、平成２３年度に本学府に入学する者から適用し、平成２３年３月３１日に本学府に在学し、同年４月１日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附　則（平成２３年度九大規則第６５号）

1　この規則は、平成２３年１０月１日から施行する。
2　この規則による改正後の九州大学大学院総合理工学府規則は、平成２３年１０月１日以降に本学府に入学する者から適用し同年９月３０日に本学府に在学し、同年１０月１日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附　則（平成２３年度九大規則第１３６号）

1　この規則は、平成２４年４月１日から施行する。
2　この規則による改正後の九州大学大学院総合理工学府規則は、平成２４年度に本学府に入学する者から適用し、平成２４年３月３１日に本学府に在学し、同年４月１日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附　則（平成２４年度九大規則第１１８号）

1　この規則は、平成２５年４月１日から施行する。
2　この規則による改正後の九州大学大学院総合理工学府規則（以下「新規則」という。）は、平成２５年度に本学府に入学する者から適用し、平成２５年３月３１日に本学府に在学し、同年４月１日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

3　前項の規定にかかわらず、新規則のうち別表第１の履修方法及び科目区分に係る規定並びにグリーンアジア国際戦略コースに係る規定は、平成２４年度に本学府に入学する者から適用し、平成２４年3月３１日に本学府に在学し、同年4月１日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附　則（平成２５年度九大規則第７３号）

この規則は、平成２５年１２月２６日から施行し、平成２５年１２月１日から適用する。

附　則（平成２５年度九大規則第１４８号）

1　この規則は、平成２６年4月１日から施行する。

2　この規則による改正後の九州大学大学院総合理工学府規則は、平成２６年4月１日に本学府に入学する者から適用し、平成２６年3月３１日に本学府に在学し、同年4月１日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附　則（平成２６年度九大規則第４９号）

1　この規則は、平成２６年１０月１日から施行する。

2　この規則による改正後の九州大学大学院総合理工学府規則は、平成２６年度に本学府に入学する者から適用し、平成２６年3月３１日に本学府に在学し、同年4月１日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附　則（平成２６年度九大規則第１７４号）

1　この規則は、平成２７年4月１日から施行する。

2　この規則による改正後の九州大学大学院総合理工学府規則別表第１、別表第２及び別表第４の規定は、平成２７年度に本学府に入学する者から適用し、平成２７年3月３１日に本学府に在学し、同年4月１日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附　則（平成２７年度九大規則第７７号）

1　この規則は、平成２８年4月１日から施行する。

2　この規則による改正後の九州大学大学院総合理工学府規則の規定は、平成２８年度に本学府に入学する者から適用し、平成２８年3月３１日に本学府に在学し、同年4月１日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附　則（平成２８年度九大規則第５２号）

この規則は、平成２８年１０月１日から施行する。

附　則（平成２８年度九大規則第１４０号）

1　この規則は、平成２９年4月１日から施行する。

2　この規則による改正後の九州大学大学院総合理工学府規則別表第１、別表第２、別表第４及び別表第５の規定は、平成２９年度に本学府に入学する者から適用し、平成２９年3月３１日に本学府に在学し、同年4月１日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附　則（平成２９年度九大規則第１３３号）

1　この規則は、平成３０年4月１日から施行する。

2　この規則による改正後の九州大学大学院総合理工学府規則の規定は、平成３０年度に本学府に入学する者から適用し、平成３０年3月３１日に本学府に在学し、同年4月１日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附　則（平成３０年度九大規則第１１８号）

1　この規則は、平成３１年4月１日から施行する。

2　この規則による改正後の九州大学大学院総合理工学府規則は、平成３１年度に本学府に入学する者から適用し、平成３１年3月３１日に本学府に在学し、同年4月１日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附　則（令和元年度九大規則第１６号）

1　この規則は、令和元年１０月１日から施行する。

2　この規則による改正後の九州大学大学院総合理工学府規則は、令和元年１０月１日に本学府に入学する者から適用し、令和元年9月３０日に本学府に在学し、同年１０月１日以降も

引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附　則（令和元年度九大規則第６９号）

1　この規則は、令和２年４月１日から施行する。

2　この規則による改正後の九州大学大学院総合理工学府規則は、令和２年４月１日に本学府に入学する者から適用し、令和２年３月３１日に本学府に在学し、同年４月１日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附　則（令和２年度九大規則第３３号）

この規則は、令和２年１１月１日から施行する。

附　則（令和２年度九大規則第１０９号）

1　この規則は、令和３年４月１日から施行する。

2　この規則による改正後の九州大学大学院総合理工学府規則は、令和３年４月１日に本学府に入学する者から適用し、令和３年３月３１日に本学府に在学し、同年４月１日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附　則（令和３年度九大規則第１０９号）

1　この規則は、令和４年４月１日から施行する。

2　この規則による改正後の九州大学大学院総合理工学府規則は、令和４年４月１日に本学府に入学する者から適用し、令和４年３月３１日に本学府に在学し、同年４月１日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附　則（令和４年度九大規則第７０号）

1　この規則は、令和５年４月１日から施行する。

2　この規則による改正後の九州大学大学院総合理工学府規則は、令和５年４月１日に本学府に入学する者から適用し、令和５年３月３１日に本学府に在学し、同年４月１日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附　則（令和５年度九大規則第１８号）

1　この規則は、令和５年１０月１日から施行する。

2　この規則による改正後の九州大学大学院総合理工学府規則は、令和５年１０月１日に本学府に入学する者から適用し、令和５年９月３０日に本学府に在学し、同年１０月１日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附　則（令和５年度九大規則第７１号）

1　この規則は、令和６年４月１日から施行する。

2　この規則による改正後の九州大学大学院総合理工学府規則は、令和６年４月１日に本学府に入学する者から適用し、令和６年３月３１日に本学府に在学し、同年４月１日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附　則（令和６年度九大規則第　　号）

1 この規則は、令和７年４月１日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学大学院総合理工学府規則は、令和７年４月１日に本学府に入学する者から適用し、令和７年３月３１日に本学府に在学し、同年４月１日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

別表

一　履修方法

１．修士課程

（共通の要件）

次の要件を満たす３０単位以上を修得しなければならない。

１　研究実践力強化科目の必修科目７単位

２　アクティブ・ラーニング力強化科目の必修科目１単位

３　産学・国際連携力強化科目、ICT for D技能強化科目及び異分野展開力強化科目の選択必修科目（備考欄に「全メジャー選択必修」の記載がある科目をいう。）から３単位以上

ただし、「英語コミュニケーション ej」及び「プロフェッショナル英語コミュニケーション」（の履修により修得した単位）のうち、共通の要件に定める３０単位に含めることができるのは、２単位までとする。また、「初級英文ライティング ej」及び「上級英文ライティング ej」（の履修により修得した単位）のうち、共通の要件に定める３０単位に含めることができるのは、２単位までとする。

（Campus Asia 教育プログラム）

共通の要件に加え、ＣＡ選択必修科目（備考欄に「ＣＡ選択必修」の記載がある科目をいう。）から１０単位以上修得しなければならない。なお、修得した単位は、共通の要件に定める３０単位に含むことができる。

（Green Asia 教育プログラム）

共通の要件に加え、ＧＡ選択必修科目ａ（備考欄に「ＧＡ選択必修ａ」の記載がある科目をいう。）及びＧＡ選択必修科目ｂ（備考欄に「ＧＡ選択必修ｂ」の記載がある科目をいう。）から各２単位、合計４単位以上修得しなければならない。なお、修得した単位は、共通の要件に定める３０単位に含むことができる。

２．博士後期課程

（共通の要件）

次の要件を満たす１０単位以上を修得しなければならない。

１　講究科目の必修科目４単位

２　博士論文演習科目の必修科目２単位

ただし、総合理工学府修士課程開設科目「安全衛生教育 ej（Seminar on Laboratory Safety ej）」は、共通の要件に定める１０単位に含むことができない。

（Green Asia 教育プログラム）

共通の要件に加え、ＧＡ選択必修科目ｃ（備考欄に「ＧＡ選択必修ｃ」の記載がある科目をいう。）及びＧＡ選択必修科目ｄ（備考欄に「ＧＡ選択必修ｄ」の記載がある科目をいう。）から各２単位、合計４単位以上修得しなければならない。なお、修得した単位は、共通の要件に定める１０単位に含むことができる。

３．博士後期課程ＩＥＩ教育プログラム

（共通の要件）

次の要件を満たす１５単位以上を修得しなければならない。

１　講究科目の必修科目４単位

２　博士論文演習科目の必修科目２単位

３　産学・国際連携力強化科目のＩＥＩ必修科目５単位

４　ＩＥＩ選択必修科目から３単位以上

二　授業科目 Courses

１．修士課程 Master's Program

研究実践力強化科目

授業科目名 Course Title	単位 Credit	備考 Remarks
安全衛生教育 ej （Seminar on Laboratory Safety ej）	1	全メジャー必修
総合理工学修士実験 （Experiments on Engineering Sciences）	4	
総合理工学修士演習 （Exercises on Engineering Sciences）	2	

アクティブ・ラーニング力強化科目

授業科目名 Course Title	単位 Credit	備考 Remarks
総合理工学要論 id-ej （Essential Points of Interdisciplinary Engineering Sciences id-ej）	1	全メジャー必修
リビュー&プレゼンテーション ej （Research Review & Presentation ej）	1	ＧＡ選択必修 a
プレゼンテーション演習I ej （Exercises of Presentation I ej）	1	ＧＡ選択必修 a
プレゼンテーション演習II ej （Exercises of Presentation II ej）	1	ＧＡ選択必修 a
実用研究技能特論 de （Practical Research Skills Development de）	2	
英語コミュニケーション ej （Communication Skills in English ej）	2	
プロフェッショナル英語コミュニケーション （Professional English Communication）	2	
初級英文ライティング ej （Introductory Writing Course in Basic English ej）	2	
上級英文ライティング ej （Introductory Writing Course in Advanced English ej）	2	
日本語コミュニケーション ej （Communication Skills in Japanese ej）	1	

産学・国際連携力強化科目

授業科目名 Course Title	単位 Credit	備考 Remarks
国内研究インターンシップ （Internship Research）	1	全メジャー選択必修 ＧＡ選択必修 b
国際研究インターンシップ （International Internship Research）	1	全メジャー選択必修 ＧＡ選択必修 b
Practice School （プラクティススクール）	2	ＧＡ選択必修 b
Industrial Systems （実践産業）	1	全メジャー選択必修 ＧＡ選択必修 b

産業財産権特論 （Introduction of Industrial Property）	1	全メジャー選択必修
産学官連携・知的財産論 （Industry-Academia-Government Collaboration and Intellectual Property）	2	全メジャー選択必修
社会と科学技術 （Science and Society）	1	全メジャー選択必修
エネルギー社会論 （Special Lecture on Energy and Society）	1	全メジャー選択必修
連携研究演習I （Exercises on Collaborative Research I）	1	
連携研究演習II （Exercises on Collaborative Research II）	1	
産学連携集中講義I （Industry-Academia Collaboration Lecture I）	1	
産学連携集中講義II （Industry-Academia Collaboration Lecture II）	1	
産学連携集中講義III （Industry-Academia Collaboration Lecture III）	1	
Advanced Topics of Energy, Environment and Materials I （エネルギー･環境･材料特論I）	2	全メジャー選択必修 ＣＡ選択必修
Advanced Topics of Energy, Environment and Materials II （エネルギー･環境･材料特論II）	2	全メジャー選択必修 ＣＡ選択必修
Research Seminar on Energy and Environmental Science and Engineering （エネルギー環境学特別演習）	2	全メジャー選択必修 ＣＡ選択必修
Local Language for Exchange Students （交換留学生のための現地語）	2	
Fundamentals of Energy and Environmental Science and Engineering I （エネルギー環境理工学基礎I）	1	全メジャー選択必修 ＣＡ選択必修
Fundamentals of Energy and Environmental Science and Engineering II （エネルギー環境理工学基礎II）	1	全メジャー選択必修 ＣＡ選択必修
Advanced Seminar on Energy and Environmental Science and Engineering I （エネルギー環境理工学演習I）	1	全メジャー選択必修 ＣＡ選択必修
Advanced Seminar on Energy and Environmental Science and Engineering II （エネルギー環境理工学演習II）	1	全メジャー選択必修 ＣＡ選択必修
Advanced Course on Energy and Environmental Science and Engineering I （エネルギー環境理工学特論I）	1	全メジャー選択必修 ＣＡ選択必修
Advanced Course on Energy and Environmental Science and Engineering II （エネルギー環境理工学特論II）	1	全メジャー選択必修 ＣＡ選択必修
気象・海象条件評価特論 （Evaluation of Weather and Sea Conditions）	2	

ICT for D 技能強化科目

授業科目名 Course Title	単位 Credit	備考 Remarks
応用数学 （Advanced Mathematics）	2	全メジャー選択必修
材料情報学特論I i （Topics in Materials Informatics I i）	1	全メジャー選択必修
材料情報学特論II i （Topics in Materials Informatics II i）	1	全メジャー選択必修
材料情報学特論III i （Topics in Materials Informatics III i）	1	全メジャー選択必修
材料情報学特論IV i （Topics in Materials Informatics IV i）	1	全メジャー選択必修
機械学習とデータ解析 （Machine Learning and Data Analysis）	1	全メジャー選択必修
データ解析学 （Data Analysis）	1	全メジャー選択必修
モデリングとシミュレーション （Modeling and Simulation）	2	全メジャー選択必修
環境システム数理解析 （Mathematical Analysis of Environmental Systems）	2	全メジャー選択必修
機械学習応用概論 （Introduction to Machine Learning Applications）	2	全メジャー選択必修

専門力強化科目

授業科目名 Course Title	単位 Credit	備考 Remarks
材料理工学系科目		
先端表面物性 i （Advanced Surface Science of Materials i）	1	
先端材料解析学 i （Advanced Materials Characterization i）	1	
先端機能物性評価学 i （Advanced Characterization of Material Properties i）	1	
材料表面科学 d （Surface Science on Materials d）	1	
低次元材料科学 d （Low-Dimensional Materials Science d）	1	
ナノ構造光学 d （Optics in Nanostructured Materials d）	1	
表面・界面機能特論第一 dei （Advanced Science and Design of Surface and Interface Properties of Materials I dei）	1	
表面・界面機能特論第二 dei （Advanced Science and Design of Surface and Interface Properties of Materials II dei）	1	
表面・界面機能特論第三 dei	1	

（Advanced Science and Design of Surface and Interface Properties of Materials III dei）		
表面・界面機能特論第四 dei （Advanced Science and Design of Surface and Interface Properties of Materials IV dei）	1	
表面・界面機能特論第五 dei （Advanced Science and Design of Surface and Interface Properties of Materials V dei）	1	
表面・界面機能特論第六 dei （Advanced Science and Design of Surface and Interface Properties of Materials VI dei）	1	
先端固体物性 i （Advanced Solid-State Physics i）	1	
先端材料強度学 i （Advanced Materials Mechanics i）	1	
ナノ組織制御学 d （Nanostructural Control of Materials d）	1	
極限環境材料学 d （Extreme Environmental Materials d）	1	
非晶質材料学 d （Amorphous Materials d）	1	
セラミックス材料学 d （Structural Ceramics Materials d）	1	
バルク機能特論第一 dei （Advanced Science and Design of Bulk Properties of Materials I dei）	1	
バルク機能特論第二 dei （Advanced Science and Design of Bulk Properties of Materials II dei）	1	
バルク機能特論第三 dei （Advanced Science and Design of Bulk Properties of Materials III dei）	1	
バルク機能特論第四 dei （Advanced Science and Design of Bulk Properties of Materials IV dei）	1	
バルク機能特論第五 dei （Advanced Science and Design of Bulk Properties of Materials V dei）	1	
バルク機能特論第六 dei （Advanced Science and Design of Bulk Properties of Materials VI dei）	1	
先端固体電子化学 i （Advanced Electrical Chemistry i）	1	
先端表面反応化学 i （Advanced Chemistry of Surface Reactions i）	1	
センシング材料工学 d （Sensing Materials Engineering d）	1	
環境触媒化学 d （Environmental Catalysis Chemistry d）	1	

エネルギー変換材料学 d （Energy Conversion Materials Engineering d）	1	
電子・化学機能特論第一 dei （Advanced Science and Design of Electrical and Chemical Properties of Materials I dei）	1	
電子・化学機能特論第二 dei （Advanced Science and Design of Electrical and Chemical Properties of Materials II dei）	1	
電子・化学機能特論第三 dei （Advanced Science and Design of Electrical and Chemical Properties of Materials III dei）	1	
電子・化学機能特論第四 dei （Advanced Science and Design of Electrical and Chemical Properties of Materials IV dei）	1	
先端反応工学 i （Advanced Chemical Reaction Engineering i）	1	
化学プロセス工学 d （Chemical Processing d）	1	
結晶成長工学 d （Crystal Growth Engineering d）	1	
先端新素材開発工学 d （Processing of Advanced Materials d）	1	
プロセス機能特論第一 dei （Advanced Design and Engineering of Materials Processing I dei）	1	
プロセス機能特論第二 dei （Advanced Design and Engineering of Materials Processing II dei）	1	
プロセス機能特論第三 dei （Advanced Design and Engineering of Materials Processing III dei）	1	
プロセス機能特論第四 dei （Advanced Design and Engineering of Materials Processing IV dei）	1	
Nanofabrication and Nanogrowth I （ナノ加工成長特論Ⅰ）	1	
Nanofabrication and Nanogrowth II （ナノ加工成長特論Ⅱ）	1	
総合理工学セミナー A （Seminar on Interdisciplinary Science and Engineering A）	2	
化学・物質理工学系科目		
無機化学 （Inorganic Chemistry）	1	
量子化学 （Quantum Chemistry）	1	
分子分光学 dei （Molecular Spectroscopy dei）	2	
ソフトマター科学 （Soft Matter Science）	2	

素子材料工学 （Device Material Engineering）	2	
高分子材料物性学I （Physical Property of Polymer Material I）	2	
高分子材料物性学II （Physical Property of Polymer Material II）	2	
機能有機化学 （Organic Materials Chemistry）	1	
生命化学 （Biochemistry）	1	
有機合成化学 （Synthetic Organic Chemistry）	1	
超分子物理化学 （Physical Chemistry of Supramolecules）	1	
精密合成化学 （Fine Synthetic Chemistry）	2	
分子物理学 （Molecular Physics）	1	
有機金属化学 （Organometallic Chemistry）	2	
先端有機化学 （Advanced Organic Chemistry）	2	
分子・反応設計 （Design of Molecule and Reaction）	2	
レーザー化学 dei （Laser Chemistry dei）	2	
材料電気化学基礎 （Fundamentals of Electrochemistry for Materials）	2	
材料電気化学 de （Materials Electrochemistry de）	2	
計算化学 （Computational Chemistry)	1	
有機機能材料 （Organic Functional Materials）	2	
材料機能創製特論第一 di （Advanced Materials Science and Technology I di）	1	
材料機能創製特論第二 di （Advanced Materials Science and Technology II di）	1	
材料機能創製特論第三 di （Advanced Materials Science and Technology III di）	1	
材料機能創製特論第四 di （Advanced Materials Science and Technology IV di）	1	
材料機能創製特論第五 di （Advanced Materials Science and Technology V di）	1	
材料機能創製特論第六 di （Advanced Materials Science and Technology VI di）	1	
材料機能創製特論第七 di （Advanced Materials Science and Technology VII di）	1	
材料機能創製特論第八 di （Advanced Materials Science and Technology VIII di）	1	

総合理工学セミナー B （Seminar on Interdisciplinary Science and Engineering B）	2	
核酸化学 （Chemistry of Nucleic Acids）	1	
Basic Organic Chemistry I （有機化学基礎Ⅰ）	1	
Basic Organic Chemistry II （有機化学基礎Ⅱ）	1	
化学・物質理工学演習 （Exercises on Chemistry and Material Sciences）	2	
光・電子機能化学特論 de （Advanced Photo- and Electro-Functional Chemistry de）	2	
デバイス理工学系科目		
光デバイス・システム基礎 （Basic Optical Device System）	1	
パワーデバイス工学基礎 （Basic Power Device Engineering）	1	
非線形システム基礎 （Basic Nonlinear System）	1	
電子デバイス基礎 （Basic Electronical Device）	1	
電気エネルギー変換工学基礎 （Basic Electrical Energy Conversion Engineering）	1	
パワーデバイス材料工学 （Basic Power Device Materials）	1	
光デバイス・システム特論 （Advanced Optical Device System）	2	
IoTデバイス特論 （Advanced IoT Devices）	2	
デバイス理工学メジャー演習 （Exercises on Device Science and Engineering）	1	
デバイス理工学特論Ⅰ （Advanced Topics of Device Science and Engineering I）	1	
デバイス理工学特論Ⅱ （Advanced Topics of Device Science and Engineering II）	1	
デバイス理工学特論Ⅲ （Advanced Topics of Device Science and Engineering III）	1	
デバイス理工学特論Ⅳ （Advanced Topics of Device Science and Engineering IV）	1	
デバイス理工学特論Ⅴ （Advanced Topics of Device Science and Engineering V）	1	
デバイス理工学特論Ⅵ （Advanced Topics of Device Science and Engineering VI）	1	
総合理工学セミナー C （Seminar on Interdisciplinary Science and Engineering C）	2	
複雑系数理 （Complex Systems Science）	1	
Semiconductor Physics （半導体物性）	1	

Fundamentals of Opto-Electronics （光エレクトロニクス基礎）	2	
プラズマ・量子理工学系科目		
プラズマ特論I （Advanced Plasma I）	1	
プラズマ特論II （Advanced Plasma II）	1	
放射線理工学 （Radiation Science and Engineering）	1	
応用原子核物理 （Applied Nuclear Physics）	1	
核融合エネルギー概論 （Introduction to Fusion Energy）	1	
シミュレーション物理学基礎 （Basic Simulation Physics）	1	
核融合炉システム工学 （Fusion Reactor System Engineering）	1	
プラズマ概論 （Introduction to Plasma Physics）	1	
プラズマ物理I （Plasma Physics I）	1	
プラズマ物理II （Plasma Physics II）	1	
プラズマ理工学演習 （Plasma Science and Engineering Exercises）	2	
プラズマ応用概論 （Introduction to Plasma Application）	1	
プラズマ・量子理工学実践演習 （Practice of Plasma and Quantum Engineering Science）	2	
原子・分子・光科学特論 （Advanced Atomic Molecular Optical Science）	1	
プラズマ科学特論 （Advanced Fusion Science）	1	
量子ビーム理工学特論 （Advanced Applied Quantum Beam Engineering）	1	
プラズマ・量子理工学特別講義第一 （Special Lecture on Plasma and Quantum Science and Engineering I）	1	
プラズマ・量子理工学特別講義第二 （Special Lecture on Plasma and Quantum Science and Engineering II）	1	
総合理工学セミナー D （Seminar on Interdisciplinary Science and Engineering D）	2	
機械･システム理工学系科目		
生体固体力学概論 （Solid Biomechanics）	2	
先端熱工学I （Advanced Engineering Thermodynamics I）	1	
先端熱工学II	1	

（Advanced Engineering Thermodynamics II）		
微気候と境界層気候I （Microclimatology and Boundary Layer Climatology I）	1	
微気候と境界層気候II （Microclimatology and Boundary Layer Climatology II）	1	
圧縮性流体力学 （Compressible Fluid Dynamics）	2	
反応性流体力学 （Reactive Fluid Dynamics）	2	
再生可能エネルギー工学 （Renewable Energy Engineering）	2	
熱エネルギー利用システム工学I （Thermal Energy Utilization Systems I）	1	
熱エネルギー利用システム工学II （Thermal Energy Utilization Systems II）	1	
エネルギーシステム分析I （Energy Systems Analysis I）	1	
エネルギーシステム分析Ⅱ （Energy Systems Analysis Ⅱ）	1	
風車システム工学基礎 （Basics of Wind Turbine System Engineering）	2	
数値流体力学入門 （Introduction to Computational Fluid Dynamics）	2	
風工学 （Wind Engineering）	2	
機械・システム理工学特別講義第一 （Special Lecture on Mechanical and Systems Engineering I）	1	
機械・システム理工学特別講義第二 （Special Lecture on Mechanical and Systems Engineering II）	1	
総合理工学セミナー E （Seminar on Interdisciplinary Science and Engineering E）	2	
Sustainable Development and Climate Change Mitigation （持続可能な開発と気候変動の緩和）	1	
地球環境理工学系科目		
宇宙流体環境学 （Space Environmental Fluid Dynamics）	2	
大気物理I （Atmospheric Physics I）	1	
大気物理II （Atmospheric Physics II）	1	
気候変動科学I （Climate Change Science I）	1	
気候変動科学II （Climate Change Science II）	1	
環境流体力学 （Environmental Fluid Dynamics）	2	
水資源環境工学 （Water Resources and Environmental Engineering）	2	
大気力学I （Atmospheric Dynamics I）	1	

大気力学II （Atmospheric Dynamics II）	1	
大気環境モデリングI （Atmospheric Environment Modeling I）	1	
大気環境モデリングII （Atmospheric Environment Modeling II）	1	
大気海洋相互作用I （Ocean-Atmosphere Interaction I）	1	
大気海洋相互作用II （Ocean-Atmosphere Interaction II）	1	
海洋動態解析論I （Data Analysis in Physical Oceanography I）	1	
海洋動態解析論II （Data Analysis in Physical Oceanography II）	1	
海洋循環力学I （Ocean Circulation Dynamics I）	1	
海洋循環力学II （Ocean Circulation Dynamics II）	1	
海洋変動力学 （Ocean Variability Dynamics）	2	
海洋波動力学I （Ocean Wave Dynamics I）	1	
海洋波動力学II （Ocean Wave Dynamics II）	1	
海洋モデリング （Ocean Modeling）	2	
海洋乱流観測実習 （Turbulence Measurements in the Ocean）	1	
海洋観測実習 （Shipboard Training for Ocean Observation）	1	
地球環境理工学特別講義第一 （Special Lecture on Earth System Science and Technology I）	1	
地球環境理工学特別講義第二 （Special Lecture on Earth System Science and Technology II）	1	
総合理工学セミナー F （Seminar on Interdisciplinary Science and Engineering F）	2	
海洋流体力学 I （Oceanic Fluid Dynamics I）	1	
海洋流体力学 II （Oceanic Fluid Dynamics II）	1	
大気環境科学 I （Atmospheric and Environmental Sciences I）	1	
大気環境科学 II （Atmospheric and Environmental Sciences II）	1	

異分野展開力強化科目

授業科目名 Course Title	単位 Credit	備考 Remarks
共通科目		

異分野特別演習 （Special Exercises in Another Field）	2	全メジャー選択必修 ＧＡ選択必修ａ
材料機器分析学 （Instrumental Analysis for Materials）	2	
シンクロトロン光概論 （Synchrotron Radiation）	1	
材料理工学系科目		
材料機能設計基盤特論I e （Advanced Design of Material Properties I e）	1	
材料機能設計基盤特論II e （Advanced Design of Material Properties II e）	1	
材料機能設計基盤特論III e （Advanced Design of Material Properties III e）	1	
材料機能設計基盤特論IVe （Advanced Design of Material Properties IV e）	1	
化学・物質理工学系科目		
高分子科学基盤特論 e （Essentials of Polymer Science e）	1	
有機機器分析 ei （Instrumental Analytical for Organic Chemistry ei）	1	
有機化学基盤特論 e （Essentials of Organic Chemistry e）	1	
無機化学基盤特論 e （Essentials of Inorganic Chemistry e）	1	
分析化学基盤特論 ei （Essentials of Analytical Chemistry ei）	1	
熱力学基盤特論 ei （Essentials of Thermodynamics ei）	1	
化学結合基盤特論 e （Essentials of Chemical Bonding e）	1	
生命有機化学基盤特論 e （Essentials of Life Organic Chemistry e）	1	
Basic General Chemistry I （一般化学基礎Ⅰ）	1	
Basic General Chemistry II （一般化学基礎Ⅱ）	1	
デバイス理工学系科目		
IoTデバイス基礎 （IoT Device Basics）	1	
回路概論 （Introduction to Circuit Theory）	2	
プラズマ・量子理工学系科目		
物理概論 （Introduction to Fundamental Physics）	2	
量子エネルギー工学概論 （Introduction to Quantum Energy Engineering）	2	
プラズマ医工農応用特論 （Advanced Plasma Medicine and Agriculture）	1	
未来エネルギー概論	1	

（Introduction to Frontier Energy）		
機械･システム理工学系科目		
生体流体工学概論 （Computational Bio-Fluid Engineering）	2	
エンジン工学 （Thermal-Relating Engine Technology）	2	
地球環境理工学系科目		
海洋リモートセンシング （Ocean Remote Sensing）	2	
宇宙プラズマ物理学 （Space Plasma Physics）	2	

２．博士後期課程 Doctoral Program

講究科目

授　業　科　目　名 Course Title	単　位 Credit	備　考 Remarks
総合理工学特別講究第一 （Tutorials on Advanced Engineering Sciences I）	4	全メジャー必修
総合理工学特別講究第二 （Tutorials on Advanced Engineering Sciences II）	4	

博士論文演習科目

授　業　科　目　名 Course Title	単　位 Credit	備　考 Remarks
総合理工学博士論文演習 （Tutorial Exercises on Advanced Engineering Sciences）	2	全メジャー必修
研究指導演習 （Research Guidance Exercises）	2	ＧＡ選択必修ｃ
Exercise for Journal Paper Writing （研究論文執筆演習）	2	ＧＡ選択必修ｃ

産学・国際連携力強化科目

授　業　科　目　名 Course Title	単　位 Credit	備　考 Remarks
国内研究インターンシップＤ （Internship Research D）	2	ＧＡ選択必修ｄ
国際研究インターンシップＤ （International Internship Research D）	2	ＧＡ選択必修ｄ
Fundamentals on Green Engineering （グリーンエンジニアリング基礎）	2	ＩＥＩ必修
Exercise of Project Management （プロジェクトマネジメント演習）	1	ＩＥＩ必修
Conference Design & Organizing （国際会議企画・組織・運営実習）	1	ＩＥＩ必修
International Collaborative Research （国際共同研究演習）	1	ＩＥＩ必修
Industrial Structure of Japan （日本産業論）	1	ＩＥＩ選択必修

Fundamentals of Japanese Communication （日本語基礎）	1	ＩＥＩ選択必修
Introduction to Japanese Studies （日本学）	2	ＩＥＩ選択必修
Practical Internship I （実践的インターンシップI）	1	ＩＥＩ選択必修
Practical Internship II （実践的インターンシップII）	1	ＩＥＩ選択必修
Advanced Course on Energy and Environmental Science and Engineering III（エネルギー・環境理工学特論Ⅲ）	1	
Advanced Course on Energy and Environmental Science and Engineering IV（エネルギー・環境理工学特論Ⅳ）	1	
Advanced Course on Energy and Environmental Science and Engineering V（エネルギー・環境理工学特論Ⅴ）	1	
Advanced Course on Energy and Environmental Science and Engineering VI（エネルギー・環境理工学特論Ⅵ）	1	
Advanced Seminar on Energy and Environmental Science and Engineering III（エネルギー・環境理工学演習Ⅲ）	1	
Advanced Seminar on Energy and Environmental Science and Engineering IV（エネルギー・環境理工学演習Ⅳ）	1	
IGSES Career Development （総合理工学キャリア形成演習）	1	ＩＥＩ選択必修

九州大学大学院総合理工学府規則の一部を改正する規則（案）

令和６年度九大規則第　　号
制　　定：令和　７年　　月　　日

大学院総合理工学府に九州大学・アントワープ大学総合理工学国際連携専攻を設置することに伴い、九州大学大学院総合理工学府規則（平成１６年度九大規則第１３３号）の一部を次のように改正する。

（新）

（略）

（専門分野）

第2条　本学府の次の表の左欄に掲げる専攻に、それぞれ右欄に掲げる専門分野（以下「メジャー」という。）を置く。

専攻	メジャー
総合理工学専攻	材料理工学 化学・物質理工学 デバイス理工学 プラズマ・量子理工学 機械・システム理工学 地球環境理工学
九州大学・アントワープ大学総合理工学国際専攻	ー

（略）

（国際連携教育課程）

第2条の5　本学府九州大学・アントワープ大学総合理工学国際連携専攻（以下「国際連携専攻」という。）は、「九州大学とアントワープ大学（ベルギー）間のジョイント・ディグリー・プログラム開設に関する協定書」（以下単に「協定書」という。）に基づき、アントワープ大学と国際連携教育課程を編成し、実施する。

２　国際連携専攻において、この規則と異なる取扱いをする場合は、協定書の定めるところによる。

（略）

（授業科目、単位、履修方法及び試験等）

第6条　本学府（国際連携専攻を除く。）の授業科目、単位及び履修方法は、別表のとおりとする。

（略）

（博士課程の修了要件）

第１４条　本学府（国際連携専攻を除く。）の博士課程の修了要件は、博士課程に5年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、第6条第1項に定める授業科目について４０単位以上（ＩＥＩ教育プログラムにあっては４５単位以上）を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、総長が認めるときは、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士課程に3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程

（旧）

（略）

（専門分野）

第2条　本学府の総合理工学専攻に、次の専門分野（以下「メジャー」という。）を置く。

専攻	メジャー
総合理工学専攻	材料理工学 化学・物質理工学 デバイス理工学 プラズマ・量子理工学 機械・システム理工学 地球環境理工学

（略）

（略）

（授業科目、単位、履修方法及び試験等）

第6条　本学府の授業科目、単位及び履修方法は、別表のとおりとする。

（略）

（博士課程の修了要件）

第１４条　本学府の博士課程の修了要件は、博士課程に5年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、第6条第1項に定める授業科目について４０単位以上（ＩＥＩ教育プログラムにあっては４５単位以上）を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、総長が認めるときは、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士課程に3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を

を修了した者にあっては、当該課程における２年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。	修了した者にあっては、当該課程における２年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。
２・３　（略）	２・３　（略）
（国際連携教育課程の修了要件） 第１４条の２　本学府の国際連携教育課程の修了要件は、国際連携教育課程に３年以上在学し、かつ、両大学の研究指導の下で行う国際共同研究（相手方大学における原則６か月以上の研究を含む。）に参画し、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。	
（略）	（略）
第１６条　博士論文は、博士後期課程に２年以上在学し、必要な研究指導を受け、かつ、本学府教授会の議を経て、本学府長の承認を得て提出するものとする。この場合において、専攻ごとに別に定める単位数を修得しておかなければならない。	第１６条　（同左）
２　（略）	２　（略）
３　国際連携専攻に在学する学生の学位論文の審査及び最終試験を行う期日は、別に定めるところによる。	
（略）	（略）
別表　（略）	**別表**　（略）

附　則

１　この規則は、令和７年４月１日から施行する。

２　この規則による改正後の九州大学大学院総合理工学府規則は、令和７年４月１日に本学府に入学する者から適用し、令和７年３月３１日に本学府に在学し、同年４月１日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

九州大学教授会通則

平成１６年度九大規則第８号
制　　定：平成１６年　４月　１日
最終改正：令和　３年　４月２７日
（令和３年度九大規則第３号）

（趣旨）

第１条　この規則は、九州大学学則（平成１６年度九大規則第１号）第３１条第２項の規定に基づき、教授会の組織、審議事項、議事の手続その他必要な事項を定めるものとする。

（構成員）

第２条　各学部の教授会の構成員は、次に掲げる者とする。

(1)　研究院の所属で当該学部の教育研究又は附属教育研究施設を担当する教授

(2)　病院の所属で学部の教育研究を担当する教授

２　各学府の教授会の構成員は、当該学府の教育研究を担当する教授とする。

３　各研究院の教授会の構成員は、当該研究院所属の教授とする。

４　基幹教育院の教授会の構成員は、基幹教育院所属の教授とする。

５　各附置研究所の教授会の構成員は、当該附置研究所所属の教授とする。

６　カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所（以下「国際研究所」という。）の教授会の構成員は、国際研究所所属の教授とする。

７　情報基盤研究開発センター（以下「センター」という。）の教授会の構成員は、センター所属の教授とする。

８　教授会には、准教授その他の職員を加えることができる。

（教授会の審議事項等）

第３条　教授会は､総長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1)　学生の入学、卒業及び課程の修了

(2)　学位の授与

(3)　前２号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして総長が定めるもの

２　教授会は、前項に規定するもののほか、総長及び教授会が置かれる部局の長（以下この項において「総長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び総長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

（議長）

第４条　教授会に議長を置き、当該部局の長をもって充てる。

２　議長は、教授会を主宰する。

（議事）

第５条　教授会は、構成員の２分の１以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

２　教授会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

３　前２項の規定にかかわらず、特に重要な事項の審議については、別段の定めをすることができる。

（構成員以外の者の出席）

第６条　教授会が必要であると認めた場合は、構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（代議員会等）

第７条　教授会は、その定めるところにより、教授会の構成員のうちの一部の者をもって構成される代議員会、専門委員会等（次項において「代議員会等」という。）を置くことができる。

２　教授会は、その定めるところにより、代議員会等の議決をもって、教授会の議決とすることができる。

（補則）

第８条　この規則に定めるもののほか、教授会の議事の手続その他その運営に関し必要な事項は、各教授会の議を経て当該部局長が定める。

附　則

この規則は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則（平成１６年度九大規則第２４６号）

この規則は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則（平成１８年度九大規則第４０号）

この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平成２３年度九大規則第１４号）

この規則は、平成２３年１０月１日から施行する。

附　則（平成２４年度九大規則第３２号）

この規則は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則（平成２４年度九大規則第５０号）

この規則は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則（平成２５年度九大規則第４１号）

この規則は、平成２５年１１月１日から施行する。

附　則（平成２６年度九大規則第１４号）

この規則は、平成２６年１０月１日から施行する。

附　則（平成２６年度九大規則第８３号）

この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（令和３年度九大規則第３号）

この規則は、令和３年５月１日から施行する。

設置の趣旨等を記載した書類

九州大学大学院総合理工学府

九州大学・アントワープ大学　総合理工学国際連携専攻

目　　次

１　設置の趣旨及び必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
（１）設置の背景と趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
（２）設置の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
（３）アントワープ大学の特徴・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
（４）育成する人材像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
（５）アントワープ大学の教員との目的等の共有について・・・・・・・・・・・・8
２　専攻の特色と両大学の連携分野におけるメリット・・・・・・・・・・・・・・・8
（１）専攻の特色・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
（２）両大学のメリット・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
３　専攻の名称及び学位の名称・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
（１）専攻の名称及び理由と国際的通用性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
（２）学位の名称及び理由・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
（３）アントワープ大学 EMAT の学位授与実績・・・・・・・・・・・・・・・・・11
＊参考資料：学位記の様式
４　教育課程編成の考え方及び特色・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
（１）ディプロマ・ポリシーを達成するためのカリキュラム・ポリシーと特色・・・・11
（２）連携大学での学修について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
５　教員組織の編成の考え方及び特色・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
（１）教員組織の編成の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
（２）連携大学と調整を行う教員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
（３）専攻長の選任・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
６　教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件・・・・・・・・・・・・・14
（１）教育方法と履修及び研究指導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
（２）学位論文の提出資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
（３）修了要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
（４）学位論文の審査体制及び公表方法等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
（５）学位審査教員の専門性の同等性と研究指導及び学位授与の実績・・・・・・・19
７　施設・設備等の整備計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
（１）九州大学・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
（２）アントワープ大学・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22

８　入学者選抜の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
（１）出願資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
（２）アドミッション・ポリシー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
（３）選抜方法・体制および募集人員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
（４）転専攻の基準及び手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
（５）入学希望者への情報提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
９　管理運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
（１）管理・運営体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
（２）事務体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
10　自己点検・評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
11　連携外国大学について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
（１）ベルギーにおける国際連携教育課程の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
（２）アントワープ大学の質保証制度に基づく評価と結果の概要・・・・・・・・・・26
12　協議及び協定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
（１）JD 連絡協議会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
（２）連絡体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
（３）協定書の締結者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
（４）協定書の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
13　学生への経済的支援等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
14　外国の大学と連携した教育研究を継続することが困難となる場合の計画の策定・・・29

【参考資料】

資料１　Kyushu University VISION 2030・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
資料２　Antwerp 大学の国際的評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
資料３　EMAT について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
資料４　ESTEEM3 について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
資料５　九州大学総合理工学府博士学生の就職状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・34
資料６　アントワープ大学理学部が提供する博士学位一覧 ・・・・・・・・・・・・・・35
資料７　学位記の様式 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
資料８　フランデレン（フランダース）政府制定の高等教育成典 (Codex Higher Education)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37
資料９　九大生とアントワープ大生の履修モデル・・・・・・・・・・・・・・・・・・40
資料１０　UAntwerp の PhD 細則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43
資料１１　管理運営体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・47
資料１２　NVAO 認証評価証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・48
資料１３　九大独自の留学奨学金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・49

１　設置の趣旨及び必要性

（１）設置の背景と趣旨

20 世紀後半からの世界的な人口増加や経済発展、化石燃料の枯渇等により、地球的規模の環境・エネルギー問題が深刻化しており、これらを解決し、持続可能な国際社会を実現することが求められている。このような環境・エネルギー問題解決の有効な手段の一つとして、脱炭素化社会の実現に向けたナノ材料・ナノ科学に基づく新エネルギーの創生や貯蔵、水素利用、環境浄化等に資する革新的物質・材料の研究・開発があり、当該分野において国や地域を越えた科学技術の変革を先導する優れた研究人材の育成が求められている。

加えて、我が国においては、国際頭脳循環を推進し、次世代を牽引するトップ研究者の育成が急務となっているが、これらは、新たな教育・研究の枠組みの下で海外の最先端科学の現場において実践的な研究に取り組むことによって達成されると考えられる。

このような状況に鑑み、九州大学大学院総合理工学府（以下、IGSES-Kyushu-U）とアントワープ大学理学部（Faculty of Science、University of Antwerp、以下、SC-UAntwerp）が、これまでの交流実績を発展させ、両大学が国際的なリーダーシップを発揮している電子顕微鏡に関連する優れた人的及び教育・研究資源を核として、ナノ材料・ナノ科学を基盤として地球的規模の環境・エネルギー問題を解決し、持続可能な国際社会の実現に資する革新的物質・材料の研究・開発を牽引する国際性豊かな理工系リーダーを育成することを目的として、令和７年４月に「九州大学・アントワープ大学総合理工学国際連携専攻（博士後期課程)」（以下、本専攻）を設置する。

九州大学大学院総合理工学府（IGSES-Kyushu-U）は、昭和 54 年に学際的な教育研究を展開する総合理工学研究科として設立され、平成 10 年の改組を経て、日本の産業の強みである「もの創り」を支える物質・材料を、環境・エネルギー問題を解決する基盤技術として位置付け、「物質・エネルギー・環境」を標榜した大学院教育を実施してきた。

令和３年には、環境・エネルギー問題の多様化、グローバル化に対応するために、物質、エネルギー、環境とそれらの融合分野における環境共生型科学技術に関する高度の専門知識と課題探求・解決能力を持ち、持続発展社会の構築のためにグローバルに活躍できる技術者・研究者の育成を目的に、基礎から実践に及ぶ学修目標を設定し、修士・博士の両課程において、専門分野をメジャー、情報科学をマイナー分野として、学年進行に伴い専門分野を深化させ、他分野、学際分野へと幅を広げる教育を実施できる総合理工学専攻に改組した。この理念に従い、博士課程においては、他分野・学際分野への展開とともに、専門分野にあっては更なる深化が希求される。

アントワープ大学理学部（SC-UAntwerp）の傘下にある「材料科学のための電子顕微鏡セ

ンター（Electron Microscopy for Materials Science、以下、EMAT）」は、本学超顕微解析研究センターと並ぶ世界有数の電子顕微鏡研究拠点である。

IGSES-Kyushu-U と SC-UAntwerp は平成 21 年以降、独立行政法人日本学術振興会「二国間交流事業」（平成 21 年度採択「電子顕微鏡拠点施設の協力によるナノ構造解析技術の開発と先端材料研究への展開」（ベルギーとの共同研究））、「頭脳循環を加速する若手研究者戦略的海外派遣プログラム」（平成 24 年度採択「先進材料の実次元マルチスケール解析と機能設計のための超顕微国際ネットワークの構築」）によって、IGSES-Kyushu-U との交流を深めてきた。特に「頭脳循環を加速する若手研究者戦略的海外派遣プログラム」では平成 26 年度に博士後期課程の学生を 10 ヶ月間アントワープ大学に派遣し、国際共同研究を実施した。なお、この時点では本学側の制度上の問題により実現しなかったものの、当該学生に対し SC-UAntwerp より共同学位（以下、ジョイントディグリー : JD）を授与するという本専攻設置の先駆けとも言える提案がなされている。

今回、両大学のこれまでの交流実績を発展させ、さらに高い次元で総合的かつ学際的な視点から革新的な材料開発を図り地球的規模の環境・エネルギー問題を解決し持続可能な国際社会を実現するために、IGSES-Kyushu-U と SC-UAntwerp が国際的なリーダーシップを発揮している電子顕微鏡に関連する優れた人的及び教育・研究資源を核として、アントワープ大学において EMAT が構成員の一つとなっている Nanolab Center of Excellence（https://www.uantwerpen.be/en/research-groups/nano/、以下、NCE）と連携して、ナノ材料・ナノ科学を基盤として地球的規模の環境・エネルギー問題を解決し、持続可能な国際社会の実現に資する革新的物質・材料の研究・開発を牽引する国際性豊かな理工系リーダーを育成することを目的として令和４年６月より協議を重ね、JD 専攻の開設及び実施に関わる協定書を共同で策定し、学生定員２名の「九州大学・アントワープ大学総合理工学国際連携専攻（博士後期課程）」を設置することに合意した。

なお、本取組は SC-UAntwerp との国際共同研究を通して欧米の最先端科学研究の現場に博士後期課程学生を派遣し、海外との交流や連携強化を図ることで、近年、喫緊の課題となっている国際頭脳循環を推進し、次世代を先導するトップ研究者の育成を大学独自で恒常的に行うことから、以下の（２）（Ｂ）に述べる九州大学の活動指針である「Kyushu-University VISION 2030」における「VISION６：国際協働」にも合致するものである。

（２）設置の必要性

（A）社会的な必要性　～　国際性豊かなナノ材料・ナノ科学人材の養成

内閣府の第２期（平成 13～17 年度）及び３期（平成 18～22 年度）科学技術基本計画に

おいて研究開発の重点推進４分野の１つに指定されたナノテクノロジー・材料は、環境・エネルギー問題をはじめとした社会的課題を解決し、持続可能な国際社会を実現する推進力となる。これに伴い、我が国では文部科学省の主導のもと「ナノテクノロジー総合支援プロジェクト（平成 14～18 年度)」が創始され、以降「ナノテクノロジーネットワーク（平成 19～23 年度)」、「ナノテクノロジープラットフォーム（平成 24～令和３年度)」、「マテリアル先端リサーチインフラ（令和３年度～)」として事業が継続されている。最先端機器による物質材料のナノ構造解析はこれらの事業の中核をなすものであり、現在展開中の「マテリアル先端リサーチインフラ」においては、我が国が有する世界最高水準の共用施設・設備群を駆使した良質なマテリアルデータの収集・蓄積、利活用促進、持続的創出・共用化によるデータ駆動型研究開発が課題となっている。この分野における国際的競争力を持続的に強化するためには、優れた研究人材の育成が必須となる。IGSES-Kyushu-U と本学の共同利用施設として電子顕微鏡に関わる最先端設備を備えている九州大学超顕微解析研究センター、総合理工学府・研究院、工学府・工学研究院が有する装置群は、「マテリアル先端リサーチインフラ」における７つの重要技術領域の１つである「次世代ナノスケールマテリアル」のハブ機関に指定されており、上記の人材育成に関して恵まれた環境と研究資源を提供することができる。

本専攻設置の目的は、十分な教育研究遂行能力を持つ異なる組織が共同運営によって先端的な教育研究の場を提供し、国際共同研究を中核とする「リサーチワーク」型のカリキュラムを設定し、従来のコースワーク型の教育よりもさらに深化した研究実践能力と国際的視点を持った優秀な博士学位保持者を持続的に育成する取り組みを行っていくことに帰結される。したがって、双方の大学院は共通する専門分野において卓越した国際的研究競争力を有し、かつ、それらがほぼ拮抗しつつも、異なる研究の方向性や方法論を展開していることが望ましく、それにより協奏・相乗的かつ相補的な教育研究効果が期待できる。その意味において、世界に冠たる電子顕微鏡施設を有する IGSES-Kyushu-U と SC-UAntwerp による本専攻は、ナノ材料・ナノ科学分野の次世代を担い世界を牽引する国際性豊かな自立した研究人材の育成に最適な組み合わせである。

（B）教育研究上の必要性

九州大学では「総合知で社会変革を牽引する大学」を目指し、これを実現するために「Kyushu University VISION 2030」において８つのビジョンを策定している【資料１】。これらのうち「教育」においては、“新たな社会をデザインする力と課題を解決する力を有し、グローバルに活躍できる価値創造人材を育成する”ことを掲げ、“課題解決・価値創造

の視点や発想を学ぶ教育の全学展開”、“分野融合型学位プログラムの展開による社会的課題の解決を牽引できる博士人材の育成”等を具体的な目標としている。「研究」においては、“学術基盤研究から社会変革に貢献する展開研究まで広く研究力を強化し、国際競争力を高めるとともに社会的課題の解決に貢献する”ことを掲げ、“自由闊達な研究を担う多様な人材の獲得・育成と研究環境の充実”を謳っている。「国際協働」においては“組織的な国際協働を通じて、国際頭脳循環のハブとなり、国際社会においてリーダーとなる人材の輩出及び地球規模の課題解決に貢献する”ことを掲げ、“戦略的な国際連携の推進による国際協働の深化と拡大”、“若手研究者の長期的な研究教育連携ネットワークを構築”、“外国人教員や留学生が活躍できる研究教育環境の充実”を打ち出している。言い換えれば、これらのビジョンは本学に対する社会からの要請に応える取組として策定されたものであり、その達成によって本学が持続可能な社会の発展と人々の多様な幸せを実現できる社会に貢献することを意味しているとともに、本専攻の設置の趣旨そのものであると言っても過言ではない。

IGSES-Kyushu-U は昭和 54 年に大学院総合理工学研究科として理魂工才の分野横断の学際大学院教育のパイロットプロジェクトとして設置され、平成 12 年以降、本学において①「魅力ある大学院教育」イニシアティブ：ものづくり型実践的研究人材の戦略的育成・平成 13～14 年度、②大学の世界展開力強化事業：エネルギー環境理工学グローバル人材育成のための大学院協働教育プログラム・平成 23～27 年度、エネルギー環境理工学グローバル人材育成のための大学院協働教育プログラム・ダブルディグリープログラムの高度化と定着・恒常化・平成 28～令和２年度（平成 28 年に工学教育賞（文部科学大臣賞）を受賞、平成 30 年度の第２期中間評価及び令和４年度の事後評価において S 評価)、エネルギー環境理工学グローバル人材育成のための大学院協働教育プログラム・令和３～７年度、③博士課程教育リーディングプログラム：グリーンアジア国際戦略プログラム」（平成 24～30 年度、最終評価 A、令和３年度の学府改組後も教育組織を改編した上で、プログラムの教育研究のエッセンスを発展的に統合し、新プログラムとして実施）等の大学院国際化教育プログラムを先導してきた。

今回、設置する本専攻は、上述したこれまでのアジア圏の大学との連携による「コースワーク型」の大学院国際化教育とは異なり、ヨーロッパ有数の大学である SC-UAntwerp との国際共同研究を中核とする「リサーチワーク型」のカリキュラムを構築し、従来のコースワーク型の教育よりもさらに深化した研究実践能力と国際的視点を持った優秀な博士学位保持者を持続的に育成し、国際頭脳循環によるナノ材料・ナノ科学分野を世界的に牽引する国際性豊かな次世代トップ研究者の育成を目指す。具体的には、国際的に必要と

される脱炭素社会を実現するための新奇な金属・無機、有機・高分子材料等の開拓に向けた基盤研究、半導体産業の強靭化のためのデバイスの開発等に資する能力を有する人材を育成する。

（３）アントワープ大学の特徴

アントワープ大学はベルギー王国アントワープ市に本拠地を置く同国の主要大学である。同大学は以下の３つの機関を起源として、1970 年代初頭に連合大学となり、2003 年に３者が合併して発足した新しい大学である。

UFSIA（Universitaire Faculteiten Sint-Ignatius Antwerpen）：1852 年設立のヨーロッパで最初のビジネススクール。

RUCA（Rijksuniversitair Centrum Antwerpen）：1965 年に３つの研究機関を統合して設立された総合大学。

UIA（Universitaire Instelling Antwerpen）：1971 年に設立された UFSIA と RUCA の大学院大学。

Times Higher Education 2023 ではベルギー国内３位、世界 131 位、QS World Ranking 2024 ではベルギー国内５位、世界 248 位に位置する国際的認知度の高い大学である。（https://www.uantwerpen.be/en/about-uantwerp/organisation/facts-figures-rankings/rankings/【資料２】）

本専攻のアントワープ大学側の連携先である SC-UAntwerp の NCE は６つの研究グループで構成されており、連携の中心となる EMAT（Electron Microscopy for Materials Science: https://www.uantwerpen.be/en/research-groups/emat/ 【資料３】）は理学部物理学科の傘下にあり、本学の総合理工学府・研究院と超顕微解析研究センターと同様に世界を先導する電子顕微鏡に関連する優れた人的及び教育・研究資源を有する電子顕微鏡施設である。同施設には物理学科兼任の教員８名、協力教員１名、客員教員２名が在籍し、2012～2021 年に専門誌に掲載された学術論文は 1,425 報、博士学位授与者は 59 名にのぼる。また、同センターは EU が資金提供するヨーロッパ圏の電子顕微鏡プロジェクト ESTEEM3（Enabling Science and Technology through European Electron Microscopy: https://www.esteem3.eu/index.php?index=104【資料４】）において、ケンブリッジ大学やオックスフォード大学と並んで主導的な役割を担っている。

本学と EMAT に共通する特徴は世界の追随を許さない最先端電子顕微鏡を用いた物質・材料の階層的かつ多次元的なナノ構造解析技術である。加えて EMAT では、高分解能電子顕微鏡像からピコメータ（10^{-12}m、１兆分の１）オーダーで原子位置を決定する手法の開

発等の電子顕微鏡データの定量化、EELS（Electron Energy Loss Spectroscopy:電子エネルギー損失分光）データの高精度解析、先端 EDX（Energy Dispersive X-ray Spectroscopy:エネルギー分散型 X 線分析）による低濃度不純物元素の検出等において、本学を凌ぐ成果を挙げている。

さらに NCE を構成する研究グループから「固体物性研究所、Condensed Matter Theory（以下、CMT）」、「持続性および医療応用のためのプラズマ研究所、Plasma Lab for Applications in Sustainability and Medicine（以下、PLASMANT）」に所属する教員が参画する。

（４）育成する人材像

（A）育成する人材像と修得すべき能力（ディプロマ・ポリシー）

理学と工学の両面から革新的な材料開発を通じた持続可能な国際社会の実現を目指し、ナノ材料・ナノ科学の基盤となる構造解析・制御に関する諸問題に対し、総合的かつ学際的な視点から創造的な解決策を提案・実行できる国際性豊かな自立した学術研究者および高度専門職業人を養成することを目的とする。具体的には、本専攻を修了する学生は以下の能力（ディプロマ・ポリシー）を修得する必要がある。

１）材料科学工学に関する高度かつ専門的な知識と技術

２）ナノ材料・ナノ科学の基盤となる構造解析・制御に関する最新の高度な知識と技術

３）国際的視野と異文化適応力を備えた人類・社会への奉仕を実践する実行力

４）自立した研究者として国際的な活動の場における十分な意思疎通能力とリーダーシップ

（B）修了後の進路、社会の人材需要の見通し

本学府の博士後期課程修了者の産業別就職状況【資料５】が示すとおり、平成 30 年度から令和４年度までの５年間の IGSES-Kyushu-U の博士後期課程修了者は 245 名で、本専攻に関連する物質・材料、デバイス系の修了者は 146 名である。そのうち 34 名（23%）が素材開発部門の研究者・技術者等として素材製造業、電気・電子機器、輸送機器関連の企業に、62 名（43%）が大学や高専等の学校教育機関や、独立行政法人等の公的研究機関などの学術研究分野に就職している。この傾向は今後も継続すると考えられる。加えて令和５年５～６月に本専攻の専任予定教員を通して各自の専門分野に関連の深い企業や研究機関の研究開発担当者、人事採用担当者へ企業アンケートを実施し、依頼件数 31 件に対して 28 件の回答が得られた。これらの企業や研究機関は IGSES-Kyushu-U の既存専攻の実績に基づき選択したものであるが、本専攻が育成しようとする国際的視野を備え

ナノ構造解析・制御を基盤としてナノ材料・ナノ科学の分野において高い研究能力を持った人材へ高い関心が寄せられた（詳細は「学生の確保の見通し等を記載した書類」参照）。

加えて本専攻の修了生はそれぞれの大学において「国際共同研究」に携わることにより、以下のような進路の選択が可能となる。

IGSES-Kyushu-U をホーム大学とする学生は、SC-UAntwerp が NCE を中心として共同研究を実施している国際的な企業、例えば世界最大の半導体製造装置メーカーである ASML（https://www.asml.com/en/）、世界 20 カ国以上に拠点を持つ貴金属・レアメタル・触媒・電池材料メーカーである Umicore（https://www.umicore.com/en/）、オランダに起源を持ち電子顕微鏡の世界的シェアを誇る Thermo Fisher Scientific（https://www.thermofisher.com/）や世界最大級の半導体研究開発機関である IMEC（https://www.imec-int.com/en/）等への就職も視野に入れることができる。また、NCE はマックス・プランク研究所、アルゴンヌ国立研究所、ケンブリッジ大学、オックスフォード大学、ライデン大学、カールスルーエ工科大学、スタンフォード大学等の世界各国の著名な研究機関や大学等とも共同研究を行っていることから、SC-Uantwerp はもとより上記の研究機関・大学において研究職（博士研究員：ポスドクを含む）として継続して研鑽を積むことで研究の深化や新たな研究領域への挑戦、更なる国際的視野や異文化適応力の獲得が期待できる。一方、SC-UAntwerp をホーム大学とする学生が、IGSES-Kyushu-U において６ヶ月以上の国際共同研究に携わることによって、我が国の企業や研究機関への就職に関心を持った場合、IGSES-Kyushu-U として積極的に支援する。

付言するなら本プログラムは１（１）で述べたように IGSES-Kyushu-U が独自に実施する国際頭脳循環による次世代のトップ研究者の育成であると言える。IGSES-Kyushu-U は平成 24 年度に採択された「頭脳循環を加速する若手研究者戦略的海外派遣プログラム」では博士後期課程学生４名と 40 歳以下の若手助教３名を本プログラムの相手校である SC-UAntwerp をはじめとしてオックスフォード大学、バーミンガム大学、デンマーク工科大学、イリノイ大学，アリゾナ州立大学，ヴァージニア工科大学等に各々10 ヶ月超の長期派遣を行った。博士後期課程４名の学生はこれをキャリアパスとして本学助教、我が国の大手素材メーカー、大手計測機器・電子顕微鏡メーカーの中堅技術者、電子顕微鏡関連の周辺機器を設計・製造するベンチャー企業の技術開発部門の責任者として活躍している。若手助教３名については本学で准教授、他大学の准教授、海外の大学に常勤講師として教育・研究を遂行している。本専攻修了生は、このようなキャリアパスも想定できる。

（５）アントワープ大学の教員との目的等の共有について

教育研究上の目的、育成する人材像等については、本専攻に係る協定書に記載のとおり共有・合意している。

組織的な連携として、専攻の管理、運営、入試業務、カリキュラム、学生の学籍、修学状況、学位審査等の諸事項を一括して協議、承認する JD 連絡協議会を設け（詳細は「９　管理運営」に記載）、定期的に開催し専攻の管理・運営・教学上の問題を協議することで組織レベルの共有を図る。

また、学生が参画する国際共同研究においては、個々の学生ごとに研究指導委員会（詳細は「６　教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件」に記載）を組織し、学生の博士論文研究に関わる教育研究上の目的を教員間で共有する。国際共同研究は実渡航の留学による対面指導を原則とするが、未だ新型コロナウィルス感染症も鎮静化しておらず、加えて新たなパンデミックの発生や国際紛争等に対処する必要が生じた場合、大学の世界展開力強化事業：エネルギー環境理工学グローバル人材育成のための大学院協働教育プログラム・令和３～７年度で活用しているオンライン国際交流学習（Collaborative Online International Learning：COIL）で培ったシステムを本専攻においても有効利用する。双方向の遠隔会議システムを活用して、両大学の主・副指導教員と当該学生が議論を行う場を設け、実際の留学期間に限定されずに教育研究指導できるように、実渡航とオンラインを併用したハイブリッド型交流を構築する。

２　専攻の特色と両大学の連携分野におけるメリット

（１）専攻の特色

前段においても述べたように、本専攻では革新的な材料開発によって地球的規模の環境・エネルギー問題を解決し持続可能な国際社会を実現するために、IGSES-Kyushu-U と SC-UAntwerp が国際的なリーダーシップを発揮している電子顕微鏡に関連する優れた人的及び教育・研究資源を核として、アントワープ大学において EMAT が構成員の１つとなっている NCE と連携して、ナノ材料・ナノ科学の基盤となる構造解析・制御に関する様々な課題に対して創造的な解決策を提案・実行できる国際性豊かな理工系リーダーを育成することを目的としている。

本専攻では以下の３つを特色として、この目的を達成する。

特色１：電子顕微鏡を用いた物質・材料のナノ構造解析を核としてナノ材料・ナノ科学の教育・研究分野において日本・ベルギーのみならず世界を牽引する研究者を教員として配置した専攻である。

特色２：IGSES-Kyushu-U と SC-UAntwerp のナノ材料・ナノ科学に関連する環境、人的および教育・研究資源を協奏・相乗的かつ相補的に有効利用し、当該分野において最新かつ高度な知識と技術を備えた人材を育成できる教育課程を編成し、国際共同研究を実施する。

特色３：国際共同研究等で得られた知見や成果を国際会議・国際シンポジウム等で国内外に広く公表し、博士論文研究の成果を高水準の国際共著論文として国際的専門誌へ投稿することで、国際的な視野、優れた情報発信能力と高い専門性を涵養する。

（２）両大学のメリット

本専攻の創設によって両大学にもたらされるメリットとして、国際的な研究活動に意欲を持つ積極的かつ能動的な学生の入学が期待できる。

IGSES-Kyushu-U の特徴は材料創製から評価までを一貫して行う点にあるが、電子顕微鏡データの定量化、EELS（Electron Energy Loss Spectroscopy: 電子エネルギー損失分光）、EDX（Energy Dispersive X-ray Spectroscopy: エネルギー分散型 X 線分析）の高精度解析等については SC-UAntwerp から得るところが多い。また、実践的な材料創製より物性論や理論計算による材料設計や物性予測に重点を置いてきた SC-UAntwerp は、IGSES-Kyushu-U から研究対象となる先端材料が定常的に供給されることに対して期待を寄せている。

国際共同研究の推進によってより大きな研究成果が挙がれば、独立行政法人日本学術振興会「大学の世界展開力強化事業」や EU の Horizon Europe（https://research-and-innovation.ec.europa.eu/funding/funding-opportunities/funding-programmes-and-open-calls/horizon-europe_en）等への申請に繋がる。これらを通して日本とベルギー及びヨーロッパとの研究文化やスタイルを理解した国際的研究者が育成され、両大学の当該分野における国際的な地位の更なる向上が期待される。

また、IGSES-Kyushu-U および九州大学全学として、既に様々な形態の JD 専攻を実践しているアントワープ大学から JD 専攻の運営や実施方法について学ぶ点が多い。

３　専攻の名称及び学位の名称

（１）専攻の名称及び理由と国際的通用性

専攻の名称とその英語名称は次のとおりとする。

専攻の名称：九州大学・アントワープ大学総合理工学国際連携専攻、International Joint Degree Doctoral Program for Interdisciplinary Science

専攻の名称については IGSES-Kyushu-U の博士課程において学際分野への展開と専門分野におけるさらなる深化を希求していること、SC-UAntwerp は理学部であるが、とりわけ、EMAT においては産業界との共同研究を重視し強固な関係を築いていることから（https://www.uantwerpen.be/en/research-groups/emat/cooperation-with-industry/）、工学と理学の融合を象徴した国際連携専攻であることを明示するため、**「九州大学・アントワープ大学総合理工学国際連携専攻」**とする。英語名称は協定書に記載のとおり**"International Joint Degree Doctoral Program for Interdisciplinary Science".**

Interdisciplinary Science を名称とする学科、専攻、教育プログラムは以下の大学に設置されている。

Leicester 大学（https://www.advance-he.ac.uk/cate-team/university-leicester-centre-interdisciplinary-science）

Leeds 大学（https://courses.leeds.ac.uk/3430/interdisciplinary-science-with-foundation-year-bsc）

Wisconsin 大学（https://www.uwstout.edu/interdisciplinary-science）

Texas 大学（https://catalog.uta.edu/archives/2017-2018/science/interdisciplinary/）

また、Interdisciplinary を名称の一部とする学科、専攻、教育プログラムは IGSES-Kyushu-U 以外にも以下の大学等に設置されている。

Indiana 大学（https://et.iupui.edu/departments/mee/programs/me/undergrad/bse/）

Purdue 大学（https://engineering.purdue.edu/online/programs/masters-degrees/interdisciplinary-engineering）

MIT（https://engineering.mit.edu/academics/graduate/interdisciplinary-programs/）

また、IGSES-Kyushu-U は昭和 54 年に創設され、特に平成 12 年以降は多くの留学生に博士（理学）、博士（工学）、博士（学術）の学位を授与し、いずれも出身国及び世界各地で活躍している。以上より、専攻名の国際的通用性は担保されている。

（２）学位の名称及び理由

学位の名称は**「博士（理学）」**、その英語名称は協定書に記載のとおり**"Doctor of Science"**とする。これは SC-UAntwerp と同じ学位表記であり【資料６】、IGSES-Kyushu-U の母体となる学府においても授与可能な学位である。英語圏では"Doctor of Philosophy"として専門分野を付さないが、ヨーロッパ、例えば、ドイツにおいては Doktor der Naturwissenschaften（略称：Dr. rer. nat.（rerum naturalium：ラテン語で自然科学の意））をもって理学博士と称している。よって、Doctor of Science は学位の分野を的確に判断することができ、かつ国際的通用性の高い学位の名称である。

授与する学位記の様式を【資料７】に示す。

（3）アントワープ大学 EMAT の学位授与実績

アントワープ大学は連邦立憲君主制国家であるベルギー王国を構成するフランデレン（フランダース）政府が制定している高等教育成典（Codex Higher Education【資料８】）の II.2、II.57 及び II.80 条において博士の学位授与が認められている。

本専攻のアントワープ大学側の母体である EMAT には**１（３）**に記載したように、物理学科兼任の教員８名、協力教員１名、客員教員２名が在籍し、2012～2021 年の 10 年間で 59 名に博士の学位を授与した実績がある。

４　教育課程編成の考え方及び特色

（1）ディプロマ・ポリシーを達成するためのカリキュラム・ポリシーと特色

先にも述べたように本学では「Kyushu University VISION 2030」【資料１】において、“新たな社会をデザインする力と課題を解決する力を有し、グローバルに活躍できる価値創造人材を育成する”ことを掲げている。これを具体化するために本専攻では、九州大学とアントワープ大学において実践的な「リサーチワーク」型の国際共同研究に参画し、前述のディプロマ・ポリシーに規定した革新的な材料開発を通じた持続可能な国際社会の実現を目指し、ナノ材料・ナノ科学の基盤となる構造解析・制御に関する諸問題に対し、総合的かつ学際的な視点から創造的な解決策を提案・実行できる国際性豊かな自立した学術研究者および高度専門職業人に相応しい能力を有する博士人材を育成する。そのために次の４項目をカリキュラム・ポリシーとする。

１）材料科学工学に関する高度かつ専門的な知識と技術を修得すること

２）ナノ材料・ナノ科学の基盤となる構造解析・制御に関する最新の高度な知識と技術を修得すること

３）国際的視野と異文化適応力を携えて人類・社会への奉仕を実践する実行力を修得すること

４）自立した研究者として国際的な活動の場における十分な意思疎通能力とリーダーシップを修得すること

具体的には、１）は主に６（１）で述べる個々の学生ごとに設置される研究指導委員会との議論や委員会からの助言や指導に基づく研究計画書の作成と博士課程学生としての自覚に基づく自学・自習によって培われる。２）と３）は、相手側大学に滞在し遂行する「リサーチワーク」型の国際共同研究によって涵養される。４）は国際共同研究の成果を国際会議、国際学術誌等へ公表することによって達成される。

また、専攻に共通する活動として遠隔会議システムを利用して年３回の共同セミナーを

実施する。IGSES-Kyushu-U と SC-UAntwerp の教員で構成する研究指導チームによる国際共同研究のテーマと内容として以下のようなものが想定される。

例１）計算材料科学と電子顕微鏡データの融合

格子欠陥は材料の特性を大きく変化させる重要な因子であり、これを制御するには格子欠陥の理論モデルと実験データとの関係性を構築するために両者のエキスパートを育成することが必要である。そこで計算科学を用いた構造材料、機能性材料の開発を専門とする本学教員の下で金属材料の電子状態や熱力学的性質について研究指導を受ける学生が、透過型電子顕微鏡を専門とする連携教員の下で金属材料の原子像を精緻に計測する技術を身につけることで、計算科学とナノスケール観察の両面で材料開発に貢献できる人材の育成を行う。

例２）2.5 次元物質のナノ構造解析と制御

グラフェンを始めとする二次元物質の合成から、それらの集積化、イオンの層間への挿入による新奇な「2.5 次元物質」の創製に関して強みをもつ IGSES-Kyushu-U の主指導教員の下で、材料合成やプロセッシングについて習熟するとともに、電子顕微鏡による微細構造解析を専門にする SC-UAntwerp の副指導教員により、「2.5 次元物質」のナノ構造解析に関する指導を受ける。これにより、新たな「2.5 次元物質」の創出や超伝導などの新規物性の発現、将来的なエレクトロニクスへの応用に向けた総合的な研究を指導する。

例３）電子線トモグラフィー技術の融合

原子分解能電子線トモグラフィー観察、電子線トモグラフィーその場観察など、IGSES-Kyushu-U と SC-UAntwep でそれぞれに進めつつも共通点のある電子線トモグラフィー技術を融合させる。例えば、動力学的電子散乱回折の回避もしくは利用を考慮した手法開発などを背景に、ナノ粒子に観察対象が限定されてきたこれらの三次元観察手法を、結晶界面や結晶欠陥など、バルク材料の局所構造解析に適用可能な手法へと発展させる。これにより、界面や結晶欠陥の課題を抱える物質・材料研究者と先端的な共同研究を先導できる人材を育成する。

例４）情報・計算科学を取り入れた四次元ナノ計測科学の革新

例３と同様に電子顕微鏡計測科学を専門とする両大学の指導教員は、機械学習による画像処理・情報抽出技術を取り入れ、三次元ナノ空間を計測する電子線トモグラフィー

技術を発展させ、冷却・加熱、応力印加等の外部刺激による物質・材料の時間的変化を追跡観察する四次元ナノ計測科学を推進している。今後さらに両者が協力して国際共同研究を通じて学生を指導し、電子顕微鏡による先端計測において情報科学・計算科学を複合的に活用し学際領域を発展させることのできる人材を育成する。

例５）次世代接着剤開発のための接着界面相互作用の分子論の確立

計算化学を専門とする IGSES-Kyushu-U の主指導教員の下で、接着界面の分子間相互作用についての理論化学的な研究の指導を受ける学生が、高度な表面分析技術を有する SC-UAntwerp の副指導教員の下で、接着界面破壊後の被着材試料の破断表面に対する電子顕微鏡観察についての指導を受ける。また、第一原理計算を専門とする副指導教員の下では、高精度電子状態計算の指導を受ける。金属や合金材料の表面モルフォロジーが接着・接合界面の相互作用に及ぼす影響について、理論計算のみならず、実験的な観点からも解明する。複眼的な視点で材料開発に取り組むことのできる研究者を養成し、Society5.0 およびカーボンニュートラルの実現に向けた次世代接着技術の創出に役立てる。

前述のディプロマ・ポリシーは、例１～５に示すようなリサーチワーク型の国際共同研究に参画することにより達成可能である。

（２）連携大学での学修について

本専攻の教育課程は IGSES-Kyushu-U と SC-UAntwerp が設定する国際共同研究に参画することが基本である。よって原則として６ヶ月以上、連携する大学において研究に従事する。実施時期については一律の規定は設けず、学生と研究指導委員会との協議により柔軟に対応する。国際共同研究以外においても、遠隔会議システム、電子メール等を用いて入学手続を行った大学、相手側大学どちらの滞在時でも両大学の指導教員から指導を受けられる体制を整え、学生が継続的かつ多角的な指導を受けられるよう配慮する。

５　教員組織の編成の考え方及び特色

（１）教員組織の編成の考え方

本専攻の専任教員は、IGSES-Kyushu-U から 10 名、SC-UAntwerp から９名の教員で組織する。IGSES-Kyushu-U は教授５名、准教授５名、助教１名を、SC-UAntwerp は教授相当９名を配置する。IGSES-Kyushu-U の構成は、電子顕微鏡学・ナノ構造解析を主たる専門とする者５名、物質創製・ナノ構造制御を主たる専門とする者３名、計算材料学・ナノ構造制御

を主たる専門とする者２名である。これらの教員はディプロマ・ポリシーを達成するためのカリキュラム・ポリシーに沿って、ナノ材料・ナノ科学分野の次世代を担い世界的に牽引する国際性豊かな自立した研究人材の育成に資する十分な能力を有している。また、当該教員（調整を行う専任教員１名を除く）は IGSES-Kyushu-U の総合理工学専攻と本専攻を兼務するが、本専攻の学生定員は既設専攻の内数であることから、兼務による教育研究上の支障は生じない。また本専攻における教育研究以外の職務については後述するように、連携大学と調整を行う教員および専門職員、テクニカルスタッフが対応する。

SC-UAntwerp の構成は EMAT に所属する電子顕微鏡学・ナノ構造解析を主たる専門とする者５名、固体物性、計算材料学を専門として CMT に所属する者２名と PLASMANT に所属する者１名、PLASMANT に所属しプラズマのナノ科学、医療への応用を専門とする者１名である。加えて、IGSES-Kyushu-U では部局を超えて SC-UAntwerp からの学生受け入れや研究指導において専任教員を補助する工学研究院、超顕微解析研究センターに所属する協力教員も配置する。SC-UAntwerp においても EMAT に所属する理学部長経験者の教授と新進気鋭の若手教員（助教相当）を協力教員として配置する。これら両大学の教員の有機的な連携によって４（１）に例示した国際共同研究を遂行することにより、ディプロマ・ポリシーに適合した国際性豊かな理工系リーダーを養成することが可能となる。

（２）連携大学と調整を行う教員

IGSES-Kyushu-U の専任教員のうち１名を SC-UAntwerp との調整を行う教員に充てる。当該教員は、本プログラムに関わる特定プロジェクト教員であり、IGSES-Kyushu-U の教育研究の発展と国際化に貢献することを本務としている。また、SC-UAntwerp においても IGSES-Kyushu-U との調整教員を配置することで合意している。調整や日常的な連絡事務は英語に長じた在外経験のある IGSES-Kyushu-U 国際推進室専門職員およびテクニカルスタッフが補助し、当該教員が調整において過度の負担を強いられることなく、自らの教育研究を支障なく遂行できる体制を整える。

（３）専攻長の選任

本専攻に置く専攻長は、JD 連絡協議会のうち九州大学の構成員の中から互選により定める。専攻長は、専攻の責任者として本専攻の管理運営並びに教育研究活動の調整を統括する。

６　教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

（１）教育方法と履修及び研究指導

IGSES-Kyushu-U で推進してきた国際化教育プログラム①Campus Asia 教育プログラム

（ダブルディグリープログラム）、②グリーンアジア国際戦略プログラム（修士・博士５年一貫プログラム）、③Intellectual Exchange and Innovation Program（国費優先配置プログラム）https://www.tj.kyushu-u.ac.jp/en/exam/doctor/iei_program.php において、英語を共通言語として教育・研究を実践してきた。SC-UAntwerp では全学の 40%超の授業が英語で実施されており、本専攻においても英語による教育研究を行う。よって、年次進行に伴い学生が提出する研究計画書、報告書、博士論文等は全て英語による記述とする。

また、双方向教育のために、両大学ともに複数のオンライン会議システムを整えており、国際共同研究に関わるグループミーティングやオンライン個別指導など、様々な形態で教育および研究の指導が可能である。学生はどちらの大学で研究活動していても、他方の大学の指導教員からも容易に教育を受けられる環境が整備されている。

本専攻においては、国際共同研究への参画を中心とした「リサーチワーク」型の教育を実施することから、研究指導委員会を設け、１年次より博士論文研究を遂行する。

以下に連携大学における国際共同研究の実施を２年次とした場合の教育および履修方法を例示する。

１）１年次

① 研究指導委員会の決定

学生は入学と同時に主指導教員と十分に協議し、希望する研究テーマ、研究指導委員会の構成員を JD 連絡協議会に申請し承認を得る。研究指導委員会は主指導教員と研究テーマに関連の深い連携大学に所属する副指導教員、両大学の専攻内外の複数名の専任教員より成る５～６名を一般的な構成とし、研究内容に対して様々な視点から助言や指導を行う。外部指導委員として学外大学院の教員や研究機関の研究員を加えることも可とする。

② 研究計画書の作成と共同セミナーにおける発表

学生は JD 連絡協議会が承認した研究テーマに関して主・副指導教員と協議して、研究計画書を立案・作成し、研究指導委員会に提出する。研究指導委員会は学生に対し適切な助言や指導を与える。学生は研究計画書に従って研究を遂行し進捗状況や成果を、遠隔会議システムを利用して両大学合同で年３回（５月、９月、１月）実施する「共同セミナー」において発表する。

③ 研究継続資格審査会

学生は研究の進捗状況を研究中間報告書として JD 連絡協議会に提出し、研究指導委員会の構成員、主大学および連携大学の専攻所属教員による口頭試問（研究継続資格審

査）を受ける。口頭試問は、両大学の専攻外の教員の参加も可とする。

JD 連絡協議会は、研究継続資格審査の結果をもとに必要に応じて研究指導委員会を通して研究計画書の修正や変更を指示する。修正を指示された学生は、改訂した研究計画書を JD 連絡協議会へ再提出する。

２）２年次

④ 連携大学における国際共同研究

研究継続資格審査に合格した学生は、研究計画に従い連携大学において国際共同研究に従事する。学生は、研究指導委員会に対して研究の進捗状況を定期的に報告する。研究指導委員会は、報告に基づき適切な指導を行う。

３）３年次

⑤ 博士論文提出資格審査会

研究指導委員会は、研究継続資格審査と同様の形式の口頭試問を実施し、さらに向後の研究活動によって下記の学位論文の提出資格を満足するか否かを判断し、３年次後期における博士論文提出の可否を検討する。提出可と判断された学生は研究を継続し、（２）に記載の学位論文の提出資格を満たした後、博士論文を所定の期日までに（４）－２）に記載する博士論文調査委員会に提出する。

⑥ 博士論文調査委員会

研究指導委員会に JD 連絡協議会が指名する両大学の委員を１名ずつ加えた博士論文調査委員会は、論文内容およびディプロマ・ポリシーに関連する事項について口頭試問を非公開で実施する。学生は、博士論文調査委員会において指摘された事項を修正した博士論文を再提出する。

⑦ 博士論文審査・公聴会

博士論文調査委員会が博士論文を受理したのち、公開による論文公聴会を開催する。

以下に履修モデル【資料９】の具体例を示す。

（A）「2.5 次元物質のナノ構造解析と制御」を研究課題とし、九州大学 IGSES-Kyushu-U で入学手続きを行った学生の履修モデル

１年次は、構想・立案した研究計画書に従って IGSES-Kyushu-U で主指導教員の下でグラフェンや遷移金属ダイカルコゲナイドなどの２次元物質の合成や、それらの集積化、イオンの層間への挿入によって新奇な 2.5 次元物質の創製に習熟し、新奇な物性

や機能発現の可能性を探る。学生は１年次終了時に研究中間報告書を提出し、口頭試問と合わせて研究継続資格審査を受ける。

研究継続が承認された学生は、２年次に SC-UAntwerp で副指導教員の下で最先端収差補正走査透過電子顕微鏡や電子エネルギー損失分光法（EELS）による 2.5 次元物質のナノ構造解析に関する高度な知識と技術を修得するとともに、SC-UAntwerp の研究者、留学生、ベルギーやヨーロッパ諸国の他の研究機関や企業の研究者との交流を通じて、彼我の研究文化やスタイルを理解することによって、研究者としての国際性を涵養する。

３年次は、IGSES-Kyushu-U においてこれまでの研究成果に基づき学位論文提出資格審査を受ける。学位論文の提出資格を得た学生は SC-UAntwerp において得られたナノ構造解析の成果を 2.5 次元物質の創製プロセスにフィードバックしつつ研究を継続し、期日までに博士論文を提出する。

物質創製とナノ構造解析・制御に関する高度な知識と技術に加えて国際的視野、異文化適応能力、国際的な活動の場における意思疎通能力とリーダーシップを有する人材は、国内外の研究機関や企業における活躍が期待できる。

(B)「結晶性材料解析のための電子線トモグラフィー技術の融合」を研究課題とし、アントワープ大学 SC-UAntwerp で入学手続きを行った学生の履修モデル

１年次は、構想・立案した研究計画書に従って SC-UAntwerp で結晶性材料の電子線トモグラフィー観察の定量化において問題となる３次元再構成アルゴリズム、画像処理手順等の改良に関する研究に従事する。学生は１年次終了時に研究中間報告書を提出し、口頭試問と合わせて研究継続資格審査を受ける。

研究継続が承認された学生は、２年次に IGSES-Kyushu-U にて副指導教員の下で IGSES-Kyushu-U が独自に開発した様々な電子線トモグラフィー用の試料ホルダーを用いて結晶性材料の３次元観察、さらには温度変化、応力印加による構造の経時変化を追跡する４次元観察を行うとともに、IGSES-Kyushu-U の研究者、留学生、日本の他の研究機関や企業の研究者との交流を通じて、彼我の研究文化やスタイルを理解することによって、研究者としての国際性を涵養する。

３年次は、SC-UAntwerp においてこれまでの研究成果に基づき学位論文提出資格審査を受ける。学位論文の提出資格を得た学生は IGSES-Kyushu-U において得られた３次元および４次元観察の結果を SC-UAntwerp の定量化技術を駆使して研究を継続し、期日までに博士論文を提出する。

先進的な電子線トモグラフィーの融合は、物質・材料のナノ構造解析とそれに基づくナノ構造制御を新たなレベルに引き上げることは明らかであり、加えて国際的視野、異文化適応能力、国際的な活動の場における意思疎通能力とリーダーシップを有する人材は、ベルギー国内外さらには我が国の研究機関や企業における活躍が期待できる。

（２）学位論文の提出資格

当該学生が独自に行った研究の成果が、Web of Science に収録されている当該分野の学術雑誌に第一著者あるいは責任著者として２編以上掲載されているか、または掲載が決定していること。

（３）修了要件

本専攻の修了要件は協定書に記載のとおり、本専攻に３年以上在学し、相手側大学で６ヶ月以上の研究を行い、必要な研究指導の下に国際共同研究に参画し、上記の学位論文の提出資格を満たし、博士論文の審査及び最終試験に合格することである。

ベルギー王国フランデレン（フランダース）政府が制定している高等教育成典（Codex Higher Education【資料８】）のⅡ.251 条において、“「博士」の学位は学位論文の公開審査を経て授与される”と定められている。また、本専攻はアントワープ大学における Incoming joint PhD プログラム（https://www.uantwerpen.be/en/centres/antwerp-doctoral-school/joint-phd/incoming-joint-phd/）に相当し、本修了要件との同等性がある。また、博士号取得に関する一般規定（General PhD Regulations）の第 43 条【資料 10】では、連携学位に関して学生が所属する主たる機関の規則が優先されることが明記されている。

（４）学位論文の審査体制及び公表方法等

１）博士論文審査

「６－（１）教育方法と履修及び研究指導」において記載したとおり、博士論文審査は以下の４段階を設定している。

① 研究継続資格審査会

② 博士論文提出資格審査会

③ 博士論文調査委員会

④ 博士論文公聴会

全ての審査は IGSES-Kyushu-U、SC-UAntwerp、他大学の教員および外部研究機関の研究員を含む研究指導委員会と下記の博士論文調査委員会による審査を行うこと、④を公開で開催することから、透明性および公平性は担保されている。

２）博士論文調査委員会の決定

JD 連絡協議会は、博士論文提出資格審査会において博士論文提出可と判断された学生について博士論文調査委員会を組織する。博士論文調査委員会の構成は、専門的な立場から内容の独自性・普遍性などに加え、専攻の目的との整合性についても評価するため主査１名、副査３名以上とし、IGSES-Kyushu-U と SC-UAntwerp の専任教員に加えて、外部委員として IGSES-Kyushu-U と SC-UAntwerp の他部局および他大学教員を積極的に招聘する。なお、審査の透明性を担保するために主・副指導教員は主査としないが、副査となることは可とする。

３）合否判定・修了認定・学位授与

博士論文調査委員会は、学生が提出した学位論文を精査し、必要に応じて修正を指示し再提出させ、再審査し結果を JD 連絡協議会に報告する。

JD 連絡協議会は、学生および博士論文調査委員会と協議して公聴会及び最終試験の日程を決定し学内外に公表する。JD 連絡協議会は博士論文の審査結果、公聴会及び最終試験の結果を総合的に評価し、博士後期課程修了の合否と修了（学位）を両大学の総長に報告する。

なお、提出された学位論文は九州大学学術情報リポジトリ（QIR：https://www.lib.kyushu-u.ac.jp/ja/collections/qir）に登録し、インターネット上で公表する。

（５）学位審査教員の専門性の同等性と研究指導及び学位授与の実績

５（１）に記載のとおり、IGSES-Kyushu-U の専任教員の構成は電子顕微鏡学・ナノ構造解析を主たる専門とする者５名、物質創製・ナノ構造制御を主たる専門とする者３名、計算材料学・ナノ構造制御を主たる専門とする者２名、SC-UAntwerp は電子顕微鏡学・ナノ構造解析を主たる専門とする者５名、固体物性、計算材料学を専門とする者３名、プラズマ科学を専門とする者１名である。IGSES-Kyushu-U と SC-UAntwerp の専任教員を著者とする学術論文の掲載誌は、*Acta Materialia*、*Advanced Materials*、*Applied Physics Letters*、*Microscopy*、*Physical Review B*、*Philosophical Magazine*、*Scripta Materialia*、*Ultramicroscopy* 等であり共通するものが多く、専門分野の同等性は確保されている。専任教員は物理学、化学、材料科学工学の学位を有しており、EMAT を例にとると３（３）に記載したように 2012～2021 年の 10 年間で 59 名に博士の学位を授与し、2022 年度における博士課程在籍者は 40 名であることから、十分な実績を有していると判断できる。（https://www.uantwerpen.be/en/research-groups/emat/about-us/members/non-permanent-resear-phd/）

７　施設・設備等の整備計画

（１）九州大学

本専攻の教育研究の実施に必要な施設・設備は、両大学の既存の校地、校舎及び設備等を共同利用する。本専攻の学生定員は２名であり、学府全体の定員 62 名と比較して著しく小さいことから、既設の専攻等の教育研究に支障はない。

１）校地、運動場の整備状況

総合理工学府がある筑紫キャンパス内には、筑紫図書館、キャンパスライフ・健康支援センター（健康相談室、学生相談室)、ビスタホール（食堂・売店等）の福利厚生施設が充実している。身体活動の場については、筑紫キャンパス内に設置されている多目的グラウンド、テニスコート、トレーニングルームが利用できる。学生が休息するスペースとして、食堂、中庭、建物によっては休憩スペース（リフレッシュスペース）が整備されている。

２）校舎等施設の整備状況

教室については、本学府の特色ある教育を展開できるよう、現在の総合理工学研究院本館（総合理工学研究院 C 棟、D 棟、E 棟)、先導物質化学研究所本館（総合理工学研究院 A 棟)、総合研究棟、総合理工学研究院 G 棟、H 棟等を中心として、次のような形で整備されている。

① 講義室・演習室

総合理工学研究院本館

総合理工学研究院第１講義室　（69 名規模、88㎡）

総合理工学研究院第２講義室　（80 名規模、101㎡）

先導物質化学研究所本館

総合理工学研究院 A 棟 112 講義室（120 名規模、117㎡）

総合理工学研究院 A 棟 111 講義室（30 名規模、52㎡）

総合研究棟

C cube２階 E-learning 室　（44 名規模、116㎡）

303 講義室　（66 名規模、85㎡）

筑紫ホール　（300 名規模、283㎡）

総合理工学研究院 G 棟

G 棟 206 講義室　（60 名規模、101㎡）

総合理工学研究院 H 棟

H 棟 205 講義室　　(60 名規模、96㎡)

H 棟 310 演習室　　(20 名規模、49㎡)

② アクティブ・ラーニング・スペース

グループで議論しあう協働学習を支える設備として、筑紫キャンパス内の総合研究棟２階に、筑紫図書館の管理による E ラーニングラボラトリー(44 名規模、116㎡)、E ミーティングルーム (25 名規模、81㎡) が整備されている。また、いずれの講義室、演習室もオンラインによる利用予約が可能である。

③ 博士後期課程の実験、博士論文研究に取組むための活動スペース

本学では、学生の学年と所属（学部・修士・博士後期の別、文系・理系の別等）に応じてスペース配分を取り決め、スペースの有効利用を図る計画が進んでいる。複数の研究所・研究センターが所在する筑紫キャンパスにおいては、既に十分以上の院生スペース、研究者スペースが確保されている。教員室の近隣に論文研究を進めるための実験室を含めての学生教育研究スペースが用意され、教員と学生の日常的なコミュニケーションがスムーズに図られるよう整備されている。

④ 電子顕微鏡関連の施設及び設備

IGSES-Kyushu-U および九州大学超顕微解析研究センターは、以下の電子顕微鏡設備を有する。

＊超高圧電子顕微鏡　１台

＊収差補正走査型透過電子顕微鏡　６台

＊ホログラフィー電子顕微鏡　１台

＊汎用電子顕微鏡　４台

＊走査電子顕微鏡　２台

＊集束イオンビーム加工装置付走査電子顕微鏡　４台

＊集束イオンビーム加工装置　１台

これらは国内外において最高水準の装備であり、ナノ構造解析・制御を主たる目的とする本専攻の教育研究を推進するに足るものである。

３）図書等の資料及び図書館の整備

① 図書資料の整備状況

九州大学附属図書館の全蔵書は、図書約 420 万冊、学術雑誌約 83,300 冊、アクセス可能な電子ブック約 238,000 タイトル、アクセス可能な電子ジャーナル約 108,000 タ

イトルを所蔵し、各種データベースサービスを提供している。データベースや電子ジャーナルは、学外からもアクセス可能となっている（https://www.lib.kyushu-u.ac.jp/ja）。そのうち、筑紫図書館には、図書約 148,000 冊が蔵書されている（https://www.lib.kyushu-u.ac.jp/ja/libraries/chikushi）。

② 図書館の整備状況

筑紫図書館として主に筑紫地区各部局の学生・教職員へのサービスを行っており、自動貸出機等の設備を備えた最先端の図書館である。館内にはキャンパス内から出土した貴重な埋蔵文化財の研究成果を展示したコーナーも設置しており、開館以来、学術交流の拠点としての筑紫キャンパスを象徴した施設になっている。

4）留学生宿舎

筑紫キャンパスのほど近くに位置する大橋キャンパスの近くには、学生寄宿舎（井尻寮）が設けられている。加えて、令和６年度には筑紫キャンパスに留学生宿舎が竣工・供用開始されており、本専攻に所属する学生にはホーム大学を問わず優先的な入居を認める予定である。

（2）アントワープ大学

1）校地、運動場の整備状況

Campus Groenenborger はアントワープ市中心街の南に位置し、未来の科学者、技術者のための理工系キャンパスの名のもとに理学部（Faculty of Science）と応用工学部（Faculty of Applied Engineering）が併設されている。このキャンパスの象徴ともいえる Z 棟では各部屋のセンサーが温度、エネルギーの流れ、空気の質を常時測定することで、例えば夏には、天気予報を考慮して窓が自動的に開き、余分な熱を排出するなど、サステナビリティに配慮している。

2）校舎等施設の整備状況

① 講義室・演習室

SC-UAntwerp がある Campus Groenenborger には最大 558 席の大教室から 10～20 席の小教室まで 46 教室があり、ほぼ全ての教室に最新の AV 機器、オンライン機器が整備されている。

② アクティブ・ラーニング・スペース

合計で 400 席の自習スペースが設けられており、個人机、グループ作業スペース、プ

レゼンテーションエリア、大型コンピュータが整備されている。

③ 博士後期課程の実験、博士論文研究に取組むための活動スペース

下記の電子顕微鏡関連施設において活動するとともに、研究グループごとに十分な活動スペースと個人机が確保されている。

④ 電子顕微鏡関連の施設及び設備

SC-UAntwerp の EMAT は６台の透過型電子顕微鏡と３台の走査型電子顕微鏡を保有している。さらに、２台の X 線回折装置、顕微鏡試料の調製、顕微鏡データの定量的評価、画像処理等に必要な全ての装置を備えている。これらは IGSES-Kyushu-U と同様にナノ構造解析・制御を主たる目的とする本専攻の教育研究を推進するに十分なものである。

３）図書等の資料及び図書館の整備

書架の総延長 1,150m、蔵書数約 35,000 冊、データベース数 125 に加えて、種々の電子ジャーナルが完備されている。

４）留学生宿舎

留学生宿舎は設置されていないが、担当部署により学生の状況に合わせた民間の宿舎の斡旋が行われている。

８　入学者選抜の概要

（１）出願資格

アドミッション・ポリシーに基づき IGSES-Kyushu-U または SC-UAntwerp の修士課程を修了した者およびそれと同等以上と IGSES-Kyushu-U と SC-UAntwerp の各々が判断した者とする。

なお、ベルギー王国フランデレン（フランダース）政府が制定している高等教育成典（Codex Higher Education【資料８】）ではⅡ.184 条において、博士課程への入学要件を修士の修了証書の提出と定めている。また、同Ⅱ.185 条においては、修士号を取得していない学生でも大学理事会が適格と判断した場合には入学が認められると定めている。これらの対応は IGSES-Kyushu-U と同等のものである。

（２）アドミッション・ポリシー

協定書に記載したとおり、本専攻は革新的な材料開発を通じた持続可能な国際社会の実

現を目指し、ナノ材料・ナノ科学の基盤となる構造解析・制御に関する諸問題に対し、総合的かつ学際的な視点から創造的な解決策を提案・実行しようとする強い意志を持つ学生を求める。具体的には以下の知識や意欲を持つ学生を受け入れる。

1）材料科学工学の研究に不可欠な科学的素養と積極的に取り組む意欲を持つ学生

2）ナノ材料・ナノ科学の基盤となる構造解析・制御に関する最新の知識と技術の修得に意欲を持つ学生

3）国際的視野と異文化適応力を携えて人類・社会への奉仕を実践する実行力の修得に意欲を持つ学生

4）国際的な活動の場において十分な意思疎通ができ、かつリーダーシップを発揮できる自立した研究者となることに意欲を持つ学生

（3）選抜方法・体制および募集人員

IGSES-Kyushu-U と SC-UAntwerp は、それぞれ入学希望者の募集を行う。募集人員は毎年度各１名、計２名を標準とする。一次選考は、当該学生候補者のホーム大学となる当事者が行い、その後、一次選抜された応募書類をもう一方の当事者と共同で審査し、最終決定を行うものとする。入学希望者は上記のアドミッション・ポリシーに基づき、応募書類、および面接に基づいて適正に評価されるものとする。選考過程、入学スケジュール及び要件の詳細（学業成績、語学力、応募書類等）は、毎年両当事者間で協議し、書面による同意を得るものとする。

（4）転専攻の基準及び手続

母体専攻において本専攻の目的に適う博士論文研究に従事していることを前提とし、手続きは上記（3）に準じる。JD 連絡協議会は学生との面談、指導教員へのヒアリングを参考に転専攻の可否を決定する。手続きは IGSES-Kyushu-U では同学府内の学籍異動となり、SC-UAntwerp でも同様の対応とする。

（5）入学希望者への情報提供

本専攻の教育・研究内容、取得学位、修了要件、研究指導方法、学年暦、学費、学生支援等については、募集要項、パンフレット、ホームページ等を用いて両大学において十分な情報を入学希望者に対して周知する。

９　管理運営

（１）管理・運営体制

九州大学では大学院の各学府が適切に管理運営業務を遂行できるように、各学府に教授会を設置している。本専攻の母体となる IGSES-Kyushu-U（大学院総合理工学府）および総合理工学研究院では、主として以下の事項を審議する学府及び研究院教授会を原則毎月１回開催している。

① 学位授与に関する事項
② 教育課程に関する事項
③ 学生の身分に関する事項
④ 入学者選抜に関する事項
⑤ 研究指導の担当に関する事項
⑥ その他必要な事項

また、本専攻の母体専攻となる総合理工学専攻にも関わる上記①～⑥の事項は、先に物質科学、エネルギー科学、環境理工学、IFC（Internationalization and Future Conception）部門の部門長会議および材料理工学、化学・物質理工学、デバイス理工学、プラズマ・量子理工学、機械・システム理工学、地球環境理工学メジャーの主任・副主任で構成される教務委員会で審議され承認後に教授会に諮られる。

本専攻では専攻の管理、運営、入試業務、カリキュラム、学生の学籍、修学状況、学位審査等の諸事項を一括して協議、承認する JD 連絡協議会を設ける。JD 連絡協議会は IGSES-Kyushu-U と SC-UAntwerp の専任教員で構成される。

上記の部門長会議、教務委員会、教授会には、九州大学の構成員により附議される。SC-UAntwerp においても、基本的な体制は同様で JD 連絡協議会の構成員が学内の審議を進める役割を担う。なお、JD 連絡協議会の協議事項や議事要旨などは全て英文で作成し、正確な情報伝達が可能な体制を整備する。【資料 11】に管理運営体制の組織図を示す。

（２）事務体制

事務組織は各大学に置く。IGSES-Kyushu-U では教務を担当する既設の事務部門と５（２）で示した国際推進室が JD 連絡協議会に協力して対応する。調整を担当する教員を介して、本専攻の運営母体となる JD 連絡協議会の庶務を行うなど、互いに連携して大学間の調整を行う。SC-UAntwerp では様々な形態の JD および DD（Double Degree）制度が確立されており、それらを統括する事務部門が設置されている。

（https://www.uantwerpen.be/en/centres/antwerp-doctoral-school/joint-phd/)

本専攻の学生は両大学に在籍するため、両大学の事務職員は連携して学籍登録などの教

務に関する事務作業や、留学中の住居等の支援など、学生生活をサポートする。各大学の事務の主な作業は、以下のとおりである。

① 入学者選抜に関する事項
② 連携大学への渡航等に関する事項
③ 連携大学における学修・国際共同研究に関する事項
④ 学籍異動に関する事項
⑤ 就学状況の確認、生活状況の確認に関する事項
⑥ 学位論文審査および授与に関する事項
⑦ 遠隔会議システム等の管理に関する事項
⑧ その他必要な事項

なお、事務作業の効率化を図るため、国際推進室に配置された英語により業務遂行できる専門職員が責任担当となり事務作業を進める。

１０　自己点検・評価

本専攻における教育内容の改善のための組織的な取組は、九州大学大学評価委員会及びアントワープ大学の Quality assurance and innovation（教育研究の質保証と改革・改善：https://www.uantwerpen.be/en/about-uantwerp/organisation/quality-assurance/）で実施している自己点検・評価、FD 活動等の取組と密接な関係を保ちながら推進する。本専攻の質的保証は JD 連絡協議会において年次評価を行い、運営上の課題ごとに PDCA（Plan、Do、Check、Action）サイクルあるいは OODA（Observe、Orient、Decide、Action）ループに従い対応する。専攻の完成年度（３年）経過後には外部評価を受審し、評価結果をホームページ等によって公表する。

１１　連携外国大学について

（１）ベルギーにおける国際連携教育課程の実施

ベルギー王国フランデレン（フランダース）政府が制定している高等教育成典（Codex Higher Education【資料８】）のⅡ.２、Ⅱ.57、Ⅱ.171 およびⅡ.172 条において国際連携教育課程の実施が認められている。これに基づき SC-UAntwerp では２（２）、９（２）に記載のとおり、既に JD 制度が確立・運用されている。

（２）アントワープ大学の質保証制度に基づく評価と結果の概要

SC-UAntwerp の所在地であるベルギー王国フランデレン（フランダース）地方では全ての高等教育機関は、The Accreditation Organization of the Netherlands and Flanders（NVAO:

https://www.nvao.net/en）による機関別審査を定期的に受けることが義務付けられている。機関別審査とは、教育プログラムの質を確認するための行為を含め、教育機関の教育方針の質を定期的に評価することである。2021 年秋に行われたアントワープ大学の機関別レビューでは【資料 12】に示すように非常に高い評価を得ている。以下にその概要を転載する。

・アントワープ大学の教育・研究の質は高く、学習コミュニティと呼ぶにふさわしいものである。
・学生インタビューにおいて、学生と教員との関係は良好であり、教員の専門性は高く信頼に値することが判明した。
・COVID 禍においてはオンライン教育への迅速な切り替えが行われ、事後の学生の心身の健康に対する対応は適切であった。
・アントワープ大学は、教育に関して明確なビジョンを持ち、そのビジョンは大学の運営方針に反映されている。
・アントワープ大学の戦略的テーマである「多様性」については、ガバナンス原理としての組織の分権性が非常にうまく機能している。学部や研究プログラムは、個々の状況に応じて発展を成し得ている。
・学部は、明確で組織的な方針の枠組みの中で、大きな自治権を持っており、このことは学際性と教育の革新に取り組む機会を学部に与えている。また、ボトムアップとトップダウンのバランスがとれており、大学側と学生側の双方から高く評価される強力な活力を生み出している。
・教育プログラムの品質システムは国際基準に沿っており、堅牢である。6 年周期で教育ポートフォリオ（プログラムの品質に関する情報を収集するツール）を通じた体系的なモニタリングと内部・外部監査の組み合わせは、システムとして有効だと評価された。

１２　協議及び協定について

（１）JD 連絡協議会

本専攻の管理・運営に関わる事項は、IGSES-Kyushu-U と SC-UAntwerp の専任教員の 2/3 名以上が出席する JD 連絡協議会を定例開催して審議する。不測の事態等が生じた場合、随時、臨時会議を招集する。

本会議の主な審議事項は、以下のとおりである。

① 入学者選抜に関する事項
② 学生の身分（在籍の管理）及び安全に関する事項
③ 学生の奨学及び厚生補導に関する事項
④ カリキュラムの編成及び実施に関する事項
⑤ 教育組織の編成に関する事項
⑥ 成績評価の方針に関する事項

⑦ 研究指導教員の選定に関する事項

⑧ 博士論文調査委員会の設置に関する事項

⑨ 学位授与及び課程修了に関する事項

⑩ 教育研究活動等の状況の評価に関する事項

⑪ その他両大学が必要と認めた事項

なお、本協議会の議決事項は、総合理工学府教授会にて審議される。

（２）連絡体制

緊急時・災害時に備えて、九州大学危機管理マニュアル及び九州大学災害対策マニュアルに従って連絡体制を整え、両大学に配置する連絡担当教員、所属担当事務職員及び危機管理総合担当を介して連絡を行う。IGSES-Kyushu-Uから学生が渡航する際には渡航中の事件・事故や傷病に対する危機管理のため、本学で定めている海外渡航危機管理ハンドブックに則り、治安等の渡航に関する情報や日本大使館・総領事館の情報の収集、安全な渡航計画の立案、「在留届」の提出、外務省海外旅行登録（「たびレジ」の登録）、学研災付帯海外留学保険及び海外旅行保険の加入を義務付ける。また、SC-UAntwerpからの留学生に対しても同様の危機管理対応を義務付ける。

（３）協定書の締結者

本専攻に係る協定については、意思決定の最高責任者である両大学の部局長が署名する予定である。

（４）協定書の内容

「協定書」および「協定書を説明する資料」のとおりである。

１３　学生への経済的支援等について

学生は両大学に入学し両大学に在籍することになるため、それぞれの大学が定める授業料等を納付する必要があるが、IGSES-Kyushu-U で入学手続きを行う学生（九州大学をホーム大学とする学生）に対しては、アントワープ大学の入学検定料、入学料及び授業料は徴収しないこととする。同様に、SC-UAntwerp で入学手続きを行う学生（アントワープ大学をホーム大学とする学生）に対しては、九州大学の入学検定料、入学料及び授業料は徴収しないこととする。ホーム大学にのみ授業料等を納付することから、授業料等の減免については、両大学がそれぞれ自大学をホーム大学とする学生に対して各々の方針に基づき対応する。

学生への経済的支援としては、両大学とも内外に奨学金制度があるため、これらを積極的

に活用できるように学生への紹介等を行う。九州大学においては滞在先や滞在期間に応じた本学独自の留学奨学金制度が設けられている【資料 13】。また博士後期課程向けの「九州大学次世代研究者挑戦的研究プログラム：未来創造コース（生活費 20 万円／月、研究費最大 50 万円／年の支援)」に採用されれば十分な支援が受けられる。さらに本専攻に所属する学生にはホーム大学を問わず令和６年度供用開始予定の筑紫地区国際交流会館（仮称）への優先的な入居を認める予定である。

この他、派遣側大学が派遣学生の旅費を、受入側大学が受入学生の滞在費の支援を可能な範囲で行う。さらに、両大学は在留資格やビザ申請の支援、宿舎（外国語対応可能な民間住居）の紹介・斡旋、その他種々の生活情報の提供を行い、学生の経済的負担の軽減に努める。

１４　外国の大学と連携した教育研究を継続することが困難となる場合の計画の策定

天災、紛争、パンデミック等の不測の事態の発生により、いずれかの大学に専攻運営の継続及び学位授与に困難が生じた場合には、在学中の学生が不利益を被ることのないよう各大学の裁量により母体となる専攻への転専攻を認め、各大学が責任を持って適切な措置を講じる。

資料1

Kyushu University

VISION 2030

総長メッセージ

総合知で社会変革を牽引する大学へ

「Kyushu University VISION 2030」は、九州大学が目指す「総合知で社会変革を牽引する大学」を実現するために策定したビジョンです。このビジョンは、「指定国立大学法人」の指定申請を契機に、九州大学の未来を担う若い教職員を含めた全学的な議論を重ねて得た今後10年間の本学の方向性、方針を示すものです。指定国立大学法人とは、世界最高水準の研究教育活動の展開が見込まれる国立大学法人を文部科学省が指定するもので、本学は2021年11月に指定国立大学法人に指定されました。

新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、社会経済は甚大な被害を受け、人々の行動が大幅に制限されるなど、私たちの日常は大きく変わりました。この劇的な社会情勢の変化の中、新型コロナウイルスと共存しながら人間社会の営みも維持していくwith & beyond コロナ時代の持続可能な社会の再構築が必要です。これまで、大学が培ってきた叡智を結集し、新しい時代の困難な課題への解決策を示していくことが、大学に課せられた重要な役割だと考えています。持続可能な社会の発展と人々の多様な幸せ(＝well-being)を実現できる社会に貢献していくためには、九州大学も新たなステージへと踏み出さなければなりません。

九州大学が2030年に向けて目指す姿は、多様な「知」と「人材」を結集し、新たな価値創造の基盤となる研究とイノベーションの創出を牽引し、自然科学系と人文社会科学系、さらにはデザインを加えた知による「総合知」によって、社会的課題の解決とそれによる社会・経済システムの変革に貢献する「総合知で社会変革を牽引する大学」です。

そのために、多様なアプローチによる自由闊達な研究と、それらが基盤となって生み出される先端研究や、未来を拓く探求心旺盛な学生を育てる教育により、国際頭脳循環を創出する知のプラットフォームを築き上げることが必要です。そして、このプラットフォームが、秀逸な人材と社会の関心を惹きつけ、「総合知」による新しい価値を創造します。この「総合知」による社会・経済システムの変革の波を、福岡・九州から、日本、アジアそして世界へと広げ、ひいては、大学の研究教育資源の発展に繋がるという好循環を生み出すイノベーション・エコシステムを形成することが必要です。

今後、本学が、多くの学生や研究者にとって魅力のある世界最高水準の教育、研究を展開し、国際競争力をもつ各国の大学に伍していくために、歴史と伝統に培われた本学の学問を基盤に、一丸となって「Kyushu University VISION 2030」に基づく新しい取組を進めてまいります。

2021年11月

九州大学総長　石橋 達朗

VISION 2030 Process ビジョン2030へのプロセス

実現に向けた8つのビジョン

VISION1	ガバナンス	自律性と多様性を備えたガバナンスで、持続可能な経営体への変革を図る。
VISION2	DX	新たな価値を次々に生み出すデータ駆動型の教育、研究、医療を展開し、人々に真の豊かさをもたらす未来社会の実現に取り組む。
VISION3	教育	新たな社会をデザインする力と課題を解決する力を有し、グローバルに活躍できる価値創造人材を育成する。
VISION4	研究	学術基盤研究から社会変革に貢献する展開研究まで広く研究力を強化し、国際競争力を高めるとともに社会的課題の解決に貢献する。
VISION5	社会共創	知の拠点として地域社会やグローバル社会と共生・共創し、研究教育活動を通して社会の持続可能な発展と人々のウェルビーイングの向上に貢献する。
VISION6	国際協働	組織的な国際協働を通じて、国際頭脳循環のハブとなり、国際社会においてリーダーとなる人材の輩出及び地球規模の課題解決に貢献する。
VISION7	医療	志の高い優れた医療人の育成に努め、最先端医療の創出と質の高い診療の提供に尽力し、人々の期待と信頼に応える最善の医療を追求する。
VISION8	財務基盤	多様かつ安定的な財源の確保と運用を行い、持続的・自律的な経営を実現する。

1 Kyushu University VISION 2030　　Kyushu University VISION 2030 2

VISION3 教育

新たな社会をデザインする力と課題を解決する力を有し、グローバルに活躍できる価値創造人材を育成する。

課題解決・価値創造の視点や発想を学ぶ教育の全学展開

課題発掘・課題解決・価値創造の視点や発想を学ぶ教育を全学展開し、総合知により新たな社会をデザインする力や新たな価値を創造できる力を備えた人材の育成を推進する。

産業界との連携教育やアントレプレナーシップ教育の充実

産業界と協働したキャリアパスの多様化を図る教育を推進するとともに、組織的なアントレプレナーシップ教育を展開して、新たな価値創造に挑戦する人材を育成する。

分野融合型学位プログラムの展開による社会的課題の解決を牽引できる博士人材の育成

「高度な知のプロフェッショナル」を育成する分野融合型学位プログラムなどの展開により、多様な能力や価値観をもった博士人材の育成を推進する。

学生の多様性にも配慮した総合的な学生支援

あらゆる学生が充実した学生生活を過ごせる研究教育環境の充実を図るとともに、フェローシップに代表される経済的支援など、総合的な学生支援を実施する。

実績内容

- アクティブ・ラーニング型授業を導入した「基幹教育」と、文理融合の課題解決型カリキュラムを実施する「共創学部」

VISION4 研究

学術基盤研究から社会変革に貢献する展開研究まで広く研究力を強化し、国際競争力を高めるとともに社会的課題の解決に貢献する。

総合知の創出に向けた研究戦略機能と支援制度の強化

大学の総合的な研究戦略機能を高めるとともに、効果的な学内資源の配分による研究支援を通じて、学術を発展させる総合知や、社会的課題解決に資する総合知を創出する基盤を強化する。

戦略的な資源配分による先端研究強化と新領域の発掘

戦略的に学内資源を配分し、脱炭素、医療・健康、環境・食料など社会的課題解決に資する先端研究の強化・加速を図るとともに、これに続く新たな研究分野の発掘・育成を促進する。

自由闊達な研究を担う多様な人材の獲得・育成と研究環境の充実

秀逸な若手・女性・外国人研究者の獲得・育成・定着につなげる多様な制度を一体的に展開するとともに、FQR制度*による研究時間の確保や研究機器の共同利用等を通じて自由闊達な研究を保証する環境の充実を図る。

＊FQR制度：Free Quarter for Research制度。

実績内容

- 強みを活かした研究プラットフォームとして「エネルギー」「アジア・オセアニア」の研究教育機構創設

5 Kyushu University VISION 2030　　Kyushu University VISION 2030 6

アントワープ大学の国際ランキング（大学ウェブサイトより）

https://www.uantwerpen.be/en/about-uantwerp/organisation/facts-figures-rankings/rankings/

資料2

University of Antwerp

Login NL | EN

Study Research Life in Antwerp About UAntwerp Library Calendar Jobs Contact

UAntwerp › About UAntwerp › Organisation › Facts, figures and rankings

Organisation

- What do we stand for?
- Facts, figures and rankings
- **Rankings**
- History
- Organisational structure
- Quality assurance and innovation
- Magazine

International ranking

UAntwerp

International rankings

Rankings assign **global positions** to universities so that students, researchers and other users can compare them easily.

Each ranking uses its own method, but the total score is always calculated on the basis of a set of indicators. This means that the indicators chosen and the weight they are given in the calculation have an important impact on a university's position in the ranking.

Young University Rankings

UAntwerp, which was founded in 2003, **scores extremely well in Young University Rankings**（2003 年に設立されたアントワープ大学は、Young University Rankings で非常に高いスコアを獲得しています。）

- Times Higher Education Millennials 2020 - **Rank 5**
- Times Higher Education Young University Ranking 2023 - Rank 7
- QS 50 under 50 2021 - Rank 20

World University Rankings

- Times Higher Education 2024 - **Rank 161**
- Shanghai (ARWU) 2023 - Rank 201-300
- QS World Ranking 2024- Rank 248
- Best Global Universities Ranking 2023 - Rank 223
- Europe's Most Innovative Ranking 2019 - Rank 93

EMAT(Electron Microscopy for Materials)ウェブサイトより抜粋

資料3

University of Antwerp

Login

ELECTRON MICROSCOPY FOR MATERIALS SCIENCE

About us | Research | Cooperation with Industry | News and activities | Contact

EMAT

One of the leading electron microscopy centers in the world

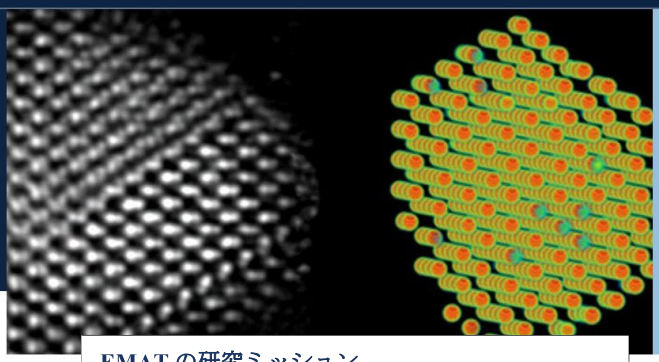

EMAT の研究ミッション

EMAT は世界でも有数の電子顕微鏡センターであり、基礎電子顕微鏡と応用電子顕微鏡の両方において膨大な**専門知識**を有しています。

EMAT は、2 台の収差補正走査透過電子顕微鏡、デュアルビーム走査電子顕微鏡、環境制御型走査電子顕微鏡を含む、複数の最新鋭電子顕微鏡を所有しています。

EMAT Research Mission

EMAT is one of the leading electron microscopy centers in the world and has a vast **expertise** in both fundamental and applied electron microscopy.

EMAT has several state of the art electron microscopes including two aberration corrected, high end FEI-Titan instruments, a dual beam FIB, an environmental SEM,...

Electron Microscopy for Materials Science University of Antwerp

EMAT team

- 7 Professors
- Research manager & Industry project manager
- 7 technical staff members
- ~ 25 Postdoc
- ~ 27 PhD students

Output

- 1 spin-off founded in 2022

AdaptEM

Electron Microscopy for Materials Science University of Antwerp

Academic staff

Electron Microscopy for Materials Science University of Antwerp

Sara Bals

Electron tomography of nanoparticles, In-situ TEM, ...

Sandra Van Aert

Model-based electron microscopy for high precisions of atom positions, chemistry, ...

Jo Verbeeck

Novel measurement schemes for electron beams
Adaptive optics
Electron energy loss spectroscopy
...

AdaptEM

Adaptive Transmission electron microscopy development of a programmable phase plate

Joke Hadermann

Electron crystallography, diffraction tomography, oxides, battery materials, in-situ TEM, ...

Nick Schryvers

Metals & alloys, in-situ straining, orientation mapping, ...

Dirk Lamoen

DFT calculations on fuel cell, solar cell, nuclear ... material

Timothy Pennycook

High Definition Electron Microscopy
Electron ptychography

Electron Microscopy for Materials Science University of Antwerp

ESTEEM3 – **Enabling Science and Technology through European Electron Microscopy** –

資料4

ウェブサイトより抜粋

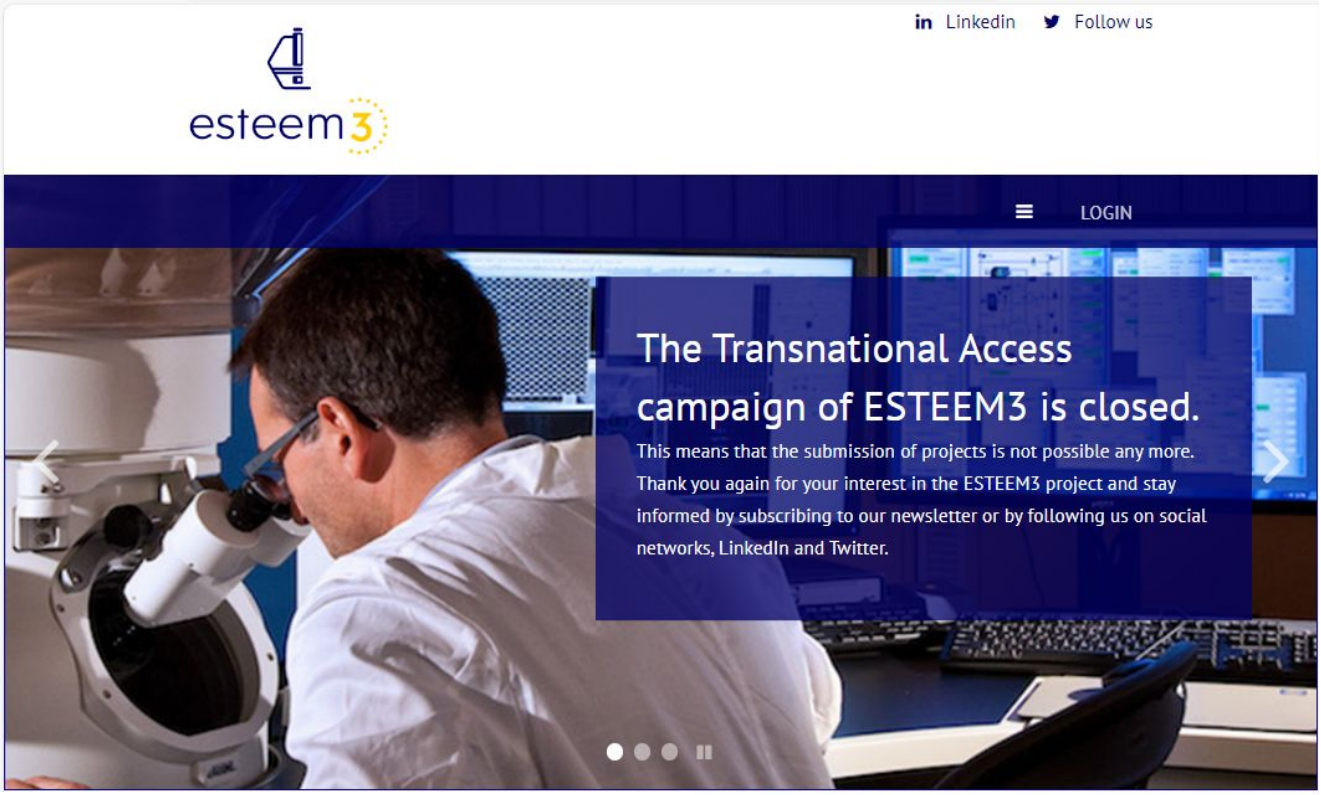

ESTEEM3 – **Enabling Science and Technology through European Electron Microscopy** – is an EU funded project for electron microscopy, which aims at **providing access to the leading European state-of-the-art electron microscopy research infrastructures**, facilitating and extending **transnational access services** of the most powerful **atomic scale characterization techniques** in advanced electron microscopy research to a wide range of academic and industrial research communities for the analysis and engineering of novel materials in physical, chemical and biological sciences.

ESTEEM3 objective is to **deliver access to users coming from a wider range of disciplines**. Transnational Access (TA) to ESTEEM3 centers is obtained through a transparent, simple peer review process based on merit and scientific priorities. Optimum service to users is supported by Networking Activities (NA) and Joint Research Activities (JRA), which address key issues such as specimen preparation, data interpretation, treatment and automation through theory and simulation, and standardization of protocols and methodologies.

Innovative activities dedicated to the dissemination of expertise, education and training in cutting-edge quantitative transmission electron microscopy (TEM) techniques, such as **schools**, **advanced workshops** and **webinars**, are offered to the **European electron microscopy users from academia, research institutes and industry**.

Directed research programs involving the academic and industrial partners of the consortium focus on the further methodology development in imaging and diffraction, spectroscopy, in-situ techniques and metrology, and on advancing applied research of materials related to ICT, energy, health, and transport for the benefit of European scientists and industry. Moreover, the definition of strategic roadmaps and open access data policies aims to ensure the long-term sustainability of the consortium. In all, ESTEEM3 establishes a **strategic leadership in electron microscopy to guide future developments** and promote electron microscopy to the widest research community at large.

ESTEEM3 - **Enabling Science and Technology through European Electron Microscopy （ヨーロッパ電子顕微鏡による科学技術の実現）** - は、EU が資金提供する電子顕微鏡プロジェクトで、物理、化学、生物科学における新材料の分析および設計のため、**欧州の最先端電子顕微鏡研究インフラへのアクセスを提供**し、先端電子顕微鏡研究における最も強力な**原子スケール特性評価技術を、**幅広い学術・産業研究コミュニティが**国境を越えてアクセスできるサービス**の促進と拡大を目指しています。

ESTEEM3 の目的は、**より幅広い分野の利用者にアクセスを提供**することです。ESTEEM3 センターへのトランスナショナル・アクセス（TA）は、価値と科学的優先度に基づいた透明でシンプルな相互評価プロセスを通じて得られます。ユーザーへの最適なサービスは、ネットワーク活動（NA）と共同研究活動（JRA）によって支えられています。これらの活動は、試料の準備、データの解釈、理論やシミュレーションによる処理と自動化、そして手順や方法論の標準化などの重要な問題に対処しています。

ヨーロッパの学術機関、研究機関、産業界の電子顕微鏡ユーザーを対象に、**スクール**、**上級者向けワークショップ**、**ウェビナー**など、最先端の定量的透過型電子顕微鏡（TEM）技術に関する専門知識の普及、教育、トレーニングに特化した**革新的な活動**を提供しています。

コンソーシアムの学術・産業パートナーが参加する指導型研究プログラムは、イメージングや回折、分光法、in-situ（その場）測定技術におけるさらなる方法論の開発に焦点を当てています。また、ICT（情報通信技術）、エネルギー、健康、輸送に関連する材料の応用研究を推進し、欧州の科学者や産業界に貢献することに重点を置いています。さらに、戦略的ロードマップとオープンアクセスデータポリシーを明確にすることで、コンソーシアムの長期的な持続可能性の確保を目指しています。総じて、ESTEEM3 は、**電子顕微鏡の戦略的リーダーシップ**を確立し、**将来の開発を導く**とともに、電子顕微鏡を広く一般の研究コミュニティに普及させるための機関です。

資料5

大学院総合理工学府(博士後期課程)修了者　産業別就職状況

		①修了者・単位修得退学者数(②＋③)	②就職決定者数	③就職以外の者	製造業																卸売業・小売業		金融業・保険業		不動産業・物品賃貸業		学術研究、専門・技術サービス業			宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	教育・学習支援業		医療・福祉		複合サービス事業	サービス業		公務		左記以外
					1 農業、林業	2 漁業	3 鉱業、採石業、砂利採取業	4 建設業	5 食料品・飲料・たばこ・飼料製造業	6 繊維工業	7 印刷・同関連業	8 化学工業・石油・石炭製品製造業	9 鉄鋼業・非鉄筋属・金属製品製造業	10 はん用・生産用・業務用機械器具製造業	11 電子部品・デバイス・電子回路製造業	12 電気・情報通信機械器具製造業	13 輸送用機械器具製造業	14 その他の製造業	15 電気・ガス・熱供給・水道業	16 情報通信業	17 運輸業、郵便業	18 卸売業	19 小売業	20 金融業	21 保険業	22 不動産取引・賃貸・管理業	23 物品賃貸業	24 学術・開発研究機関	25 法務	26 その他の専門・技術サービス業	27 宿泊業、飲食サービス業	28 生活関連サービス業、娯楽業	29 学校教育	30 その他の教育、学習支援業	31 医療業・保健衛生	32 社会保険・社会福祉・介護事業	33 複合サービス事業	34 宗教	35 その他のサービス業	36 国家公務	37 地方公務	38
H30	量子プロセス理工学専攻	19	7	12								1		1	2			1		1																				1
	物質理工学専攻	7	4	3													1														2								1
	先端エネルギー理工学専攻	4	3	1									1				1										1												
	環境エネルギー工学専攻	8	8	0																							1				2	1							4
	大気海洋環境システム学専攻	5	4	1																							1				3								
	計	43	26	17	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	2	0	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	7	1	0	0	0	0	0	0	0	6
R1	量子プロセス理工学専攻	17	12	5									1	1				2	1	1								3				1							1	1
	物質理工学専攻	11	9	2								1			1		1										2		1		2								1
	先端エネルギー理工学専攻	5	4	1														1									1				1								1
	環境エネルギー工学専攻	9	7	2												1	1										2				2					1			
	大気海洋環境システム学専攻	5	4	1												1											1				1								1
	計	47	36	11	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	2	2	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	9	0	1	0	0	7	0	0	0	0	0	0	1	1	4
R2	量子プロセス理工学専攻	16	15	1								1	1		2												8				3								
	物質理工学専攻	14	13	1								1						1		1							6				3	1							
	先端エネルギー理工学専攻	3	3	0																							2				1								
	環境エネルギー工学専攻	10	9	1				2						1													4				2								
	大気海洋環境システム学専攻	3	3	0																							2				1								
	計	46	43	3	0	0	0	2	0	0	0	2	1	1	2	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	22	0	0	0	0	10	1	0	0	0	0	0	0	0	0
R3	量子プロセス理工学専攻	14	13	1									1		1			1		2							2		1		5								
	物質理工学専攻	18	12	6			1					1	2	1															1		6								
	先端エネルギー理工学専攻	8	8	0				1						1						2							3												1
	環境エネルギー工学専攻	13	11	2															2								1		1		5				1				1
	大気海洋環境システム学専攻	2	1	1																											1								
	計	55	45	10	0	0	1	1	0	0	0	1	3	2	1	0	0	1	2	4	0	0	0	0	0	0	0	6	0	3	0	0	17	0	0	0	0	0	1	0	0	2
R4	量子プロセス理工学専攻	15	14	1									1		2												4				6								1
	物質理工学専攻	15	14	1								3	1	1													5				4								
	先端エネルギー理工学専攻	5	5	0											1	1											1		1		1								
	環境エネルギー工学専攻	10	8	2										1		1											4				1								1
	大気海洋環境システム学専攻	9	9														1		1								5		1								1		
	計	54	50	4	0	0	0	0	0	0	0	3	2	2	3	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	19	0	2	0	0	12	0	0	0	0	0	0	0	1	2
材料系専攻の合計		146	113	33	0	0	1	0	0	0	0	8	7	4	8	0	2	5	1	5	0	0	0	0	0	0	0	30	0	3	0	0	32	1	0	0	0	0	0	0	1	5
									34													0	0	0	0	0	0	33			0	0	33		0		0	0	0	1		
総計		245	200	45	0	0	1	3	0	0	0	8	8	7	9	4	5	6	4	7	0	0	0	0	0	0	0	59	0	6	0	0	53	2	0	0	0	0	1	1	2	14
									47													0	0	0	0	0	0	65			0	0	55		0		0	1		3		

設置の趣旨等を記載した書類-38

https://www.uantwerpen.be/en/centres/antwerp-doctoral-school/regulations-and-documents/

資料6

General PhD regulations

アントワープ大学における博士号取得に関する一般規定（抜粋）

別紙２： アントワープ大学博士号タイトル

研究分野と学位資格	**担当学部**
研究分野：理学 Doctor of Science Doctor of Science: Biochemistry and Biotechnology Doctor of Science: Biology Doctor of Science: Chemistry Doctor of Science: Physics Doctor of Science: Computer Science Doctor of Science: Mathematics	理学部 薬学・生物医学・獣医学部（生化学）

資料7

学 位 記

Diploma

九州大学及びアントワープ大学の間で令和６年10月１日に締結された協定に基づく九州大学・アントワープ大学総合理工学国際連携専攻において学位論文の審査及び最終試験に合格をしたので博士（理学）/Doctor in de wetenschappen (Doctor of Science - PhD) の学位を以下の者に授与する

Kyushu Universirty and Universiteit Antwerpen

hereby confer upon the following person Doctor in de wetenschappen (Doctor of Science - PhD) / 博士（理学） having passed the prescribed final examination and completed a doctoral dissertation in the International Joint Degree Doctoral Program for Interdisciplinary Science based upon the Memorandum of Agreement of October 1, 2024, between Kyushu University and Universiteit Antwerpen

氏名	九大　太郎
NAME	KYUDAI Tarou
生年月日	平成元年１２月２４日
Date of Birth	December 24, 1989
論文審査日	令和９年１月２０日
Date of Public Defence	January 20, 2027
授与日	令和９年３月２０日
Date of Conferment	March 20, 2027

ISHIBASHI Tatsuro
【学長サイン】
President,
Kyushu University
〇博甲第△号
Diploma Number

Herwig Leirs
【学長サイン】
Rector,
Universiteit Antwerpen
学位番号/Diploma Number

https://www.uantwerpen.be/en/centres/antwerp-doctoral-school/joint-phd/requirements/
https://data-onderwijs.vlaanderen.be/edulex/document.aspx?docid=14650

Besluit van de Vlaamse Regering tot codificatie van de decretale bepalingen betreffende het hoger onderwijs (citeeropschrift: "Codex Hoger Onderwijs")

goedkeuringsdatum 11 oktober 2013
publicatiedatum B.S.27/02/2014
datum laatste wijziging 14/04/2023

De Vlaamse Regering,

Op voorstel van de Vlaamse minister van Onderwijs, Jeugd, Gelijke Kansen en Brussel;
Na beraadslaging,
Besluit:

Artikel 1.
De hierna genoemde bepalingen worden, met inachtneming van de wijzigingen die ze hebben ondergaan, gecodificeerd volgens de bij dit besluit gevoegde tekst:
Art. 2.
Dit besluit treedt in werking op 1 oktober 2013.
Art. 3.
De Vlaamse minister, bevoegd voor het onderwijs, is belast met de uitvoering van dit besluit.

BIJLAGE - Codificatie van de decretale bepalingen betreffende het hoger onderwijs
DEEL 2. STRUCTUUR EN ORGANISATIE VAN HET HOGER ONDERWIJS
TITEL 1. Hogeronderwijslandschap en zending
Hoofdstuk 1. Instellingen
Afdeling 1. Ambtshalve geregistreerde instellingen
Art. II.2.
De universiteiten in de Vlaamse Gemeenschap zijn:
1. de "Katholieke Universiteit Leuven";
2. a) de "transnationale Universiteit Limburg";
   b) de Universiteit Hasselt;
3. de "Universiteit Antwerpen";
4. de "Universiteit Gent";
5. de "Vrije Universiteit Brussel".

資料8

https://www.uantwerpen.be/en/centres/antwerp-doctoral-school/joint-phd/requirements/
https://data-onderwijs.vlaanderen.be/edulex/document.aspx?docid=14650

TITEL 3. Structuur van het hoger onderwijs
Hoofdstuk 1. Definities en doelstellingen van opleidingen en graden
Art. II.57.
Het hoger onderwijs omvat opleidingen die leiden tot de graad van gegradueerde, de graad van bachelor en de graad van master. Het hoger onderwijs omvat ook de opleidingen die kunnen afgesloten worden met een postgraduaatgetuigschrift. Bovendien wordt in het hoger onderwijs ook de graad van doctor verleend.
Aan een instelling voor hoger onderwijs kan geen secundair onderwijs of aanvullend beroepsonderwijs georganiseerd worden.

Hoofdstuk 5. Onderwijsbevoegdheid
Art. II.80.
De Universiteit Antwerpen kan in het administratief arrondissement Antwerpen academisch gerichte opleidingen aanbieden en de daarop betrekking hebbende graden verlenen in of over de volgende studiegebieden of delen van studiegebieden:

8. Wetenschappen, waarvoor de graden van bachelor en master kunnen worden verleend;

Hoofdstuk 10. Samenwerkingsakkoorden en gezamenlijke diplomering
Art. II.171.
§ 1. Twee of meer universiteiten kunnen binnen de perken van hun onderwijsbevoegdheid een gezamenlijk diploma uitreiken en de betreffende graad van bachelor, master of doctor verlenen aan de student die met succes een door de betrokken universiteiten gezamenlijk georganiseerde opleiding heeft voltooid of na de succesvolle openbare verdediging van een proefschrift voorbereid onder gezamenlijke supervisie.

§ 4. De hogescholen of de universiteiten die een gezamenlijk georganiseerde opleiding zoals bedoeld in paragraaf 1 en paragraaf 2 aanbieden, sluiten een overeenkomst die afspraken bevat omtrent het opleidingsprogramma, de wijze van administratie van de studenten en de financiële transacties tussen de instellingen.

§ 5. Universiteiten of hogescholen kunnen voor de toepassing van dit artikel besluiten de uitreiking van gezamenlijke diploma's te differentiëren per afstudeerrichting.

https://www.uantwerpen.be/en/centres/antwerp-doctoral-school/joint-phd/requirements/
https://data-onderwijs.vlaanderen.be/edulex/document.aspx?docid=14650

Art. II.172.

§ 3. Een universiteit of een hogeschool kan binnen de perken van haar onderwijsbevoegdheid met een of meer buitenlandse instellingen voor hoger onderwijs of met de Koninklijke Militaire School in Brussel een gezamenlijk diploma uitreiken en de betreffende graad van gegradueerde, bachelor of master verlenen aan de student die met succes een door de betrokken instellingen gezamenlijke opleiding heeft voltooid. Een universiteit kan binnen de perken van haar onderwijsbevoegdheid met een of meer universiteiten van de Franse Gemeenschap een gezamenlijk diploma uitreiken en de betreffende graad van bachelor of master verlenen aan de student die met succes een door de betrokken instellingen gezamenlijke opleiding heeft voltooid. Een hogeschool kan binnen de perken van haar onderwijsbevoegdheid met een of meer hogescholen van de Franse of Duitstalige Gemeenschap een gezamenlijk diploma uitreiken en de betreffende graad van gegradueerde, bachelor of master verlenen aan de student die met succes een door de betrokken instellingen gezamenlijke opleiding heeft voltooid. De organisatie van de gezamenlijke opleiding vindt plaats in het kader van een internationaal of Europees onderwijsprogramma of in het kader van een samenwerkingsovereenkomst tussen de betrokken instellingen.

§ 4. Een universiteit kan samen met een andere binnenlandse of buitenlandse universiteit of met de Koninklijke Militaire School in Brussel een dubbeldiploma of een gezamenlijk diploma van de graad van doctor uitreiken na de openbare verdediging van een proefschrift ten overstaan van een jury waarin ten minste professoren van de betrokken instellingen zetelen en op voorwaarde dat de promovendus ten minste 6 maanden aan de partneruniversiteit onderzoek heeft gedaan in het kader van zijn proefschrift.

TITEL 4. Organisatie van de opleidingen

Hoofdstuk 1. Toelatingsvoorwaarden

Art. II.184.

Als algemene toelatingsvoorwaarde voor de inschrijving voor de voorbereiding van een doctoraatsproefschrift geldt het bezit van een diploma van een masteropleiding.
Het universiteitsbestuur kan een bijkomend onderzoek verlangen, waarin gepeild wordt naar de geschiktheid van de student om in de betrokken discipline wetenschappelijk onderzoek uit te voeren en de resultaten ervan in een proefschrift neer te leggen.

https://www.uantwerpen.be/en/centres/antwerp-doctoral-school/joint-phd/requirements/
https://data-onderwijs.vlaanderen.be/edulex/document.aspx?docid=14650

Art. II.185.

Het universiteitsbestuur kan een student die niet in het bezit is van een masterdiploma toelaten tot de inschrijving voor de voorbereiding van een doctoraatsproefschrift indien het deze daartoe bekwaam acht.
Het universiteitsbestuur kan deze vrijstelling afhankelijk maken van:
1. een onderzoek waarin gepeild wordt naar de geschiktheid voor het opstellen van een doctoraatsproefschrift, of
2. het succesvol afleggen van een examen over door het universiteitsbestuur te bepalen onderdelen van het academisch onderwijs.

Hoofdstuk 5. Bekrachtiging van de studies

Art. II.251.

De graad van 'doctor' wordt behaald na de openbare verdediging van een proefschrift.

https://www.uantwerpen.be/en/centres/antwerp-doctoral-school/joint-phd/requirements/
https://data-onderwijs.vlaanderen.be/edulex/document.aspx?docid=14650

Codex Higher Education（日本語訳）
高等教育に関する政令規定を成文化したフランドル地方政府の政令　（抜粋）
(引用：「高等教育成典」)

承認日　　2013 年 10 月 11 日
発行日　　2014 年 2 月 27 日
最終修正日　　2023 年 4 月 14 日

フランドル政府

フランドル教育・青年・機会均等・ブリュッセル担当大臣の提議により、審議の結果、
決定した：

第 1 条
以下の規定は、これまでの改正を経て、本政令に付属する文章に従って成文化される
第 2 条
この決定は、2013 年 10 月 1 日から施行される
第 3 条
この政令の施行は、フランドル教育担当大臣が担当する

付属 - 高等教育成典
第 2 部　高等教育の構造と組織
第 1 編　高等教育の現状と使命
第 1 章　設定
第 1 節　正式に登録された教育機関
第 II.2 条
フランドル共同体の大学は以下のとおりである。
1.「ルーヴェン・カトリック大学」
2. a)「トランスナショナル大学リンブルグ」
　b)「ハッセルト大学」
3.「アントワープ大学」
4.「ゲント大学」
5.「ブリュッセル自由大学」

第 3 編　高等教育の構造
第 1 章　教育課程プログラムおよび学位の定義と目的
第 II.57.条
高等教育は、大学院の学位、学士の学位、および修士の学位につながる教育課程プログラムからなる。高等教育には、大学院の修了証書を取得することが可能なプログラムも含まれる。さらに、高等教育では、博士の学位も授与される。

第 5 章　教育資格
第 II.80.条
アントワープ大学は、アントワープ行政区において学術的志向の高い教育を提供し、以下の研究分野または研究分野の一部において、関連する学位を授与することができる。

8. Sciences（科学）学士号および修士号授与可能

https://www.uantwerpen.be/en/centres/antwerp-doctoral-school/joint-phd/requirements/
https://data-onderwijs.vlaanderen.be/edulex/document.aspx?docid=14650

第 10 章　協力協定と共同認証
第 II.171.条
第 1 節　2 校以上の大学は、それぞれの教育権限の範囲内で、関係する大学が共同で企画した教育課程プログラムを修了した学生、 または共同監督の下で作成した学位論文の公開審査に合格した学生に対し、共同修了証書を授与し、学士、修士または博士の学位を授与することができる。
第 4 節 第 1 節および第 2 節に規定する共同教育プログラムを提供する高等教育カレッジまたは大学は、教育プログラム、学生の管理方法、および機関間の財政取引に関する合意を含む協定を締結するものとする。

第 5 節 大学または高等教育カレッジは、本条の目的のために、専攻分野別に共同修了証書を授与することを決定できる。

第 II.172.条
第 3 節 大学または高等教育カレッジは、その教育権限の範囲内で、1 つまたは複数の外国の高等教育機関またはブリュッセル王立陸軍士官学校と共同修了証書を授与し、関係機関が共同で提供する教育課程を修了した学生に対し、大学院、学士または修士の該当学位を授与することができる。大学は、フランス共同体の 1 つまたは複数の大学との教育権限の範囲内で、関係機関が共同で実施する教育課程を修了した学生に対し、共同修了証書を授与し、大学院、学士または修士の該当学位を授与することができる。高等教育機関は、その教育権限の範囲内で、フランス語圏またはドイツ語圏の 1 つまたは複数の高等教育機関と共同で修了証書を授与し、関係機関が共同で実施する教育課程を修了した学生に対し、大学院、学士または修士の該当学位を 授与することができる。共同学位プログラムの編成は、国際的または欧州の教育プログラムの枠内で、または関係機関の協力協定に基づき行われる。

第 4 節 大学は、博士候補者が協定大学で博士論文に関連する研究を少なくとも 6 ヶ月間行ったことを条件に、関係機関の教授を含む審査員の前で博士論文を公開審査した後、国内外の他の大学またはブリュッセル王立陸軍士官学校と共同でダブルディグリーまたはジョイントディグリーを授与することができる。

第 4 編　教育課程の編成
第 1 章　入学資格
第 II.184.条
博士論文作成のための一般的な入学要件は、修士課程の学位取得である。
大学理事会は、学生の当該分野における科学研究の遂行とその成果を学位論文として発表する適性を評価するため、追加調査を要求することができる。

第 II.185.条
修士号を持たない学生であっても、大学理事会が適格と判断した場合は、博士論文作成のための入学を認めることができる。
大学理事会は、以下の条件に基づき、この免除を行うことができる。
1. 博士論文作成への適性を評価する調査、または
2. 大学理事会が定める学術的教育要素に関する調査に合格すること

第 5 章　研究成果の認定
第 II.251.条
「博士」の学位は、学位論文の公開審査を経て取得される。

教育方法と学位取得までの履修スケジュール

資料9

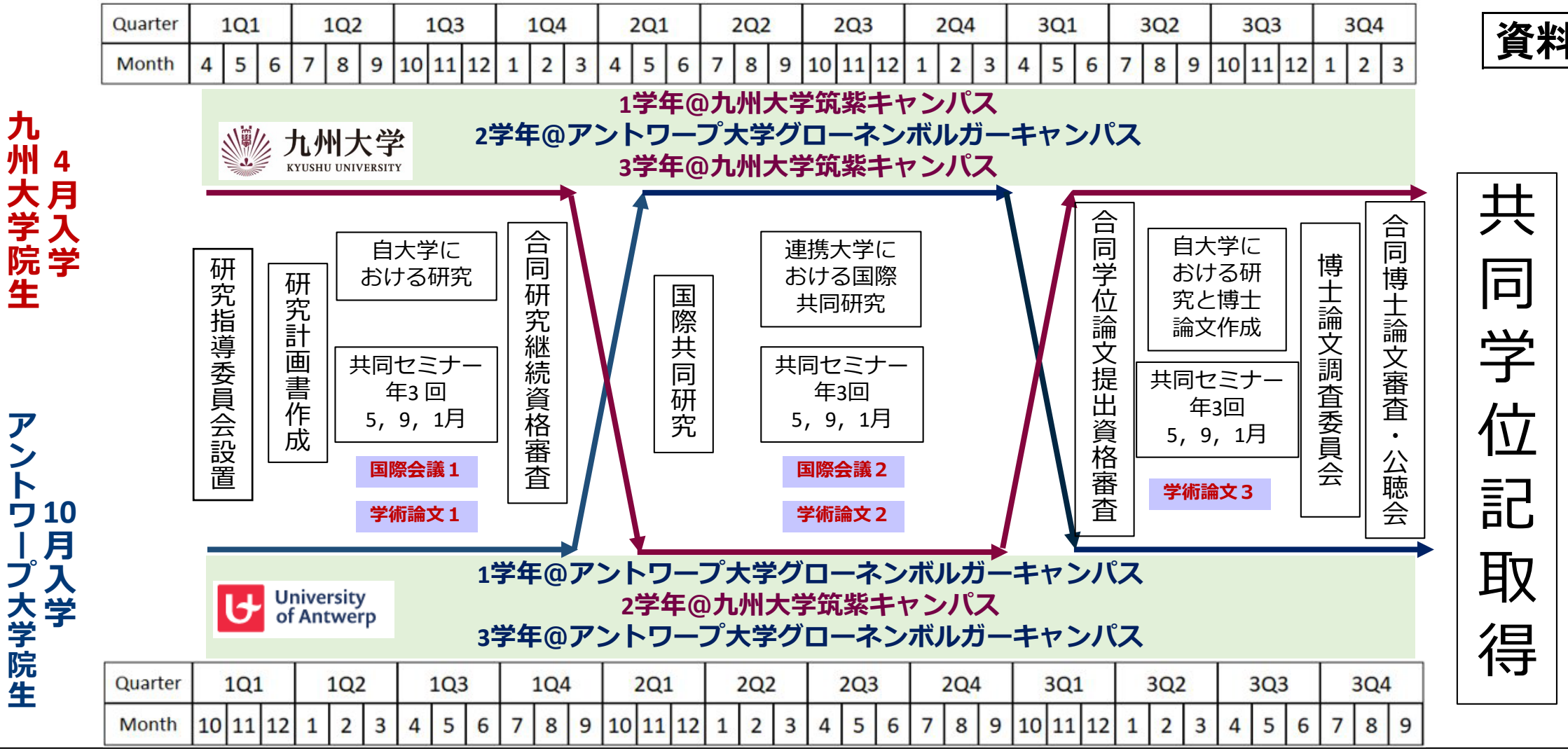

研究指導委員会：主指導教員と研究テーマに関連の深い連携大学に所属する副指導教員，両大学の専攻内外の複数名の専任教員より成る5～6名を一般的な構成とし，研究内容に対して様々な視点から助言や指導を行う．他大学院の教員や研究機関の研究員を加えることも可とする．

学位論文の提出資格：Web of Scienceに収録されている当該分野の学術雑誌に第一著者あるいは責任著者として 2編以上掲載されているか，掲載が決定していること．

博士論文調査委員会：研究指導員会を基本として，JD連絡協議会が指名する両大学委員を1名ずつ加えた構成とする．

修了要件：本専攻に3年以上在学し，相手側大学で６か月以上の国際共同研究に参画し，学位論文の提出資格を満し，博士論文の審査及び最終試験に合格すること．

履修モデル1 九州大学 → アントワープ大学 → 九州大学

Quarter	1Q1			1Q2			1Q3			1Q4			2Q1			2Q2			2Q3			2Q4			3Q1			3Q2			3Q3			3Q4		
Month	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3

九州大学 KYUSHU UNIVERSITY

研究テーマ：2.5次元物質のナノ構造解析と制御

九州大学院生 4月入学

研究指導委員会設置

研究計画書作成

グラフェンや遷移金属ダイカルコゲナイドなどの2次元物質の合成や，それらの集積化，イオンの層間への挿入によって新奇な2.5次元物質の創製に習熟し，新奇な物性や機能発現の可能性を探る.

合同研究継続資格審査

共同セミナー 年3 回 5, 9, 1月

国際会議１　学術論文１

国際共同研究

最先端収差補正走査透過電子顕微鏡や電子エネルギー損失分光法（EELS）による2.5次元物質のナノ構造解析に関する高度な知識と技術を修得するとともに，研究者，留学生，ベルギーやヨーロッパ諸国の他の研究機関や企業の研究者との交流を通じて，彼我の研究文化やスタイルを理解することによって，研究者としての国際性を涵養する.

共同セミナー 年3 回 5, 9, 1月

国際会議２　学術論文２

合同学位論文提出資格審査

アントワープ大学において得られたナノ構造解析の成果を2.5次元物質の創製プロセスにフィードバックしつつ研究を継続し，博士論文を作成する.

博士論文調査委員会

合同博士論文審査・公聴会

共同セミナー 年3 回 5, 9, 1月

学術論文３

共同学位記取得

物質創製とナノ構造解析・制御に関する高度な知識と技術に加えて国際的視野，異文化適応能力，国際的な活動の場における意思疎通能力とリーダーシップを有する人材は，国内外の研究機関や企業における活躍が期待できる.

九州大学 KYUSHU UNIVERSITY → University of Antwerp → 九州大学 KYUSHU UNIVERSITY

九州大学 KYUSHU UNIVERSITY

履修モデル２ アントワープ大学 → 九州大学 → アントワープ大学

Quarter	1Q1			1Q2			1Q3			1Q4			2Q1			2Q2			2Q3			2Q4			3Q1			3Q2			3Q3			3Q4		
Month	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9

University of Antwerp

研究テーマ：結晶性材料解析のための電子線トモグラフィー技術の融合

10月入学
アントワープ大学院生

研究指導委員会設置

研究計画書作成

結晶性材料の電子線トモグラフィー観察の定量化において問題となる3次元再構成アルゴリズム、画像処理手順等の改良に関する研究に従事する.

合同研究継続資格審査

共同セミナー 年3 回 5, 9, 1月

国際会議１　学術論文１

国際共同研究

九州大学が独自に開発した様々な電子線トモグラフィー用の試料ホルダーを用いて結晶性材料の3次元観察，さらには温度変化，応力印加による構造の経時変化を追跡する4次元観察を行うとともに，九州大学の研究者，留学生，日本の他の研究機関や企業の研究者との交流を通じて，彼我の研究文化やスタイルを理解することによって，研究者としての国際性を涵養する.

共同セミナー 年3 回 5, 9, 1月

国際会議２　学術論文２

合同学位論文提出資格審査

九州大学において得られた3次元および4次元観察の結果をアントワープ大学の定量化技術を駆使して研究を継続し，期日までに博士論文を提出する.

共同セミナー 年3 回 5, 9, 1月

学術論文３

博士論文調査委員会

合同博士論文審査・公聴会

共同学位記取得

先進的な電子線トモグラフィー技術の融合は，物質・材料のナノ構造解析とそれに基づくナノ構造制御を新たなレベルに引き上げることは明らかであり，加えて国際的視野，異文化適応能力，国際的な活動の場における意思疎通能力とリーダーシップを有する人材は，ベルギー国内外さらには我が国の研究機関や企業におけるか活躍が期待できる.

University of Antwerp → 九州大学 KYUSHU UNIVERSITY → University of Antwerp

九州大学 KYUSHU UNIVERSITY

（2023 年 2 月 14 日、理事会にて承認）
APPROVED BY THE BOARD OF GOVERNORS ON 31 March 2020

資料10

Readers should be aware that only the Dutch version of these Regulations has legal force. This English translation is strictly for reference and cannot be invoked as a legal tool.

（本規定はオランダ語版のみが法的効力を有するのでご注意ください。
この英訳はあくまで参考であり、法的手段として行使することはできません。）

GENERAL REGULATIONS ON OBTAINING THE ACADEMIC DEGREE OF DOCTOR AT THE UNIVERSITY OF ANTWERP

（アントワープ大学における博士号取得に関する一般規定）

0. Definitions

- These regulations use the term '**faculty**' to refer to the University of Antwerp's faculties, the Institute of Development Policy (IOB), the Antwerp Research Institute for the Arts (ARIA) and the associated Faculty of Nautical Sciences. All faculties may also delegate authority to sub-entities such as departmental boards.
- **Qualification of a degree:** suffix that refers to a study area (Higher Education Codex, Art. I.3, sub 39). The qualification therefore indicates the specific title of the academic degree of doctor being conferred[1].
- **AUHA:** Antwerp University Association (Dutch: *Associatie Universiteit & Hogescholen Antwerpen*)

1. Regulations

1. General provisions

～中略～

5. Joint and double PhDs

41. UAntwerp can award a joint or double PhD with another Belgian or international university provided that the PhD students have done at least six months of research (not necessarily consecutively) at each partner university involved as part of their thesis. Unless otherwise stipulated in the articles below or in the partnership agreement (Art. 43), these general PhD regulations also apply to all joint and double PhDs.

41. アントワープ大学は、ベルギーまたは海外の他大学とのジョイントまたはダブル・ディグリーを授与することができる。ただし、博士課程の研究者は、学位論文の一部として、関係する各パートナー大学で少なくとも 6 ヶ月間の研究（連続でなくてもよい）を行うことが条件となる。以下の条文または提携協定（第 43 条）に別段の定めがない限り、これらの博士号に関する一般規定は、すべてのジョイントおよびダブル・ディグリーに適用される。

42. PhD students wishing to obtain a joint or double PhD degree must submit applications to all of the universities in question at least one year before the submission of the draft thesis. At UAntwerp, a procedure for this has been established by the Antwerp Doctoral School. If the application is approved by the faculty, the PhD student has to comply with the administration requirements of both universities regarding enrolment.

42. ジョイントまたはダブル・ディグリーの取得を希望する博士課程の研究者は、論文草稿提出の少なくとも 1 年前に、該当するすべての大学に申請書を提出しなければならない。アントワープ大学では、アントワープ Doctoral School がこのための手続きを定めている。申請が学部で承認された場合、博士課程の研究者は、博士課程の学生として登録されることに関して、両大学の管理要件に従わなければならない。

43. For every joint or double PhD, a partnership agreement is drawn up between the PhD student and the two or three universities involved, in which exceptions to the standard procedures or additional rules can be established. The regulations of the main institution (see Article 44) take priority, unless otherwise stipulated in the partnership agreement. The defence can take place no earlier than six weeks after the signing of the agreement by all relevant legal entities. In this context, the faculty can exempt PhD students whose home institution is not UAntwerp from the UAntwerp doctoral study programme.

43. すべてのジョイントまたはダブル・ディグリーにおいて、博士課程研究者と関係する 2 校または 3 校の間で連携協定を締結し、その中で標準手順の例外や追加規定を設けることができる。提携協定に別段の定めがない限り、主たる教育機関の規定（第 44 条参照）が優先される。博士論文公聴会は、関係者全員による協定の締結後、6 週間以降に行うことができる。その際、アントワープ大学を母校としない博士課程の研究者については、学部はアントワープ大学の博士研究プログラムを免除することができる。

44. The designation of the main institution can be determined based on one or more of the following elements: a) Funding: the institution that funds (most of) the doctoral research or the institution to which the supervisor belongs under whose authority the application of the external funding occurred; b) Presence: the institution where most of the doctoral research takes place, where the PhD students will spend most of their working hours; c) Start: the institution where the doctoral research was initiated, where the PhD student first registered. If these criteria are not sufficient to distinguish between the two institutions, the main institution will be designated by mutual agreement.

44. 主たる教育機関の指定は、以下の 1 つ以上の要素に基づいて決定することができる。
a) 資金：博士課程研究の（大部分の）資金を提供する機関、または指導教員が所属し、外部資金の申請がその権限において行われた機関；b) 所在地：博士課程研究の大部分が行われる機関、博士課程の研究者が研究時間の大半を過ごす機関；c) 開始場所：博士課程研究が開始された機関、博士課程研究者が最初に登録した機関。これらの基準で区別がつかない場合は、双方の合意により主となる機関を指定する。

45. The thesis has to be defended publicly before a doctoral jury containing at least one member of the senior academic staff (ZAP, or corresponding category in the partner institution) from each institution involved.

45. 博士論文の公聴会は、関係する各機関から少なくとも 1 名の常勤教員（ZAP、または相手機関の同等の区分）を含む博士論文審査委員の前で、実施されなければならない。

46. Only one public defence can take place, the date of which is to be included on the diploma or diploma supplement or – if applicable – on all diplomas or diploma supplements.

46. 公聴会の開催は 1 回のみ可能であり、その日付は学位記または学位記補足文書、あるいは該当する場合は、複数の学位記や学位記補足文書に記載されるものとする。

47. The diploma supplement(s) for the double or joint PhD must clearly indicate that the research was carried out at all universities involved.
47. ジョイントまたはダブル・ディグリーの学位記補足書類は、研究がすべての関係大学で行われたことを明確に示す必要がある。

資料11

アドバイザリーボード
外部評価委員会

評 価

（プログラム名）九州大学・アントワープ大学 総合理工学国際連携専攻

九州大学

大学評価委員会　自己点検

点 検

総合理工学府

教授会

教務委員会, 入試委員会

総合理工学専攻

- 材料理工学メジャー
- 化学・物質理工学メジャー
- デバイス理工学メジャー
- プラズマ・量子理工学メジャー
- 機械・システム理工学メジャー
- 地球環境理工学メジャー

連携

JD専攻

専攻長

JD Office

コーディネーター

運営委員3名

JD連絡協議会

教育研究指導方針の決定、
入学者選抜、
修了判定原案作成

合同入試委員会（各大学●名）
・入学試験関係

審査委員会（各大学●名）
・論文等審査

運営委員3名

アントワープ大学

理学部

Nanolab

Center of Excellence

コーディネーター
（専任教員：内 1名）

協 議　連 携　調 整

設置の趣旨等を記載した書類-49

https://www.nvao.net/nl/besluiten/universiteit-antwerpen
http://files.nvao.org/pdffiles/NVAOVL2022097%20BESLUIT%20Instellingsreview%20Universiteit%20Antwerpen%20(VL115791-21).pdf

NVAO
VERTROUWEN IN KWALITEIT

BESLUIT INSTELLINGSREVIEW
（機関審査結果）

De NVAO besluit dat de

UNIVERSITEIT ANTWERPEN

een effectief onderwijsbeleid voert, evalueert en verbetert, met inbegrip van een eigen regie waarmee de kwaliteit van de opleidingen geborgd wordt.
（教育の質を保証する独自の方向性を含め、効果的な教育政策の実施、評価、改善を行っている。）
De NVAO komt tot dit besluit op basis van het positieve advies van de reviewcommissie ingesteld door de NVAO. Het beoordelingsrapport opgesteld door deze commissie maakt integraal deel uit van dit besluit.
（NVAOは、NVAOが設置した審査委員会の適正な助言に基づき、この決定を下す。委員会が作成した評価報告書は、この決定に不可欠である。）
De NVAO neemt dit besluit met toepassing van de Codex Hoger Onderwijs, in het bijzonder artikel II.170/8, en op basis van het door de reviewcommissie gevoerde onderzoek, opgenomen in het beoordelingsrapport.
（NVAOは、高等教育成典、特にII.170/8条を適用し、評価報告書に記載された審査委員会が行った審査に基づいて、この決定を行う。）
Dit besluit geldt van 1 oktober 2021 tot en met 30 september 2027.
（本決定は、2021年10月1日から2027年9月30日まで有効である。）

Den Haag, 16 februari 2022
（2022年2月16日 The Hague (ハーグ)）

Wouter Duyck, vicevoorzitter
（副会長）

資料12

https://www.nvao.net/en/decisons/university-of-antwerp

NVAO

FAQ Contact Complaints Press EN

NEWS & EVENTS NVAO PROCEDURES DECISIONS INTERNATIONAL PANELS ALUMNI & STUDENTS

University of Antwerp

GENERAL INFORMATION

Institution: 機関名：	University of Antwerp
Address: 住所：	Prinsstraat 13 2000 Antwerp
Region: 地域：	Flanders
Country: 国名：	Belgium
Phone number: 電話番号：	003232654111
Website: ウェブサイト：	www.uantwerpen.be
E-mail address: メールアドレス：	stip@uantwerpen.be
Type: タイプ：	University
Locations: 所在地：	Antwerpen, Lier, Mechelen, Turnhout

INSTITUTIONAL REVIEW
機関レビュー

Institutional review: 10/01/21 - 09/30/27

Result: 結果：	Positive 合格	Decision:	Download decision
Decision date: 決定日：	02/16/22	Report:	Download report
NVAO number: NVAO 番号：	VL11579121		

諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要

Overview of the Quality Assurance System in Higher Education: The Netherlands

オランダ

第 2 版（2018 年版）

独立行政法人
大学改革支援・学位授与機構
National Institution for Academic Degrees and Quality Enhancement of Higher Education

© National Institution for Academic Degrees and Quality Enhancement of Higher Education

2011 年 3 月　初版発行

2018 年 3 月　第 2 版発行

独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構
〒187-8587 東京都小平市学園西町 1-29-1
https://www.niad.ac.jp

本資料の内容は、原作者「(独)大学改革支援・学位授与機構」のクレジットを表示し、
かつ非営利目的であることを条件に、改変したり再配布したりすることができます。

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
2018 年 3 月

http://www.niad.ac.jp/n_kokusai/info/holland/overview_nl_j_ns2.pdf

Ⅳ. 質保証機関の概要：オランダ・フランダースアクレディテーション機構（NVAO）

1　基本情報

組織名	オランダ・フランダースアクレディテーション機構（NVAO） （ｵﾗﾝﾀﾞ語）　Nederlands-Vlaamse Accreditatieorganisatie （英　語）　Accreditation Organisation of the Netherlands and Flanders
組織の性格	オランダおよびベルギー・フランダース地方の国際協定に基づき設立された独立の質保証（アクレディテーション）機関
設立年	2003 年（正式には設置に関する法的手続きが完了した 2005 年）
所在地	Parkstraat 28, 2514 JK The Hague, The Netherlands
代表者	Anne Flierman（Chairman）
予算	年間予算：600 万ユーロ（オランダとベルギー・フランダース地方の各政府が 6：4 の比率で拠出）　※加えて、評価手数料を受審機関から徴収。
組織体制	管理運営：　諮問委員会、理事会（15 名以内で組織）等 スタッフ：　43 名[49]（フランダース部門 9 名、オランダ部門 21 名、支援部門 13 名）

2　使命と役割

NVAO は、組織のミッションとして次に掲げる事項を掲げ、国際的な視点とボローニャ・プロセスの文脈に沿って業務に取り組むこととしている。

- オランダおよびベルギー・フランダース地方における高等教育の質文化を促進する。
- 国内外におけるあらゆるステークホルダーと関わり、他の組織と連携して高等教育の発展に関与する。
- 審査業務において、高等教育機関の自治と責任を尊重する。
- 重要な社会的役割として、高等教育の質保証について透明性の高い保証を重視する。
- 質保証の発展において「欧州高等教育圏における質保証の基準とガイドライン」（ESG）[50]を適用し、促進する。

[49] 出典：NVAO ウェブサイト
https://www.nvao.com/about-nvaoorganisation/office
[50] Standards and Guidelines for Quality Assurance in the European Higher Education Area（ESG）

3　主な業務内容

1）アクレディテーション業務

NVAO は、オランダとベルギー・フランダース地方において審査を実施する二国間にわたる機関であり、オランダにおけるプログラム評価と機関別オーディットに関しては、本書「Ⅲ. 質保証制度」（p.18）で説明している。フランダース地方では、NVAO は機関別レビュー（institutional review）とプログラム評価を実施している[51]。

2）国際業務

2003年にオランダ政府とベルギー・フランダース地方自治政府間で締結された国際協定では、NVAOの業務に国際性を具備することが言及されていた。NVAOは、国際的な役割を果たすため、次の5つの国際業務方針を掲げている。

- ジョイント・プログラムの質保証を先導し、プログラムや学位の相互認証を行い、優良事例を広める。
- 国境を越えた教育に関わり、専門的なプログラムの認証を行う国際的な認証機関と連携する。
- 「欧州高等教育圏における質保証の基準とガイドライン」（ESG）を広め、ESGに合致した高等教育を確保する。
- 多様な国際的な組織やプロジェクト（カリブ諸国やルクセンブルグとの連携等）に参加する。

[51] フランダース地方では2016年に３つの評価枠組を導入され、高等教育機関の既存のプログラムに対する評価は廃止となった。一方、新規プログラムと私立の高等教育機関が提供するプログラムについては NVAO が審査を行っている。

資料13

九州大学独自の留学奨励金

名称	支援区分	対象者	援助内容	給付/貸与	応募方法
九州大学 交換留学 奨学金	交換留学のみ	交換留学生	6万円／月	給付	学内選考結果の成績上位者が対象。 留学課から対象者に個別に連絡します。
九州大学基金 支援助成事業 「海外留学支援事業」 （学部・大学院共通 海外留学渡航支援）	原則、交換留学、 ダブルディグリー	学部生・大学院生	渡航先に応じ 5～25万円を 一律支給	給付	留学課へ直接応募（オンライン申請）
九州大学 「海外留学支援事業」 （大学院 中・長期 留学支援）	交換留学、 ダブルディグリー、 研究留学	大学院生	6ヶ月以下：50万円 （定額支給） 6ヶ月を超える： 100万円（定額支給）	給付	留学課へ直接応募（オンライン申請）
九州大学基金 支援助成事業 「海外留学支援事業」 （大学院 国際会議等 参加支援）	国際会議等での 研究成果発表	大学院生	国際会議参加費用 現地参加：地域に 応じて5～25万円 （定額支給） オンライン参加： 2万円（定額支給）	給付	所属学部／学府の学生担当係を通じて 応募
九州大学基金 支援助成事業 「海外留学支援事業」 （学部・大学院共通 短期留学支援）	交換留学以外	学部生・大学院生 （学内申請し採択 されたプログラム の参加者）	現地派遣：6万円 （定額支給） オンラインプログ ラム：2万円 （定額支給）	給付	プログラム単位の応募であり、 個人応募はできません。

【留学ガイド　世界にはばたけ九大生　抜粋】

学生の確保の見通し等を記載した書類

九州大学大学院総合理工学府

九州大学・アントワープ大学　総合理工学国際連携専攻

（目次）

１．学生確保の見通し

（１）入学定員設定の考え方　・・・・・Ｐ１

（２）学生確保の見通しに関する調査　・・・・・Ｐ１

（３）既設組織の定員充足の状況　・・・・・Ｐ１

（４）学生確保の見通しの確実性　・・・・・Ｐ１

２．学生確保に向けた具体的な取組　・・・・・Ｐ２

３．社会的な人材需要の見通し　・・・・・Ｐ２

（１）人材需要の見通しの調査結果　・・・・・Ｐ２

（２）人材需要の見通しの確実性　・・・・・Ｐ３

【参考資料】

資料１　KU_UA_JDP_アンケート用説明資料（学生アンケート時の説明資料）・・・Ｐ４

資料２　九州大学－アントワープ大学　国際連携総合理工学専攻にかかるニーズ調査（学生アンケート）　・・・・Ｐ１１

資料３　ニーズ調査（学生アンケート）結果　・・・・・Ｐ１４

資料４　既設組織（総合理工学府博士後期課程）の学生充足率の推移　・・・Ｐ２０

資料５　総合理工学府の関連専攻およびメジャーを修了した博士課程学生の就職実績　・・・・Ｐ２１

資料６　九州大学独自の留学奨励金　・・Ｐ２２

資料７　九州大学・アントワープ大学総合理工学国際連携専攻（案）（企業アンケート時の説明資料）　・・・・Ｐ２３

資料８　【紹介動画】九州大学・アントワープ大学総合理工学国際連携専攻（資料７を説明する動画）　・・・・・・・・Ｐ３０

資料９　総合理工学国際連携専攻（JDP）設置に関する企業アンケート　・・Ｐ３１

資料１０　企業アンケートの結果　・・Ｐ３３

学生の確保の見通し等を記載した書類

１．学生確保の見通し

（１）入学定員設定の考え方

九州大学では「Kyushu University VISION 2030」において“新たな社会をデザインする力と課題を解決する力を有し、グローバルに活躍できる価値創造人材を育成する”ことを掲げている。これを具体化するために本専攻では、九州大学とアントワープ大学において実践的な「リサーチワーク」型の国際共同研究に参画し、前述のディプロマ・ポリシーに規定した革新的な材料開発を通じた持続可能な国際社会の実現を目指し、ナノ材料・ナノ科学の基盤となるナノ構造解析・制御に関する諸問題に対して総合的かつ学際的な視点から創造的な解決策を提案・実行できる国際性豊かな自立した学術研究者および高度専門職業人に相応しい能力を有する博士人材を育成する。「リサーチワーク」型の国際共同研究においては電子顕微鏡を中心とする高精度機器の使用が不可欠であり、両大学における研究者・学生一人当たりが機器を占有できる時間や必要経費等の観点から、国際共同研究と授与する学位の質を担保することを前提として、各1名合計2名の定員を定めた。

（２）学生確保の見通しに関する調査

九州大学・アントワープ大学総合理工学国際連携専攻（以下、「本専攻」という）の専任予定教員を指導教員とする修士1年生29名を対象として、令和5年4月にアンケート調査を実施した。回答者の学年は本専攻の開設予定である令和7年度に博士後期課程に進学する年次であり、適切な調査対象と考えられる。

資料 1 に基づき本専攻の概要等を説明し、**資料 2** に示す「Q1.本専攻の教育研究内容への関心」、「Q2.Q1 の回答選択の理由（自由記述）」、「Q3.九州大学とアントワープ大学からの共同学位の授与への関心」、「Q4. Q3 の回答選択の理由（自由記述）」、「Q5.受験の意志」、「Q6. Q5 の回答選択の理由（自由記述）」、「Q7.Q5 の受験希望者への進路調査」、「Q8.Q7 の回答選択の理由（自由記述）」、「Q9.Q5 で受験を希望しない者への理由」、「Q10.本専攻への質問や要望（自由記述）」についてアンケート調査した。

アンケート調査の結果を**資料 3** に示し、調査結果の分析内容について、(4) において詳述する。

（３）既設組織の定員充足の状況

本専攻に関連する既設組織（総合理工学府博士後期課程）の定員充足状況を**資料 4** に示す。令和元（2019）年度から令和4（2022）年度までの総合理工学府博士課程全体の平均定員充足率は97.5%である。学府改組前の令和元年度と2年度において、本専攻に関連の深い「物質理工学専攻」と「量子プロセス理工学専攻」の博士課程の平均定員充足率は 98.2%である。令和 3（2021）年度の改組（5専攻→1専攻）後の2年間においても、定員充足率はいずれも100%を超えており、加えて、本専攻に関連の深い上記2専攻を母体とする「材料理工学メジャー」と「デバイス理工学メジャー」は、定常的に博士後期課程の学生を確保している。

（注）＊令和元（2019）年度、令和2（2020）年度は、改組前の「物質理工学専攻」および「量子プロセス理工学専攻」
＊＊令和3（2021）年度以降は、総合理工学専攻「材料理工学メジャー」および「デバイス理工学メジャー」

（４）学生確保の見通しの確実性

資料 3 に示すとおり、「Q1.本専攻の教育研究内容への関心」については、「関心がある」の回答が 52.0%であった。「Q3.九州大学とアントワープ大学からの共同学位の授与への関心」については、「とても関心がある」と「関心がある」の回答が合計48.0%となっており、本専攻へ進学する可能性がある学生の半数近くが関心を持っていることが判明した。

また、「Q5.受験の意志」については、Q1、Q3の回答の両方もしくはいずれかにおいて「とても関心がある」、「関心がある」と回答した者17名を対象としたが、71.0%となる12名から「受

験したい」、「受験を考えても良い」という回答を得ており、定員数 2 名を大幅に超える結果となった。

Q1 から Q5 における肯定的な回答の割合は、**資料 4** に示す令和元年度から令和 5 年度の総合理工学府全体の内部進学率と本専攻に関連の深い専攻ならびにメジャーの博士後期課程への内部進学率を大幅に超えるものであり、本専攻への関心の高さと国際的な質の保証となる共同学位への高い期待がうかがえる。

「Q7.Q5 の受験希望者への進路調査」では、「日本国内の企業」が 42.0%と最も高い回答率であり、「グローバル展開をしている国内企業」、「海外企業」、「海外でのアカデミックポスト」が各々17.0%、「国際機関の職員」が 8.0%と、回答者の半数以上が海外あるいは国際的な場において活躍を希望していることが判明した。一方で、「日本国内のアカデミックポスト」を希望する者は 0 名であった。これは**資料 5** から明らかなように、近年国内の有力企業が博士課程修了者を積極的に採用していることが浸透しているためであり、一方で、これまで一定数の博士修了生が「日本国内のアカデミックポスト」に職を得ていることから、あくまで現在の希望と捉えるべきであろう。

「Q9. Q5 の受験を希望しない者への理由調査」については、「経済的な理由」が 60.0%と最も多く、「語学力への不安」が 20.0%、その他が 20.0%であった。「Q10.本専攻への質問や要望」では、「国際共同研究に関する情報の提供」が要望事項として回答された。各項目において肯定的な回答が得られなかった理由は、Q9 の「経済的な理由」、「語学力の不安」に加えて、「海外生活における不安」、「修士修了後は就職希望」等である。

1 の（3）で示す既設専攻の定常的な定員充足率の高さ及び内部進学率を超える本専攻受験への前向きな回答数からも本専攻への学生の期待は高く、定員の確保は可能である。また、今後、さらに社会の国際化が進むにつれて、国際共同学位の取得を希望する学生は増加すると予想される。一方で、定常的に学生を確保するために、対象者に対してガイダンスやホームページを介して「JDP の意義やメリット」、「国際共同研究の概要」等を積極的に情報提供するとともに、アンケートにおいて不安要素として挙げている「経済的な理由」、「語学力の不安」、「海外生活における不安」等を解消するため、本学独自の留学奨学金の周知（**資料 6**）、英語クラス受講の奨励など、学生支援の充実を図っていく。

２．学生確保に向けた具体的な取組

本専攻では、質の高い学生を確保するため、以下の取組を行う。

・両大学のホームページへの本専攻案内の掲載や本専攻を紹介するパンフレット等を作成して在学生に配布するなどの広報を行い、本専攻の情報を積極的に配信する。

・両大学が共同して年 3 回の開催を予定している共同セミナーに修士課程の学生を参加させ、本専攻への理解を促す。

・本学府および専攻が開催する国際フォーラムや研究発表会において、本専攻の設置の趣旨、目的、活動状況等について広く周知・広報を行う。

・学生アンケートにおいて学生が不安要素として挙げている「経済的な理由」、「語学力の不安」、「海外生活における不安」等を解消するため、本学独自の留学奨学金の周知（**資料 6**）、英語クラス受講の奨励、その他の学生支援の充実を図る。

３．社会的な人材需要の見通し

（１）人材需要の見通しの調査結果

令和 5 年 5～6 月に本専攻の専任予定教員の専門分野（ナノ科学、半導体、電子顕微鏡等）に関連の深い企業や研究機関の研究開発担当者、人事採用担当者へアンケート（資料 7～9）を実施し、依頼件数 31 件に対して 28 件の回答を得た。（依頼件数 31 件の内訳：化学 5 社、鉄鋼 5 社、非鉄金属 4 社、電気機器 6 社、輸送用機器 4 社、機械・精密機器等のその他 5 社、国立研

究開発法人 2 機関）

調査項目は**資料 9** に示す「Q1.本専攻の教育研究内容への関心」、「Q2. Q1 の回答選択の理由（自由記述）」、「Q3.修了生への関心」、「Q4.Q3 の回答選択の理由（自由記述）」、「Q5.修了学生の採用について」、「Q6.修了学生に対する社会的需要の有無」、「Q7.本専攻への質問や要望（自由記述）」についてアンケート調査した。

アンケート調査の結果を**資料 10** に示し、調査結果の分析内容について、(2) において詳述する。

（２）人材需要の見通しの確実性

資料 10 に示すとおり「Q1.本専攻の教育研究内容への関心」については、「とても関心がある」と「関心がある」という回答が合計 96.0%となった。「Q2. Q1 の回答選択の理由（自由記述）」23 件の主な内容は、「研究の国際化や企業のグローバル化が進む中で人材育成が重要な課題であること」、「海外の大学で学位を取得できるメリットや広い視野を得られる取り組みとして評価できること」、「新しい留学の形態としての興味」、「国際的な視野の養成や専門性の高い教育研究への期待」、「アントワープ大学の研究水準の高さ」等に要約される。

「Q3.修了生への関心」については、「とても関心がある」と「関心がある」という回答が Q1 とほぼ同等の合計 93.0%となった。また、「Q4. Q3 の回答選択の理由（自由記述）」については、Q2 の記述と同様に「国際的視野の獲得」、「海外における研究経験」、「海外ネットワークの構築への期待」等が主なものとなっている。

「Q5. 修了生の採用について」は、「積極的に検討する」と「検討する」という回答が合計 75.0%となり十分な評価が与えられているものの、Q1、 Q3、 Q6 の肯定的な回答と比べて幾分低い値となった。その理由としては、Q4 において「採用に結びつくかは、学生個人とのマッチングになるので、JDP での経験がプラスになるかは本人次第」との回答が示すとおり、採用においては従来の採用活動と同様に個人を重視する傾向が現れたものと考えられる。

「Q6.修了生に対する社会的需要の有無」については、「とても思う（ある）」、「思う（ある）」という回答が合計 93.0%となり、Q1、Q3 と同様に人材需要の観点から本専攻への関心は高いものと判断できる。

「Q7.本専攻への質問や要望（自由記述）」については、「本専攻の設置を期待する意見」とともに、「修了年限を（相手大学での研究期間を含めて）3 年とすることによるプログラムの実効性を危惧するもの」もあったが、相手側大学への留学期間を含め 3 年間で修了できるよう、事前にホーム大学の主指導教員、相手側大学の副指導教員および研究指導委員会が十分に協議し承認した研究計画書に基づき国際共同研究を実施するものであり、実効性に問題は無いと考える。

以上の結果をまとめると、人材需要については個人重視の傾向はあるものの、本専攻が育成しようする「国際的視野を備えナノ構造解析・制御を基盤としてナノ材料・ナノ科学の分野において高い研究能力を持った人材」への関心は高く、将来的にも需要は拡大していくものと判断される。

KU_UA_JDP_アンケート用説明資料

資料1

九州大学－アントワープ大学
国際連携総合理工学専攻（案）

2025年度開始予定

九州大学
KYUSHU UNIVERSITY

九州大学大学院
総合理工学府総合理工学専攻

KYUSHU UNIVERSITY

ベルギー王国アントワープ市

2

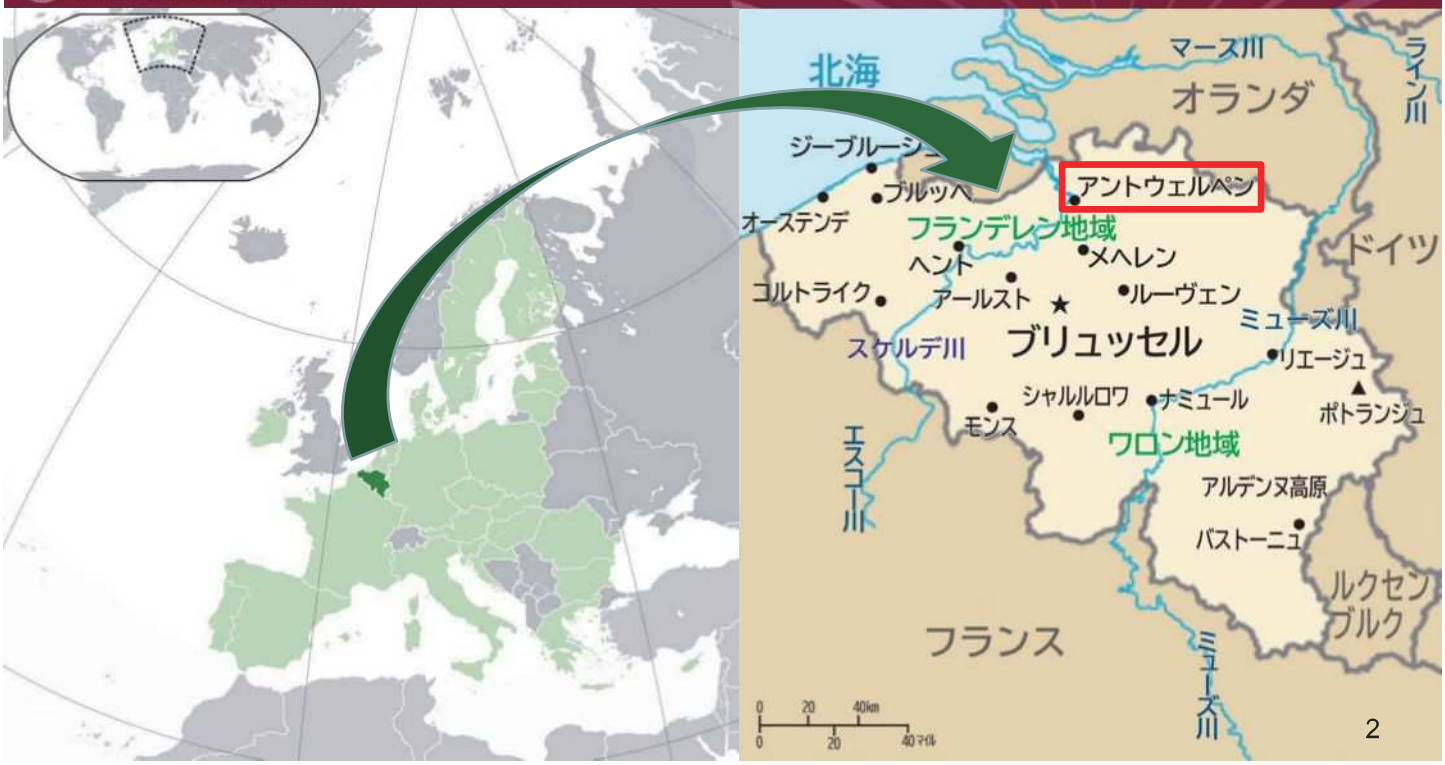

2

KYUSHU UNIVERSITY

アントワープ市街

アントウェルペン(,英語: Antwerp [ˈæntwɜrp])は、ベルギーのフランデレン地域・アントウェルペン州の州都である。首都ブリュッセルに次ぐ同国第2の都市で、都市圏人口は約120万人。市としては最大の人口を持ち、2020年1月1日の総人口は52万7763人。面積は204.51 km^2, 人口密度は2581人/km^2である。
オランダのロッテルダムと共に欧州を代表する港湾都市の1つ。

KYUSHU UNIVERSITY

世界一美しい駅 アントワープ中央駅、アントワープ大学キャンパスなど

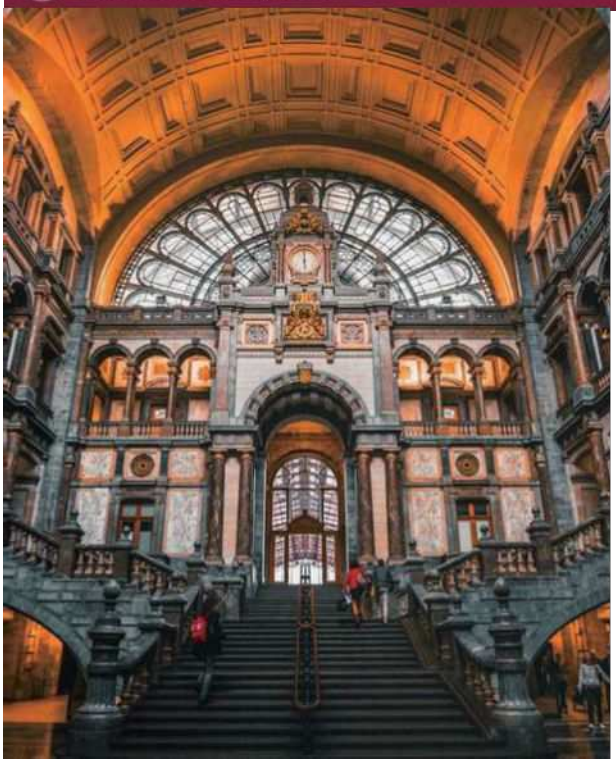

ジョイント・ディグリー(JD)プログラム

外国の大学と共同で単一の学位記を授与するプログラムです．

JDの基本的考え方

九州大学のみでは提供できない高度なプログラムを，連携大学であるアントワープ大学の教育資源を活用することにより提供可能にするものであり，九州大学が単独に学位を授与するという段階から一歩踏み出し，「国境を越えた集合体」としてベルギー王国アントワープ大学と共同で学位を授与するという，グローバルな時代背景に適合した取組です．九州大学大学院総合理工学府においては，これまでの伝統や理念を踏まえ，独自の特徴を伸張させつつ国際展開を図るものとして，これら組織的・継続的な国際教育連携に積極的に取り組みます．

文部科学省国際共同学位プログラム構築に関するガイドライン
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/1353907.htm

学生にとっての意義

①一つの大学では得られない高度で付加価値の高い学修ができます．

②複数の国の高等教育機関等が共同で提供した教育プログラムを学修したことによる優位性の証明になります．

③国際的に評価されるキャリア形成ができます．

④より短い期間，少ない経済的負担で海外の連携大学との連名による博士の学位取得ができます．

⑤グローバルな国際共同研究やインターンシップが体験できます．

総合理工学府とアントワープ大学理学研究科のJDPの概要

1. 専攻名称

九州大学ーアントワープ大学国際連携総合理工学専攻

Kyushu University-University Antwerp International Joint Doctoral Degree Program for Interdisciplinary Sciences

2. 学位名称

博士（理学）／Doctor of Science

3. 目的

革新的な材料の開発による持続可能な国際社会の実現を目指し，材料創製の基本となるナノ構造解析・制御に関する様々な課題に対して，総合的かつ学際的な視点から革新的な解決策を提案・実行できる国際性豊かな学生を教育・育成するため，両当事者が国際的なリーダーシップを発揮している電子顕微鏡に関連する優れた人的及び教育・研究資源を活用し協力してJDPを設立する．

4. 育成する人材像

材料創製の基盤となるナノ構造解析・制御に関する諸問題に対し、総合的かつ学際的な視点から革新的な解決策を提案・実行できる国際性豊かな自立した学術研究者および高度専門職業人を育成する．

5. 募集定員

両大学より1名ずつ計2名（両大学に学籍を持つ）．

先方で人選中

6. 教員

専任教員：九州大学より9名，アントワープ大学よりX名，計YY名程度．

協力教員：アントワープ大学との研究交流を希望する九州大学の教員．

教員組織編成と国際共同研究テーマ例

教員組織の特色

教員組織の構成は電子顕微鏡学・ナノ構造解析を主たる専門する者4名，物質創製・ナノ構造制御を主たる専門とする者3名，計算材料・ナノ構造制御を主たる専門とする者2名である．

専任教員

波多 聰 教授

電子顕微鏡

金属および超伝導材料の微細組織解析,合金の相変態,電子線トモグラフィー

飯久保 智 教授

材料創製・計算材料

第一原理計算と計算状態図を活用した新物質探索,金属組織制御法の開発

吉武 剛 教授

材料創製

ナノダイヤモンド膜の創製と硬質被膜,インプラント,NVセンター,ダイヤモンドデバイスへの応用

吾郷 浩樹 教授

材料創製

グラフェンや六方晶窒化ホウ素などの二次元物質の成長とエレクトロニクスへの応用

光原 昌寿 准教授

電子顕微鏡

構造用金属材料,力学特性,クリープ変形とその強化,転位論,電子顕微鏡による微細組織評価

山本 圭介 准教授

材料創製

IV族半導体材料・デバイス化技術・評価技術の研究

斉藤 光 准教授

電子顕微鏡

電子顕微鏡 / 電子線分光

辻 雄太 准教授

材料創製・計算材料

計算化学, 量子化学,理論化学,表面科学

赤嶺 大志 助教

電子顕微鏡

合金の相変態,形状記憶合金,磁性材料,電子顕微鏡による微細組織評価

国際共同研究テーマ（例）

例1）計算材料科学と電子顕微鏡データの融合

例2）2.5次元物質のナノ構造解析と制御

例3）電子線トモグラフィー技術の融合

例4）情報・計算科学を取り入れた四次元ナノ計測科学の革新

例5）次世代接着剤開発のための接着界面相互作用の分子論の確立

アントワープ大学の概要　1

アントワープ大学（University of Antwerp）は以下の3つの機関を起源として，1970年代初頭に連合大学となり，2003年に3者が合併して発足した新しい大学である．

UFSIA (Universitaire Faculteiten Sint-Ignatius Antwerpen)：1852年設立のヨーロッパで最初のビジネススクール．
RUCA (Rijksuniversitair Centrum Antwerpen)：1965年に3つの研究機関を統合して設立された総合大学．
UIA (Universitaire Instelling Antwerpen)：1971年に設立されたUFSIAとRUCAの大学院大学．

＊アントワープ市内に５つのキャンパスを有する．
＊理学部物理学科には九州大学超顕微解析研究センターに匹敵するヨーロッパ有数の**物質科学のための電子顕微鏡センター（EMAT: Electron Microscopy for Materials Science)**が併設されている．

アントワープ市中心地
❶ Stadscampus
❷ Campus Mutsaard

アントワープ市郊外
❸ Campus Middelheim
❹ Campus Groenenborger（EMAT)

ウィルレイク地区
❺ Campus Drie Eiken

アントワープ大学の概要　2（2023年1月現在）

学生数　21,428
- 17.5%が127カ国の留学生
- 学部：9,991
- 修士：4750
- Bridging and preparatory students: 1678
- Advanced Master students: 894
- 博士：2,171
- Postgraduate students: 793

同窓生数　80,000超

職員数　6,425
- 23%が134カ国の外国籍
- 教授：　706
- 助教（Assistants）：336
- 研究者: 3,374
- Advanced Master students: 894
- 事務及び技術職員：1,563
- 教育スタッフ: 106

https://www.uantwerpen.be/en/
https://www.uantwerpen.be/en/about-uantwerp/

教育プログラム　146
- 学部：31
- 修士：78
- Advanced Master：17
- 博士：20

＊多様なJDPを設定している

学部　9
- 応用工学部
- 芸術学部
- 経営・経済学部
- デザイン科学部
- 法学部
- 医学・健康科学部
- 薬学・生物医学・獣医学部
- 政治・社会科学部
- **理学部・・・EMAT**

教育方針
- 教育と研究の融合
- 国際化
- 適性重視
- 学生の活性化
- アントレプレナーシップ

国際的評価

2000年以降および創設50年以下の大学ランキングでは高い評価を得ている

UAntwerp, which was founded in 2003, scores extremely well in Young University Rankings

	2000年以降に創設
Times Higher Education Millennials 2020 - Rank 5	創設50年未満
Times Higher Education 250 under 50 2022 - Rank 7	同上
QS 50 under 50 2021 - Rank 20	

World University Rankings	Kyushu University
Times Higher Education 2023 - Rank 131	501-600
Shanghai (ARWU) 2022 - Rank 201-300	301-400
QS World Ranking 2023 - Rank 280	135
Best Global Universities Ranking 2023 - Rank 223	349
Europe's Most Innovative Ranking 2019 - Rank 93	

KYUSHU UNIVERSITY

EMATの概要

11

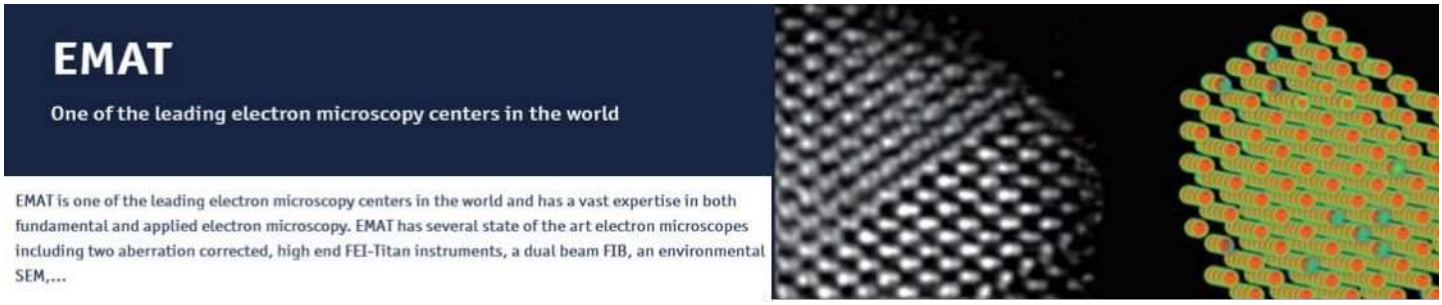

- **EMAT(Electron Microscopy for Materials Science)**は1971年に創設されたアントワープ大学理学部物理学科及びNANOLABセンターに所属する世界を先導する電子顕微鏡センターの一つである．
- EMATには3台の収差補正走査透過電子顕微鏡を含む6台の透過型電子顕微鏡，3台の走査電子顕微鏡，2台のX線回折装置，電子顕微鏡試料の作製とデータの解析に必要な全ての装置およびソフトウェアが設置されている．
- EMATにはアントワープ大学理学部物理学科兼任の8名の教員及び1名の協力教員，2名の客員教員が在籍している．
- 2012～2021年に学術誌に掲載されたOriginal Paperは1,425報，博士学位授与者は59名である．

https://www.uantwerpen.be/en/research-groups/emat/

https://repository.uantwerpen.be/desktop/irua

KYUSHU UNIVERSITY

教育方法と学位取得までの履修スケジュール

12

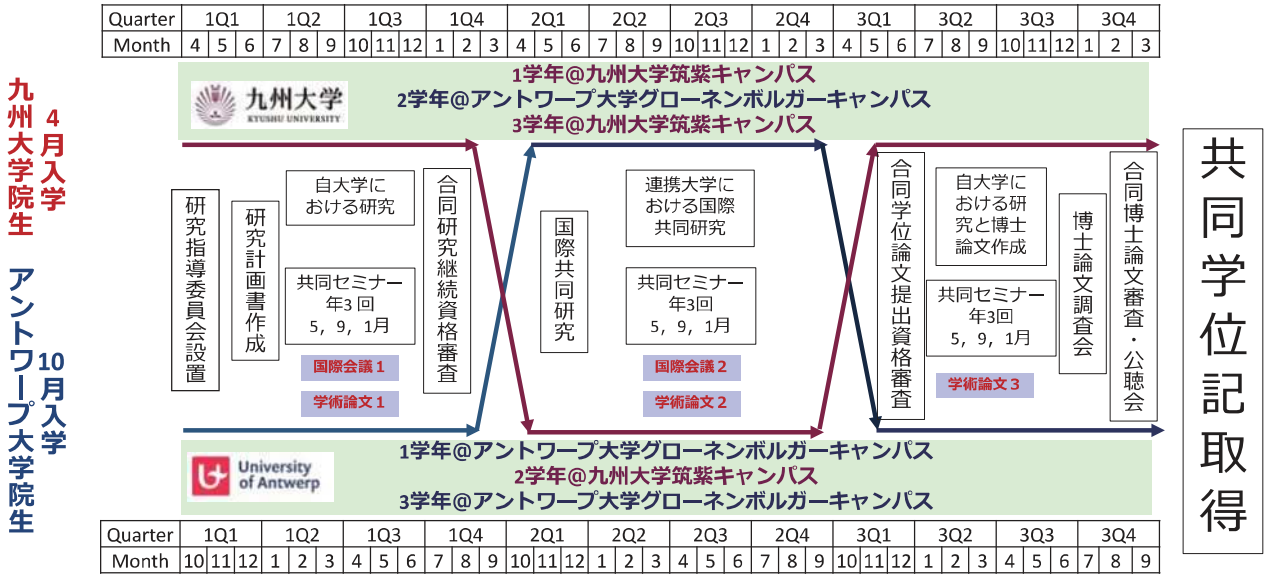

研究指導委員会：主指導教員と研究テーマに関連の深い連携大学に所属する副指導教員，両大学の専攻内外の複数名の専任教員より成る5～6名を一般的な構成とし，研究内容に対して様々な視点から助言や指導を行う．他大学院の教員や研究機関の研究員を加えることも可とする．
学位論文の提出資格：Web of Scienceに収録されている当該分野の学術雑誌に第一著者あるいは責任著者として 2編以上掲載されているか，掲載が決定していること．
博士論文調査委員会：研究指導員会を基本として，JD連絡協議会が指名する両大学委員を1名ずつ加えた構成とする．
修了要件：本専攻に3年以上在学し，相手側大学で６か月以上の国際共同研究に参画し，学位論文の提出資格を満し，博士論文の審査及び最終試験に合格すること．

国際連携専攻における学生サポート（予定）

1. 九州大学の主指導教員とアントワープ大学の副指導教員による学修指導
2. 奨学金，研究費、渡航滞在費補助等の経済的支援
3. 渡航手続き等の事務的支援
4. ベルギーにおける緊急時を含む日常生活全般の支援
5. 筑紫地区国際交流会館（学生寮）への優先的な入居
6. 渡航前の語学研修（英語）
7. カリキュラムの一環としての国際共同研究
8. その他

JDPアンケート

修士課程終了後に博士後期課程へ進学することを想定して
アンケートにご回答ください。

QR Code

URL https://forms.office.com/r/aKYNjnaggX

資料2

九州大学―アントワープ大学　国際連携総合理工学専攻にかかるニーズ調査

九州大学大学院総合理工学府では，ベルギー王国アントワープ大学と連携し，博士課程国際連携専攻（以下，ジョイント・ディグリー・プログラム：JDPと略す）を2025年度に開設することを計画しています。この専攻はアントワープ大学において6か月以上の国際共同研究に従事することを含む3年間の課程で，九州大学とアントワープ大学の連名で博士の共同学位を授与されるものです。

今年総理工の修士課程に入学された皆さんが博士課程に進学するタイミングで新設予定のプログラムとなります。プログラム開設に先立ち、ニーズ調査をさせていただきますので、以下のアンケートへの回答にご協力をお願いします。

1. 九州大学とアントワープ大学のJDPで実施する教育研究内容に関心がありますか？ *

- ◯ とてもある
- ◯ ある
- ◯ あまりない
- ◯ 全くない

2. 理由（自由記述）

回答を入力してください

3. JDPではアントワープ大学に6か月以上滞在し，国際共同研究に従事することを含む3年間の課程で九州大学とアントワープ大学の両大学から博士（理学）の共同学位が授与されます．関心がありますか？ *

- ◯ とてもある
- ◯ ある
- ◯ あまりない
- ◯ 全くない

4. 理由（自由記述）

回答を入力してください

5. 先の質問の両方あるいはいずれかで，「とてもある」あるいは「ある」と答えた人に聞きます．あなたはJDPを受験しますか？ *

- ○ 受験したい
- ○ 受験を考えても良い
- ○ あまり受験したくない
- ○ 受験しない

6. 理由（自由記述）

回答を入力してください

7. 前の質問で「受験したい」あるい「受験を検討したい」と答えた人に聞きます．JDPを修了した場合，あなたはどのような進路を考えますか？ *

- ☐ グローバル展開をしている国内企業
- ☐ 海外企業
- ☐ 日本国内の企業
- ☐ 海外でのアカデミックポスト
- ☐ 国内のアカデミックポスト
- ☐ 国際機関の職員
- ☐ その他

8. 理由（自由記述）

回答を入力してください

9. 前の質問で「あまり受験をしたくない」あるいは「受験しない」と答えた人に聞きます．進学を躊躇する理由は何ですか？ *

- [ ] 学費・渡航費・生活費
- [ ] 国際共同研究における人間関係
- [ ] ベルギーにおける日常生活
- [ ] 語学力
- [ ] その他

10. JDPへの質問や要望があれば，自由に記述してください．

回答を入力してください

資料3

九州大学・アントワープ大学 国際連携総合理工学専攻（博士後期課程）の ニーズ調査結果

調査概要

【調査方法】Forms によるオンラインアンケート

【実施時期】2023 年 4 月

【対　　象】九州大学大学院総合理工学府総合理工学専攻　修士学生 29 名

Q1.　九州大学とアントワープ大学の JDP で実施する教育研究内容に関心がありますか？

1. とてもある
2. ある
3. あまりない
4. 全くない

回答

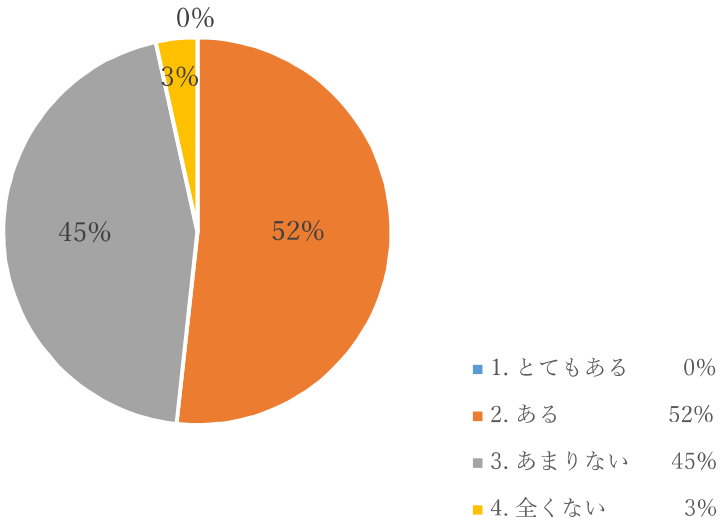

有効回答数：29

Q2.　理由（自由記述）

とてもある/ある

- 語学面と研究面の両方を強化できると感じたため
- 博士課程の 1 年間、経済的支援を受けながら留学をすることができる
- 研究が少し面白い
- Perhaps get a better perspective.（おそらくより視野を広げることができる）
- ベルギーの大学とアジアの大学にはどのような違いがあるかをしりたいです
- マテリアルインフォマティクスによる材料開発などに興味があるため

- 海外留学についての興味を持っています
- 共同研究できるのは面白いと思うし海外で就職したい人には良いプログラムだと思う
- 現在のグローバルな研究の流れを鑑みると国際交流を通して外国での教育を受けることは重要だと考えるから
- It can enhance my international perspective and enhance my academic ability.（国際的な視野が広がり学力も向上することができる）
- 漠然と海外渡航に興味があったから
- 外国に留学する事に興味があるから
- 理工学に関連した研究を、日本と海外の両方で経験できるから

あまりない/全くない

- 研究分野が違うから
- 就職希望のため
- 構造解析等をアントワープ大学の方では行えるとのことだったが，自分のやりたいこととあまり合っていないと感じたため
- 共同で研究することへの興味はあまりないが、内容自体については自分の研究内容とも関係していて面白そうだと感じた
- 自分が進めたいと思っている研究テーマに近いものが無いから
- 留学をする英語力が不足していると思うから

Q3. JDP ではアントワープ大学に 6 か月以上滞在し，国際共同研究に従事することを含む 3 年間の課程で九州大学とアントワープ大学の両大学から博士（理学）の共同学位が授与されます．関心がありますか？

1. とてもある
2. ある
3. あまりない
4. 全くない

回答

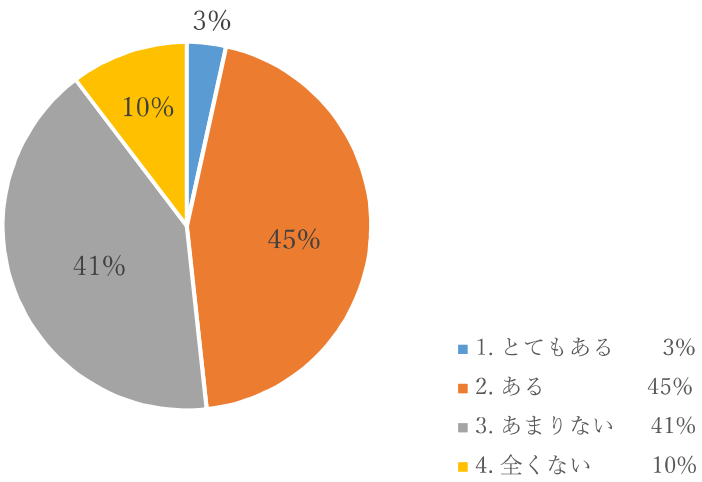

有効回答数：29

Q4. 理由（自由記述）

とてもある/ある

- 両大学の学位を取るには、それなりの実力であることの証明でもあると思うが、そんなに簡単なことではないとおもいます
- 3 年間の博士課程で 2 大学の学位がもらえるから
- Joint degree program is attractive.（ジョイントディグリープログラムは魅力的だ）
- 共同学位があれば研究職に就きたいときに有利に働くだろうから
- 他大学で研究を行うことで国際的な交流が持て博士課程を経て研究を行う上でも重要なコネクションになり得ると考えるから
- It is very attractive.（とても魅力的だから）
- 普通よりも短い期間で学位を得ることが出来て、かつ、国際的な活動ができるから

あまりない/全くない

- 日本が好きだから
- 就職希望のため
- 共同学位がもらえたらもらえたでよいのかもしれないが、そこまでして取ろうとは思わなかったから
- 今のところは修士課程を終えたら就職することを考えているから
- 学位が 2 つもらえるのはすごいと思うが、負担に対して 2 つもらえるメリットが分からない

Q5. Q1，Q3 の質問の両方あるいはいずれかで、「とてもある」あるいは「ある」と答えた人に聞きます。あなたは JDP を受験しますか？

1. 受験したい
2. 受験を考えても良い
3. あまり受験したくない
4. 受験しない

回答

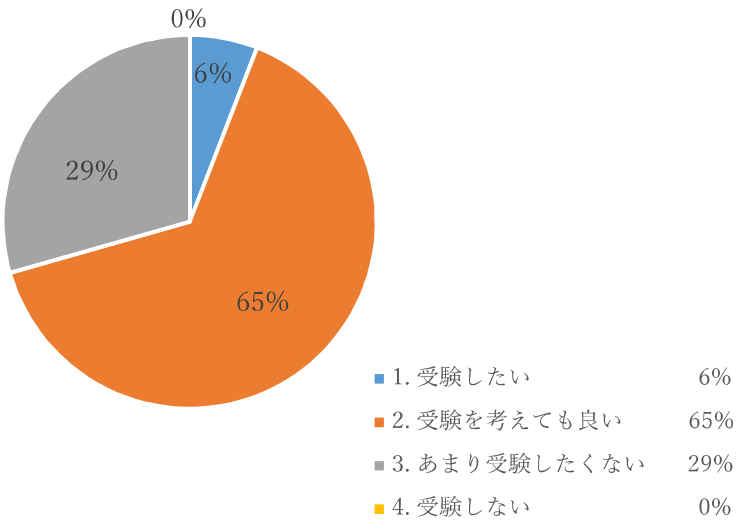

有効回答数：17

Q6. 理由（自由記述）

受験したい/受験を考えても良い

- 人脈づくりと研究のモチベーションを上げたいから
- 博士課程進学の選択肢となりそうだから
- 博士課程に進学する前提であれば、この経験を学生のうちにできることで成長できると思ったから
- I don't know the content of the exam yet.（どんな試験になるかまだ分からないから）
- あらゆる資格を取ることは損がないです
- Exams can be better for selection but also make students feel tired.
  (試験は選考のために重要だが、学生は疲れるかもしれない)
- グローバル化が進む現代では英語力などが必要だから

あまり受験したくない/受験しない

- 準備の時間
- 留学先で困った時に頼れる人が少なすぎる
- 研究内容次第ではあるが博士論文を出す場合研究時間が足りなさそうなこと、また、就職活動の時期に影響しないかが不明瞭であることなど
- 実家が経済的に余裕がなく不安があるから敬遠してしまう

Q7. Q5 の質問で「受験したい」あるい「受験を考えてもよい」と答えた人に聞きます．JDP を修了した場合，あなたはどのような進路を考えますか？

1. グローバル展開をしている国内企業
2. 海外企業
3. 日本国内の企業
4. 海外でのアカデミックポスト
5. 国内のアカデミックポスト
6. 国際機関の職員
7. その他

回答

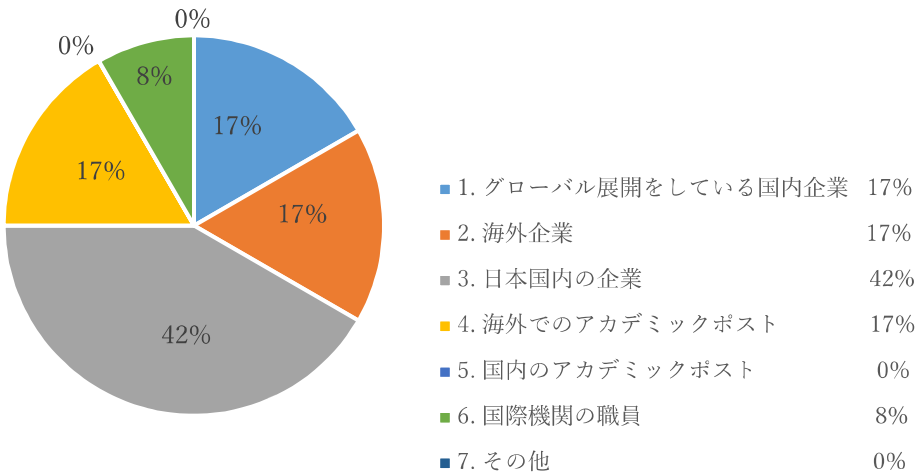

有効回答数：12

Q8. 理由（自由記述）

グローバル展開をしている企業

- 自分の学んだことを活かしたいから

海外企業

- お金が儲かるから

日本国内の企業

- 日本国内の企業でも海外赴任などあると思うから、そこで活躍できたら良いなと思ったから
- 日本が好きだから
- 基本的に日本で働く事のみ考えているから

海外のアカデミックポスト

- どこでもいい

国内のアカデミックポスト/国際機関の職員/その他

（コメントなし）

Q9. Q5 の質問で「あまり受験したくない」あるい「受験しない」と答えた人に聞きます．進学を躊躇する理由はなんですか？

1. 学費・渡航費・生活費
2. 国際協働研究における人間関係
3. ベルギーにおける日常生活
4. 語学力
5. その他

回答

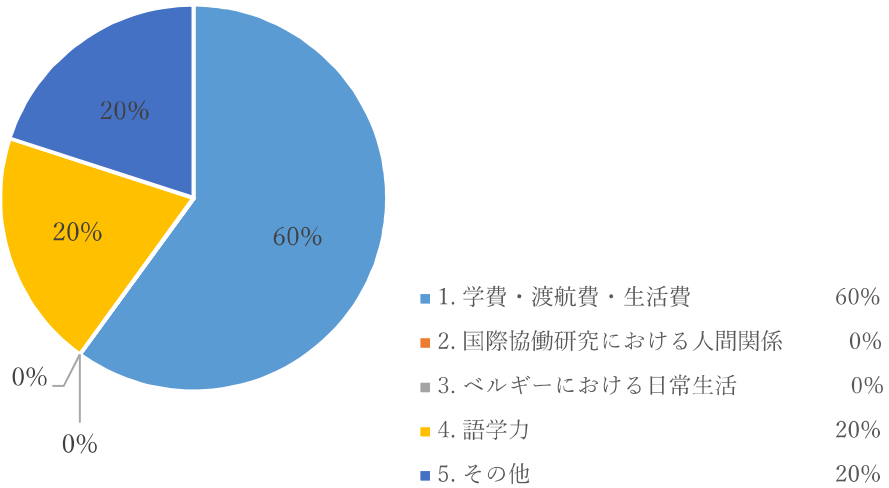

有効回答数：5

Q10. JDP への質問や要望があれば、自由に記述してください。

- Hope to know more about the research projects of the professors in this project.（このプロジェクトに関わる教授の研究プロジェクトについてもう少し知りたい）
- ありません（4 名）
- コメントなし（24 名）

資料4

◆総合理工学府 博士後期課程の学生充足率の推移

▼入学者数

		2019				2020				2021				2022			
		定員	入学者	内部進学者(内数)	充足率	定員	入学者	内部進学者(内数)	充足率	定員	入学者	内部進学者(内数)	充足率	定員	入学者	内部進学者(内数)	充足率
学府全体		60	53	22	88.3%	60	56	18	93.3%	62	67	30	108.1%	62	62	28	100.0%
量子プロセス理工学専攻		14	10	2	71.4%	14	13	4	92.9%								
物質理工学専攻		14	18	5	128.6%	14	14	7	100.0%								
先端エネルギー理工学専攻		12	7	5	58.3%	12	6	2	50.0%								
環境エネルギー工学専攻		9	13	6	144.4%	9	13	2	144.4%								
大気海洋環境システム学専攻		11	5	4	45.5%	11	10	3	90.9%								
総合理工学専攻	材料理工学メジャー									62	67	14	2	62	62	12	8
	化学・物質理工学メジャー											12	8			11	4
	デバイス理工学メジャー											4	1			9	3
	プラズマ・量子理工学メジャー											12	7			4	4
	機械・システム理工学メジャー											20	9			19	6
	地球環境理工学メジャー											5	3			7	3

平均定員充足率ー98.2%

※学府全体の平均定員充足率は97.5%

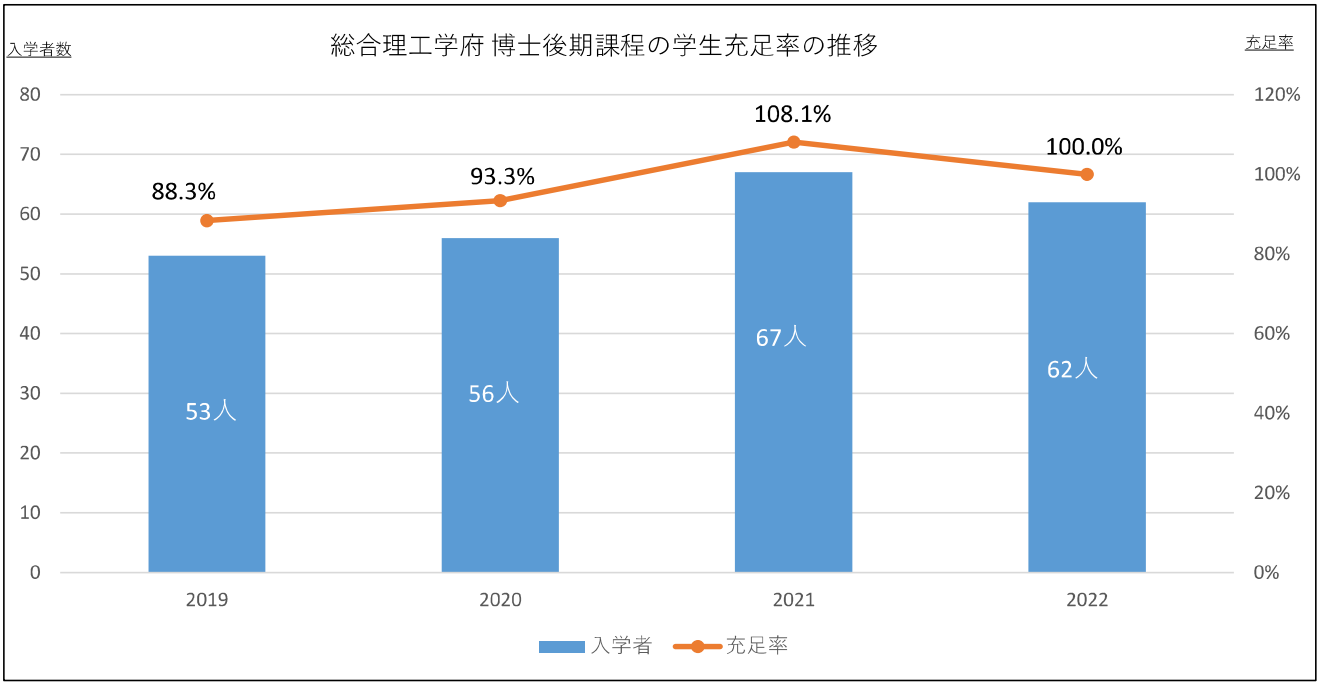

資料5

総合理工学府の関連専攻およびメジャーを修了した博士課程学生の就職実績

素材	日本製鉄, 京セラ, 神戸製鋼所, 古河電工, AGCなど
電機・電子	パナソニック, 東芝, 三菱電機, 日立, VinaTech, サンディスクなど
情報通信	NTT, 東芝デジタルソリューションズ, Huaweiなど
輸送機器	日産, トヨタ, デンソーなど
公的機関	量子科学技術研究開発機構, 日本原子力研究開発機構, 核融合科学研究所, 高エネルギー加速器研究機構, 東京大学, 東北大学, 名古屋大学, 九州大学, 長崎大学など

※参考）本学の物質・材料，デバイス系分野からの過去5年間の就職実績

九州大学 KYUSHU UNIVERSITY

資料6

九州大学独自の留学奨励金

名称	支援区分	対象者	援助内容	給付/貸与	応募方法
九州大学 交換留学 奨学金	交換留学のみ	交換留学生	6万円／月	給付	学内選考結果の成績上位者が対象。 留学課から対象者に個別に連絡します。
九州大学基金 支援助成事業 「海外留学支援事業」 （学部・大学院共通 海外留学渡航支援）	原則、交換留学、 ダブルディグリー	学部生・大学院生	渡航先に応じ 5～25万円を 一律支給	給付	留学課へ直接応募（オンライン申請）
九州大学 「海外留学支援事業」 （大学院 中・長期 留学支援）	交換留学、 ダブルディグリー、 研究留学	大学院生	6ヶ月以下：50万円 （定額支給） 6ヶ月を超える： 100万円（定額支給）	給付	留学課へ直接応募（オンライン申請）
九州大学基金 支援助成事業 「海外留学支援事業」 （大学院 国際会議等 参加支援）	国際会議等での 研究成果発表	大学院生	国際会議参加費用 現地参加：地域に 応じて5～25万円 （定額支給） オンライン参加： 2万円（定額支給）	給付	所属学部／学府の学生担当係を通じて応募
九州大学基金 支援助成事業 「海外留学支援事業」 （学部・大学院共通 短期留学支援）	交換留学以外	学部生・大学院生 （学内申請し採択 されたプログラム の参加者）	現地派遣：6万円 （定額支給） オンラインプログ ラム：2万円 （定額支給）	給付	プログラム単位の応募であり、 個人応募はできません。

【留学ガイド　世界にはばたけ九大生　抜粋】

資料7

九州大学・アントワープ大学
総合理工学国際連携専攻（案）

2025年度開設予定

九州大学
KYUSHU UNIVERSITY

九州大学大学院
総合理工学府

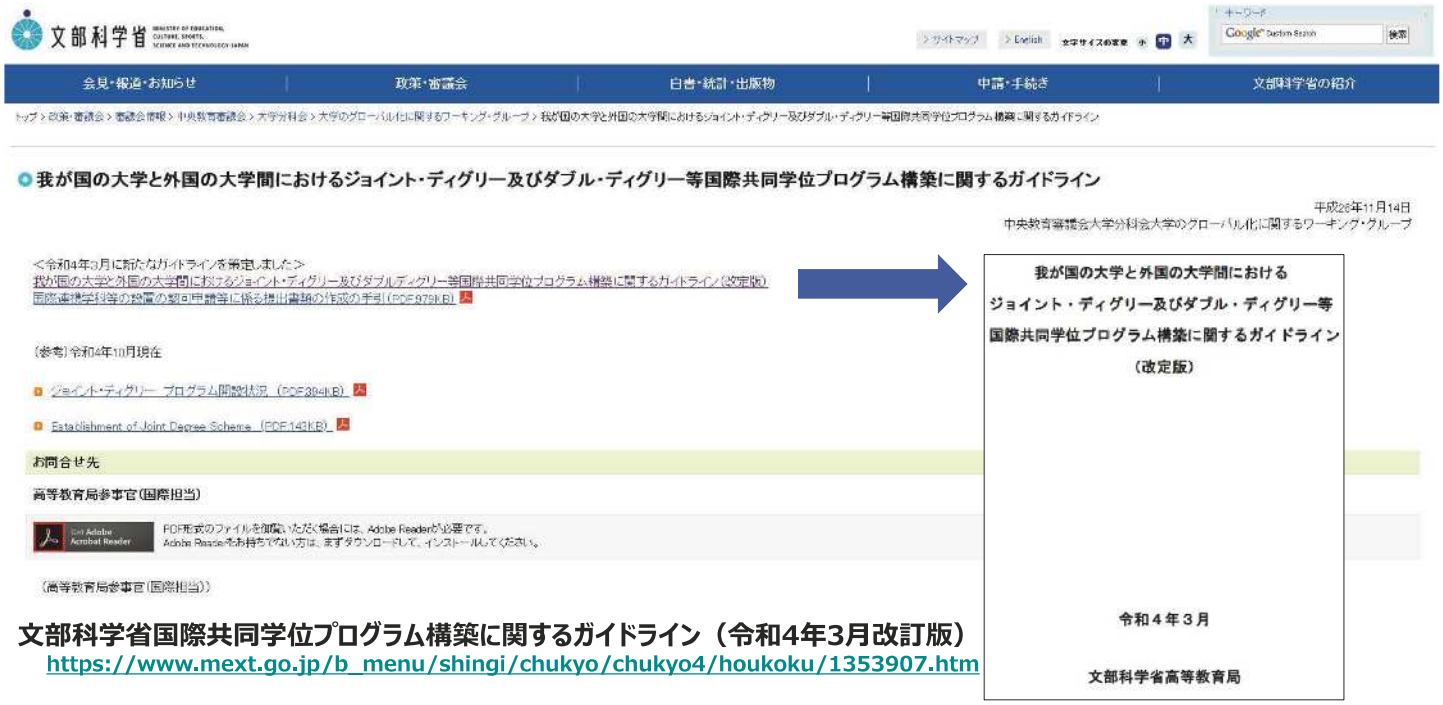

文部科学省国際共同学位プログラム構築に関するガイドライン（令和4年3月改訂版）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/1353907.htm

ジョイント・ディグリー・プログラム(JDP) ＊

外国の大学と**共同で単一の学位記**を授与するプログラムです．

＊二つの大学からそれぞれ個別の学位が授与されるダブル・ディグリー・プログラム(DDP)とは異なります。

JDPの基本的考え方

一つの大学では提供できない高度なプログラムを，他大学の教育資源を活用することにより提供可能にするものであり，大学が単独に学位を授与する段階から一歩踏み出し，**「国境を越えた集合体」として連携する大学が共同で学位を授与する**という，グローバルな時代背景に適合した取組です．九州大学大学院総合理工学府においては，これまでの伝統や理念を踏まえ，独自の特徴を伸張させつつ国際展開を図るものとして，これら組織的・継続的な国際教育連携に積極的に取り組みます．

文部科学省国際共同学位プログラム構築に関するガイドライン（令和4年3月改訂版）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/1353907.htm

学生にとっての意義

①一つの大学では得られない高度で付加価値の高い学修機会の獲得

②複数の国の高等教育機関等が共同で提供した教育プログラムを学修したことによる優位性の証明

③労働市場や進学など国際的に評価されるキャリア形成

④より短い期間、少ない経済的負担で複数の大学の連名による学位取得

⑤グローバルな国際共同研究やインターンシップの体験

文部科学省国際共同学位プログラム構築に関するガイドライン（令和4年3月改訂版）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/1353907.htm

大学にとっての意義

①海外におけるプレゼンスの強化・向上

②大学がその質を保証する学位留学プログラムとしての位置付けが可能となること

③外国の大学との国際教育連携を通じた教育内容の充実による国際競争力や魅力の向上

④優秀な学生の計画的な受入れ・派遣を通じた国際的な視野を持つ人材の育成

⑤外国 大学との連携を深めることによる教員の意識改革や連携の強化をはじめとした学内改革の契機

文部科学省国際共同学位プログラム構築に関するガイドライン（令和4年3月改訂版）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/1353907.htm

社会（企業・地域等）にとっての意義

①社会（企業・地域等）の必要とするグローバル人材の育成

②外国大学の学位を併せもつ学生としてその能力の判定が容易

③修了生が持つ我が国の大学と外国の大学を通じた人的ネットワークを獲得

④ＪＤの促進により国際展開に注力する大学が明確になることで、大学の特色を把握した上での採用活動が可能

⑤我が国の大学だけでは得難い、外国大学での教育を通じた生活やインターンシップの経験を 、企業や地域の国際活動に即戦力として活用可能

文部科学省国際共同学位プログラム構築に関するガイドライン（令和4年3月改訂版）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/1353907.htm

総合理工学府とアントワープ大学理学研究科のJDPの概要

1. 専攻名称
九州大学・アントワープ大学総合理工学国際連携専攻
Kyushu University-University Antwerp International Joint Doctoral Degree Program for Interdisciplinary Sciences

共同学位（イメージ）

2. 学位名称
博士（理学）／Doctor of Science

3. 目的
革新的な材料の開発による持続可能な国際社会の実現を目指し，材料創製の基本となるナノ構造解析・制御に関する様々な課題に対して，総合的かつ学際的な視点から革新的な解決策を提案・実行できる国際性豊かな学生を教育・育成するため，両当事者が国際的なリーダーシップを発揮している電子顕微鏡に関連する優れた人的及び教育・研究資源を活用し協力してJDPを設立する．

4. 育成する人材像
材料創製の基盤となるナノ構造解析・制御に関する諸問題に対し、総合的かつ学際的な視点から革新的な解決策を提案・実行できる国際性豊かな自立した学術研究者および高度専門職業人を育成する．

5. 募集定員
両大学より1名ずつ計2名（両大学に学籍を持つ）．

先方で人選中

6. 教員
専任教員：九州大学より9名，アントワープ大学よりX名，計YY名程度．
協力教員：アントワープ大学との研究交流を希望する九州大学の教員．

アントワープ大学の概要　1

University of Antwerp

アントワープ大学（ベルギー王国）は以下の3つの機関を起源として，1970年代初頭に連合大学となり，2003年に3者が合併して発足した新しい大学である．

UFSIA (Universitaire Faculteiten Sint-Ignatius Antwerpen)：1852年設立のヨーロッパで最初のビジネススクール．
RUCA (Rijksuniversitair Centrum Antwerpen)：1965年に3つの研究機関を統合して設立された総合大学．
UIA (Universitaire Instelling Antwerpen)：1971年に設立されたUFSIAとRUCAの大学院大学．

＊アントワープ市内に５つのキャンパスを有する．
＊理学部物理学科には九州大学超顕微解析研究センターに匹敵するヨーロッパ有数の**物質科学のための電子顕微鏡センター（EMAT: Electron Microscopy for Materials Science)**が併設されている．

アントワープ市中心地
❶ Stadscampus
❷ Campus Mutsaard

アントワープ市郊外
❸ Campus Middelheim
❹ Campus Groenenborger（EMAT）

ウィルレイク地区
❺ Campus Drie Eiken

アントワープ大学の概要　2（2023年1月現在）

学生数　21,428
・17.5%が127ヵ国の留学生
・学部：9,991
・修士：4,750
・Bridging and preparatory students: 1,678
・Advanced Master students: 894
・博士：2,171
・Postgraduate students: 793

同窓生数　80,000超

職員数　6,425
・23%が134ヵ国の外国籍
・教授：　706
・助教（Assistants）：336
・研究者: 3,374
・Advanced Master students: 894
・事務及び技術職員：1,563
・教育スタッフ: 106

https://www.uantwerpen.be/en/
https://www.uantwerpen.be/en/about-uantwerp/

教育プログラム　146
・学部：31
・修士：78
・Advanced Master：17
・博士：20
＊多様なJDPを設定している

学部　9
・応用工学部
・芸術学部
・経営・経済学部
・デザイン科学部
・法学部
・医学・健康科学部
・薬学・生物医学・獣医学部
・政治・社会科学部
・理学部・・・EMAT

教育方針
・教育と研究の融合
・国際化
・適性重視
・学生の活性化
・アントレプレナーシップ

国際的評価
●2000年以降および創設50年以下の大学ランキング

Times Higher Education Millennials 2020 – 5位
（2000年以降に創設された大学ランキング）
Times Higher Education 250 under 50 2022 – 7位
（創設50年未満の大学ランキング）
QS 50 under 50 2021 – 20位
（創設50年未満の大学ランキング）

●世界大学ランキング
Times Higher Education 2023–131位 (九州大学501～600位)
Shanghai(ARWU) 2022–201～200位 (九州大学301～400位)
QS World Ranking 2023–280位 (九州大学135位)
Best Global Universities Ranking 2023–223位 (九州大学349位)
Europe's Most Innovative Ranking 2019–93位

EMATの概要

EMAT
One of the leading electron microscopy centers in the world

EMAT is one of the leading electron microscopy centers in the world and has a vast expertise in both fundamental and applied electron microscopy. EMAT has several state of the art electron microscopes including two aberration corrected, high end FEI-Titan instruments, a dual beam FIB, an environmental SEM,...

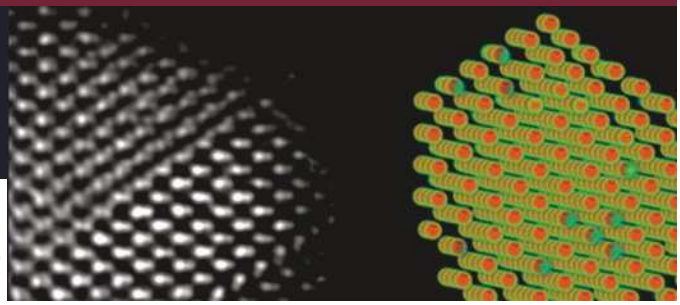

- **EMAT(Electron Microscopy for Materials Science)**は1971年に創設されたアントワープ大学理学部物理学科及びNANOLABセンター
に所属する世界を先導する電子顕微鏡センターの一つである.
- EMATには3台の収差補正走査透過電子顕微鏡を含む透過型電子顕微鏡（6台），走査電子顕微鏡（3台），X線回折装置（2台），電子顕微鏡試料の作製とデータの解析に必要な全ての装置およびソフトウェアが設置されている.
- EMATにはアントワープ大学理学部物理学科兼任の教員（8名）及び協力教員（1名），客員教員（2名）が在籍している.
- 2012～2021年に学術誌に掲載されたOriginal Paperは1,425報，博士学位授与者は59名である.

https://www.uantwerpen.be/en/research-groups/emat/
https://repository.uantwerpen.be/desktop/irua

教員組織編成と国際共同研究テーマ例

教員組織の特色
教員組織の構成は電子顕微鏡学・ナノ構造解析を主たる専門する者4名，物質創製・ナノ構造制御を主たる専門とする者3名，計算材料・ナノ構造制御を主たる専門とする者2名である．

専任教員

波多 聰 教授
電子顕微鏡
金属および超伝導材料の微細組織解析,合金の相変態,電子線トモグラフィー

飯久保 智 教授
材料創製・計算材料
第一原理計算と計算状態図を活用した新物質探索,金属組織制御法の開発

吉武 剛 教授
材料創製
ナノダイヤモンド膜の創製と硬質被膜,インプラント,NVセンター,ダイヤモンドデバイスへの応用

吾郷 浩樹 教授
材料創製
グラフェンや六方晶窒化ホウ素などの二次元物質の成長とエレクトロニクスへの応用

光原 昌寿 准教授
電子顕微鏡
構造用金属材料,力学特性,クリープ変形とその強化,転位論,電子顕微鏡による微細組織評価

山本 圭介 准教授
材料創製
IV族半導体材料・デバイス化技術・評価技術の研究

斉藤 光 准教授
電子顕微鏡
電子顕微鏡 / 電子線分光

辻 雄太 准教授
材料創製・計算材料
計算化学, 量子化学,理論化学,表面科学

赤嶺 大志 助教
電子顕微鏡
合金の相変態,形状記憶合金,磁性材料,電子顕微鏡による微細組織評価

国際共同研究テーマ（例）

例１）計算材料科学と電子顕微鏡データの融合

例２）2.5次元物質のナノ構造解析と制御

例３）電子線トモグラフィー技術の融合

例４）情報・計算科学を取り入れた四次元ナノ計測科学の革新

例５）次世代接着剤開発のための接着界面相互作用の分子論の確立

設置の趣旨と必要性

設置の趣旨

九州大学とアントワープ大学が**国際的なリーダーシップを発揮している電子顕微鏡に関連する優れた人的及び教育・研究資源を活用し，物質・材料・デバイス創製の基本となるナノ構造解析・制御に関する様々な課題に対して創造的な解決策を提案・実行できる国際性豊かな理工系リーダーを育成する**ことを目的として，「九州大学・アントワープ大学総合理工学国際連携専攻（博士後期課程）」を設置する．

設置の必要性

共通する専門分野において卓越した国際競争力を有し，かつ，それらがほぼ拮抗しつつも，異なる方向性や方法論を展開していることにより協奏・相乗的かつ相補的な教育研究効果が期待できる．その意味において，世界を先導する電子顕微鏡施設を有する九州大学とアントワープ大学による国際連携専攻の設置は，ナノ構造解析・制御技術を牽引する国際性豊かな研究人材の育成に必要不可欠である．

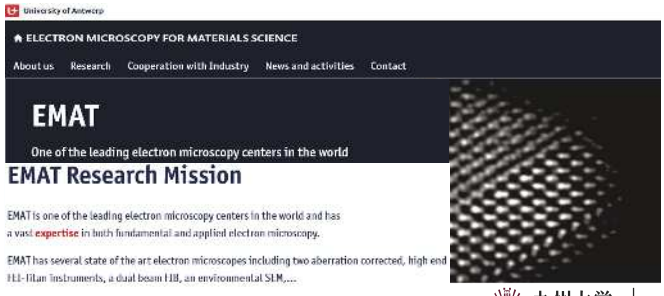

育成する人材像と専攻の特色

育成する人材像と修得すべき能力

理学と工学の両面から革新的な材料開発を通じた持続可能な国際社会の実現を目指し、材料創製の基盤となるナノ構造解析・制御に関する諸問題に対し、総合的かつ学際的な視点から創造的な解決策を提案・実行できる国際性豊かな自立した学術研究者および高度専門職業人を養成することを目的とする.

具体的には，本JD専攻を修了する学生は以下の能力を修得する必要がある.

1) **材料科学工学に関する高度かつ専門的な知識と技術.**
2) **材料創製の基盤となるナノ構造解析・制御に関する最新の高度な知識と技術.**
3) **国際的視野と異文化適応力を備えた人類・社会への奉仕を実践する実行力.**
4) **自立した研究者として国際的な活動の場における十分な意思疎通能力とリーダーシップ.**

専攻の特色

特色1：電子顕微鏡を用いた物質・材料のナノ構造解析とそれに基づくナノ構造制御の教育・研究分野において世界を牽引する研究者を教員として配置した専攻である.

特色2 ： 九州大学とアントワープ大学の電子顕微鏡に関連する環境，人的および教育・研究資源を協奏・相乗的かつ相補的に有効利用した国際共同研究を実施する.

特色3：国際共同研究等で得られた知見や成果を国際会議・シンポジウム等で国内外に広く公表し，博士論文研究の成果を高水準の国際的専門誌へ投稿することで，国際的な視野，優れた情報発信能力と高い専門性を涵養する.

KYUSHU UNIVERSITY 教育方法と学位取得までの履修スケジュール

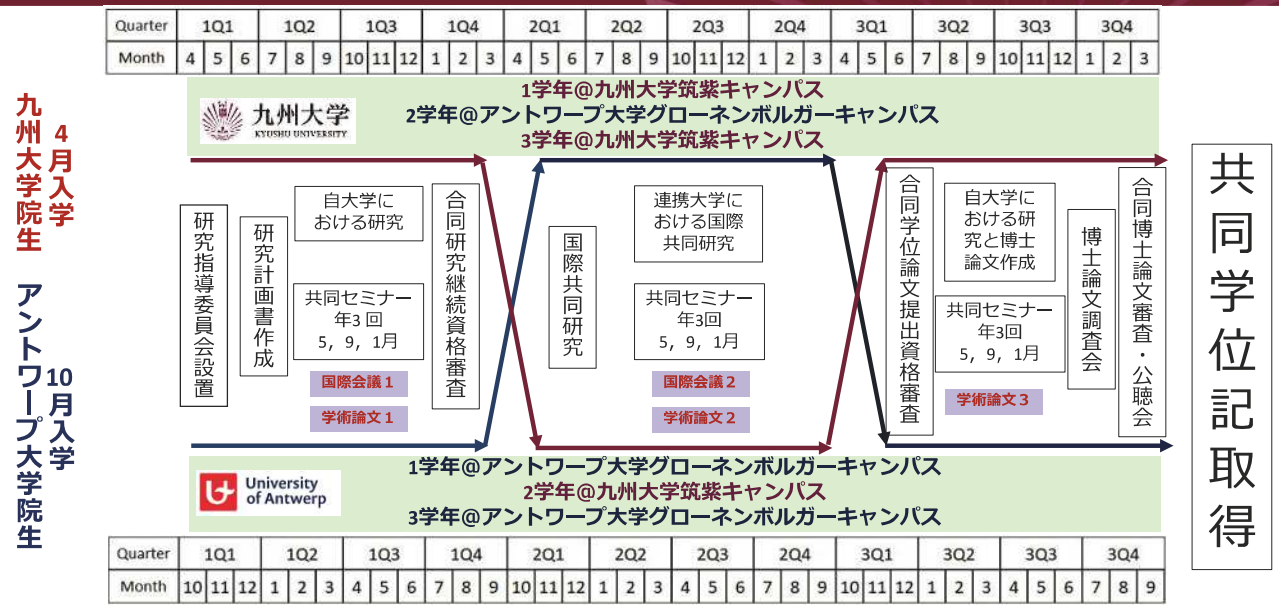

研究指導委員会 ：主指導教員と研究テーマに関連の深い連携大学に所属する副指導教員，両大学の専攻内外の複数名の専任教員より成る5～6名を一般的な構成とし，研究内容に対して様々な視点から助言や指導を行う．他大学院の教員や研究機関の研究員を加えることも可とする.

学位論文の提出資格 ：Web of Scienceに収録されている当該分野の学術雑誌に第一著者あるいは責任著者として 2編以上掲載されているか，掲載が決定していること.

博士論文調査委員会：研究指導員会を基本として，JD連絡協議会が指名する両大学委員を1名ずつ加えた構成とする.

修了要件：本専攻に3年以上在学し，相手側大学で６か月以上の国際共同研究に参画し，学位論文の提出資格を満し，博士論文の審査及び最終試験に合格すること.

資料8

【紹介動画】九州大学・アントワープ大学総合理工学国際連携専攻
https://www.youtube.com/watch?v=xExUF2GdLoA

資料9

総合理工学国際連携専攻(JDP)設置に関する企業アンケート

九州大学総合理工学府では2025年4月にベルギー王国アントワープ大学と総合理工学国際連携専攻(JDP)の開設を予定しています.

総合理工学国際連携専攻(JDP), 相手校であるアントワープ大学の概要や育成する人材像などに関する説明をご覧いただき, 本専攻の設置について, 学生を雇用する企業の立場から忌憚のないご意見をいただきたいと存じます.

アンケート結果およびいただいたご意見は文部科学省に提出する新専攻の設置申請書に反映させていただきます.

1. 九州大学・アントワープ大学のJDPで実施する教育研究に関心がありますか？

- ◯ とてもある
- ◯ ある
- ◯ あまりない
- ◯ 全くない

2. 理由（自由記述）

回答を入力してください

3. JDPでは九州大学とアントワープ大学の両大学から博士の共同学位が授与されます. 企業として修了生に関心がありますか？

- ◯ とてもある
- ◯ ある
- ◯ あまりない
- ◯ 全くない

4. 理由（自由記述）

回答を入力してください

5. JDPを修了した学生が貴社への就職を希望した場合，採用を検討されますか？

- ○ 積極的に検討する
- ○ 検討する
- ○ どちらともいえない
- ○ 検討しない

6. JDPのような国際共同プログラムを修了し国際的な視野をもった人材は、今後も社会において需要があると思いますか？

- ○ とてもそう思う
- ○ 思う
- ○ どちらともいえない
- ○ そうは思わない

7. JDPへのご質問やご意見があれば，自由に記述してください．

回答を入力してください

送信

資料10

総合理工学国際連携専攻(JDP)設置に関する企業アンケート結果

調査概要

【調査方法】Forms によるオンラインアンケート

【実施時期】2023 年 5 月・6 月

【対　　象】本 JDP の専門分野に関連の深い企業や研究機関の研究開発担当者および人事採用担当者　28 名

Q1.　九州大学・アントワープ大学の JDP で実施する教育研究に関心がありますか？

1. とてもある
2. ある
3. あまりない
4. 全くない

回答

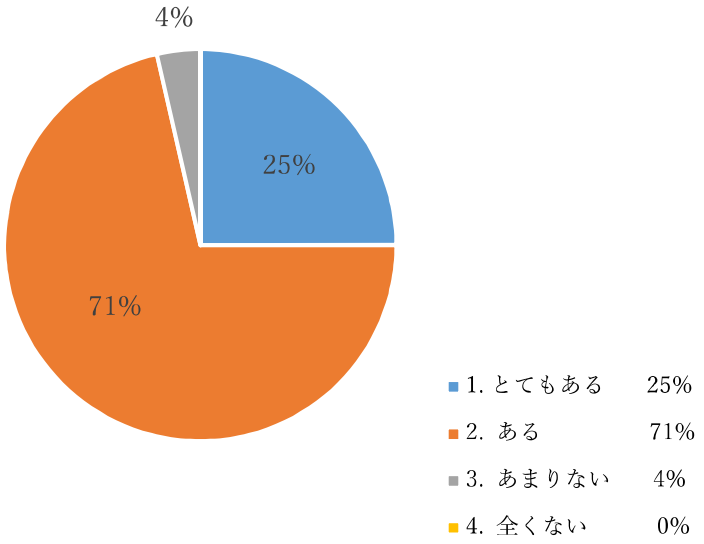

Q2. Q1.九州大学・アントワープ大学の JDP で実施する教育研究に関心がありますか?に対する理由（自由記述）

- 研究の国際化、企業のグローバル化が進展する状況下において、人材育成が大きな課題であるため
- 国際的な人材の育成、実際に使える語学力（半年から 1 年でどの程度力がつくのか不明ではあるが）

- 海外での学位を取得された学生は、その積極性や異文化理解、コミュニケーション能力が大変魅力です
- 海外の大学の学位も同時に得られることはメリットがあると思う
- EMAT はベルギーで唯一 e-Dream project に参加しており、今後の動向に関心があります
- DDP ほど工数をかけることなく、広い視野を手に入れることができる取り組みだと感じました
- 意欲的な取り組みだと思う。ただし実績が不明
- 留学の一形態ではあるもの、双方が責任をもってかかわるという点で、学生がどのように育つのか興味がある
- 国際的な視野を養う良い取り組みだと思う
- より専門性の高い教育研究が可能になることに期待する
- かなりユニークな取り組みだと思います
- グローバルに活躍していきたいと志す研究者（学生）の後押しをできる取り組みだと思います
- 具体的な研究内容や特に 2 年目に行う海外での研究の関連性や拡張性に興味があります
- 年ごとに選考を設けてある基準をクリアさせ、次のステップに移る手法は好ましいと思います。
- 学生の実験スキルや国際経験の向上には非常に有効なプログラムだと思います
- 個人の構想力などと共に、ネットワーク力は技術者の競争力そのものであり、若い段階から一つの研究課題を多角的な文化視点から取り組んだ経験の将来価値は極めて大きいと考える
- 日本と海外の垣根を下げる試みになると感じたため
- 人間の幅出しの効果は確実にあると思います
- これまで博士，PhD 不要を唱えてきた国内の企業においても，国際人材（技術者）の必要性が増してくると考えられるため
- （半導体分野に限って記述します）日本の半導体を復活させるために、海外の経験もある半導体人材の育成は重要だと思う
- 国際感覚を若いうちから磨いてほしい
- 多様性が必要であり，その先駆的な取り組みになる
- 明確な目的をもって他国の文化に触れながら研究を行える環境で、本人の成長が期待できる
- 企業としても非常に重要と考えられるナノ構造解析に注力されており、かつ国際的な視野に富んだ人材育成が期待できるから
- 珍しい取り組みのため、興味はある
- 両大学で学ぶことで研究の進め方だけでなく、様々な考え方や価値観に触れることができ、広い視野を持つ機会になると思います

Q3. JDP では九州大学とアントワープ大学の両大学から博士の共同学位が授与されます。企業として修了生に感心がありますか？

1. とてもある
2. ある
3. あまりない
4. 全くない

回答

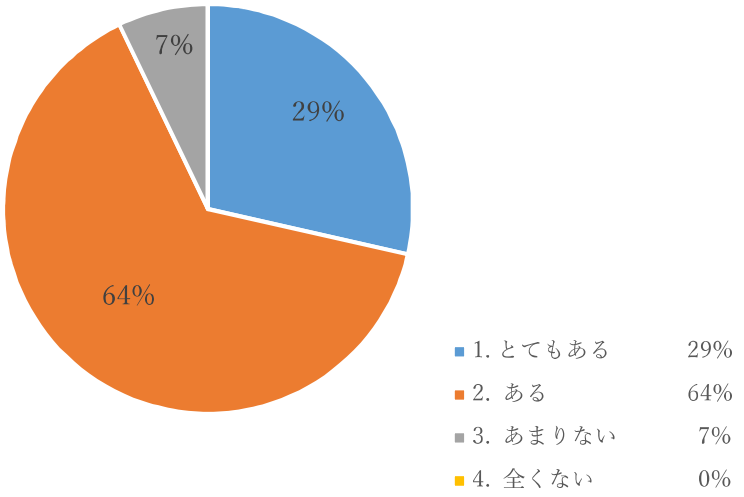

Q4. Q3. JDP では九州大学とアントワープ大学の両大学から博士の共同学位が授与されます。企業として修了生に感心がありますか？に対する理由（自由記述）

- 国際的な視野をもっていることが期待できるため
- 国際的な人材、人脈
- 国際感覚を身につけており、海外の企業とのビジネスに貢献してもらえると思うため
- 技術的なバックグラウンドと語学力他国際的なバックグランドがあることは非常にプラスと思う
- 研究者であっても海外で働く素養のある方が今後必要になると感じているため。今後研究開発を推進するために大学とのつながりを要望されることが多く、パイプを多く持つ学生の入社が必要であると感じている為
- 海外就業に関する敷居が低くなるという点、②複数の組織を経験したという点、③単純に研究者・技術者として視野が広がる
- 高度な専門性と広い視野を持っていると考えられる
- 海外とのネットワークを期待
- 学位が共同か単独かに関わらず、将来的にグローバルな人脈を活かせることを期待する
- 海外からの影響を受けた修了生がどのようなビジョンで就職先を希望するのか楽しみです グローバルな人材が必要な企業としてはまさにマッチング率は高くなると予想されます
- 若くして国際経験を積むことは大切。異なる考え方を受け入れる素養ができると考えます

この様な人材は貴重です。

- 上記理由と同じで、多角的な視点から課題にアプローチできるケイパビリティを備えていることが期待できる
- 当社が現状で必要とする人材像とは異なるため
- 一定期間の海外経験がある修了生が就職してくれる事は良い事
- 個人的には有りますが，残念ながら前述のように現時点において関心が有るのは企業の中でも少数派です
- (半導体分野に限って記述します)学位人材は、半導体を主たる生業とする企業に行ってほしい
- 国際性のある人材は今後活躍できる場面が増える
- 海外企業と英語でやりとりできる人材は必須
- 九州大学出身は採用，アントワープ大学出身は連携に興味あります
- 弊社では博士卒の方は修士卒の方に対し、3 年分の能力を求めるため、学位そのものよりも研究内容が実務とどれだけマッチしているかが採用のポイントです
- 電子顕微鏡メーカーとして関心があります
- 国際的な視野を持つ研究者が必要と考えている
- 当該分野の強化を考えているから
- どういったマッチングを図れるのは分からないところも多いが、関心あり
- ダイバーシティという観点では JDP でどのような経験をされたかは気になると思います。ただし採用に結びつくかは、学生さん個人とのマッチングになるので、JDP での経験がプラスになるかは学生さん次第だと思います

Q5　JDP を修了した学生が貴社への就職を希望した場合、採用を検討されますか？

1. 積極的に検討する
2. 検討する
3. どちらともいえない
4. 検討しない

回答

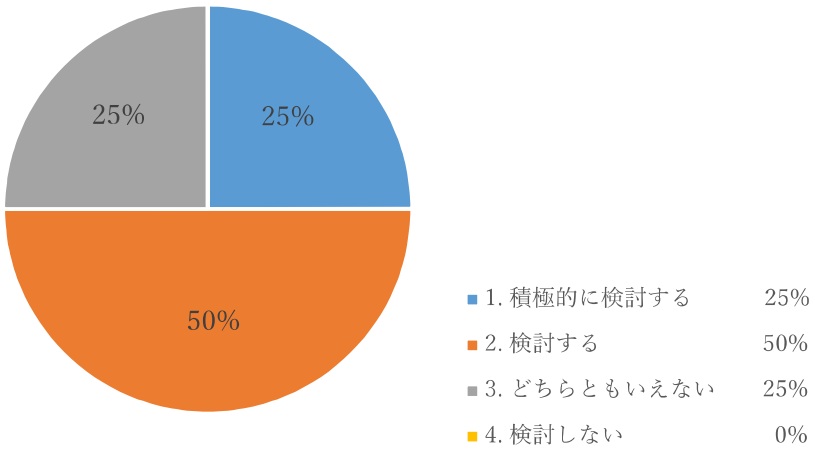

Q6. JDP のような国際共同プログラムを修了し国際的な視野をもった人材は、今後も社会において需要があると思いますか？

1. とてもそう思う
2. 思う
3. どちらともいえない
4. そうは思わない

回答

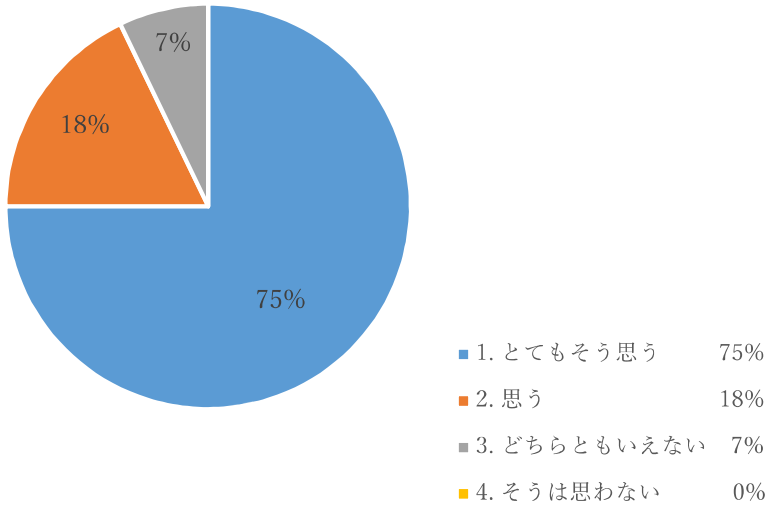

Q7. JDP への質問やご意見、本 JDP に期待することなど、自由に記述してください。

- 日本が今後も技術立国で有り続けるためには必要なプログラムだと思います
- 九州大学がこのようなプロラムを開設されることを海外で働く日本人として嬉しく思います
- 修了者が母国に戻るだけでなく、双方の国やそれ以外でも就職し活躍していくことを期待します
- 他大学からの学生を迎え入れることで、JDP に参加される学生以外にも良い影響を与えることができるように感じました
- 国際的な視点はとても重要だと思いますので、貴重な経験をつめるプログラムだと思いました
- この仕組みを利用して研究者や技術者が大きく育つことを期待します。ありきたりなカリキュラムをただ時間と共に進めるのではなく、少なくとも日本、海外の全く異なる環境で一つの目的（研究）を対称として学びを得ることは非常に重要だと思います。真にグローバルな人材を育てて行かれることを期待いたします

- 両方の大学で連携して行われる課題の本質に関わる議論、この過程での学生の成長に

期待します

- 個人としての意見になりますが、とても興味があるとともに、九州エリアの存在感がさらに増すような雰囲気を感じます
- 当社への応募など、採用ニーズがありましたら是非お聞かせいただきたい
- 我々のような企業ですとなかなか活躍の場を提供するのは難しいですが、ぜひ進めていただきたいと思います
- 人次第になります。ポテンシャルの高い学生をどのようにこの教育にもっていくかが大事と思います
- 博士課程３年間の場合、研究以外の学生さんの負担が大きいように思います。博士課程進学を前提として、修士課程にまで拡充したほうがより充実するように思われます
- このプログラムを修了した学生が、大学や研究機関でなく企業に就職してくれるのかについては未知数と感じます
- 博士課程修了となると、採用後の職位（初任給）などに影響がある可能性があるため、取り扱いについて社内で議論が必要です
- サイトを変えた場合、研究の深みがあるのか？３年で学位が取得できるのか疑問がある。現在の学振とかで留学して、卒業延期した場合とどちらがいいのかよくわからない。３年と銘打たないほうが良いのでは？
- 3 年間の中の 1 年間をアントワープ大学でという事だが、きちんとした成果を得るための期間として短いのでは、と思う
- 企業への研究紹介内容の紹介やマッチングなど機会も検討の価値あり
- 実質的に交互に一年ずつ滞在、ということになると、研究テーマの継続性を持ちつつ両者の特色を生かすことが重要になる。教員同士の事前の意思疎通を重視していただきたい
- 単年度ごとに審査もあり、指導者も変わることから、研究テーマが小粒にならないか、といった点が少し気になりました
- 日本の学生は内向き志向が強いので変革が必要。海外からの学生受け入れも増やすべき

別記様式第３号（その１）

（用紙　日本工業規格Ａ４縦型）

教　　員　　名　　簿

学　　長　　の　　氏　　名　　等						
調書番号	役職名	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有学位等	月額基本給（千円）	現　職 （就任年月）
－	学長	ｲｼﾊﾞｼ　ﾀﾂﾛｳ 石橋　達朗 ＜令和2年10月＞		医学博士		九州大学学長 （令和2年10月～令和8年9月）

（注）　高等専門学校にあっては校長について記入すること。

別記様式第３号（その２の２）

（用紙　日本産業規格Ａ４横型）

教　　員　　の　　氏　　名　　等

（総合理工学府 九州大学・アントワープ大学総合理工学国際連携専攻）（九州大学）

調書番号	教員区分	職位	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有学位等	月額基本給(千円)	担当授業科目の名称	配当年次	担当単位数	年間開講数	現職(就任年月)	申請に係る研究科等の職務に従事する週当たり平均日数
1	専	教授	ﾊﾀ ｻﾄｼ 波多 聰 ＜令和7年4月＞		博士 (工学)		(研究指導)	1～3通	－	－	九州大学大学院 総合理工学研究院 教授 (平6.4)	5
2	専	教授	ｱｺﾞｳ ﾋﾛｷ 吾郷 浩樹 ＜令和7年4月＞		博士 (工学)		(研究指導)	1～3通	－	－	九州大学大学院 総合理工学研究院 教授 (平15.4)	5
3	専	教授	ｲｲｸﾎﾞ ｻﾄｼ 飯久保　智 ＜令和7年4月＞		博士 (理学)		(研究指導)	1～3通	－	－	九州大学大学院 総合理工学研究院 教授 (令3.4)	5
4	専	教授	ﾖｼﾀｹ ﾂﾖｼ 吉武 剛 ＜令和7年4月＞		博士 (情報工学)		(研究指導)	1～3通	－	－	九州大学大学院 総合理工学研究院 教授 (平8.4)	5
5	専	准教授	ﾐﾂﾊﾗ ﾏｻﾄｼ 光原 昌寿 ＜令和7年4月＞		博士 (工学)		(研究指導)	1～3通	－	－	九州大学大学院 総合理工学研究院 准教授 (平22.4)	5
6	専	准教授	ｻｲﾄｳ ﾋｶﾙ 斉藤 光 ＜令和7年4月＞		博士 (理学)		(研究指導)	1～3通	－	－	九州大学大学院 先導物質化学研究所 准教授 (平28.3)	5
7	専	准教授	ﾂｼﾞ ﾕｳﾀ 辻　雄太 ＜令和7年4月＞		博士 (工学)		(研究指導)	1～3通	－	－	九州大学大学院 総合理工学研究院 准教授 (平28.8)	5
8	専	准教授	ﾔﾏﾓﾄ ｹｲｽｹ 山本　圭介 ＜令和7年4月＞		博士 (工学)		(研究指導)	1～3通	－	－	九州大学大学院 総合理工学研究院 准教授 (平25.1)	5
9	専 (調)	准教授	ｲｼﾀﾞ ﾖｳﾍｲ 石田　洋平 ＜令和7年4月＞		博士 (工学)		(研究指導)	1～3通	－	－	九州大学大学院 総合理工学研究院 准教授 (令5.12)	5
10	専	助教	ｱｶﾐﾈ ﾋﾛｼ 赤嶺　大志 ＜令和7年4月＞		博士 (工学)		(研究指導)	1～3通	－	－	九州大学大学院 総合理工学研究院 助教 (平29.4)	5

別記様式第３号（その２の２）

（用紙　日本産業規格Ａ４横型）

教　　員　　の　　氏　　名　　等

（総合理工学府 九州大学・アントワープ大学総合理工学国際連携専攻）（アントワープ大学）

調書番号	教員区分	職位	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有学位等	月額基本給（千円）	担当授業科目の名称	配当年次	担当単位数	年間開講数	現職（就任年月）	申請に係る研究科等の職務に従事する週当たり平均日数
1	外国	教授相当 Full Research Professor	Sara BALS	－	Ph.D. Physics	－	（研究指導）	1～3通	－	－	Full Research Professor, Department of Physics,University of Antwerp	－
2	外国	教授相当 Full Research Professor	Sandra VAN AERT	－	PhD	－	（研究指導）	1～3通	－	－	Full Research Professor, Department of Physics,University of Antwerp	－
3	外国	教授相当 Full Professor	Johan VERBEECK	－	Ph.D. Physics	－	（研究指導）	1～3通	－	－	Full Professor, Department of Physics,University of Antwerp	－
4	外国	教授相当 Full Professor	Joke HADERMANN	－	PhD	－	（研究指導）	1～3通	－	－	Full Professor, Department of Physics,University of Antwerp	－
5	外国	教授相当 Professor	Dirk LAMOEN	－	PhD	－	（研究指導）	1～3通	－	－	Professor, Department of Physics,University of Antwerp	－
6	外国	教授相当 Full Professor	Milorad MILOSEVIC	－	Ph.D. Physics	－	（研究指導）	1～3通	－	－	Full Professor, Department of Physics,University of Antwerp	－
7	外国	教授相当 Professor	Bart PARTOENS	－	Ph.D. Physics	－	（研究指導）	1～3通	－	－	Professor, Department of Physics,University of Antwerp	－
8	外国	教授相当 Full Research Professor	Annemie BOGAERTS	－	PhD	－	（研究指導）	1～3通	－	－	Full Research Professor, Department of Chemistry,University of Antwerp	－
9	外国	教授相当 Professor	Erik NEYTS	－	PhD	－	（研究指導）	1～3通	－	－	Professor, Department of Chemistry,University of Antwerp	－

別記様式第３号（その３の１）

（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

基幹教員の年齢構成・学位保有状況										
職　位	学　位	29 歳 以 下	30 ～ 39 歳	40 ～ 49 歳	50 ～ 59 歳	60 ～ 64 歳	65 ～ 69 歳	70 歳 以 上	合　計	備　考
教　授	博　士	－	－	1名	3名	－	－	－	4名	申請大学の教員の状況
	修　士	－	－	－	－	－	－	－	－	
	学　士	－	－	－	－	－	－	－	－	
	短期大学士	－	－	－	－	－	－	－	－	
	その他	－	－	－	－	－	－	－	－	
准教授	博　士	－	3名	2名	－	－	－	－	5名	申請大学の教員の状況
	修　士	－	－	－	－	－	－	－	－	
	学　士	－	－	－	－	－	－	－	－	
	短期大学士	－	－	－	－	－	－	－	－	
	その他	－	－	－	－	－	－	－	－	
講　師	博　士	－	－	－	－	－	－	－	－	
	修　士	－	－	－	－	－	－	－	－	
	学　士	－	－	－	－	－	－	－	－	
	短期大学士	－	－	－	－	－	－	－	－	
	その他	－	－	－	－	－	－	－	－	
助　教	博　士	－	1名	－	－	－	－	－	1名	申請大学の教員の状況
	修　士	－	－	－	－	－	－	－	－	
	学　士	－	－	－	－	－	－	－	－	
	短期大学士	－	－	－	－	－	－	－	－	
	その他	－	－	－	－	－	－	－	－	
合　計	博　士	－	4名	3名	3名	－	－	－	10名	申請大学の教員の状況
	修　士	－	－	－	－	－	－	－	－	
	学　士	－	－	－	－	－	－	－	－	
	短期大学士	－	－	－	－	－	－	－	－	
	その他	－	－	－	－	－	－	－	－	

（注）
1　この書類は，申請又は届出に係る学部等ごとに作成すること。
2　この書類は，基幹教員についてのみ作成すること。
3　この書類は，申請又は届出に係る学部等の開設後，当該学部等の修業年限に相当する期間が満了する年度における状況を記載すること。
4　「基幹教員の年齢構成・学位保有状況」欄の「基幹教員」は，大学院の研究科又は研究科の専攻の場合，「専任教員」と読み替えること。